

取引規程（需給調整市場）

2025年 3 月 14 日 実施

一般社団法人電力需給調整力取引所

目 次

第1章 総則

第1条	(目的)	1
第2条	(定義)	1
第3条	(休業日・営業日および営業時間)	14

第2章 取引共通

第4条	(取引会員資格)	14
第5条	(資産上の要件)	15
第6条	(欠格事由)	15
第7条	(加入手続)	15
第8条	(審査手続および取引会員資格の取得)	16
第9条	(任意脱退)	16
第10条	(当然脱退)	16
第11条	(脱退の効果)	16
第12条	(取引資格)	16
第13条	(リソース等が満たすべき要件)	17
第14条	(電力制御セキュリティの確認)	26
第15条	(システム売買方式による取引等)	27
第16条	(禁止行為)	27
第17条	(需給調整市場システムへのデータ登録)	28
第18条	(調整電力量料金に適用する単価の登録)	28
第19条	(各リスト・パターンの登録)	29
第20条	(規程類の遵守)	31

第3章 事前審査

第21条	(性能確認)	31
第22条	(確認項目)	31
第23条	(性能データに関わる提出資料)	31
第24条	(実働試験の実施方法)	31

第4章 取引の実施

第25条	(取引)	32
第26条	(取引対象の Δ kW)	32
第27条	(取引の実施方法)	32
第28条	(実施日)	32
第29条	(Δ kWの入札単位)	32
第30条	(入札受付時間)	32

第5章 入札

第31条	(入札方法等)	33
------	---------	----

第6章 約定処理

第32条	(約定)	33
第33条	(約定の通知)	33
第34条	(計画等の提出)	33

第7章 調整の実施

第35条	(調整の実施の原則)	33
第36条	(約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え)	33
第37条	(単独発電機または各リスト・パターンにおけるトラブル対応)	34
第38条	(ΔkWの供出協力)	34

第8章 アセスメント

第39条	(アセスメント)	34
------	----------	----

第9章 ペナルティ

第40条	(ペナルティ)	34
第41条	(アセスメント要件不適合時の対応)	36

第10章 精算

第42条	(電力量の計量)	39
第43条	(調整電力量の算定)	39
第44条	(返還情報の登録)	41
第45条	(料金の算定期間)	42
第46条	(決済の対象)	42
第47条	(支払義務の発生)	44
第48条	(事業税相当額)	44
第49条	(消費税等相当額)	44
第50条	(単位および端数処理)	45
第51条	(料金等の授受)	45

第11章 違約処理

第52条	(違約処理)	48
第53条	(取引停止)	48
第54条	(違約者の入札の扱い)	48

第12章 雑則

第55条	(知的財産権の取扱い)	49
第56条	(取引情報の機密保持)	49
第57条	(掲示事項)	49
第58条	(市況の報告)	49
第59条	(システム障害の特例措置)	50
第60条	(市場運営者の免責)	50
第61条	(臨機の処置)	50
第62条	(細目的事項)	51
第63条	(言語)	51
第64条	(改定)	51
第65条	(反社会的勢力の排除)	51

第13章 売買手数料

第66条	(売買手数料)	52
------	---------	----

別 表	280
-----	-----

第1章 総則

(目的)

第1条 取引規程（需給調整市場）、取引規程別冊（三次調整力②）、取引規程別冊（三次調整力①）、取引規程別冊（二次調整力②）、取引規程別冊（二次調整力①）、取引規程別冊（一次調整力）および取引規程別冊（複合約定）（以下、「本規程」という）は、需給調整市場（以下、「本市場」という）におけるF I T特例制度①およびF I T特例制度③を利用している再生可能エネルギーの予測誤差に対応する「三次調整力②（RR-F I T）」、ゲートクローズ以降に生じる予測誤差（長周期成分）および電源脱落等に対応する「三次調整力①（RR）」、ゲートクローズ以降に生じる予測誤差（長周期成分）に対応する「二次調整力②（FRR）」、時間内変動（短周期成分）および電源脱落等に対応する「二次調整力①（S-FRR）」、時間内変動（極短周期成分）および電源脱落等に対応する「一次調整力（FCR）」の取引、運用、精算等に関する事項について定める。

なお、一般送配電事業者（沖縄電力株式会社を除く）は、全国一市場（沖縄電力株式会社の供給区域を除く）で「三次調整力②（RR-F I T）」、「三次調整力①（RR）」、「二次調整力②（FRR）」、「二次調整力①（S-FRR）」および「一次調整力（FCR）」を調達し、余力活用に関する契約として調達した電源等とあわせ、全国広域的に上げ調整および下げ調整を行うことで全国大で最経済となることを目指す。

(定義)

第2条 次の用語は、本規程においてそれぞれ次の意味で使用する。

(1) 市場運営者

本市場を運営する一般社団法人電力需給調整力取引所をいう。なお、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、および九州電力送配電株式会社は、市場運営者からの委託にもとづき、属地エリアの一般送配電事業者として、本市場の運営に係る業務を行うことがある。

(2) 取引会員

市場運営者が第8条（審査手続および取引会員資格の取得）第4項により資格を付与した者

(3) リソース

調整に用いる発電機等（発電リソース）（受電電圧が高圧および特別高圧の

発電機等に限る) および需要家等 (需要リソース) (需要抑制により電力量を供出する場合に限る)

(4) 単独発電機

契約受電電力が1,000キロワット以上の発電リソースをアグリゲートせず取引会員が取引に用いる入札の単位をいう。

(5) 発電機リスト・パターン

契約受電電力が原則として1,000キロワット未満の発電リソースのみをアグリゲートして入札に用いる場合に、取引会員が取引に用いる入札の単位をいい、パターン番号、供出可能量およびリソースに関する情報 (受電地点特定番号、発電所名称、住所、契約受電電力、電圧区分、電源等種別、発電方式、火力燃料種別、BGコード、系統コード) 等を記載したリスト

(6) 需要家リスト・パターン

需要リソースのみを用いる場合に、取引会員が取引に用いる入札の単位をいい、パターン番号、供出可能量およびリソースに関する情報 (供給地点特定番号、需要家名称、住所、契約電力、電圧区分、供出方法、小売電気事業者情報、他の需要抑制契約情報) 等を記載したリスト

(7) ネガポジリスト・パターン

契約受電電力が原則として1,000キロワット未満の発電リソースおよび需要リソースをアグリゲートして入札に用いる場合、受電地点と供給地点が同一となる地点 (以下、「同一地点」という) の発電リソースおよび需要リソースを併せて入札に用いる場合 (この入札単位を以下、「地点単位」という) または地点単位での供出可能量が原則として1,000キロワット未満で他地点のリソースとアグリゲートして入札に用いる場合に、取引会員が取引に用いる入札の単位をいい、パターン番号、供出可能量およびリソースに関する情報 (需要リソースの場合は供給地点特定番号、需要家名称、住所、契約電力、電圧区分、供出方法、小売電気事業者情報、他の需要抑制契約情報、発電リソースの場合は受電地点特定番号、発電所名称、住所、契約受電電力、電圧区分、電源等種別、発電方式、火力燃料種別、BGコード、系統コード) 等を記載したリスト

(8) 属地エリア

取引に用いられるリソースが託送供給等に関する契約の対象となる一般送配電事業者のエリア (沖縄電力株式会社の供給区域を除く)

(9) ΔkW

落札時間において、必要な能力をもった調整電源を調達した量で調整できる状態で確保し、必要なときに指令できる権利

(10) 調整電力量

属地エリアの一般送配電事業者の指令にもとづく発電または需要抑制によ

り供出した送電端における電力量（キロワット時）

(11) 供出可能量

属地エリアの一般送配電事業者の指令または自端制御による周波数偏差にもとづく発電または需要抑制により供出が可能な送電端における電力（キロワット）。一次調整力において、属地エリアの一般送配電事業者の中給システムと専用線オンラインで接続（以下、単に「専用線オンラインで接続」という）する場合は、基準周波数から0.6ヘルツの周波数低下継続時に供出が可能な送電端における電力（キロワット）または、基準周波数から1.0ヘルツの周波数低下で10秒以内に供出可能な送電端における電力（キロワット）の小さい方の値を供出可能量とする。

(12) 供出電力（30分）

属地エリアの一般送配電事業者の指令にもとづく発電または需要抑制により供出した30分ごとの平均電力（キロワット）

(13) 供出電力（1分）

属地エリアの一般送配電事業者の指令にもとづく発電または需要抑制により供出した1分ごとの平均電力（キロワット）

(14) 供出電力（属地周期）

属地エリアの一般送配電事業者の指令または自端制御による周波数偏差にもとづく発電または需要抑制により供出した属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの平均電力（キロワット）

(15) 供出電力（1秒）

自端制御による周波数偏差にもとづく発電または需要抑制により供出した1秒ごとの平均電力（キロワット）

(16) 応動時間

三次調整力②、三次調整力①、二次調整力②および二次調整力①の場合は、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから供出可能量まで出力を変化するために要する時間。一次調整力において、専用線オンラインで接続する場合は、基準周波数から1.0ヘルツの周波数低下が継続した場合に供出可能量まで出力を変化するために要する時間、監視方法がオフラインの場合は、基準周波数から0.2ヘルツ（北海道電力ネットワーク株式会社の属地エリアにおいては0.3ヘルツ）の周波数低下が継続した場合に供出可能量まで出力を変化するために要する時間

(17) 継続時間

供出可能量または属地エリアの一般送配電事業者から指令された値（以下、「指令値」という）に応じた量を継続して供出し続けることが可能な時間

(18) 遅れ時間

属地エリアの一般送配電事業者の指令を受信または自端で周波数偏差を検知してからリソースが出力変化を開始するまでに要する時間（周波数計測遅れ、制御ロジックの演算遅れ、実機器の制御遅れ等で構成）

(19) 上り伝送遅延時間

専用線オンラインで接続するリソースにおいて、取引会員が瞬時供出電力を属地エリアの一般送配電事業者へ送信した時刻から、属地エリアの一般送配電事業者が受信する時刻までの通信設備の伝送に要する時間

(20) 調定率

周波数偏差とリソースの出力変化量の関係性における傾きを示すもの

(21) 周波数計測間隔

連続的に変動する周波数に対して、周波数偏差を検知する時間の粒度

(22) 周波数計測誤差

ある時刻においてリソースが自端で検出した周波数と、系統における周波数のかい離

(23) 不感帯

周波数偏差が発生している場合でもリソースの出力変化を不要とする範囲

(24) 30分約定時計画提出ブロック

三次調整力②のみに約定している場合に、次の3時間単位に区切り、約定した商品ブロックが含まれる3時間単位の計画提出する期間、または余力活用に関する契約を締結し、三次調整力②相当の機能のみを有する場合は実需給日に提出する3時間単位の計画提出する期間。

イ 0時00分から3時00分まで

ロ 3時00分から6時00分まで

ハ 6時00分から9時00分まで

ニ 9時00分から12時00分まで

ホ 12時00分から15時00分まで

ヘ 15時00分から18時00分まで

ト 18時00分から21時00分まで

チ 21時00分から24時00分まで

(25) 基準値

需要リソースが調整を行わない場合に想定される小売電気事業者単位かつ30分ごとの需要電力量を属地エリアの「託送供給等約款」で定める損失率で修正した計画（キロワット時）

(26) 基準値計画

需要リソースを用いる場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商品ブロックの1時間前から当該約定した商品ブロックの終了時刻に亘る基準値（キ

ロワット時)。

ただし、三次調整力②のみに約定している場合は、約定した商品ブロックが含まれる30分約定時計画提出ブロックの1時間前から当該約定した商品ブロックが含まれる30分約定時計画提出ブロックの終了時刻に亘る基準値(キロワット時)。

なお、直前計測型または逐次計測型の場合、約定した商品ブロックの開始時刻から当該約定した商品ブロックの終了時刻に亘る基準値(キロワット時)

(27) 合計基準値

基準値を30分ごとに需要家リスト・パターン単位およびネガポジリスト・パターン単位に合計した値(キロワット時)

(28) 合計基準値電力

合計基準値を2倍して電力に換算した値。なお、直前計測型の場合は1分基準値電力(直前計測型)、属地周期基準値電力(直前計測型)または1秒基準値電力(直前計測型)(キロワット)とし、逐次計測型の場合は属地周期基準値電力(逐次計測型)または1秒基準値電力(逐次計測型)(キロワット)

(29) 実働試験基準値電力

試験実施直前の60分+試験時間(以下、「実働試験対象時間」という)における需要家リスト・パターン単位およびネガポジリスト・パターン単位(リソース単位での試験を希望する場合は、リソース単位)かつ5分ごとの需要リソースが調整を行わない場合の需要想定値を属地エリアの「託送供給等約款」で定める損失率で修正した値(キロワット)

(30) 事前予測型

あらかじめ予測した需要電力量を用いて基準値等を設定する方法

(31) 直前計測型

約定した商品ブロック直前の需要の実績(属地エリアの「託送供給等約款」で定める損失率で修正した値とする)(以下、「需要実績」という)を用いて基準値等を設定する方法

(32) 逐次計測型

一次調整力において約定した商品ブロックを5分ごとに区切り、基準値等を設定する方法。各基準値等は当該5分ごとの区切りの開始時刻の直前5分間の需要実績を用いて設定する。

(33) 1分基準値電力(事前予測型)

合計基準値電力に整合する需要家リスト・パターン単位およびネガポジリスト・パターン単位かつ1分ごとの需要想定値を属地エリアの「託送供給等約款」で定める損失率で修正した計画(キロワット)

(34) 属地周期基準値電力(事前予測型)

合計基準値電力に整合する需要家リスト・パターン単位およびネガポジリスト・パターン単位かつ属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要想定値を属地エリアの「託送供給等約款」で定める損失率で修正した計画（キロワット）

(35) 1秒基準値電力（事前予測型）

合計基準値電力に整合する需要家リスト・パターン単位およびネガポジリスト・パターン単位かつ1秒ごとの需要想定値を属地エリアの「託送供給等約款」で定める損失率で修正した計画（キロワット）

(36) 1分基準値電力（直前計測型）

簡易指令システムを用いたオンラインで接続（以下、単に「簡易指令システムで接続」という）する場合は、需要家リスト・パターン単位およびネガポジリスト・パターン単位かつ1分ごとの需要実績の商品ブロック開始前5点平均値（キロワット）。専用線オンラインで接続する場合は、需要家リスト・パターン単位およびネガポジリスト・パターン単位かつ属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績の商品ブロック開始前5分間の平均値（キロワット）

(37) 属地周期基準値電力（直前計測型）

需要家リスト・パターン単位およびネガポジリスト・パターン単位かつ属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績の商品ブロック開始前5分間の平均値（キロワット）

(38) 1秒基準値電力（直前計測型）

需要家リスト・パターン単位およびネガポジリスト・パターン単位かつ1秒ごとの需要実績の商品ブロック開始前5分間の平均値（キロワット）

(39) 属地周期基準値電力（逐次計測型）

需要家リスト・パターン単位およびネガポジリスト・パターン単位かつ属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績の5分間の平均値（キロワット）。なお、5分間の平均値に用いる需要実績は、商品ブロックを5分ごとに区切った場合の、当該5分ごとの区切りの開始時刻の直前5分間とする。

(40) 1秒基準値電力（逐次計測型）

需要家リスト・パターン単位およびネガポジリスト・パターン単位かつ1秒ごとの需要実績の5分間の平均値（キロワット）。なお、5分間の平均値に用いる需要実績は、商品ブロックを5分ごとに区切った場合の、当該5分ごとの区切りの開始時刻の直前5分間とする。

(41) 1分基準値電力計画（事前予測型）

需要リソースを用いる場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商品ブ

ロックの1時間前から当該約定した商品ブロックの終了時刻に亘る1分基準値電力（事前予測型）（キロワット）

(42) 属地周期基準値電力計画（事前予測型）

需要リソースを用いる場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商品ブロックの1時間前から当該約定した商品ブロックの終了時刻に亘る属地周期基準値電力（事前予測型）（キロワット）

(43) 1秒基準値電力計画（事前予測型）

需要リソースを用いる場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商品ブロックの1時間前から当該約定した商品ブロックの終了時刻に亘る1秒基準値電力（事前予測型）（キロワット）

(44) 1分基準値電力計画（直前計測型）

約定した商品ブロックの開始時刻から当該約定した商品ブロックの終了時刻に亘る1分基準値電力（直前計測型）（キロワット）

(45) 属地周期基準値電力計画（直前計測型）

約定した商品ブロックの開始時刻から当該約定した商品ブロックの終了時刻に亘る属地周期基準値電力（直前計測型）（キロワット）

(46) 1秒基準値電力計画（直前計測型）

約定した商品ブロックの開始時刻から当該約定した商品ブロックの終了時刻に亘る1秒基準値電力（直前計測型）（キロワット）

(47) 直前計測型基準値内訳実績

直前計測型または逐次計測型を選択する場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商品ブロックの開始時刻から当該約定した商品ブロックの終了時刻に亘る基準値相当の需要実績（1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）、1秒基準値電力（直前計測型）および1秒基準値電力（逐次計測型））をキロワット時に換算した値における小売電気事業者単位かつ30分ごとの内訳

(48) 属地周期基準値電力計画（逐次計測型）

約定した商品ブロックの開始時刻から当該約定した商品ブロックの終了時刻に亘る属地周期基準値電力（逐次計測型）（キロワット）

(49) 1秒基準値電力計画（逐次計測型）

約定した商品ブロックの開始時刻から当該約定した商品ブロックの終了時刻に亘る1秒基準値電力（逐次計測型）（キロワット）

(50) 発電販売計画

発電契約者が電力広域的運営推進機関に提出する30分ごとの発電リソースの稼働計画（属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」にもとづき修正された場合は修正後の値）（キロワット時）

(51) 発電計画

発電販売計画における系統コード単位かつ30分ごとの稼働計画（キロワット時）

(52) 合計発電計画

発電計画を30分ごとに発電機リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターン単位に合計した値（キロワット時）

(53) 需要調達計画

小売電気事業者が電力広域的運営推進機関に提出する30分ごとの需要リソースの計画（属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」にもとづき修正された場合は修正後の値）（キロワット時）

(54) 発電計画電力

発電計画を2倍して電力に換算した値（キロワット）

(55) 合計発電計画電力

合計発電計画を2倍して電力に換算した値（キロワット）

(56) 1分発電計画電力

単独発電機の場合は、発電計画電力に整合する系統コード単位かつ1分ごとの稼働計画（キロワット）。発電機リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターンの場合は、合計発電計画電力に整合する発電機リスト・パターン単位およびネガポジリスト・パターン単位かつ1分ごとの稼働計画（キロワット）

(57) 属地周期発電計画電力

単独発電機の場合は、発電計画電力に整合する系統コード単位かつ属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの稼働計画（キロワット）。発電機リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターンの場合は、合計発電計画電力に整合する発電機リスト・パターン単位およびネガポジリスト・パターン単位かつ属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの稼働計画（キロワット）

(58) 1秒発電計画電力

合計発電計画電力に整合する発電機リスト・パターン単位およびネガポジリスト・パターン単位かつ1秒ごとの稼働計画（キロワット）

(59) 1分発電計画電力計画

発電リソースを用いる場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商品ブロックの時間帯における1分発電計画電力（キロワット）

(60) 属地周期発電計画電力計画

発電リソースを用いる場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商品ブロックの時間帯における属地周期発電計画電力（キロワット）

(61) 1秒発電計画電力計画

発電リソースを用いる場合に、取引会員が本市場に提出する約定した商品ブロックの時間帯における1秒発電計画電力（キロワット）

(62) 発電上限

発電販売計画における系統コード単位かつ30分ごとの発電可能な最大量（キロワット時）

(63) 合計発電上限

発電上限を30分ごとに発電機リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターン単位に合計した値（キロワット時）

(64) 発電上限電力

発電上限を2倍して電力に換算した値（キロワット）

(65) 合計発電上限電力

合計発電上限を2倍して電力に換算した値（キロワット）

(66) 需要抑制計画

需要抑制契約者が電力広域的運営推進機関に提出する需要リソースの30分ごとの抑制計画（属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」にもとづき修正された場合は修正後の値）（キロワット時）

(67) 合計需要抑制計画

需要抑制計画を30分ごとに需要家リスト・パターン単位およびネガポジリスト・パターン単位に合計した値（キロワット時）

(68) 合計需要抑制計画電力

合計需要抑制計画を2倍して電力に換算した値（キロワット）

(69) 需給調整市場に関する契約

需給調整市場での取引を希望する事業者が、調整の実施、実需給時点の調整電力量の受け渡し、対価の授受およびその他取引の実施に関する事項について属地エリアの一般送配電事業者と締結する契約

(70) 電源Ⅱ契約等

電源Ⅱ周波数調整力契約、電源Ⅱ需給バランス調整力契約および電源Ⅱ〃低速需給バランス調整力契約をいう。

(71) 余力活用に関する契約

本市場における商品の要件を満たす機能を有する電源について、ゲートクローズ後の余力を活用するために、調整力提供者と属地エリアの一般送配電事業者の間で締結する契約

(72) 地内系統混雑

基幹系統およびローカル系統において、送電設備および変電設備における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過する、または超過するおそれがあり、発電設備等を出力制御する必要性が生じている状態

(73) 需給調整市場システム

本市場において Δ kW を取引するためのシステム

(74) 専用線オンライン

属地エリアの一般送配電事業者が周波数制御または需給バランス調整を行うため、属地エリアの一般送配電事業者の中央給電指令所システム（以下、「中給システム」という）から専用線を用いた通信伝送ルートを通じて運転指令を行うシステム

(75) 簡易指令システム

属地エリアの一般送配電事業者と専用線オンラインで接続していないリソースに対して、取引会員の通信設備を介して需給バランス調整等の指令を行うシステム

(76) B ルート

スマートメーターで計測したデータを利用者の EMS（Energy Management System）機器を介して送信するルート

(77) 商品区分

本市場において取引する商品の仕分けをいい、三次調整力②、三次調整力①、二次調整力②、二次調整力①、一次調整力および複合商品に区分

なお、複合商品とは、三次調整力①、二次調整力②、二次調整力①、一次調整力のうち、複数商品を組み合わせた商品のことをいう。

(78) 週間市場商品

週間断面で調達がなされる三次調整力①、二次調整力②、二次調整力①、一次調整力または複合商品のことをいう。

(79) 週間市場商品約定単位

週間市場商品に入札する場合の入札ごとの約定単位のことをいい、以下の種類に分類される。

イ 三次調整力①のみ

ロ 二次調整力②のみ

ハ 二次調整力①のみ

ニ 一次調整力のみ

ホ 三次調整力①および二次調整力②

ヘ 三次調整力①および二次調整力①

ト 三次調整力①および一次調整力

チ 二次調整力②および二次調整力①

リ 二次調整力②および一次調整力

ヌ 二次調整力①および一次調整力

ル 三次調整力①、二次調整力②および二次調整力①

- ヲ 三次調整力①，二次調整力②および一次調整力
- ワ 三次調整力①，二次調整力①および一次調整力
- カ 二次調整力②，二次調整力①および一次調整力
- ヨ 三次調整力①，二次調整力②，二次調整力①および一次調整力

(80) 複合入札対象商品

複合商品に入札する場合に，当該リソースが入札可能なそれぞれの単独の商品区分のことをいう。

(81) 複合商品入札内数

複合商品に入札する場合に，当該リソースが入札したそれぞれの単独の商品区分のことをいう。

(82) 複合約定対象商品

複合商品に約定した場合の当該リソースの約定したそれぞれの単独の商品区分のことをいう。

(83) 起動供出機

入札時点で， Δ kWを供出するために実需給において起動することを計画していた単独発電機または各リスト・パターン（発電リソースを用いる場合に限る）

(84) 持ち下げ供出機

入札時点で，起動供出機の最低出力を維持するために実需給において出力を下げることを計画していた単独発電機または各リスト・パターン（発電リソースを用いる場合に限る）

(85) 持ち下げ単価分

持ち下げ供出機の Δ kWの入札単価のうち，持ち下げ供出機の入札単価を起動供出機の入札単価よりも高値とし，約定順位を起動供出機よりも劣後させることを目的として，関係規程類において望ましいとされる入札価格から算出される入札単価に加算した30分あたりの単価（単価は，銭単位まで登録する）（円／キロワット）

(86) 起動費単価分

提供期間の Δ kWの入札単価のうち，単独発電機または各リスト・パターン（発電リソースを用いる場合に限る）の当該提供期間に Δ kWを提供するために当該リソースの起動に係る費用の30分あたりの単価（単価は，銭単位まで登録する），または，各取引規程別冊第36条（約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え）第3項にもとづき，約定した単独発電機または各リスト・パターン（発電リソースを用いる場合に限る）を差替えたことに伴い Δ kW約定単価を変更した場合の，当該変更後の Δ kW約定単価のうち，当該提供期間に Δ kWを提供するために当該リソースの起動に係る費用の30分あたり

の単価（単価は、銭単位まで登録する）（円／キロワット）

(87) 持ち下げ返還区分

持ち下げ単価分を含んだ単価で持ち下げ供出機が約定した商品ブロックについて取引会員が需給調整市場システムに登録する、持ち下げ単価分の返還対象要否の区分

(88) 起動費返還区分

起動費単価分を含んだ単価で単独発電機または各リスト・パターン（発電リソースを用いる場合に限る）が約定した場合（各取引規程別冊第36条（約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え）第3項にもとづき、約定した単独発電機または各リスト・パターンを差替えたことに伴い起動費単価分を含む Δ kW約定単価に変更した場合を含む）において、提供期間に Δ kWを供出するために起動しなかった場合の約定した商品ブロックについて取引会員が需給調整市場システムに登録する、起動費単価分の返還対象要否の区分

(89) 返還分控除後単価

Δ kW約定単価から持ち下げ単価分および起動費単価分を差し引くことにより算出される30分あたりの単価（円／キロワット）

(90) EDC

経済負荷配分制御。電力系統の安定かつ合理的運用を目的に、各電源等に最も経済的になるよう負荷配分を行う制御をいう。（Economic load Dispatching Controlの略）

(91) LFC

負荷周波数制御。定常時における電力系統の周波数および連系線の電力潮流を規定値に維持するため、地域要求量を検出し、電源等の出力を自動制御することをいう。（Load Frequency Controlの略）

(92) 地域要求量（AR）

属地エリアの一般送配電事業者の負荷周波数制御に用いる調整力の必要量をいい、周波数偏差と連系線潮流偏差から算出される制御必要量を指す。（Area Requirementの略）

(93) EDC演算周期

各電源等に経済負荷配分を行う演算周期をいう。

(94) EDC指令周期

経済負荷配分により算定された値を含む指令値を各電源等に送信する間隔をいう。EDC信号とLFC信号を一括して送信する場合は、LFC信号の送信間隔で指令を行うため、EDC演算周期とは一致しない。

なお、中部電力パワーグリッド株式会社および四国電力送配電株式会社においては、地域要求量が一定の閾値以上になるとき等、5秒に切り替える場合が

ある。

(95) EDC目標時刻

経済負荷配分により算定された指令値に、各電源等が出力を変化させることを求める時刻をいい、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信した時刻から起算する。

なお、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社においては、EDC演算周期ごとに算定された各電源等の負荷配分量をEDC指令周期に合わせて線形に補間したうえで送信するため、EDC演算周期よりも短い時間となる。

また、北海道電力ネットワーク株式会社においては、将来時刻に対するEDC演算を行っていないため、定めのないものとする。

(96) LFC演算周期

ARを検出し、各電源等の出力を自動制御する演算周期をいう。

(97) LFC制御周期

ARにより算定された値を含む指令値を各電源等に送信する間隔を言う。

なお、中部電力パワーグリッド株式会社および四国電力送配電株式会社においては、ARの閾値や指定により5秒に切り替える場合がある。

また、関西電力送配電株式会社においては、ARが一定条件となった場合に制御を行う。

(98) 基準周波数

電力系統の運転の基準となる周波数。北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社および東京電力パワーグリッド株式会社管内は50ヘルツ、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社および九州電力送配電株式会社管内は60ヘルツ

(99) GF（ガバナフリー）運転

発電機の回転速度を負荷の変動の如何にかかわらず、一定の回転速度を保つように、動力である蒸気および水量を自動的に調整する装置である調速機（ガバナ）により、系統周波数の変化に追従して出力を増減させる運転をいう。

（Governor Freeの略）

(100) 線形補間

二次調整力①または一次調整力（複合約定対象商品に二次調整力①または一次調整力を含む場合および約定したリソースが二次調整力①または一次調整力の余力活用に関する契約を締結している場合を含む）において、1分発電計画電力計画または1分基準値電力計画（事前予測型）を提出する場合、各1分発電計画電力または1分基準値電力（事前予測型）の当該1分間の各値を中央

値（各30秒ごとの値）として、中央値から次の中央値で線形に補間することをいう。

また、提出する値の直前の値または直後の値がない場合は、直近の線形補間の傾きで線形に補間する。

- 2 第1項に定めのない用語については、別途本規程において定義する場合を除き、「電気事業法」、公正取引委員会および経済産業省が定める「適正な電力取引についての指針」、経済産業省が定める「需給調整市場ガイドライン」、「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」および「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン」、電力広域的運営推進機関が定める「送配電等業務指針」および「業務規程」、一般送配電事業者が定める「余力の運用規程」および「託送供給等約款」、市場運営者が公表するルールその他の定め等（以下、「関係規程類」という）に準ずる。

（休業日・営業日および営業時間）

第3条 本市場は、原則として休業日を設けず、1年間の各日を営業日とする。

- 2 市場運営者が必要と認める場合は、臨時の休業日を定めることができる。
- 3 市場運営者が入札を除く各種申込および市場運営に関するお問い合わせ等を受け付ける時間は、平日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、12月29日、12月30日、12月31日を除く日）の9時から17時までとする。

第2章 取引共通

（取引会員資格）

第4条 市場運営者は、以下の全ての要件を満たす事業者に、本市場の取引会員たる資格を付与することができる。

- (1) 法人格を有すること

なお、法人格は、6ヶ月以内に発行された登記事項証明書をもって確認する。

- (2) 純資産額1,000万円以上を有すること
- (3) 適格請求書発行事業者であること

- 2 市場運営者は、第1項に定める要件を満たす事業者が発電リソースおよび需要リソースを用いて本市場での取引を予定している場合で、その事業者が希望するときは、その事業者に対し取引会員たる資格を2つ付与することがある。

(資産上の要件)

第5条 本市場において取引を行う取引会員の純資産額の最低額は、1,000万円とする。

- 2 第1項の純資産額は、資産の合計額から負債の合計額を控除した額とし、市場運営者が提出を求める純資産額調書に記載する方法により計算する。
- 3 取引会員は、毎年3月末現在で第2項の規定により純資産額調書を作成し、これを原則として、毎年7月末までに市場運営者に提出しなければならない。
- 4 取引会員は、市場運営者からの請求があった場合は、第3項の純資産額調書に関する内容を証明するに足りる書類を添付しなければならない。

(欠格事由)

第6条 市場運営者は、本市場に取引会員として加入を希望する者（以下、「加入希望者」という）が次の各号（以下、「欠格事由」という）のいずれかに該当する場合、取引会員たる資格を付与することができない。

- (1) 関係規程類への重大な違反を行ったこと、第65条（反社会的勢力の排除）第1項の各号のいずれかに該当すること、その他の理由により信用がないと認められる者、破産・会社更生・民事再生等の途中の者または外国法令上これらと同様に取り扱われている者
 - (2) 市場運営者または一般社団法人日本卸電力取引所から除名処分を受け、その事由が解消していない者
 - (3) その他市場運営者が取引会員として不適格であると認める者
- 2 取引会員資格取得後、欠格事由に該当するに至った場合または第4条（取引会員資格）第1項に定める要件を満たさなくなった場合、市場運営者は取引会員を除名することができる。

(加入手続)

第7条 加入希望者は、本規程および関係規程類を遵守することに同意のうえ、市場運営者の作成した需給調整市場参加申込書に必要事項を記載して、これに記名捺印し、郵送にて市場運営者に提出しなければならない。

- 2 第1項の需給調整市場参加申込書には、次に掲げる書類（以下、需給調整市場参加申込書とあわせて、「加入申込書類」という）を添付しなければならない。
 - (1) 取引会員たる資格を有している者であることならびに欠格事由に該当しないことを誓約する取引会員適格誓約書および市場運営者が必要と認めたときはこれを証する書類
 - (2) 第5条（資産上の要件）に定める入会申込日直前の年度末現在における純資産額調書
 - (3) 第4条（取引会員資格）に定める登記事項証明書またはこれに代わる書類な

- らびに直近事業年度の貸借対照表またはこれに代わる書類
- (4) 前各号のほか、市場運営者が必要と認める書類

(審査手続および取引会員資格の取得)

- 第8条 市場運営者は、加入申込書類を受領した後、その取引会員資格審査を行う。
- 2 市場運営者は、加入を拒絶する場合はその理由を付し、加入希望者に対して、別途定める様式（以下、「所定の様式」という）で通知を行う。
- 3 市場運営者は、本条に定める審査等のために、加入希望者の臨席を求めて、その意見等を訊くことができる。
- 4 市場運営者は、第1項の審査を完了し、加入希望者に対して取引会員加入の承認を行う場合、加入希望者に対して取引会員資格審査結果通知書で通知する。
- 5 加入希望者は第4項の通知の到達をもって、取引会員たる資格を取得する。
- 6 資格を取得した取引会員が取引に係る業務の委託を希望する場合、取引会員は、取引関連業務委託申請書を市場運営者へ提出することとし、市場運営者が承諾した場合に限り、業務を委託することができる。

(任意脱退)

- 第9条 取引会員が脱退を希望する場合は、脱退予定日を事前に所定の様式により市場運営者に通知しなければならない。

(当然脱退)

- 第10条 取引会員が次の各号のいずれかに該当した場合、当該取引会員は当然に脱退する。
- (1) 解散した場合
- (2) 市場運営者から除名処分を受けた場合

(脱退の効果)

- 第11条 取引会員は脱退した場合においても、脱退前に本市場における取引において生じた全ての債務を免れるものではない。

(取引資格)

- 第12条 本市場での取引は、取引会員でなければ行うことができない。
- 2 本市場での取引は、第13条（リソース等が満たすべき要件）に適合し、各取引規程別冊 第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合しているリソースでなければ行うことができない。
- 3 本市場での取引は、取引会員が、属地エリアの一般送配電事業者と「需給調

整市場に関する契約」を締結していなければ行うことができない。

4 本市場での取引において、取引会員は、 $\Delta k W$ を調達することはできない。

(リソース等が満たすべき要件)

第13条 第12条(取引資格)に規定する取引資格のうち、リソース等が満たすべき要件は次の各号のとおりとする。

(1) 運用に関する要件

イ 約定した商品ブロックごとの時間帯(以下、「提供期間」という)において、リソースを、本市場で約定した $\Delta k W$ (以下、「 $\Delta k W$ 約定量」という)が供出可能な状態に維持すること。

なお、複合商品の場合、週間市場商品約定単位ごとに、複合約定対象商品ごとの $\Delta k W$ 約定量のうち、最大となる $\Delta k W$ 約定量(以下、「複合 $\Delta k W$ 約定量」という)が供出可能な状態に維持すること。

ロ 発電リソースの場合、属地エリアの一般送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結していること。

ハ 需要リソースの場合、属地エリアの一般送配電事業者との間で接続供給契約を締結していること。

ニ 提供期間における発電計画に $\Delta k W$ 約定量(複合商品の場合は、複合 $\Delta k W$ 約定量)を適切に反映させること。

ホ 発電上限に、燃料計画、発電機の作業等に伴う出力制約および一般送配電事業者による系統作業等に伴う出力制約等を適切に反映させること。

ヘ 提供期間において、 $\Delta k W$ 約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者からの指令に従い調整を行うこと。

なお、提供期間終了時に属地エリアの一般送配電事業者から復帰指令は行わない。

ただし、一次調整力については、提供期間において、周波数偏差を検知し、調定率にもとづき調整を行うこと。

(2) 設備に関する要件

イ 対象リソースに関する要件

(イ) 属地エリアの系統に連系するリソース(連系線を経由して属地エリアの一般送配電事業者の系統に接続するものを除く)で、属地エリアの一般送配電事業者から、オンライン(簡易指令システムを含む)で出力増減が可能であること。

ただし、一次調整力の場合を除く。

(ロ) 各取引規程別冊 第26条(取引対象の $\Delta k W$)に規定する応動時間以内に、属地エリアの一般送配電事業者の指令に応じた出力増減が実施できること。

ただし、一次調整力においては、属地エリアの周波数偏差を検知して調定率にもとづいた出力増減が実施できること。

なお、次の場合においては、リソースの試運転や必要な対応工事・試験が完了した後、各取引規程別冊 第21条（性能確認）に規定する性能確認を実施する。

- a 入札にあたり営業運転を開始していない場合
 - b 属地エリアの一般送配電事業者とオンライン信号（簡易指令システムを含む）の送受信を開始していない場合（ただし、一次調整力において監視方法がオフラインの場合を除く）
 - c 性能確認に必要な計量器の取り付け・取り替え等の工事が必要な場合
- (ハ) 契約受電電力が1,000キロワット以上の発電リソースの場合は商品区分ごとに原則としてユニット単位で入札を行うこととする。

ただし、取引会員が計量単位での入札を希望するときは、属地エリアの一般送配電事業者との個別協議により入札可否を決定する。

なお、発電リソースと同一地点の需要リソースを用いて、地点単位での供出可能量が1,000キロワット以上となる場合に限り、地点単位でネガポジリスト・パターンを用いて入札を行う。

- (ニ) 契約受電電力が1,000キロワット未満の発電リソースを用いる場合、商品区分ごとに発電機リスト・パターン単位またはネガポジリスト・パターン単位で入札を行う。

ただし、契約受電電力が1,000キロワット以上の発電リソースで、リソースごとの供出可能量が年間の一部期間でも1,000キロワット未満であることを属地エリアの一般送配電事業者が認めたときは、発電機リスト・パターン単位またはネガポジリスト・パターン単位で入札を行うことができる。

なお、発電リソースと同一地点の需要リソースを用いて複数の地点をアグリゲートする場合（地点単位での供出可能量が1,000キロワット未満の地点に限る）、ネガポジリスト・パターン単位で入札を行う。

- (ホ) 需要リソースの場合は商品区分ごとに需要家リスト・パターン単位またはネガポジリスト・パターン単位で入札を行うこととする。
- (ハ) 需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンに含まれる需要リソースごとの供出電力が、供給地点に設置した計量器で計量できること。
- (ト) 二次調整力①または一次調整力に入札するリソースについては、それぞれ以下の要件を満たすこと。なお、二次調整力①は遅れ時間のみを対象とする。
- a 遅れ時間
 - (a) 二次調整力①の場合
調整実施指令信号を受信してから、応動開始するまでに要する時間

は120秒以内とする。

ただし、2023年4月以降に系統連系申込を行うリソース（2023年4月以降にリプレース等の系統連系申込を行うリソースを含む。以下、「新設発電機」という）の場合、調整実施指令信号を受信してから、応動開始するまでに要する時間は30秒以内とする。

(b) 一次調整力の場合

自端で周波数偏差を検知してから、応動開始するまでに要する時間は2秒以内とする。

b 周波数計測間隔

0.1秒以下とする。

c 周波数計測誤差

± 0.02 ヘルツ以内とする。

d 不感帯

基準周波数が50ヘルツの場合、 ± 0.01 ヘルツ以内とし、基準周波数が60ヘルツの場合、 ± 0.012 ヘルツ以内とする。

e 調定率

5%以下とする。

ただし、周波数変動幅によらず一定とする。なお、設備の特性上等の理由により、属地エリアの一般送配電事業者が認める場合は、この限りではない。

(f) 一次調整力において、監視方法がオフラインの場合、発電機リスト・パターン、需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターン（以下、「各リスト・パターン」という）を用いて入札すること。

(g) 一次調整力において、監視方法がオフラインの場合で需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターン（需要リソースを用いる場合に限る）を用いるときは、当該リスト・パターンに含まれるすべての自家発における電源種別および燃料・発電方式等が a から h のいずれかに該当すること。

a 火力（水素、アンモニア、合成メタン、バイオマス（専焼のみ）、LNG（アンモニア混焼を前提としたLNG火力のみ））

b CCS（Carbon dioxide Capture and Storage）付火力

c 水力（揚水、一般（貯水式、自流式））

d 蓄電池

e 地熱

f 原子力

g 太陽光

h 風力

ロ 通信設備に関する要件

通信設備は、需給調整機能に必要となる、次の各号に定める送受信機能を具備すること。

ただし、一次調整力において監視方法がオフラインの場合を除く。

また、複合商品の場合は、複合入札対象商品に応じた送信機能を具備すること。

なお、取引会員は、専用線オンラインで接続するか、簡易指令システムで接続するかを選択する（二次調整力①または一次調整力の場合、専用線オンラインで接続することを選択するものとする）。

ただし、単独発電機を用いる場合で、1 発電機の容量が10万キロワット以上の場合、専用線オンラインで接続する。

また、各リスト・パターンを用いる場合で、簡易指令システムで接続するときは、同一の伝送媒体および送受信装置に接続するリソースから供出される電力の合計が100万キロワット以下になるように複数の伝送媒体および送受信装置に分割等を行う。

(イ) 専用線オンラインで接続する場合

送受信機能は以下のとおりとする。

なお、当該機能については、「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠する。また、属地エリアの一般送配電事業者が定めるセキュリティ要件に従う。

a 受信信号（調整実施指令信号）

(a) 単独発電機の場合

提供期間においては、属地エリアの一般送配電事業者が送信するリソースの出力増減指令（接点信号）または出力調整指令（数値指令）を受信する。

ただし、二次調整力①の場合は、属地エリアの一般送配電事業者と協議のうえ、受信機能の要件を決定する。

(b) 各リスト・パターンの場合

提供期間においては、属地エリアの一般送配電事業者が送信するリソースの出力変化量指令を受信する。

b 送信信号（給電情報）

ハ(ハ) a に定める時間ごとのハ(ホ)に定める瞬時供出電力を属地エリアの一般送配電事業者に原則として、当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に通知する。

なお、システムトラブル等により補正計測電力が欠測した場合には、データ補完したうえで属地エリアの一般送配電事業者に通知する。

ただし、システムトラブル等により当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に通知できなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあったときは、求めがあった日の翌営業日までに通知を行うものとする。

また、本項に規定する営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。

(ロ) 簡易指令システムで接続する場合

送受信機能は以下のとおりとする。

なお、当該機能については、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン」のセキュリティ要件に準拠するものとし、取引会員のアグリゲーションコーディネータシステムと簡易指令システム間のインターフェースの通信仕様については、OpenADR2.0bに準拠する。

a 受信信号（調整実施指令信号）

(a) 単独発電機の場合

i 調整実施指令信号

属地エリアの一般送配電事業者から、リソースの出力調整指令（数値指令）または出力変化量指令を受信する。

ii 調整実施指令変更信号

属地エリアの一般送配電事業者から、リソースの出力調整指令（数値指令）または出力変化量指令の変更を受信する。

iii 調整実施取消信号

属地エリアの一般送配電事業者から、リソースの出力調整指令（数値指令）または出力変化量指令の取消を受信する。

なお、余力活用に関する契約を締結する場合、取引会員は、i から iiiにかかわらず、出力調整指令（数値指令）に限り受信する。

(b) 各リスト・パターンの場合

i 調整実施指令信号

属地エリアの一般送配電事業者から、リソースの出力変化量指令を受信する。

ii 調整実施指令変更信号

属地エリアの一般送配電事業者から、リソースの出力変化量指令の変更を受信する。

iii 調整実施取消信号

属地エリアの一般送配電事業者から、リソースの出力変化量指令の

取消を受信する。

b 送信信号

(a) 調整実施信号

属地エリアの一般送配電事業者からの調整実施指令信号に対する応答として、調整実施信号を通知する。

(b) 瞬時供出電力

ハ(ハ) bに定める時間ごとのハ(ホ)に定める瞬時供出電力を属地エリアの一般送配電事業者にも原則として、次の30分コマの終了時刻までに通知する。

なお、システムトラブル等により補正計測電力が欠測した場合には、データ補完したうえで属地エリアの一般送配電事業者にも通知する。

ただし、システムトラブル等により次の30分コマの終了時刻までに通知できなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあったときは、求めがあった日の翌営業日までに所定の様式により通知を行うものとする。

また、本項に規定する営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。

(ハ) 通信設備の施設に係る費用

(イ)および(ロ)の場合における通信設備の施設に係る費用は、取引会員の負担とする。

ハ 計量設備に関する要件

各取引規程別冊 第39条（アセスメント）に必要な計量器、その他付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいう）については、以下のとおりとする。

(イ) 計量器の設置位置

計量器の設置位置は以下のとおりとする。

a 発電リソースの場合、原則としてユニット単位で受電地点に計量器を設置する。

なお、技術上、経済上やむを得ない場合で、受電電圧と異なる電圧で計量を行うときは、受電電圧と同位にするために、属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」にもとづき計量値の補正方法を協議する。

b 需要リソースの場合、需要家単位で原則として供給地点に計量器を設置する。

なお、技術上、経済上やむを得ない場合で、供給電圧と異なる電圧で計

量を行うときは、供給電圧と同位にするために、属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」にもとづき計量値の補正方法を協議する。

(ロ) 計量器およびその他付属装置の設置

(イ)における設置位置に、「託送供給等約款」にもとづき属地エリアの一般送配電事業者により託送供給の用に供する計量器が設置されている場合は、同計量器を利用できるものとする。

ただし、約定対象商品の供出電力が当該計量器から取得できる場合に限る。

上記以外の場合、市場運営者が指定する計量器または「計量法」にもとづく特定計量器とする。

a 託送供給の用に供する計量器

託送供給の用に供する計量器を利用する場合、属地エリアの一般送配電事業者へ当該リソースの対象となるサービス（パルス提供サービスまたはBルートサービス）を申込みのうえ、計量値を取得できるようパルス受信装置またはEMS等を設置する。

b 市場運営者が指定する計量器

(a) 市場運営者が指定する計量器は、「日本産業規格 J I S C 1 1 1 1（交流入力トランスデューサ）」に準じて、原則としてユニットごとの発電機の定格出力または需要家ごとの接続供給契約における契約電力に応じた階級指数を適用する。

なお、市場運営者が指定する計量器の階級指数よりも指数の低い、高精度な計量器を適用することもできるものとする。

発電機の定格出力または接続供給契約における契約電力	階級指数
500キロワット未満	2.0級
500キロワット以上	1.0級
10,000キロワット以上	0.5級

(b) 市場運営者が指定する計量器の性能・精度の確認は以下のとおり、定期的な試験を実施し、(a)の階級指数に従った器差であることを確認する。

なお、試験結果については、属地エリアの一般送配電事業者の求めに応じて提出する。

試験内容	試験頻度
器差試験	1回／7年以内

- (c) 取り付けるその他付属装置のうち、変成器は「日本産業規格 J I S C 1 7 3 1 - 1 および J I S C 1 7 3 1 - 2」または「電気学会電気規格調査会標準規格 J E C 1 2 0 1」に準じて、確度階級は、1.0級を適用すること。

なお、変成器の確度階級は、市場運営者が指定する確度階級よりも高い、高精度な変成器を適用することもできるものとする。

- (d) 取り付けるその他付属装置のうち、変成器および変成器の2次配線の健全性を確認するため、以下の定期的な試験を実施すること。

なお、試験結果については、属地エリアの一般送配電事業者の求めに応じて提出する。

試験内容	試験頻度
外観点検	1 回／21年以内 ※ 2 次回路構成を変更の都度測定結果を記録することとし、変更後の負担が誤差保証範囲を超えた場合は試験を行うこと。
ブッシング点検	
2 次回路絶縁抵抗測定	
2 次回路抵抗測定	
2 次回路負担測定※	

- c 「計量法」にもとづく特定計量器

取り付ける計量器（特定計量器）およびその他付属装置は、「計量法」の定めに応じたものを適用する。

- (h) 設置する計量器の個数

原則として、取引に用いる計量器は1つとする。

ただし、取引会員が複数の計量器による取引を希望する場合は、属地エリアの一般送配電事業者と協議する。

- (i) 計量器の設置に係る費用

本市場の取引における計量設備等の施設に係る費用は、全て取引会員の負担とする。

- (h) 一般送配電事業者がアセスメントを行うために必要なデータを送信する設備

取引会員は、属地エリアの一般送配電事業者がアセスメントを行うために必要なデータ（以下、「瞬時供出電力」という）を次の各号により算出し、(h)で定める周期で送信する機能を具備すること。

なお、一次調整力において監視方法がオフラインの場合、提供期間が属する月の翌月に、属地エリアの一般送配電事業者が通知した日の翌営業日までに属地エリアの一般送配電事業者が指定する期間の瞬時供出電力を所定の様式で提出する。本項に規定する営業日は、属地エリアの一般送配電事業

者の営業日とし、第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。

a リソースごとの補正計測電力の算出

(a) 専用線オンラインで接続する場合

補正計測電力は、以下のとおりとする。

i 発電リソースの場合

(p)で設置した計量器から、送信周期に合わせ取得した計量値（(p)によって変成器が設置されている場合は、(p)で設置した計量器における変成器の合成変成比〔合成変成比＝変圧比×変流比〕を乗じるものとする）にもとづき算出した値（キロワット）

ii 需要リソースの場合

(p)で設置した計量器から、送信周期に合わせ取得した計量値（(p)によって変成器が設置されている場合は、(p)で設置した計量器における変成器の合成変成比〔合成変成比＝変圧比×変流比〕を乗じるものとする）を属地エリアの「託送供給等約款」で定める損失率で修正した値にもとづき算出した値（キロワット）

(b) 簡易指令システムで接続する場合

補正計測電力は、以下のとおりとする。

i 発電リソースの場合

(p)で設置した計量器から、送信周期に合わせ取得した計量値（(p)によって変成器が設置されている場合は、(p)で設置した計量器における変成器の合成変成比〔合成変成比＝変圧比×変流比〕を乗じるものとする）にもとづき算出した当該周期における平均電力（キロワット）

ii 需要リソースの場合

(p)で設置した計量器から、送信周期に合わせ取得した計量値（(p)によって変成器が設置されている場合は、(p)で設置した計量器における変成器の合成変成比〔合成変成比＝変圧比×変流比〕を乗じるものとする）を属地エリアの「託送供給等約款」で定める損失率で修正した値にもとづき算出した当該周期における平均電力（キロワット）

b 合計補正計測電力の算出

(a) 発電機リスト・パターンの場合

合計補正計測電力は、a (a) i または a (b) i で算出した発電リソース単位の補正計測電力を発電機リスト・パターン単位に合計した値とする。

(b) 需要家リスト・パターンの場合

合計補正計測電力は、a (a) ii または a (b) ii で算出した需要リソー

ス単位の補正計測電力を需要家リスト・パターン単位に合計した値とする。

(c) ネガポジリスト・パターンの場合

i 発電リソースにおける合計補正計測電力は、a (a) i または a (b) i で算出した発電リソース単位の補正計測電力をネガポジリスト・パターン単位に合計した値とする。

ii 需要リソースにおける合計補正計測電力は、a (a) ii または a (b) ii で算出した需要リソース単位の補正計測電力をネガポジリスト・パターン単位に合計した値とする。

c 瞬時供出電力の算出

瞬時供出電力は、別表 1 のとおりとする。

(ハ) 送信周期

(ホ) で算出した瞬時供出電力を属地エリアの一般送配電事業者へ送信する周期は次のとおりとする。

a 専用線オンラインで接続する場合

属地エリアの一般送配電事業者が定めた通信プロトコルにおける送信周期

b 簡易指令システムで接続する場合

三次調整力②のみのときは、30分の約数である 1 分、2 分、3 分、5 分、6 分、10 分、15 分、30 分のいずれかの内、事前に簡易指令システムに登録した送信周期とする。三次調整力①、二次調整力②に簡易指令システムを用いて参入するとき、送信周期は 1 分とする。

(電力制御セキュリティの確認)

第14条 取引会員は、第13条（リソース等が満たすべき要件）(2) ロに定める通信設備を施設するにあたり、属地エリアの一般送配電事業者へ以下の書類等を提出し、属地エリアの一般送配電事業者は、当該書類等により当該通信設備のセキュリティの妥当性を確認する。

(1) 専用線オンラインで接続する場合

取引会員の電力制御システムが、「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠していることが確認できる書類等

(2) 簡易指令システムで接続する場合

取引会員のシステムおよび取引会員と簡易指令システム間のインターフェースが、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン」に準拠していること、簡易指令システムとの直接的な接続部においては、「電力制御システムセキュリティガイドライン」

に準拠していることが確認できる書類等

(システム売買方式による取引等)

第15条 本市場の取引は、需給調整市場システムを通じて行う。

なお、取引会員は、需給調整市場システムを利用するために必要となる機材等を、自己の責任と負担において用意する。

- 2 取引会員は、市場運営者が定める操作方法に従い、需給調整市場システムを操作しなければならない。
- 3 取引会員は、需給調整市場システムの操作を通じて、本市場の円滑な業務執行を妨げてはならない。
- 4 取引会員は、当該取引会員名によって需給調整市場システムを通じて行われた取引について、一切の責任を負う。
- 5 需給調整市場システムの稼働時間は、以下のとおりとする。
 - (1) 第3条（休業日・営業日および営業時間）に定める営業日の0時から24時までをシステム稼働時間とする。
 - (2) 市場運営者は、やむを得ない場合は、(1)の需給調整市場システム稼働時間を変更することができる。この場合、市場運営者は速やかに取引会員に変更後の需給調整市場システム稼働時間を通知する。
 - (3) 市場運営者は、やむを得ない場合は、需給調整市場システムを臨時に停止し、または休止することができる。

(禁止行為)

第16条 取引会員は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 仮想の取引または取引会員以外の他人による取引
- (2) 単独または他人との共同により相場を変動させる取引
- (3) 相場が自己や他人の操作によって変動する旨の流布
- (4) 本市場の価格を参照する他の料金等を変動させることを目的とした取引
- (5) 本市場以外の電力に関連した取引において利益を得る目的で、本市場の相場を変動させるような取引
- (6) 本市場の価格形成に影響を及ぼすインサイダー情報にもとづく取引
- (7) 市場支配力の行使などによる市場における需給関係では正当化できない水準と認められる価格での入札
- (8) $\Delta k W$ 約定量にもとづく調整電力量料金に適用する単価が、一般的な発電原価または卸電力取引市場価格から合理的な説明がつかないほどかい離した水準と認められる価格形成
- (9) 属地エリアの一般送配電事業者が求める提出物等における虚偽の報告・提出

(需給調整市場システムへの登録情報を含む)

- (10) 各取引規程別冊 第26条(取引対象の ΔkW)に定める要件に適合しない単独発電機または各リスト・パターンへの差替え行為
 - (11) ΔkW 約定単価の変更によるペナルティ料金の回避を目的とした差替え行為
 - (12) 第三者の権利を侵害する行為
 - (13) 故意または重過失により供出可能量を超えて入札する行為
 - (14) 発動指令に対し、故意または重過失により応動しない等、 ΔkW 約定量にもとづく調整を行わない行為(取引会員が故意または重過失により各取引規程別冊 第37条(単独発電機または各リスト・パターンにおけるトラブル対応)第1項(2)に定める代替不可申請を行っていないと市場運営者が判断した場合を含む)
 - (15) 故意または重過失により実態とかい離した発電販売計画・需要調達計画・基準値計画を設定する行為
 - (16) 提供期間において属地エリアの一般送配電事業者の調整の実施を妨げる行為
 - (17) 市場運営者の運営および需給調整市場システムの安定稼働を妨げる行為
 - (18) 取引停止の通告を受けた取引会員、単独発電機または各リスト・パターンによる入札
 - (19) 属地エリアの一般送配電事業者が取引会員のリソース等の応動を正確に把握することを妨げる行為
- 2 第1項に掲げる行為を行った場合、市場運営者は取引会員に対し、除名することができる。

(需給調整市場システムへのデータ登録)

第17条 取引会員は、本市場の取引に必要な関係諸元を需給調整市場システムに登録する。

- 2 取引会員は、登録したデータに変更が生じた場合は、遅滞なく需給調整市場システムに再登録する。

(調整電力量料金に適用する単価の登録)

第18条 取引会員は、単独発電機ごとの、または、各リスト・パターンが属する系統コードごとの調整電力量料金に適用する以下の単価を需給調整市場システムに登録する。

なお、商品区分が一次調整力のみの場合は、需給調整市場システムへの調整電力量料金に適用する単価登録は不要とする。

(1) V 1 単価：上げ調整電力量料金に適用する単価

(2) V 2 単価：下げ調整電力量料金に適用する単価

なお、属地エリアの一般送配電事業者が必要と認める場合は、単価の算定根拠を確認するものとし、取引会員はこれに応じるものとする。

2 事業税相当額に収入割相当額を含む取引会員の場合、第1項(1)のV 1 単価は、あらかじめ需給調整市場システムへ登録した収入割に相当する率から算出される収入割相当額分を控除したものとする。

3 取引会員は、商品区分が一次調整力のみの場合を除き、事前審査の申請にあわせて、1日分の調整電力量料金に適用する単価（以下、「初期登録単価」という）を需給調整市場システムに登録するものとし、初期登録単価に変更が生じた場合は、需給調整市場システムに再登録する。

なお、第4項の単価登録がなされない場合は、全ての時間帯において初期登録単価が適用される。

4 取引会員は、毎週火曜日の14時までに、当該週の土曜日から翌週の金曜日までの第46条（決済の対象）に定める調整電力量料金に適用する単価を、需給調整市場システムに登録する。

なお、当該期限までに登録が行われなかった場合は、第3項で登録した初期登録単価を第46条（決済の対象）に定める調整電力量料金の算定に適用する。

5 第4項の単価登録以降に第4項で登録した単価を変更する場合は、各30分コマの実需給の開始時刻の1時間前までに行う。

6 V 1 単価およびV 2 単価の単位は円／キロワット時とし、銭単位まで登録する。

7 単独発電機の場合は、運転パターンごとに最大10パターンに区分し、かつ、出力帯ごとに最大20通りに区分したV 1 単価およびV 2 単価を登録する。

また、各リスト・パターンの場合は、供出電力帯ごとに最大20通りに区分したV 1 単価およびV 2 単価を登録する。

なお、出力帯は最下限値ゼロキロワット時から登録し、供出電力帯は最下限値をマイナス9,999,999キロワット時とし、ゼロキロワット時を含んで登録する。

8 単独発電機の場合、最低出力を2分の1にした値から最大出力までの間において、常に上位の出力帯の単価が下位の出力帯の単価を上回るように登録する。

なお、出力帯が最低出力を2分の1にした値未満の場合はこの限りではない。

また、各リスト・パターンの場合は、常に上位の供出電力帯の単価が下位の供出電力帯の単価を上回るように登録する。

（各リスト・パターンの登録）

第19条 取引会員は、属地エリアごと、商品区分ごとに各リスト・パターンをそれぞれ最大20パターンまで登録することができる。

- 2 取引会員は、前回の変更申込みから3ヶ月経過した場合（初回登録後最初の変更申込みにあつては、初回登録から3ヶ月経過した場合）に、各リスト・パターンの変更を申込みことができる。変更を希望するときは、変更を希望する内容を需給調整市場システムに登録する。
- 3 リソースのスイッチングやトラブルに伴い各リスト・パターンの変更が必要となった場合は、第2項のスケジュールに関わらず、需給調整市場システムに登録する。この場合、変更後の各リスト・パターンが各取引規程別冊 第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める要件に適合していることを確認でき、かつ、属地エリアの一般送配電事業者の判断により、運用上可能な範囲で各リスト・パターンの変更を認める。
- 4 異なる属地エリアのリソースを同一の各リスト・パターンに登録することはできないものとする。
- 5 異なる系統コードに属する各リスト・パターンの間および単独発電機とネガポジリスト・パターンの中でリソースを重複して登録することはできないものとする。
- 6 週間市場商品の場合、取引会員は、需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターン登録時に、基準値の設定方法を事前予測型または直前計測型から選択するものとする。

なお、取引を希望する商品区分が一次調整力のみの場合、取引会員は、需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターン登録時に、基準値の設定方法を事前予測型、直前計測型または逐次計測型から選択するものとする。

ただし、属地エリアの一般送配電事業者において逐次計測型の実施ができない場合は逐次計測型を選択することはできないものとする。

なお、余力活用に関する契約を締結する場合は、直前計測型または逐次計測型を選択することはできないものとする。

また、同一の系統コードにおいて需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンごとに異なる設定方法を選択することはできないものとする。
- 7 週間市場商品の場合で、取引会員が基準値の設定方法の変更を希望するときは、前回の変更申込みから3ヶ月経過した場合（初回登録後最初の変更申込みにあつては、初回登録から3ヶ月経過した場合）に変更を申込みことができる。変更を希望するときは、変更を希望する内容を需給調整市場システムに登録する。
- 8 取引会員が異なる基準値の設定方法を用いて週間市場商品での取引を希望する場合、商品区分ごとに系統コードを2つ取得することで、それぞれの系統コードごとに1つずつ基準値の設定方法を用いることができる。この場合においても、需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンを20パターンずつ登録することを可能とする。なお、同一の需要リソースを異なる基準値の設定方法に

おける需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンの間で重複して登録することはできないものとする。

9 各リスト・パターンを用いる場合は、属地エリアごと、商品区分ごと、基準値の設定方法ごとに以下の区分で原則として1系統コードを取得して登録する。

- (1) 発電機リスト・パターン
- (2) 需要家リスト・パターン
- (3) ネガポジリスト・パターン

10 地点単位での供出可能量が1,000キロワット以上となるネガポジリスト・パターンを用いる場合、第9項にかかわらず、入札単位ごとに系統コードを取得して登録する。

(規程類の遵守)

第20条 取引会員は、本規程および関係規程類についてその遵守義務を負う。

2 本規程および関係規程類が改定または改正された場合は、取引会員は改定または改正後のものについて遵守義務を負うものとする。

第3章 事前審査

(性能確認)

第21条 取引規程別冊（三次調整力②）、取引規程別冊（三次調整力①）、取引規程別冊（二次調整力②）、取引規程別冊（二次調整力①）、取引規程別冊（一次調整力）および取引規程別冊（複合約定）による。

(確認項目)

第22条 取引規程別冊（三次調整力②）、取引規程別冊（三次調整力①）、取引規程別冊（二次調整力②）、取引規程別冊（二次調整力①）、取引規程別冊（一次調整力）および取引規程別冊（複合約定）による。

(性能データに関わる提出資料)

第23条 取引規程別冊（三次調整力②）、取引規程別冊（三次調整力①）、取引規程別冊（二次調整力②）、取引規程別冊（二次調整力①）、取引規程別冊（一次調整力）および取引規程別冊（複合約定）による。

(実働試験の実施方法)

第24条 取引規程別冊（三次調整力②）、取引規程別冊（三次調整力①）、取引規程別冊

(二次調整力②)，取引規程別冊(二次調整力①)，取引規程別冊(一次調整力)および取引規程別冊(複合約定)による。

第4章 取引の実施

(取引)

第25条 取引規程別冊(三次調整力②)，取引規程別冊(三次調整力①)，取引規程別冊(二次調整力②)，取引規程別冊(二次調整力①)，取引規程別冊(一次調整力)および取引規程別冊(複合約定)による。

(取引対象のΔkW)

第26条 取引規程別冊(三次調整力②)，取引規程別冊(三次調整力①)，取引規程別冊(二次調整力②)，取引規程別冊(二次調整力①)，取引規程別冊(一次調整力)および取引規程別冊(複合約定)による。

(取引の実施方法)

第27条 取引規程別冊(三次調整力②)，取引規程別冊(三次調整力①)，取引規程別冊(二次調整力②)，取引規程別冊(二次調整力①)，取引規程別冊(一次調整力)および取引規程別冊(複合約定)による。

(実施日)

第28条 取引規程別冊(三次調整力②)，取引規程別冊(三次調整力①)，取引規程別冊(二次調整力②)，取引規程別冊(二次調整力①)，取引規程別冊(一次調整力)および取引規程別冊(複合約定)による。

(ΔkWの入札単位)

第29条 取引規程別冊(三次調整力②)，取引規程別冊(三次調整力①)，取引規程別冊(二次調整力②)，取引規程別冊(二次調整力①)，取引規程別冊(一次調整力)および取引規程別冊(複合約定)による。

(入札受付時間)

第30条 取引規程別冊(三次調整力②)，取引規程別冊(三次調整力①)，取引規程別冊(二次調整力②)，取引規程別冊(二次調整力①)，取引規程別冊(一次調整力)および取引規程別冊(複合約定)による。

第5章 入札

(入札方法等)

第31条 取引規程別冊（三次調整力②）、取引規程別冊（三次調整力①）、取引規程別冊（二次調整力②）、取引規程別冊（二次調整力①）、取引規程別冊（一次調整力）および取引規程別冊（複合約定）による。

第6章 約定処理

(約定)

第32条 取引規程別冊（三次調整力②）、取引規程別冊（三次調整力①）、取引規程別冊（二次調整力②）、取引規程別冊（二次調整力①）、取引規程別冊（一次調整力）および取引規程別冊（複合約定）による。

(約定の通知)

第33条 取引規程別冊（三次調整力②）、取引規程別冊（三次調整力①）、取引規程別冊（二次調整力②）、取引規程別冊（二次調整力①）、取引規程別冊（一次調整力）および取引規程別冊（複合約定）による。

(計画等の提出)

第34条 取引規程別冊（三次調整力②）、取引規程別冊（三次調整力①）、取引規程別冊（二次調整力②）、取引規程別冊（二次調整力①）、取引規程別冊（一次調整力）および取引規程別冊（複合約定）による。

第7章 調整の実施

(調整の実施の原則)

第35条 取引規程別冊（三次調整力②）、取引規程別冊（三次調整力①）、取引規程別冊（二次調整力②）、取引規程別冊（二次調整力①）、取引規程別冊（一次調整力）および取引規程別冊（複合約定）による。

(約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え)

第36条 取引規程別冊（三次調整力②）、取引規程別冊（三次調整力①）、取引規程別冊

(二次調整力②)，取引規程別冊(二次調整力①)，取引規程別冊(一次調整力)および取引規程別冊(複合約定)による。

(単独発電機または各リスト・パターンにおけるトラブル対応)

第37条 取引規程別冊(三次調整力②)，取引規程別冊(三次調整力①)，取引規程別冊(二次調整力②)，取引規程別冊(二次調整力①)，取引規程別冊(一次調整力)および取引規程別冊(複合約定)による。

(ΔkWの供出協力)

第38条 取引規程別冊(三次調整力②)，取引規程別冊(三次調整力①)，取引規程別冊(二次調整力②)，取引規程別冊(二次調整力①)，取引規程別冊(一次調整力)および取引規程別冊(複合約定)による。

第8章 アセスメント

(アセスメント)

第39条 取引規程別冊(三次調整力②)，取引規程別冊(三次調整力①)，取引規程別冊(二次調整力②)，取引規程別冊(二次調整力①)，取引規程別冊(一次調整力)および取引規程別冊(複合約定)による。

第9章 ペナルティ

(ペナルティ)

第40条 各取引規程別冊 第39条(アセスメント)のアセスメントにおいて第26条(取引対象のΔkW)に定める要件の不適合が判明した場合、ペナルティ料金Ⅰおよびペナルティ料金Ⅱを、30分コマごとに次のとおり算定する。

(1) アセスメントⅠにおける不適合時

ペナルティ料金Ⅰ = ΔkW料金 × 未達率 × 倍率 (1.5)

未達率 = (ΔkW約定量 - 供出可能量) / ΔkW約定量

ΔkW料金 = ΔkW約定単価 × ΔkW約定量

なお、上式におけるΔkW約定量は、複合商品に約定している場合は複合ΔkW約定量とし、供出可能量は、各取引規程別冊 第39条(アセスメント)(1)で算出されたアセスメントⅠにおける供出可能量とし、未達率はゼロを下限とし、上式におけるΔkW約定量は、各取引規程別冊 第37条(単独発電機また

は各リスト・パターンにおけるトラブル対応)における代替不可申請量を減じた値とする。

また、各取引規程別冊 第37条(単独発電機または各リスト・パターンにおけるトラブル対応)において代替不可申請を行った場合、別途、代替不可申請によるペナルティ料金Ⅰを次のとおり算定する。

代替不可申請によるペナルティ料金Ⅰ＝

$\Delta \text{ kW}$ 約定単価×代替不可申請量×倍率(1.5)

(2) アセスメントⅡにおける不適合時

ペナルティ料金Ⅱ＝ $\Delta \text{ kW}$ 料金×倍率(1.0)

$\Delta \text{ kW}$ 料金＝ $\Delta \text{ kW}$ 約定単価× $\Delta \text{ kW}$ 約定量

ただし、(1)に該当する場合は以下のとおりとする。

ペナルティ料金Ⅱ＝

$\Delta \text{ kW}$ 料金×($\Delta \text{ kW}$ 約定量－ $\Delta \text{ kW}$ 約定量×(1)の未達率)／ $\Delta \text{ kW}$ 約定量×倍率(1.0)

なお、上式における $\Delta \text{ kW}$ 約定量は、複合商品に約定している場合は複合 $\Delta \text{ kW}$ 約定量とし、未達率はゼロを下限とする。

- 2 各取引規程別冊 第39条(アセスメント)のアセスメントにより判明した各取引規程別冊 第26条(取引対象の $\Delta \text{ kW}$)に定める要件の不適合の原因が、取引会員および属地エリアの一般送配電事業者の双方に予見性が無い系統起因による出力抑制等が行われたものである場合で、属地エリアの一般送配電事業者が取引会員から所定の様式により申し出を受け付けたときは、以下の各号のすべてが認められる場合に限り、当該30分コマのペナルティ料金Ⅰの算定上、倍率を1.0倍とし、第41条(アセスメント要件不適合時の対応)第1項における処分および第41条(アセスメント要件不適合時の対応)第2項(1)における不適合回数の積算の対象外とする。

ただし、地内系統混雑に起因する出力抑制が行われた場合を除く。

- (1) 出力抑制等の発生タイミングに関係なく、取引会員が実需給日に対応する入札受付開始時点の段階で、系統起因による出力抑制等が属地エリアの一般送配電事業者からリソースへ通知されていない場合
- (2) 取引会員が対象日、対象時間、影響のあったリソース名およびリソースの供給地点特定番号または受電地点特定番号を属地エリアの一般送配電事業者へ提出し、属地エリアの一般送配電事業者が、当該不適合の原因が系統起因による出力抑制等と判定した場合

- 3 各取引規程別冊 第39条(アセスメント)のアセスメントにより判明した各取引規程別冊 第26条(取引対象の $\Delta \text{ kW}$)に定める要件の不適合の原因が、地内系統混雑に起因する場合、当該30分コマのペナルティ料金Ⅰの算定上、倍率を1.0倍

とし、第41条（アセスメント要件不適合時の対応）第1項における処分および第41条（アセスメント要件不適合時の対応）第4項の確認の対象外とする。

- 4 当面の間、各取引規程別冊 第39条（アセスメント）に定めるアセスメントⅡにおいて、不適合が判明し、取引会員からの申し出等により、取引会員と属地エリアの一般送配電事業者は協議を行い、アセスメントⅡの不適合が属地エリアの一般送配電事業者起因であることを属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合は、アセスメントⅡの不適合が生じた30分コマをペナルティ料金Ⅱの対象外とし、第41条（アセスメント要件不適合時の対応）第2項(1)における不適合回数の積算の対象外とする。
- 5 余力活用に関する契約を締結しているリソースが、本市場にて約定し、同一提供期間に約定している商品区分相当の機能と異なる機能を提供することが余力活用に関する契約の内容となっている場合において、取引規程別冊（複合約定）第39条（アセスメント）に定めるアセスメントⅡにおける不適合が判明し、取引会員からの申し出等により、取引会員と属地エリアの一般送配電事業者は協議を行い、約定した商品の要件を満たしていることが明らかであることを属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合は、アセスメントⅡの不適合が生じた30分コマをペナルティ料金Ⅱの対象外とし、第41条（アセスメント要件不適合時の対応）第2項(1)における不適合回数の積算の対象外とする。
- 6 取引規程別冊（一次調整力）第39条（アセスメント）に定めるアセスメントⅡにおいて、不適合が判明し、取引会員からの申し出等により、取引会員と属地エリアの一般送配電事業者は協議を行い、アセスメントⅡの不適合が周波数低下の状況によって約定した商品の要件を満たせなかったことを属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合は、アセスメントⅡの不適合が生じた30分コマをペナルティ料金Ⅱの対象外とし、第41条（アセスメント要件不適合時の対応）第2項(1)における不適合回数の積算の対象外とする。

（アセスメント要件不適合時の対応）

第41条 アセスメントⅠにおいて各取引規程別冊 第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める要件の不適合が判明した場合、市場運営者は、当該取引会員に対し、次の処分を行うことができる。

- (1) 市場運営者は取引会員に対して所定の様式等をもって是正勧告を行うこと、ならびに、経済産業省資源エネルギー庁、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会および電力広域的運営推進機関への報告（以下、「是正勧告等」という）を行うことができる。

また、是正勧告等によって、その後の取引において改善が見られない場合、またはその不適合が取引会員の故意もしくは重過失による場合は、市場運営者

は取引会員の本市場における新規の取引を停止し、または取引会員を除名することができる。

- (2) 取引会員が(1)により取引停止処分を受けた場合、取引会員は本市場における新規の取引を行うことができない。
- (3) その不適合が想定外の事故やシステムトラブル等で長時間 $\Delta k W$ の供出が不可能となったことにより生じた場合で、取引会員がその不適合の事由および解消のために行った事項等を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出することにより市場運営者が認めるときは、市場運営者は、(1)にかかわらず、当該提供期間よりも後の提供期間について、是正勧告等、取引停止または除名の対象外とする。

2 アセスメントⅡにおいて各取引規程別冊 第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める要件の不適合が判明した場合、市場運営者は、当該取引会員に対し、次の処分を行うことができる。

- (1) 市場運営者は取引会員に対して、所定の様式をもって是正勧告等を行うことができる。

なお、取引会員のその不適合回数（提供期間単位で積算）が1暦月内で同一の単独発電機または各リスト・パターンにおいて同一商品に対するアセスメント不適合が3回以上となった場合（一次調整力の場合は異常時におけるアセスメント不適合が1回以上となった場合）、市場運営者は不適合を引き起こした単独発電機または各リスト・パターン（当該パターンの原因となったリソースを含む他のパターンを含む）の本市場における当該商品の新規の取引を停止することができる。

なお、不適合回数は以下のとおり商品区分ごとに加算する。

- イ 同一の提供期間において三次調整力②、三次調整力①、二次調整力②、二次調整力①または一次調整力のうちいずれか1つの商品にのみ約定した場合
約定した商品の不適合として加算する。

ただし、余力活用に関する契約を締結している場合で、複数機能アセスメントⅡを実施したときは、不適合回数の加算の対象外とする。

- ロ 同一の提供期間において三次調整力①、二次調整力②、二次調整力①または一次調整力のうちいずれか1つの商品（以下、「単独週間商品」という）および三次調整力②に約定した場合
約定した単独週間商品の不適合として加算する。

ただし、余力活用に関する契約を締結している場合で、複数機能アセスメントⅡを実施したときは、以下のとおりとする。

- (イ) 三次調整力②および三次調整力①または二次調整力②に約定した場合
不適合回数の加算の対象外とする。

- (ロ) 三次調整力②および二次調整力①に約定した場合
 - a 余力活用に関する契約において、一次調整力に相当する機能で契約を締結しているとき
不適合回数の加算の対象外とする。
 - b a 以外るとき
二次調整力①の不適合として加算する。
 - (ハ) 三次調整力②および一次調整力に約定した場合
 - a 余力活用に関する契約において、二次調整力①に相当する機能で契約を締結しているとき
不適合回数の加算の対象外とする。
 - b a 以外るとき
一次調整力の不適合として加算する。
 - ハ イおよびロ以外の場合
複合商品の不適合として加算する。
- (2) (1)による取引停止処分は、取引会員の申請にもとづき処分対象となった単独発電機または各リスト・パターン（当該パターンの原因となったリソースを含む他のパターンを含む）につき各取引規程別冊 第24条（実働試験の実施方法）に定める実働試験を実施し、市場運営者が、その条件を満たすと判断しない限り解除されない。この場合の実働試験の実施に要する費用は取引会員が負担する。
- (3) その不適合が想定外の事故やシステムトラブル等で長時間 Δ kWの供出が不可能となったことにより生じた場合で、取引会員がその不適合の事由および解消のために行った事項等を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出することにより市場運営者が認めるときは、市場運営者は、(1)にかかわらず、当該提供期間よりも後の提供期間について、是正勧告等、取引停止処分および不適合回数の積算の対象外とする。
- 3 一次調整力に約定した場合（複合約定対象商品に一次調整力を含む場合を含む）で、監視方法がオフラインのときに、取引規程別冊（一次調整力）第39条（アセスメント）(7)または取引規程別冊（複合約定）第39条（アセスメント）(7)にもとづく応動実績値の確認により不正行為が確認されたとき、市場運営者は、当該取引会員に対し、次の処分を行うことができる。
- (1) 取引会員の本市場における新規の取引を停止することができる。
 - (2) 市場運営者が不正行為が悪質であると判断した場合は、取引会員を除名することができる。
- 4 アセスメントⅠまたはアセスメントⅡにおいて不適合が判明した場合、市場運営者は、不適合となった理由および代替不可申請を行わなかった理由について、

取引会員へ確認する。

第10章 精算

(電力量の計量)

第42条 リソースごとの電力量（以下、「実績電力量」という）は、以下のとおりとし、約定されたすべての商品と余力活用に関する契約を合算して計量する。

(1) 発電リソースの場合

実績電力量は、受電地点ごとに取り付けた託送供給の用に供する計量器により受電電圧と同位の電圧で、30分単位で計量するものとする。

ただし、受電電圧と同位の電圧で計量できない場合およびユニットごとに計量できない場合の実績電力量は、属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」にもとづき協議のうえ決定するものとする。

(2) 需要リソースの場合

実績電力量は、供給地点ごとに取り付けた託送供給の用に供する計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量するものとする。

ただし、供給電圧と同位の電圧で計量できない場合の実績電力量は、属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」にもとづき協議のうえ決定するものとする。

2 計量器の故障等により、正しく計量できない場合は、その都度属地エリアの一般送配電事業者と協議のうえ、実績電力量を決定するものとする。

(調整電力量の算定)

第43条 調整電力量は、30分コマごとに以下のとおり算定する。

(1) 単独発電機を用いる場合

発電リソースごとに第42条（電力量の計量）で規定する実績電力量から発電計画を減じた値とする。

(2) 発電機リスト・パターンを用いる場合

第42条（電力量の計量）で規定する発電リソースの実績電力量から発電計画を減じ、発電機リスト・パターン単位で合計した値とする。

(3) 需要家リスト・パターンを用いる場合

基準値から、イおよびロで算出する値を減じ、需要家リスト・パターン単位で合計した値とする。

イ 第42条（電力量の計量）で規定する需要リソースごとの実績電力量を属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における損失率で修

正し、所属小売電気事業者単位で合計した値

ロ 需要抑制計画を所属小売電気事業者単位で合計した値

(4) ネガポジリスト・パターンを用いる場合

イおよびロで算出する値を合計した値とする。

イ 発電リソース

第42条（電力量の計量）で規定する発電リソースの実績電力量から発電計画を減じ、ネガポジリスト・パターン単位で合計した値

ロ 需要リソース

基準値から、(イ)および(ロ)で算出する値を減じ、ネガポジリスト・パターン単位で合計した値

(イ) 第42条（電力量の計量）で規定する需要リソースごとの実績電力量を属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における損失率で修正し、所属小売電気事業者単位で合計した値

(ロ) 需要抑制計画を所属小売電気事業者単位で合計した値

2 第1項により算定された調整電力量は、30分コマごとに以下のとおり区分するものとする。

(1) 上げ調整電力量

調整電力量が正の場合の電力量

(2) 下げ調整電力量

調整電力量が負の場合の電力量

3 提供期間の各30分コマにおいて、各リソースは属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における調整電源または調整負荷として扱い、調整電力量の算定対象とする。

ただし、以下の各号のいずれかに該当するリソースについては、この限りでない。

(1) 各取引規程別冊 第39条（アセスメント）(1)で算出されたアセスメントⅠにおける供出可能量がゼロ以下となった場合（同一リソースが同一提供期間において複数約定している場合は、全ての約定において供出可能量がゼロ以下のとき）。

ただし、余力活用に関する契約を締結し下げ余力がある場合において余力の運用規程における第8条（調整力）第1項(1)から(7)に該当しない場合を除く。

(2) 単独発電機および各リスト・パターンにおける故障・トラブル等により調整ができない場合。

(3) 属地エリアの一般送配電事業者が調整できないと判断した場合。

(4) 一次調整力のみで約定した場合。

ただし、余力活用に関する契約を締結している場合において余力の運用規程

における第8条（調整力）第1項(1)から(7)に該当しない場合を除く。

（返還情報の登録）

第44条 取引会員は、以下のいずれかまたは複数に該当する場合に第2項各号のいずれかまたは複数に該当する約定ブロックは、提供期間が属する月の翌月の第1営業日までに約定ブロック単位に持ち下げ返還対象および起動費返還対象の持ち下げ返還区分および起動費返還区分（以下、「返還情報」という）を需給調整市場システムにそれぞれ登録する。本項に規定する営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。

(1) 持ち下げ供出機の $\Delta k W$ の入札単価のうち、持ち下げ供出機の入札単価を起動供出機の入札単価よりも高値とし、約定順位を起動供出機よりも劣後させることを目的として、関係規程類において望ましいとされる入札価格から算出される入札単価に加算した単価を含めて入札する場合

ただし、起動供出機および持ち下げ供出機における関係規程類において望ましいとされる入札価格を加重平均し、持ち下げ供出機の入札価格を当該加重平均した価格で入札する場合を除く

(2) $\Delta k W$ の入札単価のうち、単独発電機または各リスト・パターン（発電リソースを用いる場合に限る）の起動に係る費用を含めて入札する場合

(3) 各取引規程別冊 第36条（約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え）第3項にもとづき、起動に係る費用を含めた $\Delta k W$ 約定単価に変更する場合

2 第1項に定める返還情報を需給調整市場システムに登録する場合は、以下のとおりとする。

(1) $\Delta k W$ の入札単価に持ち下げ単価分を含む持ち下げ供出機で入札し、当該持ち下げ供出機が約定した場合

(2) $\Delta k W$ の入札単価に起動費単価分を含む単独発電機または各リスト・パターン（発電リソースを用いる場合に限る）で約定した場合（約定した単独発電機または各リスト・パターン（発電リソースを用いる場合に限る）を差替えたことに伴い起動費単価分を含む $\Delta k W$ 約定単価に変更した場合を含む）において、原則、提供期間に $\Delta k W$ を供出するために起動しなかった場合。

ただし、余力活用に関する契約を締結している場合に、属地エリアの一般送配電事業者から起動指令が行われた場合は、含まれない。

3 第2項各号のいずれかまたは複数に該当する場合、取引会員は、持ち下げ単価分および起動費単価分を属地エリアの一般送配電事業者へ返還するものとし、提供期間における、以下の各号の $\Delta k W$ 約定単価は、取引会員が需給調整市場シス

テムに登録した返還情報にもとづき算出した返還分控除後単価を用いるものとする。

ただし、週間市場商品に約定した場合に返還分控除後単価が上限価格を超えるときは、提供期間の $\Delta k W$ 約定単価は上限価格を用いるものとする。なお、複合商品に入札した場合、取引規程別冊（複合約定）第33条（約定の通知）第1項にもとづく約定結果の通知が単一商品の場合においても、提供期間の $\Delta k W$ 約定単価は複合商品における上限価格を用いるものとする。

- (1) 各取引規程別冊 第39条（アセスメント）におけるアセスメント I に用いる $\Delta k W$ 約定単価
- (2) 第40条（ペナルティ）に用いる $\Delta k W$ 約定単価
- (3) 第46条（決済の対象）(1)に用いる $\Delta k W$ 約定単価

- 4 第1項の定めにより返還情報が需給調整市場システムに登録され、属地エリアの一般送配電事業者が第40条（ペナルティ）または第46条（決済の対象）(1)に定める金額の再算定が必要と判断した場合、属地エリアの一般送配電事業者は料金の再算定を行い、第51条（料金等の授受）の定めに従い再精算するものとする。

（料金の算定期間）

第45条 第46条（決済の対象）の約定料金、調整電力量料金、ペナルティ料金および売買手数料の算定期間は、毎月1日から当該月末日までの期間（以下、「料金算定期間」という）とする。

（決済の対象）

第46条 本市場における取引に係る決済の対象は、以下のとおりとする。

- (1) 約定料金

約定料金は、単独発電機または各リスト・パターンごと、30分コマごとに、 $\Delta k W$ 約定単価に $\Delta k W$ 約定量（複合商品の場合は、複合 $\Delta k W$ 約定量）を乗じた金額を料金算定期間に亘って合計した金額とする。

ただし、上限価格を超える $\Delta k W$ 約定単価で約定した場合は、第44条（返還情報の登録）第1項各号のいずれかまたは複数に該当する場合を除き、単独発電機または各リスト・パターンごと、30分コマごとに、 $\Delta k W$ 約定単価から上限価格を差し引いた値ごとに、 $\Delta k W$ 約定量を乗じた金額を料金算定期間に亘って合計した金額を約定料金から差し引く。

- (2) 調整電力量料金

調整電力量料金は、上げ調整電力量料金および下げ調整電力量料金で構成され、属地エリアの一般送配電事業者から取引会員へ支払う金額と、取引会員から属地エリアの一般送配電事業者へ支払う金額を個別に算定する。

なお、取引会員が余力活用に関する契約を締結している場合、余力活用に関する契約の調整電力量料金は、本市場の調整電力量料金とあわせて算定する。

イ 上げ調整電力量料金

上げ調整電力量料金は、単独発電機または各リスト・パターンごと、30分コマごとに、第18条（調整電力量料金に適用する単価の登録）にて登録された区分ごとに、それぞれの区分に対応するV 1単価（余力活用に関する契約において下げ余力のみを契約し、第40条（ペナルティ）第1項(1)で算出されたアセスメント I における未達率が1となる場合はV 2単価とする）に第43条（調整電力量の算定）により算定された上げ調整電力量を乗じた金額を、料金算定期間に亘って合計した金額とする。

ロ 下げ調整電力量料金

下げ調整電力量料金は、単独発電機または各リスト・パターンごと、30分コマごとに、第18条（調整電力量料金に適用する単価の登録）にて登録された区分ごとに、それぞれの区分に対応するV 2単価（余力活用に関する契約を締結していない場合または余力活用に関する契約において上げ余力のみを提供する契約を締結している場合はV 1単価とする）に第43条（調整電力量の算定）により算定された下げ調整電力量を乗じた金額を料金算定期間に亘って合計した金額とする。

(3) ペナルティ料金

ペナルティ料金は、第40条（ペナルティ）で定めるペナルティ料金Ⅰ（代替不可申請によるペナルティ料金Ⅰを含む）およびペナルティ料金Ⅱを料金算定期間に亘って合計した金額とする。

ただし、上限価格を超える $\Delta k W$ 約定単価で約定した場合は、第44条（**返還情報の登録**）**第1項各号**のいずれかまたは複数に該当する場合を除き、第40条（ペナルティ）に定めるペナルティⅠ料金およびペナルティⅡ料金の算定式において用いる $\Delta k W$ 料金の算定式における「 $\Delta k W$ 約定単価」を「 $\Delta k W$ 約定単価から上限価格を差し引いた値」ごとに置き換えて算定したペナルティ料金Ⅰ（代替不可申請によるペナルティ料金Ⅰを含む）およびペナルティ料金Ⅱを料金算定期間に亘って合計した金額を差し引く。

(4) 売買手数料

売買手数料は、単独発電機または各リスト・パターンごと、30分コマごとに、別途定める売買手数料の単価（**ただし、2025年3月31日までの期間については、売買手数料の単価を2で除した値**）に $\Delta k W$ 約定量（複合商品の場合は、複合 $\Delta k W$ 約定量）を乗じた金額を料金算定期間に亘って合計した金額とする。

(支払義務の発生)

第47条 第46条（決済の対象）の約定料金，調整電力量料金，ペナルティ料金および売買手数料の支払義務は，原則として第51条（料金等の授受）により属地エリアの一般送配電事業者または取引会員が相手方へ請求書を送付した日に発生する。

(事業税相当額)

第48条 本規程において，事業税相当額とは，「地方税法」および「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律」の規定により課される事業税に相当する金額をいい，収入割相当額とは，事業税相当額のうち収入割に相当する金額をいう。

2 第46条（決済の対象）の約定料金，調整電力量料金およびペナルティ料金算定時の収入割相当額および事業税相当額の算定方法は以下のとおりとする。

(1) 属地エリアの一般送配電事業者が事業税相当額に収入割相当額を含む取引会員に支払う場合

算定された約定料金および上げ調整電力量料金に収入割相当額をそれぞれ加算する。

なお，収入割相当額に適用する収入割に相当する率は，取引会員が需給調整市場システムに登録した収入割に相当する率とする。

(2) 取引会員が属地エリアの一般送配電事業者を支払う場合

算定されたペナルティ料金および下げ調整電力量料金に事業税相当額をそれぞれ加算する。

なお，事業税相当額に適用する事業税率は，属地エリアの一般送配電事業者の事業税率とする。

(消費税等相当額)

第49条 本規程において消費税等相当額とは，「消費税法」の規定により課される消費税および「地方税法」の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。

2 「需給調整市場に関する契約」にもとづく精算において，以下の消費税等相当額に関する算定区分（以下，「請求書発行区分」という）に応じて，消費税等相当額を加算するものとする。

なお，取引会員が余力活用に関する契約を締結している場合，消費税等相当額については請求書発行区分が同一の余力活用に関する契約にもとづく料金と合わせて算定する。

(1) 属地エリアの一般送配電事業者が取引会員に支払う料金（仕入明細書）

約定料金および上げ調整電力量料金の合計額

(2) 取引会員が属地エリアの一般送配電事業者を支払う料金（仕入明細書における対価の返還）

ペナルティ料金

- (3) 取引会員が属地エリアの一般送配電事業者に支払う料金（適格請求書）

下げ調整電力量料金

- (4) 取引会員が市場運営者に支払う料金（適格請求書）

売買手数料

- 3 消費税等相当額の計算にあたっては、第46条（決済の対象）により算定した約定料金、上げ調整電力量料金、下げ調整電力量料金およびペナルティ料金に第48条（事業税相当額）第2項(1)に定める収入割相当額または第48条（事業税相当額）第2項(2)に定める事業税相当額を加算し、請求書発行区分ごとに合算した金額を課税標準とする。

（単位および端数処理）

第50条 本規程において、料金その他を計算する場合の単位および端数処理は、次のとおりとする。

- (1) 電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入するものとする。
- (2) 電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入するものとする。
- (3) 金額の単位は1円とし、各料金の算定過程における端数処理は行わず、最終的な金額が確定した時点でその端数は切り捨てるものとする。
- (4) 第48条（事業税相当額）に定める収入割相当額、事業税相当額および第49条（消費税等相当額）に定める消費税等相当額を加算して授受する場合は、収入割相当額、事業税相当額および消費税等相当額が課される金額、収入割相当額、事業税相当額ならびに消費税等相当額の単位は1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。

（料金等の授受）

第51条 第46条（決済の対象）により算定した約定料金、調整電力量料金、ペナルティ料金および売買手数料について、属地エリアの一般送配電事業者は原則として、提供期間が属する月の翌々月15日までに、需給調整市場システムを通じ、取引会員に通知する。

なお、属地エリアの一般送配電事業者が行う料金等の通知のために発行する請求書の様式は「適格請求書等保存方式」における適格請求書等とする。（ただし、属地エリアの一般送配電事業者からの取引会員に対する売買手数料の通知は、市場運営者が発行する適格請求書等による）

また、属地エリアの一般送配電事業者が発行する適格請求書等で、請求書発行

区分が仕入明細書または仕入明細書における対価の返還に該当する場合、通知日の翌日から起算して5日以内に、取引会員から記載内容の誤りに関する連絡がない場合、当該適格請求書等の記載内容に同意したものとみなす。

- 2 第46条（決済の対象）により算定した約定料金、調整電力量料金、ペナルティ料金および売買手数料に、第48条（事業税相当額）に定める収入割相当額、事業税相当額および第49条（消費税等相当額）に定める消費税等相当額を加算した料金について、属地エリアの一般送配電事業者から取引会員へ支払う金額と、取引会員から属地エリアの一般送配電事業者へ支払う金額を相殺のうえ精算する。
- 3 第2項で相殺した結果、属地エリアの一般送配電事業者から取引会員へ支払う金額がある場合は、取引会員は、第1項の通知日の翌日から起算して6日以内に、属地エリアの一般送配電事業者に対して請求書を送付するものとする。
- 4 第2項で相殺した結果、取引会員から属地エリアの一般送配電事業者へ支払う金額がある場合は、属地エリアの一般送配電事業者は、第1項の通知日の翌日から起算して6日以内に、取引会員に対して請求書を送付するものとする。
- 5 取引会員および属地エリアの一般送配電事業者は請求された金額を同月末日（当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日）（以下、「支払期日」という）までに、その相手方が指定した金融機関を通じて相手方に支払うものとする（支払に伴う費用は支払者の負担とする）。

ただし、取引会員が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 第10条（当然脱退）により脱退となった場合
 - (2) 取引会員が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
 - (3) 取引会員が破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行った場合
 - (4) 取引会員が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
 - (5) 取引会員が公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (6) その他の理由で取引会員に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると属地エリアの一般送配電事業者が認め、その旨を属地エリアの一般送配電事業者が取引会員に通知した場合
- 6 取引会員が第5項各号のいずれかに該当する場合の支払期日は、次のとおりとする。
- (1) 取引会員が第5項各号のいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で、かつ、属地エリアの一般送配電事業者への支払いがなされていない料金（支払期日を超過していない料金に限る）については、取引会

員が第5項各号のいずれかに該当することとなった日を支払期日とする。

ただし、取引会員が第5項各号のいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない場合は、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日とする。

(2) 取引会員が第5項各号のいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日とする。

7 請求書の送付が、通知日の翌日から起算して6日以内に行われなかった場合は、その遅延した日数に応じて支払期日を延長するものとする。

8 第5項および第6項の支払いが、支払期日までに行われなかった場合、支払期日の翌日から起算して支払いの日まで、当該不払い額から第48条（事業税相当額）第2項(1)に定める収入割相当額または第48条（事業税相当額）第2項(2)に定める事業税相当額および消費税等相当額を差し引いた金額に対して年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とする）の延滞利息を請求者へ支払うものとする。

9 第46条（決済の対象）により算定した料金について、第40条（ペナルティ）第2項により再算定が必要となった場合等は、属地エリアの一般送配電事業者と協議のうえ、料金の再算定を行うものとする。

なお、料金の再算定は、請求書発行区分ごとに、料金算定期間ごとに行い、再算定後の料金と既に通知し、または請求した料金との差額を確認する。再算定の結果、差額が発生した場合は、次の料金支払いにあわせて属地エリアの一般送配電事業者が請求書発行区分ごとに、料金算定期間ごとに適格請求書等を再発行し精算する。

また、属地エリアの一般送配電事業者が再発行する適格請求書等で、請求書発行区分が仕入明細書または仕入明細書における対価の返還に該当する場合、通知日の翌日から起算して5日以内に、取引会員から記載内容の誤りに関する連絡がない場合、当該適格請求書等の記載内容に同意したものとみなす。

10 属地エリアの一般送配電事業者は市場運営者の委託のもと、第66条（売買手数料）に定める売買手数料を取引会員から徴収する。

11 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員に対し有する債権および第10項で徴収した売買手数料に係る市場運営者の債権と、自己が取引会員に対して負う債務とを弁済期の先後を問わずいつでも相殺処理することができる（取引会員が脱退した場合も同様とする）ものとし、その場合の料金の通知、請求書の送付および料金の支払い等は前各項に準ずる。

12 余力活用に関する契約を締結している場合、料金等の授受については当該余力活用に関する契約とあわせて行う。

第11章 違約処理

(違約処理)

第52条 市場運営者は、本規程に違反する者を違約者とする。

ただし、市場運営者が認める場合はこの限りではない。

- 2 市場運営者は、取引会員が違約者となった場合、第53条（取引停止）および第54条（違約者の入札の扱い）の規定にもとづき処理する。
- 3 取引会員が、第16条（禁止行為）に定める行為等、本規程に違反する行為またはこれに準ずる行為等を行った場合、属地エリアの一般送配電事業者は取引会員に対し、約定料金を支払わないことがある。

(取引停止)

第53条 市場運営者は、取引会員が違約者となった場合、直ちにその旨を当該取引会員に通告するとともに、当該取引会員の本市場における取引を停止させる。

ただし、市場運営者が必要と認めた取引については、この限りではない。

- 2 第1項の場合において、当該取引会員が取引の停止を命ぜられた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、市場運営者がその事由の解消を確認し、再度違約者となるおそれがないと認めるときは、市場運営者は、第1項の規定による取引の停止を解除する。
- 3 第1項の場合において、第2項に規定する期間内に取引の停止が解除されなかったときは、市場運営者は、当該取引会員を除名する。

(違約者の入札の扱い)

第54条 取引会員が取引停止処分または除名処分となった場合、当該取引会員の入札情報は取り消される。

ただし、市場運営者が取引停止処分または除名処分を決定した時点で既に当該取引会員の入札について約定処理が開始されていた場合はこの限りでない。この場合において、当該取引会員は約定した入札に関する取引に限り行うことができる。

第12章 雑則

(知的財産権の取扱い)

第55条 市場運営者が公表する情報等の知的財産権は、市場運営者に帰属する。

(取引情報の機密保持)

第56条 取引会員、市場運営者および一般送配電事業者は、本市場の取引に関する情報（公知の内容を除く）について、あらかじめ当該情報を提供した者の承諾を得ずに第三者に開示または漏洩してはならない。

2 第1項にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、本市場の取引に関する情報を開示することができるものとする。

- (1) 監督官庁の要請に対して必要な限度で開示する場合
- (2) 第57条（揭示事項）にもとづき市場運営者がインターネット上のウェブサイトに掲示する方法により開示する場合
- (3) 本規程にもとづく処分内容について経済産業省資源エネルギー庁、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会および電力広域的運営推進機関へ報告する場合

(揭示事項)

第57条 市場運営者は、次の各号に掲げる事項を市場運営者が運営するインターネット上のウェブサイトに掲示する。

- (1) 取引規程類
- (2) 需給調整市場システム稼働時間の変更
- (3) 取引日時の臨時変更または取引の臨時休止
- (4) 取引会員の加入、脱退に関する事項
- (5) 取引会員の氏名、商号または名称
- (6) 是正勧告、取引停止またはその解除に関する事項
- (7) 前各号の他、市場運営者が必要と認める事項

(市況の報告)

第58条 本市場の市況を一般公衆または新聞通信社等に報告する必要がある場合、市場運営者がこれを行うものとし、取引会員は、既に公表されている情報を活用する場合を除きこれに類する行為を行うことができない。

ただし、市場運営者が認める場合はこの限りではない。

2 第1項にかかわらず、取引会員および市場運営者は、第56条（取引情報の機密保持）第2項(1)によって監督官庁へ開示した情報にもとづき、監督官庁が本市場の市況の報告を行うことを認めるものとする。

(システム障害の特例措置)

第59条 市場運営者は、市場運営者の責めに帰すべき事由を除き、利用するシステムの運用において次の各号に掲げる損害について、その責めを負わない。

- (1) 天災地変，その他不可抗力と認められる事由による入札，約定処理，その他諸手続等の遅延または不能により生じた損害
- (2) 取引会員が所有する通信回線，通信機器，インターネットまたはコンピュータシステム（ソフト・ハード，需給調整市場システムを含む）等の障害もしくは瑕疵によるデータ伝送遅延，不能，誤動作またはその他一切の不具合により生じた損害
- (3) 第三者による妨害，侵入または情報改変等によって生じた需給調整市場システムの中断，遅滞，中止，データの消失，情報漏洩（個人情報を含む）等により生じた損害
- (4) 需給調整市場システムにログインするためのユーザアカウントまたはログインパスワードの漏洩，盗難等によって悪意の第三者が取引会員を装った取引により生じた損害
- (5) その他市場運営者の責めに帰すことができない事由により生じた損害

- 2 取引会員が所有する通信回線，通信機器もしくはコンピュータシステム等の障害または瑕疵が発生した場合，取引会員が自らの責任と費用負担によりそれを解決するものとし，市場運営者はその原因を調査する業務または解決するための義務を負わない。

(市場運営者の免責)

第60条 市場運営者は、市場運営者の責めに帰すべき事由により、取引会員に損害を与えた場合は、直接損害に関してのみ、1億円を上限として損害賠償責任を負う。ただし、故意または重過失による場合は、この限りではない。

- 2 第1項の場合（ただし書きを含む）において、間接的損害については、市場運営者は免責とする。

(臨機の処置)

第61条 需給調整市場システムが障害等により停止した場合、本規程において必要となる需給調整市場システムへの登録および需給調整市場システムを介して行う約定や通知等の実施方法は、都度、市場運営者が定め周知する。

- 2 本規程に定めのない事項で臨機の処置を必要とする場合は、市場運営者は、本規程の趣旨に準じてその処置を定める。

(細目的事項)

第62条 取引会員は、次の各号のいずれかに該当する場合、本規程に定めのない細目的事項については、属地エリアの一般送配電事業者を確認を行い、その内容に従うものとする。

- (1) 揚水発電設備もしくは蓄電池設備のいずれかまたは両方を用いる場合
- (2) 配電事業者から託送供給または電力量調整供給を受けるリソースを用いる場合

(言語)

第63条 本市場での取引において、取引会員は、需給調整市場システムに登録するデータ等または市場運営者もしくは属地エリアの一般送配電事業者へ提出する書類等を、日本語で作成するものとする。

ただし、書類等の原文が外国語の場合は、原文の提出とあわせて、その和訳を提出するものとし、その和訳された書類を正式な書類とする。

(改定)

第64条 法令の変更または関係規程類の変更等があった場合、もしくは市場運営者が必要と認めた場合、市場運営者は、本規程を改定することができる。

- 2 市場運営者は、第1項にもとづき本規程を改定する場合、変更後の取引規程の実施期日までに変更後の取引規程の内容を電磁的方法または書類等により取引会員に通知するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第65条 取引会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、市場運営者は何らの通知または催告を要することなく、ただちに除名することができるものとし、この場合、除名された取引会員は損害賠償その他一切の請求をすることができないものとする。

- (1) 取引会員の代表者、責任者、実質的に経営権を支配する者、役員またはその支店もしくは事務所の代表者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「反社会的勢力」という）であると認められる場合
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる場合
- (3) 反社会的勢力を利用する等の行為をしたと認められる場合
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる場合
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

合

(6) 自らまたは第三者を利用して、市場運営者に対して、次のいずれかの行為を行った場合

イ 暴力的な要求行為

ロ 法的な責任を超えた要求行為

ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

ニ 虚偽の風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または業務を妨害する行為

2 取引会員は、自らが第1項各号に該当しないことを確約し、将来も第1項各号に該当しないことを確約するものとする。

第13章 売買手数料

(売買手数料)

第66条 市場運営者は、第51条（料金等の授受）にもとづく請求および支払いにあわせて、取引会員から別途定める売買手数料を徴収する。

2 売買手数料は、取引の状況、本市場の市場開設業務に要する費用等を参照のうえ、本市場において、実需給日が属する年度毎に定め、当該年度の取引開始の前日までに翌年度の売買手数料を公開する。

3 売買手数料は、 Δ kW約定量（複合商品の場合は、複合 Δ kW約定量）に応じた従量制とする。

4 第3項の売買手数料に賦課される消費税等相当額は、取引会員が支払う。

5 第4項の計算にあたっては、売買手数料を課税標準とし、税率は実需給日のものとして算出した金額とする。

取引規程別冊（三次調整力②）

取引規程別冊（三次調整力②）は、取引規程（需給調整市場）にもとづき、三次調整力②の取引に関する事前審査（第3章）、取引の実施（第4章）、入札（第5章）、約定処理（第6章）、調整の実施（第7章）およびアセスメント（第8章）について定めるものである。

なお、章数および条数は、取引規程（需給調整市場）の章数および条数にそれぞれ対応する。

目 次

第3章 事前審査

第21条	(性能確認)	53
第22条	(確認項目)	54
第23条	(性能データに関わる提出資料)	55
第24条	(実働試験の実施方法)	57

第4章 取引の実施

第25条	(取引)	61
第26条	(取引対象の Δ kW)	61
第27条	(取引の実施方法)	62
第28条	(実施日)	62
第29条	(Δ kWの入札単位)	62
第30条	(入札受付時間)	62

第5章 入札

第31条	(入札方法等)	63
------	---------	----

第6章 約定処理

第32条	(約定)	64
第33条	(約定の通知)	65
第34条	(計画等の提出)	65

第7章 調整の実施

第35条	(調整の実施の原則)	67
第36条	(約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え)	68
第37条	(単独発電機または各リスト・パターンにおけるトラブル対応)	70
第38条	(Δ kWの供出協力)	71

第8章 アセスメント

第39条	(アセスメント)	71
------	----------	----

第3章 事前審査

(性能確認)

第21条 取引会員は取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）の登録時に希望する商品の性能確認の申請を行い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録された単独発電機または各リスト・パターンに含まれるリソースが第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める当該商品の要件に適合していることを確認する（以下、「性能確認」という）。

2 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録された性能確認に必要となるデータ（以下、「性能データ」という）にもとづき、原則として3ヶ月以内に性能確認を実施する。

3 取引会員は、当該申請にあたり、第23条（性能データに関わる提出資料）に定める性能データを需給調整市場システムへ登録する。

なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについては、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送等にて属地エリアの一般送配電事業者に提出する。

また、第23条（性能データに関わる提出資料）に定める性能データのうち稼働実績データ等については、当事者以外が作成したもので現状の機能を反映した最新のものとする。

ただし、実証事業等に活用したデータについて、属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合には、当事者が作成したもので可能とする。

4 第22条（確認項目）(4)から(6)について、試験成績書もしくは稼働実績データ等の提出が困難な場合または試験成績書もしくは稼働実績データ等では第22条（確認項目）に定める確認ができなかった場合は性能確認として実働試験を実施する。

なお、実働試験に係る費用は、取引会員が負担する。

5 性能確認は、単独発電機の場合は原則としてユニットごとに実施する。

また、各リスト・パターンを用いる場合は、原則として各リスト・パターンごとに実施する。

6 属地エリアの一般送配電事業者が現地調査の実施や詳細データの提出を求めた場合、取引会員はその求めに応じるものとする。

7 属地エリアの一般送配電事業者は、単独発電機または各リスト・パターンが第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める要件に適合するか否かの合否判定を、取引会員に通知する。適合していると判断された場合は、属地エリアの一般送配電事業者は取引会員と「需給調整市場に関する契約」の締結に向けた協議を開始する。

また、適合しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該単独発電機または各リスト・パターンを用いて当該商品の取引をすることはできない。

- 8 性能確認による適合判定後に、性能データを変更する場合、取引会員は性能データを需給調整市場システムに再登録後、性能確認の申請を行い、原則として性能確認を受けるものとする。

なお、リソースのスイッチングやトラブルに伴い各リスト・パターンに変更が生じた場合で、属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略することがある。

- 9 性能確認により、第26条（取引対象の Δ kW）に定める要件に適合していると判断された後、実働試験の実施時期による供出可能量の補正が必要な場合、取引会員は、属地エリアの一般送配電事業者へその旨を申し出たうえで、リソースの需要実績など補正量を証明できるデータを需給調整市場システムに登録後、属地エリアの一般送配電事業者が適当と認める場合は、供出可能量の補正を行う。

（確認項目）

第22条 第21条（性能確認）の確認項目は以下のとおりとする。

- (1) 指令・指令間隔

第26条（取引対象の Δ kW）に規定するオンライン指令（簡易指令システムを含む）による調整が可能であること。

- (2) 監視・監視間隔

第26条（取引対象の Δ kW）に規定する監視間隔でデータの収集・提出が可能であること。

- (3) 通信回線

取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）に定めるセキュリティ要件を遵守していること。

- (4) 応動時間・供出可能量

イ 第26条（取引対象の Δ kW）に規定する応動時間以内に供出可能量まで到達できること。

ロ 提供期間中は繰り返し指令に応じること。

ハ 供出可能量のうち、一部の量が発動可能であること。

ニ 指令がない場合、または指令量をゼロとする指令が行われた場合は、発電計画、合計発電計画または基準値計画にもとづいた応動をしていること。なお、第23条（性能データに関わる提出資料）にもとづいて確認を行う場合は、発電計画電力、合計発電計画電力またはベースラインにもとづいた応動をしていること。

(5) 継続時間

第26条（取引対象の Δ kW）に規定する継続時間以上、供出可能量の出力を継続的に発動可能であること。

(6) 並列可否

単独発電機において、停止状態から Δ kW約定量にもとづく調整を行うことを予定している場合は、停止状態から第26条（取引対象の Δ kW）に規定する応動時間以内に供出可能量まで到達できること。

(7) 各リスト・パターン

イ 需要家リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターン

取引会員間の需要リソースに重複がないことおよび需要リソースが複数の小売電気事業者に所属していないこと。

ただし、供出電力（30分）が明確に区別・区分可能なことを属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合は、この限りではない。

また、需要リソースが需要抑制量調整供給契約を締結している場合、当該需要リソースが所属する需要抑制バランシンググループに、当該需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンに属さない需要者を含まないこと。

なお、異なる系統コードに属する需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンの間で需要リソースに重複がないこと。

ロ 発電機リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターン

取引会員間の発電リソースに重複がないこと。

また、異なる系統コードに属する発電機リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターンの間で発電リソースに重複がないこと。

（性能データに関わる提出資料）

第23条 第21条（性能確認）の確認のために取引会員が提出する性能データに関わる提出資料は以下のとおりとする。

(1) 指令・指令間隔

属地エリアの一般送配電事業者からオンライン指令に応じることが可能であることが確認できるもの。

ただし、電源Ⅱ契約等または余力活用に関する契約を締結し三次調整力②相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。

(2) 監視・監視間隔

属地エリアの一般送配電事業者がオンラインで監視できること、監視間隔および発電実績として収集保存されたデータが確認できるもの。

ただし、電源Ⅱ契約等または余力活用に関する契約を締結し三次調整力②相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。

(3) 通信回線

「電力制御システムセキュリティガイドライン」および「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン」に準拠していることが確認できるもの。

ただし、電源Ⅱ契約等または余力活用に関する契約を締結し三次調整力②相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。

(4) 応動時間・供出可能量

以下のイまたはロ

イ 単独発電機においては、定格出力、最低出力、出力変化速度が確認できるもの。

ただし、電源Ⅱ契約等または余力活用に関する契約を締結し三次調整力②相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。

ロ 単独発電機の場合は出力変化曲線、各リスト・パターンの場合は実証事業等の実績データ（データ取得日、時間、出力が記載されたもの）であって、以下の内容が確認できる稼働データ。

ただし、出力変化曲線や実績データのサンプリング周期は5分以内とする。

(イ) 登録した供出可能量を出力するまでの時間が60分以内であること。

(ロ) 指令量をゼロとする指令が行われた場合は発電計画電力、合計発電計画電力またはベースラインにもとづいた運転を30分間行うこととする。

ただし、予定している三次調整力②の取引開始が2025年3月31日までの実需給を対象とする場合、指令量をゼロとする指令が行われた場合は発電計画電力、合計発電計画電力またはベースラインにもとづいた運転を3時間行うこととする。

(ハ) 供出可能量の30%から70%の範囲内の任意の出力で、少なくとも1コマ（30分）の出力継続が確認できること。

なお、イまたはロにおける最低出力が、取引規程（需給調整市場）第18条（調整電力量料金に適用する単価の登録）第8項の最低出力として用いることが不適当な場合、代替する値を証明できる資料

(5) 継続時間

以下のイまたはロ

イ 単独発電機においては、定格出力の継続時間が確認できるもの。

ただし、電源Ⅱ契約等または余力活用に関する契約を締結し三次調整力②相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。

その他、市場運営者が他の資料に拠ることを認めた場合は、当該提出資料をもってこれに代えることができる。

- ロ 単独発電機の場合は出力変化曲線、各リスト・パターンの場合は実証事業等の実績データ（データ取得日、時間、出力が記載されたもの）であって、以下の内容が確認できる稼働データ。

その他、市場運営者が他の稼働データに拠ることを認めた場合は、当該稼働データをもってこれに代えることができる。

- (イ) 単独発電機の場合は、定格出力で30分間以上の運転を継続していること。

その他、市場運営者が他の内容に拠ることを認めた場合は、当該内容をもってこれに代えることができる。

- (ロ) 各リスト・パターンの場合は、登録された供出可能量で30分間以上の応動を継続していること。

(6) 並列可否

単独発電機の起動カーブ（データ取得日、時間、出力が記載されたもの）であって、(1)の指令送信後に、並列準備～並列～供出可能量までに要する時間が60分以内であることが確認できるもの。

(7) 各リスト・パターン

発電機リスト・パターン、需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターン

- 2 第1項(4)および(5)において、稼働データを活用する場合は、所定の様式に以下の項目について5分ごとの値（キロワット）を記入したものを提出する。

- (1) 単独発電機の場合は、発電計画電力、発電実績および応動実績

- (2) 各リスト・パターンの場合は、発電計画電力、合計発電計画電力またはベースライン、実績データおよび応動実績

(実働試験の実施方法)

第24条 実働試験の実施方法は以下のとおりとする。

なお、三次調整力①の性能確認において適合したリソースで、取引会員が希望し属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、三次調整力②の商品区分における実働試験を省略して三次調整力①における供出可能量を入札量上限とすることができるものとする。また、二次調整力②の性能確認において適合したリソースで、取引会員が希望し属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、三次調整力②の商品区分における実働試験を省略して二次調整力②における供出

可能量を入札量上限とすることができるものとする。

(1) 単独発電機の場合

イ 実働試験は原則としてユニットごと、商品区分ごとに以下の手順で行う。

なお、G FまたはL F C機能を有する場合は、原則として当該機能をロックした状態で試験を行う。

(イ) 取引会員は、試験候補日時を選定し、属地エリアの一般送配電事業者へ通知する。

なお、原則として、試験候補日は1日選定し、試験時間(30分間を3コマ)は試験候補日に対して、入札を予定している時間帯を3つ選定する。

(ロ) 属地エリアの一般送配電事業者は、エリアの系統状況等を勘案し、選定された試験候補日時で実働試験が可能であれば、試験日時を決定する。

なお、試験候補日時で試験が実施できない場合は、取引会員と協議のうえ、試験日時を再設定する。

(ハ) 属地エリアの一般送配電事業者は、第23条（性能データに関わる提出資料）の(4)から(6)を確認するため、以下の3つの試験を行う。

a 指令量を供出可能量としたとき、または指令値を発電上限電力としたときの応動時間および継続時間を確認する試験

b 指令量を供出可能量の一部としたとき、または指令値を発電上限電力の一部としたときの応動を確認する試験。

c 指令量がゼロの場合の応動を確認する試験

(ニ) 属地エリアの一般送配電事業者は、試験日において指令量または指令値への到達を求める時刻（以下、「到達時刻」という）の60分前までに指令を行う。

ただし、30分コマに対して60分前までに取引会員に指令がない場合は、前30分コマの指令値に従った運転を継続する。

なお、専用線オンラインで接続する場合は、指令時刻等を取引会員と調整する。

(ホ) 取引会員は、実働試験対象時間において、5分ごとの、単独発電機の発電計画電力、発電実績および応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出する。

なお、実働試験の評価に用いる5分ごとの単独発電機の発電計画電力は、電力広域的運営推進機関に提出された発電計画にもとづいた発電計画電力とする。

また、実働試験の評価に用いる5分ごとの単独発電機の発電実績および応動実績は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)ハ(ホ)に準じて計量器等にて取引会員が取得する。

ロ 実働試験結果の評価は属地エリアの一般送配電事業者にて以下の手順で行う。

(イ) 実働試験対象時間において、イ(ホ)により提出された5分ごとの単独発電機の発電計画電力、発電実績および応動実績を用いて評価する。

(ロ) 実働試験結果の評価における確認事項および判断方法は以下のとおりとする。

a 簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択する場合

実働試験対象時間において、応動実績が許容範囲内であることを5分ごとに確認し、全てが許容範囲内である場合に第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める要件に適合していると判断する。

なお、応動実績とは、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)ハ(ホ)cで定める簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択する場合の瞬時供出電力を指す。

また、実働試験における応動実績の許容範囲は、**指令量 $\pm$ 供出可能量 $\times 10\%$ とする。**

b 簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合、または専用線オンラインで接続する場合

実働試験対象時間において、発電実績が許容範囲内であることを5分ごとに確認し、全てが許容範囲内である場合に第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める要件に適合していると判断する。

なお、発電実績とは、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)ハ(ホ)cで定める簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合の瞬時供出電力、または取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)ハ(ホ)cで定める専用線オンラインで接続する発電リソースの場合の瞬時供出電力を指す。

また、実働試験における発電実績の許容範囲は、**指令値 $\pm$ 供出可能量 $\times 10\%$ とする。**

(2) 各リスト・パターンを用いる場合

イ 実働試験は各リスト・パターンごと、商品区分ごとに以下の手順で行う。

(イ) 取引会員は、試験候補日時を選定し、属地エリアの一般送配電事業者へ通知する。

なお、原則として、試験候補日は1日選定し、試験時間（30分間を3コマ）は試験候補日に対して、入札を予定している時間帯を3つ選定する。

(ロ) 属地エリアの一般送配電事業者は、エリアの系統状況等を勘案し、選定された試験候補日時で実働試験が可能であれば、試験日時を決定する。

なお、試験候補日時で試験が実施できない場合は、取引会員と協議のう

え、試験日時を再設定する。

(ハ) 属地エリアの一般送配電事業者は、第23条（性能データに関わる提出資料）の(4)および(5)を確認するため、以下の3つの試験を行う。

- a 指令量を供出可能量としたときの応動時間および継続時間を確認する試験
- b 指令量を供出可能量の一部としたときの応動を確認する試験
- c 指令量がゼロの場合の応動を確認する試験

(ニ) 取引会員は、設定した試験開始時刻の60分前までに、所定の様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ、5分ごとの、合計発電計画電力および実働試験基準値電力を提出する。

(ホ) 属地エリアの一般送配電事業者は、試験日において、**到達時刻**の60分前までに取引会員に指令を実施する。

ただし、30分コマに対して60分前までに取引会員に指令が無い場合は、前30分コマの指令値に従った運転を継続する。

なお、専用線オンラインで**接続する**場合は、指令時間等を取引会員と調整する。

(ヘ) 取引会員は、実働試験対象時間における試験対象の各リスト・パターンの、5分ごとの、合計発電計画電力、実働試験基準値電力、実績データおよび応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者へ提出する。

なお、リソース単位での発電計画電力、実働試験基準値電力、実績データおよび応動実績（リソース単位に配分した指令値を含む）を提出する場合、各リスト・パターンごとの試験を省略することができる。

また、実働試験の評価に用いる5分ごとの合計発電計画電力は、電力広域的運営推進機関に提出された発電計画にもとづいた合計発電計画電力とし、実働試験の評価に用いる5分ごとの実績データおよび応動実績は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)ハ(ホ)に準じて計量器等にて取引会員が取得する。

ロ 実働試験結果の評価は属地エリアの一般送配電事業者にて以下の手順で行う。

(イ) 実働試験対象時間において、イ(ヘ)により提出された5分ごとの合計発電計画電力、実働試験基準値電力、実績データおよび応動実績を用いて評価する。

(ロ) 実働試験対象時間において、応動実績が許容範囲内であることを5分ごとに確認し、全てが許容範囲内である場合に第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める要件に適合していると判断する。

なお、実働試験における応動実績の許容範囲は、**指令量 $\pm$ 供出可能量 $\times$**

10%とする。

第4章 取引の実施

(取引)

第25条 本市場で行われる取引は、第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める $\Delta k W$ を対象として、第31条（入札方法等）により実施する。

(取引対象の $\Delta k W$)

第26条 本市場において取引される $\Delta k W$ は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) $\Delta k W$ の区分

取引会員が供給する電力量を増加させること、または取引会員が制御する電力消費量を減少させることによる調整であること。

(2) 指令・制御

取引会員のリソースは、属地エリアの一般送配電事業者とオンライン（簡易指令システムを含む）で接続され、属地エリアの一般送配電事業者からの指令にもとづく制御が可能であること。

なお、属地エリアの一般送配電事業者からの指令の間隔は30分とする。

(3) 監視の通信方法および間隔

属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員のリソースの応動等について、オンライン（簡易指令システムを含む）で監視できること。

なお、属地エリアの一般送配電事業者による監視の間隔は1分から30分とする。

ただし、簡易指令システムで接続する場合は、30分の約数である1分、2分、3分、5分、6分、10分、15分、30分とする。また、簡易指令システムで接続する場合で、三次調整力①または二次調整力②にも参入するときは1分とする。

(4) 応動時間

属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから、取引会員のリソースが供出可能量まで出力を変化するために要する時間は、60分以内とする。

(5) 継続時間

取引会員のリソースは、第29条（ $\Delta k W$ の入札単位）に定める商品ブロックの時間中、供出可能量または指令量を継続して出力し続けることが可能であること。

(6) 並列要否

単独発電機の場合、取引会員のリソースが並列していること。

ただし、第21条（性能確認）において、第22条（確認項目）(6)で停止状態から(4)の応動時間以内に供出可能量まで到達できることを確認している場合は、取引会員のリソースの並・解列を任意とする。

(7) 入札量上限

第22条（確認項目）(4)で確認した取引会員の単独発電機または各リスト・パターンの供出可能量を上限とする。

(8) 最低入札量

1,000キロワットを最低入札量とする。

（取引の実施方法）

第27条 本市場における取引では、取引会員と一般送配電事業者が市場運営者の定めるところにより、原則として翌日の第29条（ $\Delta k W$ の入札単位）に定める**30分**間に調整を行うことができる $\Delta k W$ の売買を行い、当該期間における調整電力量の受け渡しおよび対価の授受が行われなければならない。

2 対象となる $\Delta k W$ ならびに実需給時点の調整電力量の受け渡し、対価の授受およびその他取引の実施に関する事項については、属地エリアの一般送配電事業者との間で締結する「需給調整市場に関する契約」にもとづき行う。

（実施日）

第28条 本市場における取引は、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）に規定する営業日において、第30条（入札受付時間）に定める入札受付時間に入札を行い、第32条（約定）に定める日に約定処理を実施する。

2 市場運営者が必要であると認めた場合は、第1項の規定にかかわらず、取引の実施日を変更することがある。

3 第2項の場合、市場運営者は予め変更の内容を取引会員に通知する。

（ $\Delta k W$ の入札単位）

第29条 本市場における取引は、取引実施日の翌日を **0時00分から24時00分まで30分** **コマ**単位に区切り、各**30分** **コマ**単位の $\Delta k W$ について行うものとし、この**30分** **コマ**単位の $\Delta k W$ を商品ブロックとする。

（入札受付時間）

第30条 本市場における入札受付時間は、実需給前日の12時から14時までとする。

2 入札内容の取消または変更は、第1項に定める入札受付時間内に限り可能とす

る。

- 3 市場運営者は、やむを得ない場合は、第1項の入札受付時間を延長することができる。この場合、市場運営者は速やかに変更後の入札受付時間を取引会員に通知する。
- 4 市場運営者は、やむを得ない場合は、取引を臨時に停止または休止することができる。
- 5 市場運営者は、実需給前日の12時に、調達対象日の商品ブロックごとに、各エリアの一般送配電事業者が調達を希望する Δ kWおよびその合計量（以下、「必要量」という）を公開する。

第5章 入札

（入札方法等）

第31条 取引会員は、第30条（入札受付時間）に定める入札受付時間内に、供出を希望する実需給日の商品ブロックごとに、あらかじめ需給調整市場システムに登録している単独発電機または各リスト・パターンを選択し、その電源等コード（取引会員で設定する電源等データを一意に識別するコード）、パターン番号（各リスト・パターンを用いる場合に限り）、約定希望 Δ kW、約定可能な最低 Δ kW（以下、「最小約定希望量」という）および30分あたりの**入札**単価を需給調整市場システムに登録する。

なお、**入札**単価の単位は、円/キロワットとし、銭単位まで登録する。

また、取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第1項各号のいずれかまたは複数に該当する場合、持ち下げ単価分および起動費単価分を需給調整市場システムに登録する。

- 2 取引会員は、同一単独発電機および同一各リスト・パターンにおいて異なる入札単価で分割して入札することも可能とする。
- 3 取引会員は、単独発電機または各リスト・パターンの入札量上限を超える約定希望 Δ kW、最小約定希望量を登録してはならない。
- 4 取引会員は、同一の時間帯において、同一の系統コードに属する複数の各リスト・パターンを用いることはできない。
- 5 週間市場商品と三次調整力②のいずれにも入札できる単独発電機の場合で、供出を希望する実需給日の同一の時間帯において既に週間市場商品に約定しているときは、入札量上限から週間市場商品に約定した当該単独発電機の Δ kW約定量（複合商品の場合は、複合 Δ kW約定量）（同一提供期間において複数約定している場合は、当該単独発電機の Δ kW約定量〔複合商品の場合は、複合 Δ kW約定

量]の合計値とする)を差し引いた量を超えて、当該単独発電機を用いて三次調整力②の入札をすることはできないものとする。

なお、一次調整力の ΔkW 約定量が、当該約定結果内の二次調整力①の ΔkW 約定量、二次調整力②の ΔkW 約定量、または三次調整力①の ΔkW 約定量のいずれよりも大きい場合、「GF幅(定格出力外)」と「二次調整力①の ΔkW 約定量、二次調整力②の ΔkW 約定量、または三次調整力①の ΔkW 約定量の最も大きいものと、当該約定結果内の一次調整力の ΔkW 約定量の差の合計」のいずれか小さい方を入札量上限に加算する。

- 6 週間市場商品と三次調整力②のいずれにも入札できる各リスト・パターンの場合で、供出を希望する実需給日の同一の時間帯において既に週間市場商品に約定しているときは、当該各リスト・パターンを用いて三次調整力②の入札をすることはできないものとする。
- 7 事業税相当額に収入割相当額を含む取引会員の場合、第1項により登録する ΔkW の入札単価は、あらかじめ需給調整市場システムへ登録した収入割に相当する率から算出される収入割相当額分を控除したものとする。

第6章 約定処理

(約定)

第32条 本市場における取引は、マルチプライスオークションとし、全国一市場で、商品ブロックごとに、必要量を充足するまで、調達費用が最小となるように以下のとおり約定する。

また、 ΔkW 約定量は、最小約定希望量から約定希望 ΔkW までの間で確定する。

- (1) ΔkW の入札単価の安いものから約定
 - (2) ΔkW の入札単価が同値の場合、経由する連系線が少ないものから約定
 - (3) 経由する連系線数が同値の場合、系統上優先されるエリアに連系しているものから約定
- 2 必要量を充足する約定予定の ΔkW において、最小約定希望量の制約がある場合に行う経済性を考慮した調達、連系線の運用容量制約または約定処理における計算収束状況等により、第1項のとおり約定しないことがある。
 - 3 市場運営者は、実需給前日の15時までに第1項の約定処理を実施する。
 - 4 連系線の混雑等により連系線に制約が発生した場合は、分断後の当該エリアごとに第1項の約定処理を実施する。

(約定の通知)

第33条 市場運営者は、第32条（約定）にもとづく約定結果を、約定処理後速やかに需給調整市場システムを通じて約定した当該取引会員および属地エリアの一般送配電事業者へ通知する。

2 第1項にもとづき通知する内容は次の各号の事項とする。

- (1) 約定した単独発電機または各リスト・パターン
- (2) Δ kW約定量、 Δ kW約定単価
- (3) 商品ブロック
- (4) 商品区分
- (5) 持ち下げ単価分および起動費単価分

3 第1項の通知をもって、取引が成立したものとし、取引会員は、提供期間において、 Δ kW約定量の供出が可能な状態に維持することおよび Δ kW約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従うことの義務を負う。

(計画等の提出)

第34条 第33条（約定の通知）で約定の通知を受領した取引会員は、約定の結果を反映した計画等を以下のとおり提出する。

- (1) 単独発電機で約定した場合、約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出する。
- (2) 需要家リスト・パターンで約定した場合、取引会員は、基準値計画を、**30分約定時計画提出ブロック**の開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。

なお、登録後に基準値計画を変更する場合は、変更後の基準値計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの基準値は、すでに登録されている基準値計画の当該商品ブロックの基準値から変更できないものとする（商品ブロックの開始時刻の1時間前までに変更後の基準値計画の再登録が間に合わなかった場合は、再登録はできないものとする）。

なお、基準値計画は、第39条（アセスメント）に用いる。

また、約定したパターン番号と基準値計画に記載されたパターン番号が異なる場合は、**当該約定した商品ブロックについて**基準値計画が提出されなかったものとする。

- (3) 発電機リスト・パターンで約定した場合、約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出する。

また、発電販売計画における発電上限は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(1)ホに規定するものとする。

なお、発電販売計画および発電上限は第39条（アセスメント）に用いる。

(4) ネガポジリスト・パターンで約定した場合は以下のとおりとする。

イ 発電リソースを用いる場合

約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出する。

ロ 需要リソースを用いる場合

取引会員は、基準値計画を、**30分約定時計画提出ブロック**の開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。

なお、登録後に基準値計画を変更する場合は、変更後の基準値計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの基準値は、すでに登録されている基準値計画の当該商品ブロックの基準値から変更できないものとする（商品ブロックの開始時刻の1時間前までに変更後の基準値計画の再登録が間に合わなかった場合は、再登録はできないものとする）。

なお、発電販売計画における発電上限は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(1)ホに規定するものとし、発電販売計画、発電上限および基準値計画は、第39条（アセスメント）に用いる。

また、約定したパターン番号と基準値計画に記載されたパターン番号が異なる場合は、**当該約定した商品ブロックについて**基準値計画が提出されなかったものとする。

2 余力活用に関する契約を締結している場合で、同一の時間帯における約定したパターン番号、第1項にもとづき提出された計画等のパターン番号、および余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号の全部または一部が異なるとき（同一の時間帯において余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号が提出されない場合および余力の運用規程における第24条（各種計画提出）第4項の定め反する場合も含む）、第1項にもとづき提出された計画等のパターン番号および余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号は以下のとおり取り扱う。

(1) 需要家リスト・パターン

基準値計画のパターン番号を用いる。

ただし、約定したパターン番号と基準値計画に記載されたパターン番号が異なる場合は、**当該約定した商品ブロックについて**基準値計画が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。

- (2) 発電機リスト・パターン
約定したパターン番号を用いる。
 - (3) ネガポジリスト・パターン
 - イ 発電リソースを用いる場合
約定したパターン番号を用いる。
 - ロ 需要リソースを用いる場合
基準値計画のパターン番号を用いる。
 - ハ 発電リソースおよび需要リソースを用いる場合
基準値計画のパターン番号を用いる。
ただし、約定したパターン番号と基準値計画に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて基準値計画が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。
- 3 余力活用に関する契約において三次調整力②に相当する機能以外で契約を締結している場合、または余力活用に関する契約を締結していない場合で同一リソースが同一提供期間に他の商品区分に約定しているときは、取引規程別冊（複合約定）第34条（計画等の提出）のとおりとする。

第7章 調整の実施

（調整の実施の原則）

第35条 ΔkW約定量にもとづく調整の実施は、属地エリアの一般送配電事業者からの指令により行われるものとし、簡易指令システムでの指令方法は、次のとおりとする。

なお、同一の系統コードの単独発電機または各リスト・パターンにおいて、同一提供期間に異なる商品区分で約定している場合の当該提供期間における各商品の指令は別表3のとおり。

- (1) 到達時刻の60分前までに指令を行うこととし、提供期間の最初の30分コマから終了時刻（同一の系統コードのリソースにおいて、同一日、同一商品区分で連続して約定した場合は、最終商品ブロックの終了時刻）までの指令とする。
- (2) 指令値を変更する場合は、対象の30分コマに対して60分前までに指令を行う。この場合、当該対象30分コマから提供期間の終了時刻（同一の系統コードのリソースにおいて、同一日、同一商品区分で連続して約定した場合は、最終商品ブロックの終了時刻）までの指令とする。
- (3) 対象の30分コマに対して60分前までに指令がない場合は、前30分コマの指令

値に従った運転を継続する。

ただし、対象の30分コマが提供期間の最初の30分コマの場合は、発電計画、合計発電計画または基準値計画にもとづいた運転を継続する（この場合、指令量はゼロとみなす）。

- (4) 提供期間の終了時刻（同一の系統コードのリソースにおいて、同一日、同一商品区分で連続して約定した場合、最終商品ブロックの終了時刻）においては、提供期間の終了時刻まで指令しているため、あらためて復帰指令は行わない。

なお、専用線オンラインでの指令方法は、属地エリアの一般送配電事業者と協議する。

- 2 第1項の調整の実施にもとづく実需給時点での調整電力量の受け渡しは、属地エリアの一般送配電事業者との間で定める受電地点にて行う。
- 3 本市場にて約定したリソースおよび余力活用に関する契約を締結しているリソースに対する調整の実施は全国大で行うこととし、上げ調整指令はV 1単価の安いものから順に行い、下げ調整指令はV 2単価の高い順に行う。

ただし、連系線の運用容量制約および系統制約が生じる場合等はその限りではない。

なお、二次調整力①の商品区分に相当する機能に対する調整の実施は、属地エリアごとに行うこととし、上げ調整指令および下げ調整指令は、系統周波数を一定に保つよう、属地エリアごとの一括指令または出力変化速度など属地エリアごとの優先順位による指令を行う。

- 4 余力活用に関する契約を締結しているリソースが本市場にて約定した場合、そのリソースの余力の範囲で一体的に指令を行う。

（約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え）

第36条 取引会員が、約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替えを希望する場合、当該取引会員は、提供期間の開始時刻の1時間前までに差替え後の単独発電機または各リスト・パターンの情報を需給調整市場システムに再登録し、再登録後直ちに、第34条（計画等の提出）に準じて再登録後の計画等を提出または登録する。この場合、差替え後の単独発電機および各リスト・パターンを複数とすることは可能とする。

また、以下の各号のいずれかに該当する場合は、各号に定める方法による差替えを行うことができない。

- (1) 単独発電機を用いた差替えを行う場合

同一の時間帯に本市場において約定している単独発電機のと看、当該単独発電機のΔkW約定量（同一提供期間において複数約定している場合は、当該

単独発電機の $\Delta k W$ 約定量の合計値とする) および複合 $\Delta k W$ 約定量(同一提供期間において複数約定している場合は, 当該単独発電機の複合 $\Delta k W$ 約定量の合計値とする)を入札量上限から差し引いた量を超えて, 当該単独発電機を用いた差替えを行うこと。

ただし, 複合約定対象商品の $\Delta k W$ 約定量は差し引かない。

なお, 入札期間中および約定処理中の単独発電機に係る差替えは, 当該単独発電機が約定しているものとみなして扱う。

(2) 各リスト・パターンを用いた差替えを行う場合

イ 異なる商品区分のみに供出可能な各リスト・パターンを用いること。

ロ 同一の時間帯において, 同一の系統コードに属する複数の各リスト・パターンを用いること。

ハ 同一の時間帯に本市場において約定している各リスト・パターンの場合, 当該各リスト・パターンの $\Delta k W$ 約定量(同一提供期間において複数約定しているときは, 当該各リスト・パターンの $\Delta k W$ 約定量の合計値とする)を入札量上限から差し引いた量を超えて, 当該各リスト・パターンを用いた差替えを行うこと。

ニ 異なる商品区分に約定した各リスト・パターンの差替えを希望する場合で, 差替え後の各リスト・パターンとして, 差替え前の各リスト・パターンと同一時間帯の異なる商品に約定している各リスト・パターンを用いること。

なお, 入札期間中および約定処理中の各リスト・パターンに係る差替えは, 当該各リスト・パターンが約定しているものとみなして扱う。

なお, 差替え後の単独発電機または各リスト・パターンは, 第26条(取引対象の $\Delta k W$)に定める要件に適合し, 当該取引会員が属地エリアの一般送配電事業者と「需給調整市場に関する契約」を締結しているものに限る。

また, 複数の単独発電機または各リスト・パターンに差替える場合は, 第39条(アセスメント)および取引規程(需給調整市場)第40条(ペナルティ)における算定上, 第39条(アセスメント)および取引規程(需給調整市場)第40条(ペナルティ)の $\Delta k W$ 約定量は, 差替え前の単独発電機または各リスト・パターンの $\Delta k W$ 約定量を差替え後のそれぞれの単独発電機または各リスト・パターンへ配分した値とし, それぞれの単独発電機または各リスト・パターンごとに評価を行う。

- 2 第1項により差替えを希望する場合は, 差替え後の単独発電機または各リスト・パターンは, 連系線の運用容量に影響を与えないよう, 差替え前の単独発電機または各リスト・パターンと同一の属地エリアから選定する。
- 3 第1項により差替えた場合, 取引会員は, 差替え後の単独発電機または各リスト・パターンの $\Delta k W$ 約定単価を, 差替え後の単独発電機または各リスト・パタ

ーンに応じた Δ kW約定単価（関係規程類において望ましいとされる値）となるよう変更すること。

ただし、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンの Δ kW約定単価が差替え前の Δ kW約定単価を上回る場合は、差替え前の Δ kW約定単価以下の値とすること。

また、取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第1項各号のいずれかまたは複数に該当する場合、持ち下げ単価分および起動費単価分を登録すること。

（単独発電機または各リスト・パターンにおけるトラブル対応）

第37条 約定した単独発電機または各リスト・パターンが、 Δ kW約定量を供出できなくなった場合、取引会員は、提供期間の開始時刻の1時間前までの間に以下のとおり対応する。

- (1) 取引会員は、 Δ kW約定量を供出できなくなった単独発電機または各リスト・パターンについて、第36条（約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え）に準じて代替する単独発電機（複数の単独発電機による代替も可能とする）または各リスト・パターンの再登録を行う。
- (2) 取引会員は、(1)の再登録ができない場合または再登録した単独発電機または各リスト・パターンが Δ kW約定量を供出できない場合は、直ちに需給調整市場システムに代替不可の内容を登録（以下、「代替不可申請」という）するとともに、その旨を属地エリアの一般送配電事業者へ電話等を用いて連絡する。

ただし、第3項の地内系統混雑の通知により Δ kW約定量を供出できなくなった場合、属地エリアの一般送配電事業者への連絡は不要とする。

- (3) (2)の連絡を受けた属地エリアの一般送配電事業者は、他の取引会員または他の一般送配電事業者へ代替可能な単独発電機または各リスト・パターンの供出を依頼する。
- 2 取引会員は、 Δ kW約定量を供出できなくなった単独発電機または各リスト・パターンについて、供出できなくなった理由を所定の様式にて速やかに属地エリアの一般送配電事業者に提出する。

ただし、第3項の地内系統混雑の通知により Δ kW約定量を供出できなくなった場合、属地エリアの一般送配電事業者への提出は不要とする。
- 3 属地エリアの一般送配電事業者は、地内系統混雑により Δ kW約定量を供出できなくなった約定結果について取引会員に通知し、第36条（約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え）に準じて単独発電機の差替えもしくは代替不可申請を求める。

- 4 取引会員が代替不可申請を行った場合、第39条（アセスメント）および取引規程（需給調整市場）第40条（ペナルティ）における算定上、第39条（アセスメント）および取引規程（需給調整市場）第40条（ペナルティ）の $\Delta k W$ 約定量は、 $\Delta k W$ 約定量から代替不可申請に応じた量を減じた値とする。

（ $\Delta k W$ の供出協力）

第38条 取引会員は、次の各号のいずれかに該当する場合で、属地エリアの一般送配電事業者から商品ブロックの開始時刻の1時間前までにおいて、 $\Delta k W$ の供出を要請されたときは、可能な範囲で協力する。

- (1) 第37条（単独発電機または各リスト・パターンにおけるトラブル対応）第1項(3)の規定により、属地エリアの一般送配電事業者から代替となる単独発電機または各リスト・パターンの供出依頼を受けた場合
- (2) 需給調整市場システムの障害等に伴い、需給調整市場システムによる約定処理ができない場合
- (3) 連系線のトラブル等により、約定結果を踏まえた調整が行えない場合
- (4) $\Delta k W$ 約定量が必要量に満たなかった場合

- 2 第1項により $\Delta k W$ の供出協力に応じた取引会員は、第34条（計画等の提出）により、代替の結果を反映した計画等を提出する。

また、取引会員は、必要に応じて、取引規程（需給調整市場）第18条（調整電力量料金に適用する単価の登録）の規定により、調整電力量料金に適用する単価を登録する。

- 3 第1項により $\Delta k W$ の供出協力に応じた単独発電機または各リスト・パターンは、第32条（約定）により約定したものとして扱う。

なお、 $\Delta k W$ の供出協力に応じた単独発電機または各リスト・パターンにおける $\Delta k W$ 約定単価は、当該提供期間における約定結果をもとに属地エリアの一般送配電事業者との協議により決定した単価とし、V1単価およびV2単価は、取引規程（需給調整市場）第18条（調整電力量料金に適用する単価の登録）の規定により登録された単価とする。

第8章 アセスメント

（アセスメント）

第39条 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員が、提供期間において、 $\Delta k W$ 約定量の供出が可能な状態に維持していることおよび $\Delta k W$ 約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを確認する

ため、次のとおり提供期間の30分コマごとにアセスメント（以下、「アセスメント」という）を実施する。

- (1) 提供期間におけるリソースの供出可能量が $\Delta k W$ 約定量を下回っていないことを評価する（以下、「アセスメントⅠ」という）ものとし、アセスメントⅠにおける供出可能量は、次の式により算定された値とする。

ただし、同一リソースが同一提供期間において複数約定している場合は、 $\Delta k W$ 約定単価が安い順にアセスメントⅠをそれぞれ実施するものとする。

また、同一リソースが同一提供期間において週間市場商品に約定している場合は、週間市場商品とあわせてアセスメントⅠを実施するものとする。

ただし、取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第2項各号のいずれかまたは複数に該当する場合を除き、週間市場商品の $\Delta k W$ 約定単価が上限価格を超えている場合にアセスメントⅠに用いる $\Delta k W$ 約定単価は、約定した週間市場商品の上限価格とする。

また、取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第2項各号のいずれかまたは複数に該当する場合を除き、複合商品に入札した場合、取引規程別冊（複合約定）第33条（約定の通知）第1項にもとづく約定結果の通知が単一商品の場合においても、複合商品における上限価格を適用する。

なお、属地エリアの一般送配電事業者が、提出された発電販売計画における発電上限において出力制約等が適切に反映されておらず不適当と認めた場合、アセスメントⅠにおける発電上限電力または合計発電上限電力は、属地エリアの一般送配電事業者が出力制約等を適切に反映した発電上限電力または合計発電上限電力とする。

また、基準値計画の提出が必要な場合において、基準値計画が、未提出の場合または電力広域的運営推進機関が定める「ビジネスプロトコル標準規格」に準拠しない場合は、アセスメントⅠにおける供出可能量はゼロとして扱う。

イ 同一リソースが同一提供期間において複数約定していない場合

- (イ) 単独発電機の場合

発電上限電力－発電計画電力

- (ロ) 発電機リスト・パターンの場合

合計発電上限電力－合計発電計画電力

- (ハ) 需要家リスト・パターンの場合

合計基準値電力－合計需要抑制計画電力

- (ニ) ネガポジリスト・パターンの場合

(合計発電上限電力－合計発電計画電力) + (合計基準値電力－合計需要抑制計画電力)

ロ 同一リソースが同一提供期間において複数約定している場合

(イ) 単独発電機の場合

発電上限電力－発電計画電力－控除 $\Delta k W$ 約定量

(ロ) 発電機リスト・パターンの場合

合計発電上限電力－合計発電計画電力－控除 $\Delta k W$ 約定量

(ハ) 需要家リスト・パターンの場合

合計基準値電力－合計需要抑制計画電力－控除 $\Delta k W$ 約定量

(ニ) ネガポジリスト・パターンの場合

(合計発電上限電力－合計発電計画電力) + (合計基準値電力－合計需要抑制計画電力)－控除 $\Delta k W$ 約定量

上式の控除 $\Delta k W$ 約定量とは、当該リソースにおいて評価対象の約定分の $\Delta k W$ 約定単価より $\Delta k W$ 約定単価が安い約定分、および評価対象の約定分と $\Delta k W$ 約定単価が同一かつ既に評価を行った約定分の $\Delta k W$ 約定量(複合商品の場合は、複合 $\Delta k W$ 約定量)の合計値とする。

(2) 提供期間において、 $\Delta k W$ 約定量の範囲内で、属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを評価する(以下、「アセスメントⅡ」という)ものとし、アセスメントⅡは、ロで算定する供出電力(30分)がイで算定する許容範囲内であれば指令に従い調整したと判定する。

また、簡易指令システムで接続する場合は、取引規程(需給調整市場)第13条(リソース等が満たすべき要件)に定める瞬時供出電力が次の30分コマの終了時刻までに送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに所定の様式等による通知が行われなかったことにより、ロに定める供出電力(30分)が算定できなかったときは、当該供出電力(30分)について許容範囲を逸脱したものとして扱う。専用線オンラインで接続する場合は、取引規程(需給調整市場)第13条(リソース等が満たすべき要件)に定める瞬時供出電力が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われなかったことにより、ロに定める供出電力(30分)が算定できなかったときは、当該供出電力(30分)について許容範囲を逸脱したものとして扱う。

上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程(需給調整市場)第3条(休業日・営業日および営業時間)第3項に定める平日とする。

イ 許容範囲の算定

(イ) アセスメントⅡは、指令値変更に伴い応動している時間を含まない30分コマと、増加方向への指令値変更に伴い応動している時間を含む30分コマ、ならびに減少方向への指令値変更に伴い応動している時間を含む30分コマ

に分けて行う。

a 単独発電機の場合

(a) 簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択するリソースの場合

i 指令値変更に伴い応動している時間を含まない場合

指令量 $\pm$ 当該30分コマの Δ kW約定量 $\times 10\%$

ii 増加方向への指令値変更に伴い応動している時間を含む場合

「変更前指令量 $-$ 当該30分コマの Δ kW約定量 $\times 10\%$ 」から「変更後指令量 $+$ 当該30分コマの Δ kW約定量 $\times 10\%$ 」

iii 減少方向への指令値変更に伴い応動している時間を含む場合

「変更前指令量 $+$ 当該30分コマの Δ kW約定量 $\times 10\%$ 」から「変更後指令量 $-$ 当該30分コマの Δ kW約定量 $\times 10\%$ 」

上式の指令量とは、簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択する場合に、属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値をいう。

また、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、属地エリアの一般送配電事業者から送信された指令値の到達時刻の直前の60分間とする。

なお、指令値変更に伴い応動している時間に属地エリアの一般送配電事業者から指令を送信した時刻を含む30分コマについては、当該30分コマに送信した指令値および当該30分コマの1つ前の30分コマに送信した指令値にもとづき算定される許容範囲または当該30分コマの1つ前の30分コマに送信した指令値および当該30分コマの1つ前の30分コマより前に送信した直近の指令値にもとづき算定される許容範囲のいずれかの範囲内であれば指令に従い調整したと判定する。

ただし、指令の対象の30分コマに対して60分前より以前に属地エリアの一般送配電事業者が指令値の変更または取消を行った場合、変更前または取消前の指令は許容範囲の算定に用いないものとする。

(b) 簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合、または専用線オンラインで接続するリソースの場合

i 指令値変更に伴い応動している時間を含まない場合

指令値 $\pm$ 当該30分コマの Δ kW約定量 $\times 10\%$

ii 増加方向への指令値変更に伴い応動している時間を含む場合

「変更前指令値 $-$ 当該30分コマの Δ kW約定量 $\times 10\%$ 」から「変更後指令値 $+$ 当該30分コマの Δ kW約定量 $\times 10\%$ 」

iii 減少方向への指令値変更に伴い応動している時間を含む場合

「変更前指令値＋当該30分コマの Δ kW約定量 $\times 10\%$ 」から「変更後指令値－当該30分コマの Δ kW約定量 $\times 10\%$ 」

上式の指令値とは、簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合、または専用線オンラインで接続する場合に、属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値（発電端により指令を行っている場合は、属地エリアの一般送配電事業者との協議により定めた算出式により、発電端の指令値を送電端に換算した値とする）をいう。

また、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、属地エリアの一般送配電事業者から送信された指令値の到達時刻の直前の60分間とする。

なお、指令値変更に伴い応動している時間に属地エリアの一般送配電事業者から指令を送信した時刻を含む30分コマについては、当該30分コマに送信した指令値および当該30分コマの1つ前の30分コマに送信した指令値にもとづき算定される許容範囲または当該30分コマの1つ前の30分コマに送信した指令値および当該30分コマの1つ前の30分コマより前に送信した直近の指令値にもとづき算定される許容範囲のいずれかの範囲内であれば指令に従い調整したと判定する。

ただし、指令の対象の30分コマに対して60分前より以前に属地エリアの一般送配電事業者が指令値の変更または取消を行った場合、変更前または取消前の指令は許容範囲の算定に用いないものとする。

b 各リスト・パターンの場合

(a) 指令量変更に伴い応動している時間を含まない場合

指令量 $\pm$ 当該30分コマの Δ kW約定量 $\times 10\%$

(b) 増加方向への指令量変更に伴い応動している時間を含む場合

「変更前指令量－当該30分コマの Δ kW約定量 $\times 10\%$ 」から「変更後指令量＋当該30分コマの Δ kW約定量 $\times 10\%$ 」

(c) 減少方向への指令量変更に伴い応動している時間を含む場合

「変更前指令量＋当該30分コマの Δ kW約定量 $\times 10\%$ 」から「変更後指令量－当該30分コマの Δ kW約定量 $\times 10\%$ 」

上式の指令量とは、属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値をいう。

また、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、以下のとおりとする。

i 専用線オンラインで接続する場合

属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから60分間とす

る。

ii 簡易指令システムで接続する場合

属地エリアの一般送配電事業者から送信された指令値の到達時刻の直前の60分間とする。

なお、指令値変更に伴い応動している時間に属地エリアの一般送配電事業者から指令を送信した時刻を含む30分コマについては、当該30分コマに送信した指令値および当該30分コマの1つ前の30分コマに送信した指令値にもとづき算定される許容範囲または当該30分コマの1つ前の30分コマに送信した指令値および当該30分コマの1つ前の30分コマより前に送信した直近の指令値にもとづき算定される許容範囲のいずれかの範囲内であれば指令に従い調整したと判定する。

ただし、指令の対象の30分コマに対して60分前より以前に属地エリアの一般送配電事業者が指令値の変更または取消を行った場合、変更前または取消前の指令は許容範囲の算定に用いないものとする。

(v) (イ)に規定する $\Delta k W$ 約定量は、同一リソースが同一提供期間において、三次調整力②に複数約定している場合、当該リソースの三次調整力②の $\Delta k W$ 約定量の合計値とする。

(ハ) 同一リソースが余力活用に関する契約を締結していない場合で、三次調整力②に約定している提供期間の前の提供期間において、二次調整力①に約定しているときは、三次調整力②の提供期間の開始30分コマにおける許容範囲に三次調整力②の提供期間の開始時刻における変更前指令値と変更後指令値の差を「指令値変更に伴い応動している時間」は5分間として、三次調整力②の評価粒度の30分間に均した許容範囲（〔三次調整力②の提供期間の開始時刻における変更前指令値と変更後指令値の差〕×〔5分間/30分間〕）を組み合わせる。

ロ 供出電力（30分）の算定

属地エリアの一般送配電事業者は、供出電力（30分）について、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）の規定にもとづき受信した瞬時供出電力を30分コマごとに平均して算定する。

(3) 約定したリソースが余力活用に関する契約を締結し $\Delta k W$ 約定量以上の余力の部分を使用した場合または第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める $\Delta k W$ の要件を超えて指令を行った場合は、アセスメントⅡの対象外とする。（ただし、(2)ロで算定した供出電力（30分）が、 $\Delta k W$ の約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを確認できない場合はこの限りではない）

(4) (2)ロに定める供出電力（30分）が、欠測等により託送供給の用に供する計

量器により計量された電力量と一定の閾値を超えるかい離があった場合は、取引会員と属地エリアの一般送配電事業者において協議を行うこととし、かい離の原因が取引会員が用いる計量器と託送供給の用に供する計量器の計測誤差または取引会員が用いる計量器と託送供給の用に供する計量器の異常等にもとづくものと属地エリアの一般送配電事業者が認めるときに限り、取引会員に対し、アセスメントⅡに用いる実績の代用データの提出を求め、あらためて供出電力（30分）を定める。

また、属地エリアの一般送配電事業者が認めないと判断した場合は、アセスメントⅡの不適合等の処置を実施する。

なお、当該取引における取引規程（需給調整市場）第46条（決済の対象）に定める約定料金およびペナルティ料金に係る支払期日は、取引規程（需給調整市場）第51条（料金等の授受）にかかわらず、協議が完了した翌月の末日（当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日）とする。

- (5) 同一リソースが同一提供期間において、以下に該当する場合は、(2)から(4)の定めにかかわらず、各取引規程別冊 第39条（アセスメント）に定めるアセスメントⅡを実施するものとし、その結果を約定している全ての商品に適用するものとする。

イ 三次調整力①のみに同時に約定している場合

取引規程別冊（三次調整力①）第39条（アセスメント）に定めるアセスメントⅡとする。

ロ 二次調整力②のみに同時に約定している場合

取引規程別冊（二次調整力②）第39条（アセスメント）に定めるアセスメントⅡとする。

ハ 三次調整力①および二次調整力②に同時に約定している場合

取引規程別冊（複合約定）第39条（アセスメント）に定めるアセスメントⅡとする。

ニ 二次調整力①、一次調整力または複合商品のいずれか、または複数に同時に約定している場合

取引規程別冊（複合約定）第39条（アセスメント）に定めるアセスメントⅡとする。

ホ 余力活用に関する契約において、三次調整力①に相当する機能、二次調整力②に相当する機能、二次調整力①に相当する機能、一次調整力に相当する機能のいずれか、または複数の機能で契約を締結している場合

取引規程別冊（複合約定）第39条（アセスメント）に定めるアセスメントⅡとする。

取引規程別冊（三次調整力①）

取引規程別冊（三次調整力①）は、取引規程（需給調整市場）にもとづき、三次調整力①の取引に関する事前審査（第3章）、取引の実施（第4章）、入札（第5章）、約定処理（第6章）、調整の実施（第7章）およびアセスメント（第8章）について定めるものである。

なお、章数および条数は、取引規程（需給調整市場）の章数および条数にそれぞれ対応する。

目 次

第3章 事前審査

第21条	(性能確認)	78
第22条	(確認項目)	79
第23条	(性能データに関わる提出資料)	81
第24条	(実働試験の実施方法)	83

第4章 取引の実施

第25条	(取引)	91
第26条	(取引対象の $\Delta k W$)	91
第27条	(取引の実施方法)	92
第28条	(実施日)	92
第29条	($\Delta k W$ の入札単位)	92
第30条	(入札受付時間)	93

第5章 入札

第31条	(入札方法等)	93
------	---------	----

第6章 約定処理

第32条	(約定)	94
第33条	(約定の通知)	96
第34条	(計画等の提出)	96

第7章 調整の実施

第35条	(調整の実施の原則)	102
第36条	(約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え)	104
第37条	(単独発電機または各リスト・パターンにおけるトラブル対応)	106
第38条	($\Delta k W$ の供出協力)	107

第8章 アセスメント

第39条	(アセスメント)	107
------	----------	-----

第3章 事前審査

(性能確認)

第21条 取引会員は取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）の登録時に希望する商品の性能確認の申請を行い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録された単独発電機または各リスト・パターンに含まれるリソースが第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める当該商品の要件に適合していることを確認する（以下、「性能確認」という）。

2 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録された性能確認に必要となるデータ（以下、「性能データ」という）にもとづき、原則として3ヶ月以内に性能確認を実施する。

3 取引会員は、当該申請にあたり、第23条（性能データに関わる提出資料）に定める性能データを需給調整市場システムへ登録する。

なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについては、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送等にて属地エリアの一般送配電事業者に提出する。

また、第23条（性能データに関わる提出資料）に定める性能データのうち稼働実績データ等については、当事者以外が作成したもので現状の機能を反映した最新のものとする。

ただし、実証事業等に活用したデータについて、属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合には、当事者が作成したもので可能とする。

4 第22条（確認項目）(4)から(6)について、試験成績書もしくは稼働実績データ等の提出が困難な場合または試験成績書もしくは稼働実績データ等では第22条（確認項目）に定める確認ができなかった場合は性能確認として実働試験を実施する。

なお、実働試験に係る費用は、取引会員が負担する。

5 性能確認は、単独発電機の場合は原則としてユニットごとに実施する。また、各リスト・パターンを用いる場合は、原則として各リスト・パターンごとに実施する。

6 属地エリアの一般送配電事業者が現地調査の実施や詳細データの提出を求めた場合、取引会員はその求めに応じるものとする。

7 属地エリアの一般送配電事業者は、単独発電機または各リスト・パターンが第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める要件に適合するか否かの合否判定を、取引会員に通知する。適合していると判断された場合は、属地エリアの一般送配電事業者は取引会員と「需給調整市場に関する契約」の締結に向けた協議を開始する。

また、適合しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該単
独発電機または各リスト・パターンを用いて当該商品の取引をすることはできな
い。

- 8 性能確認による適合判定後に、性能データを変更する場合、取引会員は性能デ
ータを需給調整市場システムに再登録後、性能確認の申請を行い、原則として性
能確認を受けるものとする。

なお、リソースのスイッチングやトラブルに伴い各リスト・パターンに変更が
生じた場合で、属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略
することがある。

また、需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンのリソースの
変更がなく、基準値の設定方法のみを変更する場合、変更後の基準値の設定方法
で既に性能確認による適合判定を受けていて、属地エリアの一般送配電事業者が
認めるときは、実働試験を省略することができる。

- 9 性能確認により、第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める要件に適合していると
判断された後、実働試験の実施時期による供出可能量の補正が必要な場合、取引
会員は、属地エリアの一般送配電事業者へその旨を申し出たうえで、リソースの
需要実績など補正量を証明できるデータを需給調整市場システムに登録後、属地
エリアの一般送配電事業者が適当と認める場合は、供出可能量の補正を行う。

（確認項目）

第22条 第21条（性能確認）の確認項目は以下のとおりとする。

(1) 指令・指令間隔

第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に規定するオンライン指令（簡易指令システムを
含む）による調整が可能であること。

(2) 監視・監視間隔

第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に規定する監視間隔でデータの収集・提出が可能
であること。

(3) 通信回線

取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）に定めるセ
キュリティ要件を遵守していること。

(4) 応動時間・供出可能量

イ 第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に規定する応動時間以内に供出可能量まで到
達できること。

なお、専用線オンラインで接続し、余力活用に関する契約を締結する単
独発電機に対してEDC制御を行った場合（手動の指令値等でEDCを模擬す
る場合を含む）は、需給調整市場システムへデータ登録されたEDC変化速

度にもとづいてE D C演算周期において算定される指令値に対して、別表2に定めるE D C目標時刻までに到達すること。

ただし、E D C目標時刻がE D C演算周期よりも短いときは、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してからE D C演算周期が経過する時間までに到達すること。また、E D C目標時刻について定めのない場合および第35条（調整の実施の原則）(2)ロに規定される指令を行った場合は、15分以内に到達すること。

ロ 提供期間中は繰り返し指令に応じること。

ハ 供出可能量のうち、一部の量が発動可能であること。

ニ 指令がない場合、または指令量をゼロとする指令が行われた場合は、発電計画（簡易指令システムで接続し、出力調整指令〔数値指令〕を選択するときに限る）、1分発電計画電力計画、1分基準値電力計画（事前予測型）、または1分基準値電力計画（直前計測型）にもとづいた応動をしていること。なお、第23条（性能データに関わる提出資料）にもとづいて確認を行う場合は、発電計画電力、合計発電計画電力またはベースラインにもとづいた応動をしていること。

(5) 継続時間

第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に規定する継続時間以上、供出可能量の出力を継続的に発動可能であること。

(6) 並列可否

単独発電機において、停止状態から $\Delta k W$ 約定量にもとづく調整を行うことを予定している場合は、停止状態から第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に規定する応動時間以内に供出可能量まで到達できること。

(7) 各リスト・パターン

イ 需要家リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターン

取引会員間の需要リソースに重複がないことおよび需要リソースが複数の小売電気事業者に所属していないこと。ただし、供出電力（1分）が明確に区別・区分可能なことを属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合は、この限りではない。

また、需要リソースが需要抑制量調整供給契約を締結している場合、当該需要リソースが所属する需要抑制バランシンググループに、当該需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンに属さない需要者を含まないこと。

なお、異なる系統コードに属する需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンの間および異なる基準値の設定方法における需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンの中で需要リソースに重複が

ないこと。

ロ 発電機リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターン

取引会員間の発電リソースに重複がないこと。

また、異なる系統コードに属する発電機リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターンの間で発電リソースに重複がないこと。

(性能データに関わる提出資料)

第23条 第21条(性能確認)の確認のために取引会員が提出する性能データに関わる提出資料は以下のとおりとする。

(1) 指令・指令間隔

属地エリアの一般送配電事業者からオンライン指令に応じることが可能であることが確認できるもの。ただし、電源Ⅱ契約等または余力活用に関する契約を締結し三次調整力①相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。

(2) 監視・監視間隔

属地エリアの一般送配電事業者がオンラインで監視できること、監視間隔および発電実績として収集保存されたデータが確認できるもの。ただし、電源Ⅱ契約等または余力活用に関する契約を締結し三次調整力①相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。

(3) 通信回線

「電力制御システムセキュリティガイドライン」および「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン」に準拠していることが確認できるもの。ただし、電源Ⅱ契約等または余力活用に関する契約を締結し三次調整力①相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。

(4) 応動時間・供出可能量

以下のイまたはロ

イ 単独発電機においては、定格出力、最低出力、出力変化速度が確認できるもの。

ただし、電源Ⅱ契約等または余力活用に関する契約を締結し三次調整力①相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。

ロ 単独発電機の場合は出力変化曲線、各リスト・パターンの場合は実証事業等の実績データ(データ取得日、時間、出力が記載されたもの)であって、以下の内容が確認できる稼働データ。ただし、出力変化曲線や実績データはサンプリング周期を1分以内とし、1分ごとの全計測点を30分コマ単位(30

点)で評価して、以下の応動に対して90%以上が第24条(実働試験の実施方法)に定める許容範囲内で応動していることが確認できるもの。

(イ) 登録した供出可能量を出力するまでの時間が15分以内であること。

(ロ) 第26条(取引対象の Δ kW)(2)で定める指令間隔ごとの指令に追従できること。

(ハ) 指令量をゼロとする指令が行われた場合は発電計画電力、合計発電計画電力またはベースラインにもとづいた運転を30分間行うこととする。

ただし、予定している三次調整力①の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象とする場合、指令量をゼロとする指令が行われた場合は発電計画電力、合計発電計画電力またはベースラインにもとづいた運転を3時間行うこととする。

(ニ) 供出可能量の30%から70%の範囲内の任意の出力で、応動時間を含め少なくとも1コマ(30分)の出力継続が確認できること。

なお、イまたはロにおける最低出力が、取引規程(需給調整市場)第18条(調整電力量料金に適用する単価の登録)第8項の最低出力として用いることが不適当な場合、代替する値を証明できる資料

(5) 継続時間

以下のイまたはロ

イ 単独発電機においては、定格出力の継続時間が確認できるもの。

ただし、電源Ⅱ契約等または余力活用に関する契約を締結し三次調整力①相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。

その他、市場運営者が他の資料に拠ることを認めた場合は、当該提出資料をもってこれに代えることができる。

ロ 単独発電機の場合は出力変化曲線、各リスト・パターンの場合は実証事業等の実績データ(データ取得日、時間、出力が記載されたもの)であって、以下の内容が確認できる稼働データ。

その他、市場運営者が他の稼働データに拠ることを認めた場合は、当該稼働データをもってこれに代えることができる。

ただし、出力変化曲線や実績データはサンプリング周期を1分以内として、30分コマ単位(30点)の内90%以上が第24条(実働試験の実施方法)に定める許容範囲内で応動していることが確認できるもの。

(イ) 単独発電機の場合は、定格出力で30分間以上の運転を継続していること。

ただし、予定している三次調整力①の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象とする場合、定格出力で3時間以上の運転を継続していること。

その他、市場運営者が他の内容に拠ることを認めた場合は、当該内容をもってこれに代えることができる。

- (Ⅱ) 各リスト・パターンの場合は、登録された供出可能量で30分間以上の応動を継続していること。

ただし、予定している三次調整力①の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象とする場合、定格出力で3時間以上の運転を継続していること。

(6) 並列可否

単独発電機の起動カーブ（データ取得日、時間、出力が記載されたもの）であって、(1)の指令送信後に、並列準備～並列～供出可能量までに要する時間が15分以内であることが確認できるもの。

(7) 各リスト・パターン

発電機リスト・パターン、需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターン

- 2 第1項(4)および(5)において、稼働データを活用する場合は、所定の様式に以下の項目について1分ごとの値（キロワット）を記入したものを提出する。

(1) 単独発電機の場合は、発電計画電力、発電実績および応動実績

(2) 各リスト・パターンの場合は、発電計画電力、合計発電計画電力またはベースライン、実績データおよび応動実績

(実働試験の実施方法)

第24条 実働試験の実施方法は以下のとおりとする。なお、二次調整力②の性能確認において適合したリソースで、 Δ kWを3時間供出可能なリソースの場合、取引会員が希望し属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、三次調整力①の商品区分における実働試験を省略して二次調整力②における供出可能量を入札量上限とすることができるものとする。

ただし、予定している三次調整力①の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象とする場合、二次調整力②の性能確認において適合したリソースで、 Δ kWを3時間供出可能なリソースの場合、取引会員が希望し属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、三次調整力①の商品区分における実働試験を省略して二次調整力②における供出可能量を入札量上限とすることができるものとする。

(1) 単独発電機の場合

イ 実働試験は原則としてユニットごと、商品区分ごとに以下の手順で行う。

なお、GFまたはLFC機能を有する場合は、原則として当該機能をロックした状態で試験を行う。

(イ) 取引会員は、試験候補日時を選定し、属地エリアの一般送配電事業者へ通知する。

なお、原則として、試験候補日は1日選定し、試験時間(30分間を4コマ)は試験候補日に対して、入札を予定している30分コマを4つ選定する。

ただし、予定している三次調整力①の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象とする場合、原則として、試験候補日は3日選定し、試験時間(3時間)は各々の日に対して第29条(ΔkWの入札単位)のいずれかの中から、入札を予定している時間帯を1つ選定する。

また、取引会員が同一の試験候補日において、複数の時間帯で試験を希望する場合は、その限りではない。

(ロ) 属地エリアの一般送配電事業者は、エリアの系統状況等を勘案し、選定された試験候補日時で実働試験が可能であれば、試験日時を決定する。

なお、試験候補日時で試験が実施できない場合は、取引会員と協議のうえ、試験日時を再設定する。

(ハ) 属地エリアの一般送配電事業者は、第23条(性能データに関わる提出資料)の(4)から(6)を確認するため、以下の4つの試験を行う。

a 指令量を供出可能量としたとき、または指令値を発電上限電力としたときの応動時間および継続時間を確認する試験

b 指令量または指令値を繰り返し変化させたときの応動を確認する試験

c 指令量を供出可能量の一部としたとき、または指令値を発電上限電力の一部としたときの応動時間および継続時間を確認する試験

d 指令量がゼロの場合の応動を確認する試験

ただし、予定している三次調整力①の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象とする場合、上記a、bおよびdの試験

(ニ) 属地エリアの一般送配電事業者は、試験日において指令量または指令値への到達を求める時刻(以下、「到達時刻」という)の15分前までに指令を行う。ただし、対象の時刻に対して15分前までに指令がない場合は、対象の時刻の直前の時間に対する指令値に従った運転を継続する。

なお、専用線オンラインで接続する場合は、指令時刻等を取引会員と調整する。

(ホ) 取引会員は、簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択する場合、実働試験対象時間において、1分発電計画電力を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出する。また試験時間において、1分ごとの発電実績および応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者へ提出する。

簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合、または専用線オンラインで接続する場合、試験時間において、1分ごとの発電実績および応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出する。

なお、実働試験の評価に用いる1分発電計画電力は、電力広域的運営推進機関に提出された発電計画にもとづくものとする。

また、実働試験の評価に用いる1分ごとの単独発電機の発電実績および応動実績は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)ハ(ホ)に準じて計量器等にて取引会員が取得する。

ロ 実働試験結果の評価は属地エリアの一般送配電事業者にて以下の手順で行う。

(イ) 試験時間において、イ(ホ)により提出された1分発電計画電力、発電実績および応動実績を用いて評価する。

(ロ) 実働試験結果の評価における確認事項および判断方法は以下のとおりとする。

a 簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択する場合

試験時間において、応動実績が許容範囲内であることを1分ごとに確認し、評価は30分コマ単位に行い、計測点30点のうち90%以上が許容範囲内である場合に第26条（取引対象の ΔkW ）に定める要件に適合していると判断する。

なお、応動実績とは、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)ハ(ホ)cで定める簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択する場合の瞬時供出電力を指す。

また、実働試験における応動実績の許容範囲は、指令値変更に伴い応動している時間を除く時間と、増加方向への指令値変更に伴い応動している時間、および減少方向への指令値変更に伴い応動している時間のそれぞれについて以下のとおり算定する。

(a) 指令値変更に伴い応動している時間を除く時間

指令量 $\pm$ 供出可能量 $\times 10\%$

(b) 増加方向への指令値変更に伴い応動している時間

「変更前指令量－供出可能量 $\times 10\%$ 」から「変更後指令量＋供出可能量 $\times 10\%$ 」

(c) 減少方向への指令値変更に伴い応動している時間

「変更前指令量＋供出可能量 $\times 10\%$ 」から「変更後指令量－供出可能量 $\times 10\%$ 」

上式の指令量とは、簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択

する場合に、属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値をいう。

また、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、属地エリアの一般送配電事業者から送信された指令値の到達時刻の直前の15分間とする。なお、上記の「指令値変更に伴い応動している時間」が毎分ゼロ秒（以下、「正分」という）を除く時刻に開始および終了する場合は、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、当該開始時刻の直前の正分から当該終了時刻の直後の正分までとする。

- b 簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合、または専用線オンラインで接続する場合

試験時間において、発電実績が許容範囲内であることを1分ごとに確認し、評価は30分コマ単位に行い、計測点30点のうち90%以上が許容範囲内である場合に第26条（取引対象の Δ kW）に定める要件に適合していると判断する。

なお、発電実績とは、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)ハ(ホ)cで定める簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合の瞬時供出電力、または取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)ハ(ホ)cで定める専用線オンラインで接続する発電リソースの場合の瞬時供出電力から算定した1分ごとの平均電力を指す。

また、実働試験における発電実績の許容範囲は、指令値変更に伴い応動している時間を除く時間と、増加方向への指令値変更に伴い応動している時間、ならびに減少方向への指令値変更に伴い応動している時間のそれぞれについて以下のとおり算定する。

- (a) 指令値変更に伴い応動している時間を除く時間

指令値 $\pm$ 供出可能量 $\times 10\%$

- (b) 増加方向への指令値変更に伴い応動している時間

「変更前指令値－供出可能量 $\times 10\%$ 」から「変更後指令値＋供出可能量 $\times 10\%$ 」

- (c) 減少方向への指令値変更に伴い応動している時間

「変更前指令値＋供出可能量 $\times 10\%$ 」から「変更後指令値－供出可能量 $\times 10\%$ 」

上式の指令値とは、簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合、または専用線オンラインで接続する場合に属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値（発電端により指令を行っている場合は、属地エリアの一般送配電事業者との協議により定めた算出式により、発電端の指令値を送電端に換算した値とする）をいう。

なお、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、以下のとおりとする。

- (a) 専用線オンラインで接続し、余力活用に関する契約を締結し三次調整力①または二次調整力②相当の機能を有する場合で、E D C制御を行った場合（手動の指令値等でE D Cを模擬する場合を含む）属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから別表2に定めるE D C目標時刻までとし、E D C指令周期で送信される指令値が変更されるごとに許容範囲の算定を行うこととする。

ただし、E D C目標時刻がE D C演算周期よりも短いときは、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してからE D C演算周期が経過するまでの時間とすることとし、E D C演算周期において算定される指令値が変更されるごとに許容範囲の算定を行うこととする。また、別表2にE D C目標時刻について定めのないときは、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから15分間とし、E D C演算周期において算定される指令値が変更されるごとに許容範囲の算定を行い、
第35条（調整の実施の原則）(2)ロに規定される指令を行った場合は、
属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから15分間とし、5分間隔で送信される指令値が変更されるごとに許容範囲の算定を行うこととする。

- (b) 専用線オンラインで接続し、余力活用に関する契約を締結していない場合、余力活用に関する契約を締結しているが三次調整力①または二次調整力②相当の機能を有さない場合または簡易指令システムで接続する場合

- i 専用線オンラインで接続する場合

属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから15分間とする。

- ii 簡易指令システムで接続する場合

属地エリアの一般送配電事業者から送信された指令値の到達時刻の直前の15分間とする。

また、上記(a) (b)の「指令値変更に伴い応動している時間」が正分を除く時刻に開始および終了する場合は、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、当該開始時刻の直前の正分から当該終了時刻の直後の正分までとする。

- (ハ) 余力活用に関する契約を締結していない場合、または余力活用に関する契約を締結しているが三次調整力①または二次調整力②相当の機能を有さない場合、(ロ)に定める許容範囲の算定における指令量または指令値につい

て、以下のとおり扱う。

- a 簡易指令システムで接続し出力変化量指令を選択するときは、試験時間の開始時刻から開始15分後までの指令量はゼロとする。簡易指令システムで接続し出力調整指令（数値指令）を選択するときは、試験時間の開始時刻から開始15分後までの指令値は発電計画電力とする。
- b 専用線オンラインで接続するときは、試験時間内の初回の指令値に対する変更前指令値は発電計画電力とする。

(二) 指令値変更に伴い応動している時間に新たに指令値の変更が行われた場合は、変更前の指令値に対し算定した上限値および下限値を(ロ)に定める時間保持するものとし、複数の指令値変更に伴い応動している時間が重なる場合は、最も大きい上限値から最も小さい下限値の間を許容範囲とする。

(2) 各リスト・パターンを用いる場合

イ 実働試験は各リスト・パターンごと、商品区分ごとに以下の手順で行う。

(イ) 取引会員は、試験候補日時を選定し、属地エリアの一般送配電事業者へ通知する。

なお、原則として、試験候補日は1日選定し、試験時間(30分間を4コマ)は試験候補日に対して、入札を予定している時間帯を4つ選定する。

ただし、予定している三次調整力①の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象とする場合、原則として、試験候補日は3日選定し、各々の日に対して試験候補日における試験時間(3時間)は第29条(ΔkWの入札単位)のいずれかの中から、入札を予定している時間帯を1つ選定する。

また、取引会員が同一の試験候補日において、複数の時間帯で試験を希望する場合は、その限りではない。

(ロ) 属地エリアの一般送配電事業者は、エリアの系統状況等を勘案し、選定された試験候補日時で実働試験が可能であれば、試験日時を決定する。

なお、試験候補日時で試験が実施できない場合は、取引会員と協議のうえ、試験日時を再設定する。

(ハ) 属地エリアの一般送配電事業者は、第23条(性能データに関わる提出資料)の(4)および(5)を確認するため、以下の4つの試験を行う。

- a 指令量を供出可能量としたときの応動時間および継続時間を確認する試験
- b 指令量を繰り返し変化させたときの応動を確認する試験
- c 指令量を供出可能量の一部としたときの応動時間および継続時間を確認する試験
- d 指令量がゼロの場合の応動を確認する試験

ただし、予定している三次調整力①の取引開始が2026年3月31日までの

実需給を対象とする場合、上記 a、b および d の試験

- (ニ) 取引会員は、事前予測型を選択している場合、設定した試験開始時刻の60分前までに、所定の様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ1分発電計画電力または1分基準値電力（事前予測型）を提出する。

簡易指令システムで接続し、直前計測型を選択している場合、試験開始時刻の5分前から、1分ごとの需要実績を、次の30分コマの終了時刻までに簡易指令システムを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。なお、専用線オンラインで接続し直前計測型を選択している場合、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの実績データを、当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。

- (ホ) 属地エリアの一般送配電事業者は、到達時刻の15分前までに指令を行う。

ただし、対象の時刻に対して15分前までに指令がない場合は、対象の時刻の直前の時間に対する指令値に従った運転を継続する。

- (ハ) 取引会員は、事前予測型を選択している場合、実働試験対象時間における試験対象の各リスト・パターンの、1分基準値電力（事前予測型）、1分発電計画電力、1分ごとの実績データを所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者へ提出する。また試験時間において、1分ごとの応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者へ提出する。

直前計測型を選択している場合、試験開始時刻5分前から、試験開始時刻までの1分ごとの実績データおよび試験時間における1分基準値電力（直前計測型）、1分ごとの実績データと応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者へ提出する。

なお、実働試験対象時間において、リソース単位での1分発電計画電力、1分基準値電力（事前予測型）または1分基準値電力（直前計測型）、実績データおよび応動実績（リソース単位に配分した指令値を含む）を提出する場合、各リスト・パターンごとの試験を省略することができる。

また、実働試験の評価に用いる1分ごとの実績データおよび応動実績は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)ハ(ホ)に準じて計量器等にて取引会員が取得する。

- ロ 実働試験結果の評価は属地エリアの一般送配電事業者にて以下の手順で行う。

- (イ) 実働試験対象時間において、イ(ハ)により提出された1分ごとの1分発電計画電力、1分基準値電力（事前予測型）または1分基準値電力（直前計測型）、実績データおよび応動実績を用いて評価する。

- (ロ) 実働試験対象時間において、応動実績が許容範囲内であることを1分ご

とに確認する。なお、評価は30分コマ単位に行い、計測点30点のうち90%以上が許容範囲内である場合に第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める要件に適合していると判断する。

なお、実働試験における応動実績の許容範囲は、指令値変更に伴い応動している時間を除く時間と、増加方向への指令値変更に伴い応動している時間、ならびに減少方向への指令値変更に伴い応動している時間のそれぞれについて以下のとおり算定する。

- a 指令値変更に伴い応動している時間を除く時間
指令量 $\pm$ 供出可能量 $\times 10\%$
- b 増加方向への指令値変更に伴い応動している時間
「変更前指令量 $-$ 供出可能量 $\times 10\%$ 」から「変更後指令量 $+$ 供出可能量 $\times 10\%$ 」
- c 減少方向への指令値変更に伴い応動している時間
「変更前指令量 $+$ 供出可能量 $\times 10\%$ 」から「変更後指令量 $-$ 供出可能量 $\times 10\%$ 」

上式の指令量とは、属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値をいう。

また、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、以下のとおりとする。

- a 専用線オンラインで接続する場合
属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから15分間とする。
- b 簡易指令システムで接続する場合
属地エリアの一般送配電事業者から送信された指令値の到達時刻の直前の15分間とする。

なお、上記 a, b の「指令値変更に伴い応動している時間」が正分を除く時刻に開始および終了する場合は、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、当該開始時刻の直前の正分から当該終了時刻の直後の正分までとする。

(ハ) 余力活用に関する契約を締結していない場合、(ロ)に定める許容範囲の算定における指令量について、以下のとおり扱う。

- a 簡易指令システムで接続するときは、試験時間の開始時刻から開始15分後までの指令量はゼロとする。
- b 専用線オンラインで接続するときは、試験時間内の初回の指令値に対する変更前指令量はゼロとする。

(ニ) 指令値変更に伴い応動している時間に新たに指令値の変更が行われた場合は、変更前の指令値に対し算定した上限値および下限値を(ロ)に定める時

間保持するものとし、複数の指令値変更に伴い応動している時間が重なる場合は、最も大きい上限値から最も小さい下限値の間を許容範囲とする。

第4章 取引の実施

(取引)

第25条 本市場で行われる取引は、第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める $\Delta k W$ を対象として、第31条（入札方法等）により実施する。

(取引対象の $\Delta k W$)

第26条 本市場において取引される $\Delta k W$ は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) $\Delta k W$ の区分

取引会員が供給する電力量を増加させること、または取引会員が制御する電力消費量を減少させることによる調整であること。

(2) 指令・制御

取引会員のリソースは、属地エリアの一般送配電事業者とオンライン（簡易指令システムを含む）で接続され、属地エリアの一般送配電事業者からの指令にもとづく制御が可能であること。

なお、属地エリアの一般送配電事業者からの指令の間隔は数秒から数分とする。

ただし、余力活用に関する契約を締結していない単独発電機または各リスト・パターンへ専用線オンラインを用いて指令を行う場合、および簡易指令システムで接続する場合は、5分とする。

(3) 監視の通信方法および間隔

属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員のリソースの応動等について、オンライン（簡易指令システムを含む）で監視できること。

なお、属地エリアの一般送配電事業者による監視の間隔は1秒から5秒程度とする。

ただし、簡易指令システムで接続する場合は、1分とする。

(4) 応動時間

属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから、取引会員のリソースが供出可能量まで出力を変化するために要する時間は、15分以内とする。

(5) 継続時間

取引会員のリソースは、30分以上供出可能量または指令量を継続して出

力し続けることが可能であること。

ただし、2026年3月31日までを実需給とする取引にあつては、取引会員のリソースは、第29条（ Δ kWの入札単位）に定める商品ブロックの時間中、供出可能量または指令量を継続して出力し続けることが可能であること。

(6) 並列要否

単独発電機の場合、取引会員のリソースが並列していること。ただし、第21条（性能確認）において、第22条（確認項目）(6)で停止状態から(4)の応動時間以内に供出可能量まで到達できることを確認している場合は、取引会員のリソースの並・解列を任意とする。

(7) 入札量上限

第22条（確認項目）(4)で確認した取引会員の単独発電機または各リスト・パターンの供出可能量を上限とする。

(8) 最低入札量

1,000キロワットを最低入札量とする。

(取引の実施方法)

第27条 本市場における取引では、取引会員と一般送配電事業者が市場運営者の定めるところにより、原則として取引実施日の次の土曜日からその次の金曜日の第29条（ Δ kWの入札単位）に定める3時間に調整を行うことができる Δ kWの売買を行い、当該期間における調整電力量の受け渡しおよび対価の授受が行われなければならない。

2 対象となる Δ kWならびに実需給時点の調整電力量の受け渡し、対価の授受およびその他取引の実施に関する事項については、属地エリアの一般送配電事業者との間で締結する「需給調整市場に関する契約」にもとづき行う。

(実施日)

第28条 本市場における取引は、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）に規定する営業日において、第30条（入札受付時間）に定める入札受付時間に入札を行い、第32条（約定）に定める日に約定処理を実施する。

2 市場運営者が必要であると認めた場合は、第1項の規定にかかわらず、取引の実施日を変更することがある。

3 第2項の場合、市場運営者は予め変更の内容を取引会員に通知する。

(Δ kWの入札単位)

第29条 本市場における取引は、取引実施日の次の土曜日からその次の金曜日を日ごとに次の3時間単位に区切り、各3時間単位の Δ kWについて行うものとし、こ

の3時間単位の Δ kWを商品ブロックとする。

- (1) 0時00分から3時00分まで
- (2) 3時00分から6時00分まで
- (3) 6時00分から9時00分まで
- (4) 9時00分から12時00分まで
- (5) 12時00分から15時00分まで
- (6) 15時00分から18時00分まで
- (7) 18時00分から21時00分まで
- (8) 21時00分から24時00分まで

(入札受付時間)

第30条 本市場における入札受付時間は、実需給日に対応する前週月曜日の14時から前週火曜日の14時までとする。

- 2 入札内容の取消または変更は、第1項に定める入札受付時間内に限り可能とする。
- 3 市場運営者は、やむを得ない場合は、第1項の入札受付時間を延長することができる。この場合、市場運営者は速やかに変更後の入札受付時間を取引会員に通知する。
- 4 市場運営者は、やむを得ない場合は、取引を臨時に停止または休止することができる。
- 5 市場運営者は、実需給日に対応する前週月曜日の14時に、調達対象日の商品ブロックごとに、各エリアの一般送配電事業者が調達を希望する Δ kWおよびその合計量（以下、「必要量」という）を公開する。
- 6 市場運営者は、当面の間、実需給日に対応する2週間前までに、週間市場商品の商品区分ごとに Δ kW約定単価の上限価格（以下、「上限価格」という）を公開する。

第5章 入札

(入札方法等)

第31条 取引会員は、第30条（入札受付時間）に定める入札受付時間内に、供出を希望する実需給日の商品ブロックごとに、あらかじめ需給調整市場システムに登録している単独発電機または各リスト・パターンを選択し、その電源等コード（取引会員で設定する電源等データを一意に識別するコード）、パターン番号（各リスト・パターンを用いる場合に限る）、約定希望 Δ kW、約定可能な最低 Δ kW（以

下、「最小約定希望量」という) および30分あたりの単価を需給調整市場システムに登録する。

なお、30分あたりの単価は以下のとおりとする。

(1) 入札単価

当面の間、取引会員は、取引規程(需給調整市場)第44条(返還情報の登録)第1項各号のいずれかまたは複数に該当する場合を除き、30分あたりの入札単価を市場運営者が商品区分ごとに公開する上限価格以下で需給調整市場システムに登録する。

また、入札単価の単位は、円/キロワットとし、銭単位まで登録する。

(2) 持ち下げ単価分および起動費単価分

取引規程(需給調整市場)第44条(返還情報の登録)第1項各号のいずれかまたは複数に該当する場合、持ち下げ単価分および起動費単価分を需給調整市場システムに登録する。

- 2 取引会員は、同一単独発電機および同一各リスト・パターンにおいて異なる入札単価で分割して入札することも可能とする。
- 3 取引会員は、単独発電機または各リスト・パターンの入札量上限を超える約定希望 Δ kW、最小約定希望量を登録してはならない。
- 4 取引会員は、同一の時間帯において、同一の系統コードに属する複数の各リスト・パターンを用いることはできない。
- 5 取引会員は、同一の時間帯において、同一の単独発電機または同一の各リスト・パターンを用いて、週間市場商品のうち、複数の商品区分に同時に入札することはできない。ただし、第2項にもとづき複合商品に分割して入札する場合に、やむを得ず複数の商品区分に同時に入札するときはこの限りではない。
- 6 事業税相当額に収入割相当額を含む取引会員の場合、第1項により登録する Δ kWの入札単価は、あらかじめ需給調整市場システムへ登録した収入割に相当する率から算出される収入割相当額分を控除したものとする。

第6章 約定処理

(約定)

第32条 本市場における取引は、マルチプライスオークションとし、全国一市場で、商品ブロックごとに、三次調整力①、二次調整力②、二次調整力①および一次調整力の合成値をもとに算出する必要量(以下、「三次①から一次の複合必要量」という)、二次調整力②、二次調整力①および一次調整力の合成値をもとに算出する必要量(以下、「二次②から一次の複合必要量」という)、および二次調整力①

および一次調整力の合成値をもとに算出する必要量（以下、「二次①から一次の複合必要量」という。また、三次①から一次の複合必要量、二次②から一次の複合必要量および二次①から一次の複合必要量をあわせて「複合必要量」という）ならびに各商品の必要量とともに充足するまで、調達費用が最小となるように以下のとおり約定する。

また、 $\Delta k W$ 約定量は、最小約定希望量から約定希望 $\Delta k W$ までの間で確定する。

- (1) $\Delta k W$ の入札単価の安いものから約定
 - (2) $\Delta k W$ の入札単価が同値の場合、経由する連系線が少ないものから約定
 - (3) 経由する連系線数が同値の場合、系統上優先されるエリアに連系しているものから約定
- 2 複合必要量または必要量を充足する約定予定の $\Delta k W$ において、最小約定希望量の制約がある場合に行う経済性を考慮した調達、連系線の運用容量制約、一次調整力のオフライン枠の落札量上限制約または約定処理における計算収束状況等により、第1項のとおり約定しないことがある。
 - 3 市場運営者は、原則として実需給日に対応する前週火曜日の15時までに第1項の約定処理を実施する。
 - 4 連系線の混雑等により連系線に制約が発生した場合は、分断後の当該エリアごとに第1項の約定処理を実施する。
 - 5 当面の間、一次調整力（複合商品入札内数に一次調整力を含む場合を含む）は、以下の範囲ごとに広域調達する。
 - (1) 北海道電力ネットワーク株式会社の属地エリア
 - (2) 東北電力ネットワーク株式会社および東京電力パワーグリッド株式会社の属地エリア
 - (3) 中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社および九州電力送配電株式会社の属地エリア
 - 6 当面の間、二次調整力①（複合商品入札内数に二次調整力①を含む場合を含む）は、属地エリアごとに調達し、連系線を経由した調達は行わない。
 - 7 当面の間、取引会員は、上限価格を超える $\Delta k W$ 約定単価で約定した場合は、取引規程（需給調整市場）第44条（[返還情報の登録](#)）第1項各号のいずれかまたは複数の該当する場合を除き、上限価格を超える $\Delta k W$ 約定単価で約定した価格から上限価格を差し引いた額を属地エリアの一般送配電事業者に返還するものとする。

なお、複合商品に入札した場合、取引規程別冊（複合約定）第33条（約定の通知）第1項にもとづく約定結果の通知が単一商品の場合においても、複合商品に

おける上限価格を適用する。

(約定の通知)

第33条 市場運営者は、第32条（約定）にもとづく約定結果を、約定処理後速やかに需給調整市場システムを通じて約定した当該取引会員および属地エリアの一般送配電事業者に週間市場商品約定単位で通知する。

ただし、約定のない週間市場商品約定単位での通知はしない。

また、同一の単独発電機または各リスト・パターンが、同一の提供期間において、取引規程（需給調整市場）第2条（定義）(78)イ、ロ、ハまたはニのいずれか1つのみの種類の週間市場商品約定単位が通知された場合は、当該約定分は複合商品ではなく単一商品に約定したものとみなし、それ以外の場合は複合商品に約定したものとみなす。

2 第1項にもとづき通知する内容は次の各号の事項とする。

(1) 約定した単独発電機または各リスト・パターン

(2) Δ kW約定量、 Δ kW約定単価

(3) 商品ブロック

(4) 商品区分

(5) 持ち下げ単価分および起動費単価分

3 第1項の通知をもって、取引が成立したものとし、取引会員は、提供期間において、 Δ kW約定量の供出が可能な状態に維持することおよび Δ kW約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従うことの義務を負う。

(計画等の提出)

第34条 第33条（約定の通知）で約定の通知を受領した取引会員は、約定の結果を反映した計画等を以下のとおり提出する。

(1) 単独発電機で約定した場合、約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択した場合は、1分発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。登録後に1分発電計画電力計画を変更する場合は、各30分コマの実需給の開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録する（商品ブロックの開始時刻の1時間前までに1分発電計画電力計画の登録が間に合わなかった場合は、再登録はできないものとする）。ただし、再登録をする1分発電計画電力計画に含まれる30分コマのうち、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の30分コマの1分発電計画電力は、すでに登録されている1分発電計画電力計画の当該30分コマの1分発電計画電力から変更することはできないものとする。

また、発電販売計画における発電上限は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(1)ホに規定するものとする。

なお、発電販売計画、発電上限および1分発電計画電力計画は第39条（アセスメント）に用いる。

(2) 需要家リスト・パターンで約定した場合は以下のとおりとする。

イ 事前予測型を選択しているとき

取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した事前予測型基準値計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。

ロ 直前計測型を選択しているとき

(イ) 簡易指令システムで接続する場合、取引会員は、約定した需要家リスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの1分ごとの需要実績を、簡易指令システムを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。専用線オンラインで接続する場合、取引会員は、約定した需要家リスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を、専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。

(ロ) 約定した需要家リスト・パターンの1分基準値電力（直前計測型）は、約定した需要家リスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの(イ)の1分ごとまたは属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績の平均値とする。

ただし、当該送信周期ごとにおける(イ)の需要実績の一部が送信されなかった場合は、当該送信されなかった部分を除いて送信された(イ)の需要実績の平均値を1分基準値電力（直前計測型）とみなす。

なお、簡易指令システムで接続する場合は、(イ)の1分ごとの需要実績が次の30分コマの終了時刻までに送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに所定の様式等による通知が行われた場合には、送信されたものとする。

また、専用線オンラインで接続する場合は、(イ)の属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたものとする。

上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。

- (ハ) 同一の需要家リスト・パターンが連続して週間市場商品に約定している場合は、最初の商品ブロックの1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を、当該連続して約定している商品ブロックのすべてに適用するものとする。なお、最初の商品ブロックが一次調整力かつ監視方法がオフラインの場合、取引会員は、当該商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、1秒ごとの需要実績を、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに所定の様式により通知する。
- (ニ) 小売電気事業者ごとの内訳を記載した直前計測型基準値内訳実績を、商品ブロックの属する月の翌月10日までに需給調整市場システムに登録する。
- (ホ) 小売電気事業者ごとの基準値は、1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を2で除した値を、当該30分コマの直前計測型基準値内訳実績の小売電気事業者ごとの基準値相当の需要実績を直前計測型基準値内訳実績の合計値で除した比率で按分した値（以下、「修正後基準値」という）とする。小売電気事業者ごとの修正後基準値の合計値が1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を2で除した値と一致しない場合は、直前計測型基準値内訳実績のうち最初に記載された小売電気事業者の基準値は1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を2で除した値から、当該小売電気事業者以外の修正後基準値の合計値を差し引いた値とする。

なお、基準値計画、1分基準値電力計画（事前予測型）、1分基準値電力計画（直前計測型）、属地周期基準値電力計画（直前計測型）および1秒基準値電力計画（直前計測型）は第39条（アセスメント）に用いる。

また、約定したパターン番号と基準値計画、事前予測型基準値計画（1分）または直前計測型基準値内訳実績に記載されたパターン番号が異なる場合は、基準値計画、事前予測型基準値計画（1分）および直前計測型基準値内訳実績が提出されなかったものとする。

- (3) 発電機リスト・パターンで約定した場合、約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、1分発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。登録後に1分発電計画電力計画を変更する場合は、各30分コマの実需給の開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録する（商品ブロックの開始時刻の1時間前までに1分発電計画電力計画の登録が間に合わなかった場合は、再登録はできないものとする）。ただし、再登録をする1分発電計画電力

計画に含まれる30分コマのうち、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の30分コマの1分発電計画電力は、すでに登録されている1分発電計画電力計画の当該30分コマの1分発電計画電力から変更することはできないものとする。

また、発電販売計画における発電上限は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(1)ホに規定するものとし、発電販売計画、発電上限および1分発電計画電力計画は第39条（アセスメント）に用いる。

なお、約定したパターン番号と1分発電計画電力計画に記載されたパターン番号が異なる場合は、1分発電計画電力計画が提出されなかったものとする。

(4) ネガポジリスト・パターンで約定した場合は以下のとおりとする。

イ 発電リソースを用いる場合

約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、1分発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。登録後に1分発電計画電力計画を変更する場合は、各30分コマの実需給の開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録する（商品ブロックの開始時刻の1時間前までに1分発電計画電力計画の登録が間に合わなかった場合は、再登録はできないものとする）。ただし、再登録をする1分発電計画電力計画に含まれる30分コマのうち、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の30分コマの1分発電計画電力は、すでに登録されている1分発電計画電力計画の当該30分コマの1分発電計画電力から変更することはできないものとする。

ロ 需要リソースを用いる場合

(イ) 事前予測型を選択しているとき

取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した事前予測型基準値計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。

(ロ) 直前計測型を選択しているとき

a 簡易指令システムで接続する場合、取引会員は、約定したネガポジリスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの1分ごとの需要実績を、簡易指令システムを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。専用線オンラインで接続する場合、取引会員は、約定したネガポジリスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を、専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。

- b 約定したネガポジリスト・パターンの1分基準値電力（直前計測型）は、約定したネガポジリスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までのaの1分ごとまたは属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績の平均値とする。ただし、aの需要実績が一部でも送信されなかった場合は、aのうち送信に成功した需要実績の平均値を1分基準値電力（直前計測型）とみなす。

なお、簡易指令システムで接続する場合は、aの1分ごとの需要実績が次の30分コマの終了時刻までに送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに所定の様式等による通知が行われた場合には、送信されたものとする。

また、専用線オンラインで接続する場合は、aの属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたものとする。

上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。

- c 同一のネガポジリスト・パターンが連続して週間市場商品に約定している場合は、最初の商品ブロックの1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を、当該連続して約定している商品ブロックのすべてに適用するものとする。なお、最初の商品ブロックが一次調整力かつ監視方法がオフラインの場合、取引会員は、当該商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、1秒ごとの需要実績を、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに所定の様式により通知する。
- d 小売電気事業者ごとの内訳を記載した直前計測型基準値内訳実績を、商品ブロックの属する月の翌月10日までに需給調整市場システムに登録する。
- e 小売電気事業者ごとの基準値は、修正後基準値とする。小売電気事業者ごとの修正後基準値の合計値が1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を2で除した値と一致しない場合は、直前計測型基準値内訳実績のうち最初に記載された小売電気事業者の基準値は1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を2で除した値から、当該小売電気事業者以外の修正後基準値の

合計値を差し引いた値とする。

なお、発電販売計画における発電上限は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(1)ホに規定するものとし、発電販売計画、発電上限、1分発電計画電力計画、基準値計画、1分基準値電力計画（事前予測型）、1分基準値電力計画（直前計測型）、属地周期基準値電力計画（直前計測型）および1秒基準値電力計画（直前計測型）は第39条（アセスメント）に用いる。

また、約定したパターン番号と1分発電計画電力計画、基準値計画、事前予測型基準値計画（1分）または直前計測型基準値内訳実績に記載されたパターン番号が異なる場合は、1分発電計画電力計画、基準値計画、事前予測型基準値計画（1分）および直前計測型基準値内訳実績が提出されなかったものとする。

- 2 余力活用に関する契約を締結している場合で、同一の時間帯における約定したパターン番号、第1項にもとづき提出された計画等のパターン番号、および余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号の全部または一部が異なるとき（同一の時間帯において余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号が提出されない場合および余力の運用規程における第24条（各種計画提出）第4項の定め反する場合も含む）の第1項にもとづき提出された計画等のパターン番号および余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号は以下のとおり取り扱う。

(1) 需要家リスト・パターン

基準値計画のパターン番号を用いる。

ただし、約定したパターン番号と基準値計画または事前予測型基準値計画（1分）に記載されたパターン番号が異なる場合は、基準値計画および事前予測型基準値計画（1分）が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。

(2) 発電機リスト・パターン

1分発電計画電力計画のパターン番号を用いる。

ただし、約定したパターン番号と1分発電計画電力計画に記載されたパターン番号が異なる場合は、1分発電計画電力計画が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。

(3) ネガポジリスト・パターン

イ 発電リソースを用いる場合

1 分発電計画電力計画のパターン番号を用いる。

ロ 需要リソースを用いる場合

基準値計画のパターン番号を用いる。

ハ 発電リソースおよび需要リソースを用いる場合

基準値計画のパターン番号を用いる。

ただし、約定したパターン番号と 1 分発電計画電力計画、基準値計画または事前予測型基準値計画（1分）に記載されたパターン番号が異なる場合は、1 分発電計画電力計画、基準値計画および事前予測型基準値計画（1分）が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。

- 3 余力活用に関する契約において三次調整力①に相当する機能以外で契約を締結している場合、または余力活用に関する契約を締結していない場合で同一リソースが同一提供期間に他の商品区分に約定しているときは、取引規程別冊（複合約定）第34条（計画等の提出）のとおりとする。

第7章 調整の実施

（調整の実施の原則）

第35条 ΔkW約定量にもとづく調整の実施は、属地エリアの一般送配電事業者からの指令により行われるものとし、指令方法は次のとおりとする。

なお、同一の系統コードの単独発電機または各リスト・パターンにおいて、同一提供期間に異なる商品区分で約定している場合の当該提供期間における各商品の指令は別表3のとおり。

（1）簡易指令システムで指令を行う場合

イ 到達時刻の15分前までに指令を行うこととし、到達時刻から終了時刻（同一の系統コードのリソースにおいて、同一日、同一商品区分で連続して約定した場合は、最終商品ブロックの終了時刻）までの指令とする。また、約定した最初の商品ブロックの指令は、商品ブロック開始後15分を到達時刻とした指令を行う。

なお、同一の系統コードのリソースにおいて連続して約定し、後続の商品ブロックが三次調整力①の場合、当該後続の約定した最初の商品ブロックの指令は、商品ブロック開始時刻を到達時刻とした指令を行う。指令の間隔は5分とする。

ロ 指令値を変更する場合は、到達時刻の15分前までに指令を行う。この場合、到達時刻から提供期間の終了時刻（同一の系統コードのリソースにおいて、

同一日、同一商品区分で連続して約定した場合は、最終商品ブロックの終了時刻) までの指令とする。

ハ 対象の時刻に対して15分前までに指令がない場合は、対象の時刻の直前の時間に対する指令値に従った運転を継続する。ただし、提供期間の最初の30分コマの開始時刻から15分後を到達時刻とする指令が行われなかった場合は、発電販売計画（簡易指令システムで接続し、出力調整指令〔数値指令〕を選択するときに限る）、1分発電計画電力計画、1分基準値電力計画（事前予測型）、または1分基準値電力計画（直前計測型）にもとづいた運転を継続する（この場合、指令量はゼロとみなす）。

ニ 提供期間の終了時刻（同一の系統コードのリソースにおいて、同一日、同一商品区分で連続して約定した場合、最終商品ブロックの終了時刻）においては、提供期間の終了時刻まで指令しているため、あらためて復帰指令は行わない。

(2) 専用線オンラインで指令を行う場合

イ 余力活用に関する契約を締結している単独発電機の場合別表2に定める属地エリアの一般送配電事業者のEDC指令周期ごとの指令、またはロに規定される指令を行う。EDC・LFC信号を一括して送信する場合は、EDC・LFCそれぞれの演算結果を合算した指令とする（LFCを除外している時間を除く）。

ただし、手動で指令値を送信する場合は、EDC指令周期によらず、需給調整市場システムへデータ登録されたEDC変化速度で指令値まで到達する時間またはEDC目標時刻のいずれか長いほう、またはロに規定される指令を行う場合は15分間を到達時刻とする指令を行うこととする。

なお、指令を出力増減指令（接点信号）により行う場合、属地エリアの一般送配電事業者が指令を作成するための目標値として用いた数値を第24条（実働試験の実施方法）および第39条（アセスメント）に定める指令値として扱うこととし、第24条（実働試験の実施方法）(1)ロ(㍑)および第39条（アセスメント）(3)に定める評価により第26条（取引対象の ΔkW ）に定める要件の不適合が判明したときは、取引会員の求めに応じ、事後的に属地エリアの一般送配電事業者から取引会員に対し所定の様式により、不適合となった30分コマの目標値を開示することとする。また、別表2に定めるEDC目標時刻がEDC演算周期よりも短い指令を行う場合で、第24条（実働試験の実施方法）(1)ロ(㍑)および第39条（アセスメント）(3)に定める評価により第26条（取引対象の ΔkW ）に定める要件の不適合が判明したときは、取引会員の求めに応じ、事後的に属地エリアの一般送配電事業者から取引会員に対し、所定の様式により、不適合となった30分コマのEDC演算周期におい

て算定された指令値を開示することとする。

- ロ 余力活用に関する契約を締結していない単独発電機の場合、または各リスト・パターンを用いる場合

属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから15分後を到達時刻とする指令を行う。指令の間隔は5分とする。

- 2 第1項の調整の実施にもとづく実需給時点での調整電力量の受け渡しは、属地エリアの一般送配電事業者との間で定める受電地点にて行う。
- 3 本市場にて約定したリソースおよび余力活用に関する契約を締結しているリソースに対する調整の実施は全国大で行うこととし、上げ調整指令はV 1単価の安いものから順に行い、下げ調整指令はV 2単価の高い順に行う。

ただし、連系線の運用容量制約および系統制約が生じる場合等はその限りではない。

なお、二次調整力①の商品区分に相当する機能に対する調整の実施は、属地エリアごとに行うこととし、上げ調整指令および下げ調整指令は、系統周波数を一定に保つよう、属地エリアごとの一括指令または出力変化速度など属地エリアごとの優先順位による指令を行う。

- 4 余力活用に関する契約を締結しているリソースが本市場にて約定した場合、そのリソースの余力の範囲で一体的に指令を行う。

(約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え)

第36条 取引会員が、約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替えを希望する場合、当該取引会員は、提供期間の開始時刻の1時間前までに差替え後の単独発電機または各リスト・パターンの情報を需給調整市場システムに再登録し、再登録後直ちに、第34条（計画等の提出）に準じて再登録後の計画等を提出または登録する。この場合、差替え後の単独発電機および各リスト・パターンを複数とすることは可能とする。

また、以下の各号のいずれかに該当する場合は、各号に定める方法による差替えを行うことができない。

(1) 単独発電機を用いた差替えを行う場合

イ 同一の時間帯に本市場において約定している単独発電機のと看、当該単独発電機の $\Delta k W$ 約定量（同一提供期間において複数約定している場合は、当該単独発電機の $\Delta k W$ 約定量の合計値とする）および複合 $\Delta k W$ 約定量（同一提供期間において複数約定している場合は、当該単独発電機の複合 $\Delta k W$ 約定量の合計値とする）を入札量上限から差し引いた量を超えて、当該単独発電機を用いた差替えを行うこと。

ただし、複合約定対象商品の $\Delta k W$ 約定量は差し引かない。

なお、入札期間中および約定処理中の単独発電機に係る差替えは、当該単独発電機が約定しているものとみなして扱う。

(2) 各リスト・パターンを用いた差替えを行う場合

イ 異なる商品区分のみに供出可能な各リスト・パターンを用いること。

ロ 同一の時間帯において、同一の系統コードに属する複数の各リスト・パターンを用いること。

ハ 同一の時間帯に本市場において約定している各リスト・パターンを用いるとき、当該各リスト・パターンの $\Delta k W$ 約定量（同一提供期間において複数約定している場合は、当該各リスト・パターンの $\Delta k W$ 約定量の合計値とする）および複合 $\Delta k W$ 約定量（同一提供期間において複数約定している場合は、当該各リスト・パターンの複合 $\Delta k W$ 約定量の合計値とする）を入札量上限から差し引いた量を超えて、当該各リスト・パターンを用いた差替えを行うこと。

ただし、複合約定対象商品の $\Delta k W$ 約定量は差し引かない。

ニ 異なる商品区分に約定した各リスト・パターンの差替えを希望する場合で、差替え後の各リスト・パターンとして、差替え前の各リスト・パターンと同一時間帯の異なる商品に約定している各リスト・パターンを用いること。

なお、入札期間中および約定処理中の各リスト・パターンに係る差替えは、当該各リスト・パターンが約定しているものとみなして扱う。

なお、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンは、第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める要件に適合し、当該取引会員が属地エリアの一般送配電事業者と「需給調整市場に関する契約」を締結しているものに限る。

また、複数の単独発電機または各リスト・パターンに差替える場合は、第39条（アセスメント）および取引規程（需給調整市場）第40条（ペナルティ）における算定上、第39条（アセスメント）および取引規程（需給調整市場）第40条（ペナルティ）の $\Delta k W$ 約定量は、差替え前の単独発電機または各リスト・パターンの $\Delta k W$ 約定量を差替え後のそれぞれの単独発電機または各リスト・パターンへ配分した値とし、それぞれの単独発電機または各リスト・パターンごとに評価を行う。

2 第1項により差替えを希望する場合は、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンは、連系線の運用容量に影響を与えないよう、差替え前の単独発電機または各リスト・パターンと同一の属地エリアから選定する。

3 第1項により差替えた場合、取引会員は、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンの $\Delta k W$ 約定単価を、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンに応じた $\Delta k W$ 約定単価（関係規程類において望ましいとされる値）となるよう変更すること。

ただし、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンの $\Delta k W$ 約定単価が差替え前の $\Delta k W$ 約定単価を上回る場合は、差替え前の $\Delta k W$ 約定単価以下の値とすること。

また、取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第1項各号のいずれかまたは複数に該当する場合、持ち下げ単価分および起動費単価分を登録すること。

- 4 第1項の規定にかかわらず、取引規程別冊（三次調整力②）第30条（入札受付時間）に定める三次調整力②の入札受付時間および取引規程別冊（三次調整力②）第32条（約定）に定める約定処理の実施中においては、提供期間が実需給前日となる三次調整力①の差替えを行うことはできない。

（単独発電機または各リスト・パターンにおけるトラブル対応）

第37条 約定した単独発電機または各リスト・パターンが、 $\Delta k W$ 約定量を供出できなくなった場合、取引会員は、提供期間の開始時刻の1時間前までの間に以下のとおり対応する。

- (1) 取引会員は、 $\Delta k W$ 約定量を供出できなくなった単独発電機または各リスト・パターンについて、第36条（約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え）に準じて代替する単独発電機（複数の単独発電機による代替も可能とする）または各リスト・パターンの再登録を行う。
- (2) 取引会員は、(1)の再登録ができない場合または再登録した単独発電機または各リスト・パターンが $\Delta k W$ 約定量を供出できない場合は、直ちに需給調整市場システムに代替不可の内容を登録（以下、「代替不可申請」という）するとともに、その旨を属地エリアの一般送配電事業者へ電話等を用いて連絡する。

ただし、第3項の地内系統混雑の通知により $\Delta k W$ 約定量を供出できなくなった場合、属地エリアの一般送配電事業者への連絡は不要とする。

- (3) (2)の連絡を受けた属地エリアの一般送配電事業者は、他の取引会員または他の一般送配電事業者へ代替可能な単独発電機または各リスト・パターンの供出を依頼する。
- 2 取引会員は、 $\Delta k W$ 約定量を供出できなくなった単独発電機または各リスト・パターンについて、供出できなくなった理由を所定の様式にて速やかに属地エリアの一般送配電事業者に提出する。
- ただし、第3項の地内系統混雑の通知により $\Delta k W$ 約定量を供出できなかった場合、属地エリアの一般送配電事業者への提出は不要とする。
- 3 属地エリアの一般送配電事業者は、地内系統混雑により $\Delta k W$ 約定量を供出できなかった約定結果について取引会員に通知し、第36条（約定した単独発電機

または各リスト・パターンの差替え) に準じて単独発電機の差替えもしくは代替不可申請を求める。

- 4 取引会員が代替不可申請を行った場合、第39条（アセスメント）および取引規程（需給調整市場）第40条（ペナルティ）における算定上、第39条（アセスメント）および取引規程（需給調整市場）第40条（ペナルティ）の $\Delta k W$ 約定量は、 $\Delta k W$ 約定量から代替不可申請に応じた量を減じた値とする。

（ $\Delta k W$ の供出協力）

第38条 取引会員は、次の各号のいずれかに該当する場合で、属地エリアの一般送配電事業者から商品ブロックの開始時刻の1時間前までにおいて、 $\Delta k W$ の供出を要請されたときは、可能な範囲で協力する。

- (1) 第37条（単独発電機または各リスト・パターンにおけるトラブル対応）第1項(3)の規定により、属地エリアの一般送配電事業者から代替となる単独発電機または各リスト・パターンの供出依頼を受けた場合
 - (2) 需給調整市場システムの障害等に伴い、需給調整市場システムによる約定処理ができない場合
 - (3) 連系線のトラブル等により、約定結果を踏まえた調整が行えない場合
 - (4) $\Delta k W$ 約定量が必要量に満たなかった場合
- 2 第1項により $\Delta k W$ の供出協力に応じた取引会員は、第34条（計画等の提出）により、代替の結果を反映した計画等を提出する。また、取引会員は、必要に応じて、取引規程（需給調整市場）第18条（調整電力量料金に適用する単価の登録）の規定により、調整電力量料金に適用する単価を登録する。
- 3 第1項により $\Delta k W$ の供出協力に応じた単独発電機または各リスト・パターンは、第32条（約定）により約定したものとして扱う。

なお、 $\Delta k W$ の供出協力に応じた単独発電機または各リスト・パターンにおける $\Delta k W$ 約定単価は、当該提供期間における約定結果をもとに属地エリアの一般送配電事業者との協議により決定した単価とし、V1単価およびV2単価は、取引規程（需給調整市場）第18条（調整電力量料金に適用する単価の登録）の規定により登録された単価とする。

第8章 アセスメント

（アセスメント）

第39条 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員が、提供期間において、 $\Delta k W$ 約定量の供出が可能な状態に維持していることおよび $\Delta k W$ 約定量の範囲内で属

地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを確認するため、次のとおり提供期間の30分コマごとにアセスメント（以下、「アセスメント」という）を実施する。

- (1) 提供期間におけるリソースの供出可能量が $\Delta k W$ 約定量を下回っていないことを評価する（以下、「アセスメントⅠ」という）ものとし、アセスメントⅠにおける供出可能量は、次の式により算定された値とする。

ただし、同一リソースが同一提供期間において複数約定している場合は、 $\Delta k W$ 約定単価が安い順にアセスメントⅠをそれぞれ実施するものとする。

また、同一リソースが同一提供期間において三次調整力②または週間市場商品に約定している場合は、三次調整力②および週間市場商品とあわせてアセスメントⅠを実施するものとする。

なお、取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第2項各号のいずれかまたは複数に該当する場合を除き、週間市場商品の $\Delta k W$ 約定単価が上限価格を超えている場合にアセスメントⅠに用いる $\Delta k W$ 約定単価は、約定した週間市場商品の上限価格とする。

ただし、取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第2項各号のいずれかまたは複数に該当する場合を除き、複合商品に入札した場合、取引規程別冊（複合約定）第33条（約定の通知）第1項にもとづく約定結果の通知が単一商品の場合においても、複合商品における上限価格を適用する。

イ 同一リソースが同一提供期間において複数約定していない場合

- (イ) 単独発電機の場合

発電上限電力－発電計画電力

- (ロ) 発電機リスト・パターンの場合

合計発電上限電力－合計発電計画電力

- (ハ) 需要家リスト・パターンの場合

合計基準値電力－合計需要抑制計画電力

- (ニ) ネガポジリスト・パターンの場合

(合計発電上限電力－合計発電計画電力) + (合計基準値電力－合計需要抑制計画電力)

ロ 同一リソースが同一提供期間において複数約定している場合

- (イ) 単独発電機の場合

発電上限電力－発電計画電力－控除 $\Delta k W$ 約定量

- (ロ) 発電機リスト・パターンの場合

合計発電上限電力－合計発電計画電力－控除 $\Delta k W$ 約定量

- (ハ) 需要家リスト・パターンの場合

合計基準値電力－合計需要抑制計画電力－控除 $\Delta k W$ 約定量

(二) ネガポジリスト・パターンの場合

(合計発電上限電力－合計発電計画電力) + (合計基準値電力－合計需要抑制計画電力)－控除 $\Delta k W$ 約定量

上式の控除 $\Delta k W$ 約定量とは、当該リソースにおいて評価対象の約定分の $\Delta k W$ 約定単価より $\Delta k W$ 約定単価が安い約定分、および評価対象の約定分と $\Delta k W$ 約定単価が同一かつ既に評価を行った約定分の $\Delta k W$ 約定量(複合商品の場合は、複合 $\Delta k W$ 約定量)の合計値とする。

- (2) 属地エリアの一般送配電事業者が、提出された発電販売計画における発電上限において出力制約等が適切に反映されておらず不適当と認めた場合、アセスメントⅠにおける発電上限電力または合計発電上限電力は、属地エリアの一般送配電事業者が出力制約等を適切に反映した発電上限電力または合計発電上限電力とする。また、以下のいずれかに該当する場合は、アセスメントⅠにおける供出可能量はゼロとして扱う。

イ 需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターン(需要リソースを用いる場合に限る)の場合で、直前計測型を選択しているときであって、以下のいずれかに該当する場合

- (イ) 簡易指令システムで接続する場合で、約定した商品ブロックの開始時刻(同一の需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンが連続して週間市場商品に約定している場合は、最初の商品ブロックの開始時刻とする)の5分前からの1分ごとの需要実績が計測点5点のうち1点も送信されなかったとき、または専用線オンラインで接続する場合で、約定した商品ブロックの開始前5分間(同一の需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンが連続して週間市場商品に約定している場合は、最初の商品ブロックの開始前5分間とする)における属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が1点も送信されなかったとき。

なお、簡易指令システムで接続する場合は、上記の需要実績が次の30分コマの終了時刻までに送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに所定の様式等による通知が行われた場合には、送信されたものとする。

また、専用線オンラインで接続する場合は、上記の需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたものとする。

上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程(需給調整市場)第3条(休業日・営業日および営業時間)第3項に定め

る平日とする。

(ロ) 直前計測型基準値内訳実績が未提出のとき

ロ イ以外の場合であって、以下に該当する場合

第34条（計画等の提出）で求められる需給調整市場システムに登録する計画が未提出のとき、または第34条（計画等の提出）で求められる計画が電力広域的運営推進機関の定める「ビジネスプロトコル標準規格」に準拠しないとき

(3) 提供期間において、 $\Delta k W$ 約定量の範囲内で、属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを評価する（以下、「アセスメントⅡ」という）ものとする。

アセスメントⅡは、ロで算定する供出電力（1分）がイで算定する許容範囲内であることを1分ごとに確認することとし、各30分コマにおいて、計測点30点のうち90%以上が許容範囲内である場合に指令に従い調整したと判定する。

なお、同一リソースが同一提供期間において三次調整力②に約定している場合は、三次調整力②の約定量を加えた約定量に対しても上記アセスメントⅡを実施するものとする。

また、簡易指令システムで接続する場合は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）に定める瞬時供出電力が次の30分コマの終了時刻までに送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに所定の様式等による通知が行われなかったことにより、ロに定める供出電力（1分）が算定できなかったときは、当該供出電力（1分）について許容範囲を逸脱したものとして扱う。

専用線オンラインで接続する場合は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）に定める瞬時供出電力が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われなかったことにより、ロに定める供出電力（1分）が算定できなかったときは、当該供出電力（1分）について許容範囲を逸脱したものとして扱う。

上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。

イ 許容範囲の算定

(イ) アセスメントⅡにおける1分単位で定める評価の許容範囲は、指令値変更に伴い応動している時間を除く時間と、増加方向への指令値変更に伴い応動している時間、および減少方向への指令値変更に伴い応動している時間のそれぞれについて以下のとおり算定する。

a 単独発電機の場合

(a) 簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択するリソースの場合

i 指令値変更に伴い応動している時間を除く時間

指令量±当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$

なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結している場合に、 $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るまたは下回る指令（以下、「余力への指令」という）を行ったときは、以下のとおり扱う。

(i) 指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るとき

当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 90\%$ 以上

(ii) 指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき

当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 以下

ii 増加方向への指令値変更に伴い応動している時間

「変更前指令量－当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」から「変更後指令量＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」

なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。

(i) 変更後指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るとき

「変更前指令量－当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」または「当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 90\%$ 」のいずれか小さい方以上

(ii) 変更前指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき

「変更後指令量＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」または「当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」のいずれか大きい方以下

(iii) 変更前指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回り、かつ変更後指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るとき

許容範囲の制限は設けない。

iii 減少方向への指令値変更に伴い応動している時間

「変更前指令量＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」から「変更後指令量－当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」

なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。

(i) 変更前指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るとき

「変更後指令量－当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」または「当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 90\%$ 」のいずれか小さい方以上

(ii) 変更後指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき

「変更前指令量＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」または

「当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」のいずれか大きい方以下
(iii) 変更前指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回り、かつ変更後指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき

許容範囲の制限は設けない。

上式の指令量とは、簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択する場合に、属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値をいう。

また、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、属地エリアの一般送配電事業者から送信された指令値の到達時刻の直前の15分間とする。

なお、上記の「指令値変更に伴い応動している時間」が正分を除く時刻に開始および終了する場合は、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、当該開始時刻の直前の正分から当該終了時刻の直後の正分までとする。

ただし、到達時刻の15分前より以前に属地エリアの一般送配電事業者が指令値の変更または取消を行った場合、変更前または取消前の指令は許容範囲の算定に用いないものとする。

(b) 簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合、または専用線オンラインで接続するリソースの場合

i 指令値変更に伴い応動している時間を除く時間

指令値 $\pm$ 当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$

なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。

(i) 指令値が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るとき

「当該30分コマの発電計画電力 $+$ 当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 90\%$ 」以上

(ii) 指令値が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき

「当該30分コマの発電計画電力 $+$ 当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」以下

ii 増加方向への指令値変更に伴い応動している時間

「変更前指令値 $-$ 当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」から「変更後指令値 $+$ 当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」

なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。

(i) 変更後指令値が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るとき

「変更前指令値 $-$ 当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」または

「当該30分コマの発電計画電力+当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 90\%$ 」のいずれか小さい方以上

(ii) 変更前指令値が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき

「変更後指令値+当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」または
「当該30分コマの発電計画電力+当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」のいずれか大きい方以下

(iii) 変更前指令値が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回り、かつ変更後指令値が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るとき

許容範囲の制限は設けない。

iii 減少方向への指令値変更に伴い応動している時間

「変更前指令値+当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」から「変更後指令値-当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」

なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。

(i) 変更前指令値が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るとき

「変更後指令値-当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」または
「当該30分コマの発電計画電力+当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 90\%$ 」のいずれか小さい方以上

(ii) 変更後指令値が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき

「変更前指令値+当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」または
「当該30分コマの発電計画電力+当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」のいずれか大きい方以下

(iii) 変更前指令値が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回り、かつ変更後指令値が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき

許容範囲の制限は設けない。

上式の指令値とは、簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合、または専用線オンラインで接続する場合に、属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値（発電端により指令を行っている場合は、属地エリアの一般送配電事業者との協議により定めた算出式により、発電端の指令値を送電端に換算した値とする）をいう。

なお、EDC制御を行った場合（**手動の指令値等でEDCを模擬する場合を含む**）、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、以下のとおりとする。

i 専用線オンラインで接続し、余力活用に関する契約を締結している場合

(i) EDC制御を行った場合

属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから別表2に定めるEDC目標時刻までとし、EDC指令周期で送信される指令値が変更されるごとに許容範囲の算定を行うこととする。

ただし、EDC目標時刻がEDC演算周期よりも短いときは、「指令値変更に伴い応動している時間」は属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してからEDC演算周期が経過するまでの時間とすることとし、EDC演算周期において算定される指令値が変更されるごとに許容範囲の算定を行うこととする。

また、別表2にEDC目標時刻について定めのないとき、**または第35条（調整の実施の原則）(2)ロに規定される指令を行ったときは**、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから15分間とし、指令値が変更されるごとに許容範囲の算定を行うこととする。

(ii) 手動で指令値を送信する場合

需給調整市場システムへデータ登録されたEDC変化速度で応動したときに送信された指令値に到達するまでの時間または(i)で算定されるEDC制御を行った場合の「指令値変更に伴い応動している時間」**または第35条（調整の実施の原則）(2)ロに規定される指令を行った場合の15分間**のいずれか長いほうを「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う。

ii 専用線オンラインで接続し、余力活用に関する契約を締結していない場合、または簡易指令システムで接続する場合

(i) 専用線オンラインで接続する場合

属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから15分間とする。

(ii) 簡易指令システムで接続する場合

属地エリアの一般送配電事業者から送信された指令値の到達時刻の直前の15分間とする。

また、上記i、iiの「指令値変更に伴い応動している時間」が正分を除く時刻に開始および終了する場合は、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、当該開始時刻の直前の正分から当該終了時刻の直後の正分までとする。

b 各リスト・パターンを用いる場合

(a) 指令量変更に伴い応動している時間を除く時間

指令量±当該30分コマの Δ kW約定量×10%

なお、当該各リスト・パターンが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。

i 指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るとき

当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 90\%$ 以上

ii 指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき

当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 以下

(b) 増加方向への指令量変更に伴い応動している時間

「変更前指令量－当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」から「変更後指令量＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」

なお、当該各リスト・パターンが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。

i 変更後指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るとき

「変更前指令量－当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」または「当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 90\%$ 」のいずれか小さい方以上

ii 変更前指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき

「変更後指令量＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」または「当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」のいずれか大きい方以下

iii 変更前指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回り、かつ変更後指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るとき

許容範囲の制限は設けない。

(c) 減少方向への指令量変更に伴い応動している時間

「変更前指令量＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」から「変更後指令量－当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」

なお、当該各リスト・パターンが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。

i 変更前指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るとき

「変更後指令量－当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」または「当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 90\%$ 」のいずれか小さい方以上

ii 変更後指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき

「変更前指令量＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」または「当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」のいずれか大きい方以下

iii 変更前指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回り、かつ変更後指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき

許容範囲の制限は設けない。

上式の指令量とは、簡易指令システムにて属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値をいう。

また、「指令量変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、以下のとおりとする。

i 専用線オンラインで接続する場合

属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから15分間とする。

ii 簡易指令システムで接続する場合

属地エリアの一般送配電事業者から送信された指令値の到達時刻の直前の15分間とする。

なお、上記 i , ii の「指令量変更に伴い応動している時間」が正分を除く時刻に開始および終了する場合は、「指令量変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、当該開始時刻の直前の正分から当該終了時刻の直後の正分までとする。

ただし、到達時刻の15分前より以前に属地エリアの一般送配電事業者が指令値の変更または取消を行った場合、変更前または取消前の指令は許容範囲の算定に用いないものとする。

- (v) (i)に規定する ΔkW 約定量は、同一リソースが同一提供期間において、三次調整力②または三次調整力①に複数約定している場合、当該リソースの三次調整力②および三次調整力①の ΔkW 約定量の合計値とする。
- (vi) 余力活用に関する契約を締結していない場合、(i)に定める許容範囲の算定における指令量または指令値について、約定した商品ブロックの前の提供期間において、三次調整力②、三次調整力①または二次調整力②が約定している場合を除き、以下のとおり扱う。

a 単独発電機の場合

- (a) 簡易指令システムで接続し出力変化量指令を選択するときは、約定した商品ブロックの開始時刻から開始15分後までの指令量はゼロとする。
- (b) 簡易指令システムで接続し出力調整指令（数値指令）を選択するときは、約定した商品ブロックの開始時刻から開始15分後までの指令値は発電計画電力とする。
- (c) 専用線オンラインで接続するときは、約定した商品ブロックの初回の指令値に対する変更前指令値は発電計画電力とする。

b 各リスト・パターンを用いる場合

- (a) 簡易指令システムで接続するときは、約定した商品ブロックの開始時刻から開始15分後までの指令量はゼロとする。
- (b) 専用線オンラインで接続するときは、約定した商品ブロックの初回の指令値に対する変更前指令量はゼロとする。

- (ニ) 同一の系統コードのリソースが、簡易指令システムで接続または専用線オンラインで接続（各リスト・パターン、余力活用に関する契約を締結していない単独発電機）する場合、三次調整力①に約定している30分コマの前の30分コマにおいて、三次調整力②に約定しているときは、三次調整力①の30分コマの開始時刻を到達時刻とする指令値変更について、変更前指令値と変更後指令値の差が三次調整力①の約定量を超えている場合に限り、「指令値変更に伴い応動している時間」は60分間とする。
- (ホ) 同一の系統コードのリソースが、簡易指令システムで接続または専用線オンラインで接続（各リスト・パターンまたは余力活用に関する契約を締結していない単独発電機）する場合、三次調整力②に約定している30分コマ（同一の提供期間で三次調整力①または二次調整力②に約定している場合を除く）の前の30分コマにおいて、三次調整力①に約定しているときは、三次調整力②の30分コマの開始時刻を到達時刻とする指令値変更について、「指令値変更に伴い応動している時間」は60分間とする。
- (ハ) 複数の「指令値変更に伴い応動している時間」が重複し、いずれの指令値も Δ kW約定量の範囲内の場合、それぞれの変更前の指令値を(イ)に定める時間保持するものとし、1分単位の許容範囲は、1分単位の指令値の最大値および最小値を用いて以下のとおり算定する。なお、単独発電機の場合で、簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択するリソースのとき、および、各リスト・パターンの場合は、指令値を指令量と読み替えるものとする。

「指令値の最小値－当該30分コマの Δ kW約定量 $\times$ 10%」から「指令値の最大値＋当該30分コマの Δ kW約定量 $\times$ 10%」の間

- (ト) 約定したリソースが余力活用に関する契約を締結している場合で、複数の「指令値変更に伴い応動している時間」が重複し、いずれかの指令値が余力への指令を含む場合、それぞれの変更前の指令値を(イ)に定める時間保持するものとし、1分単位の許容範囲は、 Δ kW約定量の範囲を上回る指令値が存在するときは1分単位の指令値の最小値を用い、 Δ kW約定量の範囲を下回る指令値が存在するときは1分単位の最大値を用いて以下のとおり算定する。

ただし、 Δ kW約定量の範囲を上回る指令値および Δ kW約定量の範囲を下回る指令値のいずれも存在する場合に限り、1分単位の許容範囲の制限は設けない。

a 単独発電機の場合

- (a) 簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択するリソースの場合

- i ΔkW 約定量の範囲を上回る指令量が存在するとき
 - (i) 指令量の最小値が ΔkW 約定量の範囲内の場合
「指令量の最小値－当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 10\%$ 」以上
 - (ii) 指令量の最小値が ΔkW 約定量の範囲を上回る場合
「当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 90\%$ 」以上
- ii ΔkW 約定量の範囲を下回る指令量が存在するとき
 - (i) 指令量の最大値が ΔkW 約定量の範囲内の場合
「指令量の最大値＋当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 10\%$ 」以下
 - (ii) 指令量の最大値が ΔkW 約定量の範囲を下回る場合
「当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 10\%$ 」以下
- (b) 簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合、または専用線オンラインで接続するリソースの場合
 - i ΔkW 約定量の範囲を上回る指令値が存在するとき
 - (i) 指令値の最小値が ΔkW 約定量の範囲内の場合
「指令値の最小値－当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 10\%$ 」以上
 - (ii) 指令値の最小値が ΔkW 約定量の範囲を上回る場合
「当該30分コマの発電計画電力＋当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 90\%$ 」以上
 - ii ΔkW 約定量の範囲を下回る指令値が存在するとき
 - (i) 指令値の最大値が ΔkW 約定量の範囲内の場合
「指令値の最大値＋当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 10\%$ 」以下
 - (ii) 指令値の最大値が ΔkW 約定量の範囲を下回る場合
「当該30分コマの発電計画電力＋当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 10\%$ 」以下
- b 各リスト・パターンを用いる場合
 - (a) ΔkW 約定量の範囲を上回る指令量が存在するとき
 - i 指令量の最小値が ΔkW 約定量の範囲内の場合
「指令量の最小値－当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 10\%$ 」以上
 - ii 指令量の最小値が ΔkW 約定量の範囲を上回る場合
「当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 90\%$ 」以上
 - (b) ΔkW 約定量の範囲を下回る指令量が存在するとき
 - i 指令量の最大値が ΔkW 約定量の範囲内の場合
「指令量の最大値＋当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 10\%$ 」以下
 - ii 指令量の最大値が ΔkW 約定量の範囲を下回る場合
「当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 10\%$ 」以下
- (f) 同一リソースが余力活用に関する契約を締結していない場合で、三次調

整力①に約定している提供期間の前の提供期間において、二次調整力①に約定しているときは、三次調整力①の提供期間の開始時刻における指令値変更について、変更前指令値と変更後指令値の差が三次調整力①の約定量を超えている場合に限り、「指令値変更に伴い応動している時間」は5分間とする。

ただし、当該リソースの三次調整力①が出力調整指令（数値指令）を選択し、属地エリアの一般送配電事業者と協議した二次調整力①の指令が出力変化量指令または出力増減指令（接点信号）の場合は変更前指令値を出力調整指令（数値指令）および出力増減指令（接点信号）に換算する。

- (j) 同一の系統コードのリソースが、簡易指令システムで接続または専用線オンラインで接続（各リスト・パターンまたは余力活用に関する契約を締結していない単独発電機）し、三次調整力①に約定している30分コマの前の30分コマ（以下、「1コマ前の30分コマ」という）において三次調整力②に約定せず、さらに前の30分コマにおいて三次調整力②に約定している場合、(i)から(ニ)、(ハ)および(フ)で算定される許容範囲の上限値について、以下のとおり変更する。

ただし、(i)から(ニ)、(ハ)および(フ)で算定される許容範囲の上限値が当該変更により減少する場合は、許容範囲を変更しない。

なお、単独発電機の場合で、簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択するリソースのとき、および、各リスト・パターンの場合は、指令値を指令量と読み替えるものとする。

- a 1コマ前の30分コマにおいて、二次調整力②に約定している場合

三次調整力①に約定している30分コマの開始時刻から25分間、許容範囲の上限値を「取引規程別冊（二次調整力②）第39条（アセスメント）

(3)イ(i)から(ニ)、(ハ)および(フ)で算定された1コマ前の30分コマの許容範囲のうち、同コマの終了直前の上限値」に変更する。

- b a以外の場合で、1コマ前の30分コマにおいて、三次調整力①に約定しているとき

三次調整力①に約定している30分コマの開始時刻から15分間、許容範囲の上限値を「(i)から(ニ)、(ハ)および(フ)で算定された1コマ前の30分コマの許容範囲のうち、同コマの終了直前の上限値」に変更する。

- c aおよびb以外の場合

三次調整力①に約定している30分コマの開始時刻から30分間、許容範囲の上限値を「三次調整力②に約定している30分コマにおける最終の指令値＋三次調整力①に約定している30分コマの Δ kW約定量 $\times 10\%$ 」に変更する。

(ヌ) 同一の系統コードのリソースが、簡易指令システムで接続または専用線オンラインで接続（各リスト・パターン、余力活用に関する契約を締結していない単独発電機）する場合、三次調整力①に約定している30分コマの次の30分コマにおいて、三次調整力②に約定せず、さらに次の30分コマにおいて、三次調整力②に約定しているときは、三次調整力②の30分コマの開始時刻を到達時刻とする指令値変更について、「指令値変更に伴い応動している時間」は60分としたうえで、三次調整力①に約定している30分コマの許容範囲を算定する。（ただし、三次調整力②に約定している30分コマにおいて、二次調整力②または三次調整力①に約定している場合は、この限りではない）

ロ 供出電力（1分）の算定

属地エリアの一般送配電事業者は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）の規定にもとづき受信した瞬時供出電力から、供出電力（1分）を次のとおり算定する。

(イ) 専用線オンラインで接続する場合

受信した瞬時供出電力から算出した1分ごとの平均電力

(ロ) 簡易指令システムで接続する場合

受信した瞬時供出電力

(4) 以下に該当する30分コマについては、アセスメントⅡの対象外とする。

イ 余力活用に関する契約を締結していない場合で、第26条（取引対象の Δ kW）に定める Δ kWの要件を超えて指令を行なった時間を含むとき

ロ 余力活用に関する契約を締結している場合で、第26条（取引対象の Δ kW）第1項(2)に定める指令以外の方法で指令を行なった時間を含むとき

ハ 余力活用に関する契約において、二次調整力①に相当する機能で契約を締結していない場合で、LFCを使用した時間を含むとき

(5) (3) ロに定める供出電力（1分）を30分コマごとに平均した値が、欠測等により託送供給の用に供する計量器により計量された電力量を2倍して電力に換算した値と一定の閾値を超えるかい離があった場合は、取引会員と属地エリアの一般送配電事業者において協議を行うこととし、かい離の原因が取引会員が用いる計量器と託送供給の用に供する計量器の計測誤差または取引会員が用いる計量器と託送供給の用に供する計量器の異常等にもとづくものと属地エリアの一般送配電事業者が認めるときに限り、取引会員に対し、アセスメントⅡに用いる実績の代用データの提出を求め、あらためて供出電力（1分）を定める。

また、属地エリアの一般送配電事業者が認めないと判断した場合は、アセスメントⅡの不適合等の処置を実施する。

なお、当該取引における取引規程（需給調整市場）第46条（決済の対象）に定める約定料金およびペナルティ料金に係る支払期日は、取引規程（需給調整市場）第51条（料金等の授受）にかかわらず、協議が完了した翌月の末日（当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日）とする。

- (6) 同一リソースが同一提供期間において、以下に該当する場合は、(2)から(5)の定めにかかわらず、取引規程別冊（複合約定）第39条（アセスメント）に定めるアセスメントⅡを実施するものとし、その結果を約定している全ての商品に適用するものとする。

イ 二次調整力②、二次調整力①、一次調整力または、複合商品のいずれか、または複数に同時に約定している場合

ロ 余力活用に関する契約において、三次調整力②に相当する機能、二次調整力②に相当する機能、二次調整力①に相当する機能、一次調整力に相当する機能のいずれか、または複数の機能で契約を締結している場合

取引規程別冊（二次調整力②）

取引規程別冊（二次調整力②）は、取引規程（需給調整市場）にもとづき、二次調整力②の取引に関する事前審査（第3章）、取引の実施（第4章）、入札（第5章）、約定処理（第6章）、調整の実施（第7章）およびアセスメント（第8章）について定めるものである。

なお、章数および条数は、取引規程（需給調整市場）の章数および条数にそれぞれ対応する。

目 次

第3章 事前審査

第21条	(性能確認)	122
第22条	(確認項目)	123
第23条	(性能データに関わる提出資料)	125
第24条	(実働試験の実施方法)	127

第4章 取引の実施

第25条	(取引)	135
第26条	(取引対象の Δ kW)	135
第27条	(取引の実施方法)	136
第28条	(実施日)	136
第29条	(Δ kWの入札単位)	137
第30条	(入札受付時間)	137

第5章 入札

第31条	(入札方法等)	138
------	---------	-----

第6章 約定処理

第32条	(約定)	139
第33条	(約定の通知)	140
第34条	(計画等の提出)	140

第7章 調整の実施

第35条	(調整の実施の原則)	146
第36条	(約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え)	149
第37条	(単独発電機または各リスト・パターンにおけるトラブル対応)	151
第38条	(Δ kWの供出協力)	152

第8章 アセスメント

第39条	(アセスメント)	153
------	----------	-----

第3章 事前審査

(性能確認)

第21条 取引会員は取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）の登録時に希望する商品の性能確認の申請を行い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録された単独発電機または各リスト・パターンに含まれるリソースが第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める当該商品の要件に適合していることを確認する（以下、「性能確認」という）。

2 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録された性能確認に必要となるデータ（以下、「性能データ」という）にもとづき、原則として3ヶ月以内に性能確認を実施する。

3 取引会員は、当該申請にあたり、第23条（性能データに関わる提出資料）に定める性能データを需給調整市場システムへ登録する。

なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについては、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送等にて属地エリアの一般送配電事業者に提出する。

また、第23条（性能データに関わる提出資料）に定める性能データのうち稼働実績データ等については、当事者以外が作成したもので現状の機能を反映した最新のものとする。

ただし、実証事業等に活用したデータについて、属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合には、当事者が作成したもので可能とする。

4 第22条（確認項目）(4)から(6)について、試験成績書もしくは稼働実績データ等の提出が困難な場合または試験成績書もしくは稼働実績データ等では第22条（確認項目）に定める確認ができなかった場合は性能確認として実働試験を実施する。

なお、実働試験に係る費用は、取引会員が負担する。

5 性能確認は、単独発電機の場合は原則としてユニットごとに実施する。また、各リスト・パターンを用いる場合は、原則として各リスト・パターンごとに実施する。

6 属地エリアの一般送配電事業者が現地調査の実施や詳細データの提出を求めた場合、取引会員はその求めに応じるものとする。

7 属地エリアの一般送配電事業者は、単独発電機または各リスト・パターンが第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める要件に適合するか否かの合否判定を、取引会員に通知する。適合していると判断された場合は、属地エリアの一般送配電事業者は取引会員と「需給調整市場に関する契約」の締結に向けた協議を開始する。

また、適合しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該単
独発電機または各リスト・パターンを用いて当該商品の取引をすることはできな
い。

- 8 性能確認による適合判定後に、性能データを変更する場合、取引会員は性能デ
ータを需給調整市場システムに再登録後、性能確認の申請を行い、原則として性
能確認を受けるものとする。

なお、リソースのスイッチングやトラブルに伴い各リスト・パターンに変更が
生じた場合で、属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略
することがある。

また、需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンのリソースの
変更がなく、基準値の設定方法のみを変更する場合、変更後の基準値の設定方法
で既に性能確認による適合判定を受けていて、属地エリアの一般送配電事業者が
認めるときは、実働試験を省略することができる。

- 9 性能確認により、第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める要件に適合していると
判断された後、実働試験の実施時期による供出可能量の補正が必要な場合、取引
会員は、属地エリアの一般送配電事業者へその旨を申し出たうえで、リソースの
需要実績など補正量を証明できるデータを需給調整市場システムに登録後、属地
エリアの一般送配電事業者が適当と認める場合は、供出可能量の補正を行う。

（確認項目）

第22条 第21条（性能確認）の確認項目は以下のとおりとする。

- (1) 指令・指令間隔

第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に規定するオンライン指令（簡易指令システム
を含む）による調整が可能であること。

- (2) 監視・監視間隔

第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に規定する監視間隔でデータの収集・提出が可
能であること。

- (3) 通信回線

取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）に定める
セキュリティ要件を遵守していること。

- (4) 応動時間・供出可能量

イ 第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に規定する応動時間以内に供出可能量まで到
達できること。

なお、専用線オンラインで接続し、余力活用に関する契約を締結する単
独発電機に対してEDC制御を行った場合（手動の指令値等でEDCを模擬す
る場合を含む）は、需給調整市場システムへデータ登録されたEDC変化速

度にもとづいてEDC演算周期において算定される指令値に対して、別表2に定めるEDC目標時刻までに到達すること。

ただし、EDC目標時刻がEDC演算周期よりも短いときは、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してからEDC演算周期が経過する時間までに到達すること。また、EDC目標時刻について定めのない場合および第35条（調整の実施の原則）(2)ロに規定される指令を行った場合は、5分以内に到達すること。

ロ 提供期間中は繰り返し指令に応じること。

ハ 供出可能量のうち、一部の量が発動可能であること。

ニ 指令がない場合、または指令量をゼロとする指令が行われた場合は、発電計画（簡易指令システムで接続し、出力調整指令〔数値指令〕を選択するときに限る）、1分発電計画電力計画、1分基準値電力計画（事前予測型）、または1分基準値電力計画（直前計測型）にもとづいた応動をしていること。なお、第23条（性能データに関わる提出資料）にもとづいて確認を行う場合は、発電計画電力、合計発電計画電力またはベースラインにもとづいた応動をしていること。

(5) 継続時間

第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に規定する継続時間以上、供出可能量の出力を継続的に発動可能であること。

(6) 並列可否

単独発電機において、停止状態から $\Delta k W$ 約定量にもとづく調整を行うことを予定している場合は、停止状態から第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に規定する応動時間以内に供出可能量まで到達できること。

(7) 各リスト・パターン

イ 需要家リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターン

取引会員間の需要リソースに重複がないことおよび需要リソースが複数の小売電気事業者に所属していないこと。ただし、供出電力（1分）が明確に区別・区分可能なことを属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合は、この限りではない。

また、需要リソースが需要抑制量調整供給契約を締結している場合、当該需要リソースが所属する需要抑制バランシンググループに、当該需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンに属さない需要者を含まないこと。

なお、異なる系統コードに属する需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンの間および異なる基準値の設定方法における需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンの中で需要リソースに重複が

ないこと。

ロ 発電機リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターン

取引会員間の発電リソースに重複がないこと。

また、異なる系統コードに属する発電機リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターンの間で発電リソースに重複がないこと。

（性能データに関わる提出資料）

第23条 第21条（性能確認）の確認のために取引会員が提出する性能データに関わる提出資料は以下のとおりとする。

（1）指令・指令間隔

属地エリアの一般送配電事業者からオンライン指令に応じることが可能であることが確認できるもの。ただし、電源Ⅱ周波数調整力契約または余力活用に関する契約を締結し二次調整力②相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。

（2）監視・監視間隔

属地エリアの一般送配電事業者がオンラインで監視できること、監視間隔および発電実績として収集保存されたデータが確認できるもの。ただし、電源Ⅱ周波数調整力契約または余力活用に関する契約を締結し二次調整力②相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。

（3）通信回線

「電力制御システムセキュリティガイドライン」および「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン」に準拠していることが確認できるもの。ただし、電源Ⅱ周波数調整力契約または余力活用に関する契約を締結し二次調整力②相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。

（4）応動時間・供出可能量

以下のイまたはロ

イ 単独発電機においては、定格出力、最低出力、出力変化速度が確認できるもの。ただし、電源Ⅱ周波数調整力契約または余力活用に関する契約を締結し二次調整力②相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。

ロ 単独発電機の場合は出力変化曲線、各リスト・パターンの場合は実証事業等の実績データ（データ取得日、時間、出力が記載されたもの）であって、以下の内容が確認できる稼働データ。ただし、出力変化曲線や実績データはサンプリング周期を1分以内とし、1分ごとの全計測点を30分コマ単位（30点）で評価して、以下の応動に対して90%以上が第24条（実働試験の実施方

法)に定める許容範囲内で応動していることが確認できるもの。

(イ) 登録した供出可能量を出力するまでの時間が5分以内であること。

(ロ) 第26条(取引対象の ΔkW) (2)で定める指令間隔ごとの指令に追従できること。

(ハ) 指令量をゼロとする指令が行われた場合は発電計画電力、合計発電計画電力またはベースラインにもとづいた運転を30分間行うこととする。

ただし、予定している二次調整力②の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象とする場合、指令量をゼロとする指令が行われた場合は発電計画電力、合計発電計画電力またはベースラインにもとづいた運転を3時間行うこととする。

(ニ) 供出可能量の30%から70%の範囲内の任意の出力で、応動時間を含め少なくとも1コマ(30分)の出力継続が確認できること。

なお、イまたはロにおける最低出力が、取引規程(需給調整市場)第18条(調整電力量料金に適用する単価の登録)第8項の最低出力として用いることが不適当な場合、代替する値を証明できる資料

(5) 継続時間

以下のイまたはロ

イ 単独発電機においては、定格出力の継続時間が確認できるもの。

ただし、電源Ⅱ周波数調整力契約または余力活用に関する契約を締結し二次調整力②相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。

その他、市場運営者が他の資料に拠ることを認めた場合は、当該提出資料をもってこれに代えることができる。

ロ 単独発電機の場合は出力変化曲線、各リスト・パターンの場合は実証事業等の実績データ(データ取得日、時間、出力が記載されたもの)であって、以下の(イ)または(ロ)の内容が確認できる稼働データ。

その他、市場運営者が他の稼働データに拠ることを認めた場合は、当該稼働データをもってこれに代えることができる。

ただし、出力変化曲線や実績データはサンプリング周期を1分以内として、30分コマ単位(30点)の内90%以上が第24条(実働試験の実施方法)に定める許容範囲内で応動していることが確認できるもの。

(イ) 単独発電機の場合は、定格出力で30分以上の運転を継続していること。

ただし、予定している二次調整力②の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象とする場合、定格出力で3時間以上の運転を継続していること。

その他、市場運営者が他の内容に拠ることを認めた場合は、当該内容を

もってこれに代えることができる。

- (ロ) 各リスト・パターンの場合は、登録された供出可能量で30分間以上の応動を継続していること。

ただし、予定している二次調整力②の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象とする場合、定格出力で3時間以上の運転を継続していること。

また、2026年3月31日までの実需給を対象とし、30分以上継続して出力した場合、技術的な理由（蓄電池等における容量の制約等による理由は除く）等により、休止時間が必要となる場合は、以下の(ハ)および(ニ)が確認できるもの。

- (ハ) 休止時間が必要となる技術的な理由を確認できるもの。

- (ニ) 休止時間が経過した後、指令への応動が可能であることが確認できるもの

(6) 並列可否

単独発電機の起動カーブ（データ取得日、時間、出力が記載されたもの）であって、(1)の指令送信後に、並列準備～並列～供出可能量までに要する時間が5分以内であることが確認できるもの。

(7) 各リスト・パターン

発電機リスト・パターン、需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターン

2 第1項(4)および(5)において、稼働データを活用する場合は、所定の様式に以下の項目について1分ごとの値（キロワット）を記入したものを提出する。

- (1) 単独発電機の場合は、発電計画電力、発電実績および応動実績

- (2) 各リスト・パターンの場合は、発電計画電力、合計発電計画電力またはベースライン、実績データ、応動実績

（実働試験の実施方法）

第24条 実働試験の実施方法は以下のとおりとする。

(1) 単独発電機の場合

イ 実働試験は原則としてユニットごと、商品区分ごとに以下の手順で行う。

なお、GFまたはLFC機能を有する場合は、原則として当該機能をロックした状態で試験を行う。

- (イ) 取引会員は、試験候補日時を選定し、属地エリアの一般送配電事業者へ通知する。

なお、原則として、試験候補日は1日選定し、試験時間(30分間を4コマ)は試験候補日に対して、入札を予定している30分コマを4つ選定する。

ただし、予定している二次調整力②の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象とする場合、原則として、試験候補日は3日選定し、試験時間（3時間）は各々の日に対して第29条（ΔkWの入札単位）のいずれかの中から、入札を予定している時間帯を1つ選定する。

また、取引会員が同一の試験候補日において、複数の時間帯で試験を希望する場合は、その限りではない。

- (ロ) 属地エリアの一般送配電事業者は、エリアの系統状況等を勘案し、選定された試験候補日時で実働試験が可能であれば、試験日時を決定する。

なお、試験候補日時で試験が実施できない場合は、取引会員と協議のうえ、試験日時を再設定する。

- (ハ) 属地エリアの一般送配電事業者は、第23条（性能データに関わる提出資料）の(4)から(6)を確認するため、以下の4つの試験を行う。

- a 指令量を供出可能量としたとき、または指令値を発電上限電力としたときの応動時間および継続時間を確認する試験
- b 指令量または指令値を繰り返し変化させたときの応動を確認する試験
- c 指令量を供出可能量の一部としたとき、または指令値を発電上限電力の一部としたときの応動時間および継続時間を確認する試験
- d 指令量がゼロの場合の応動を確認する試験

ただし、予定している二次調整力②の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象とする場合、上記a、bおよびdの試験

- (ニ) 属地エリアの一般送配電事業者は、試験日において指令量または指令値への到達を求める時刻（以下、「到達時刻」という）の5分前までに指令を行う。ただし、対象の時刻に対して5分前までに指令がない場合は、対象の時刻の直前の時間に対する指令値に従った運転を継続する。

なお、専用線オンラインで接続する場合は、指令時刻等を取引会員と調整する。

- (ホ) 取引会員は、簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択する場合、実働試験対象時間において、1分発電計画電力を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出する。また試験時間において、1分ごとの発電実績および応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出する。

簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合、または専用線オンラインで接続する場合、試験時間において、1分ごとの発電実績および応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出する。

なお、実働試験の評価に用いる1分発電計画電力は、電力広域的運営推進機関に提出された発電計画にもとづくものとする。

また、実働試験の評価に用いる1分ごとの発電機の発電実績および応動実績は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)ハ(ホ)に準じて計量器等にて取引会員が取得する。

ロ 実働試験結果の評価は属地エリアの一般送配電事業者にて以下の手順で行う。

(イ) 試験時間において、イ(ホ)により提出された1分発電計画電力、発電実績および応動実績を用いて評価する。

(ロ) 実働試験結果の評価における確認事項および判断方法は以下のとおりとする。

a 簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択する場合

試験時間において、応動実績が許容範囲内であることを1分ごとに確認し、評価は30分コマ単位に行い、計測点30点のうち90%以上が許容範囲内である場合に第26条（取引対象の ΔkW ）に定める要件に適合していると判断する。

なお、応動実績とは、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)ハ(ホ) c で定める簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択する場合の瞬時供出電力を指す。

また、実働試験における応動実績の許容範囲は、指令値変更に伴い応動している時間を除く時間と、増加方向への指令値変更に伴い応動している時間、および減少方向への指令値変更に伴い応動している時間のそれぞれについて以下のとおり算定する。

(a) 指令値変更に伴い応動している時間を除く時間

指令量 $\pm$ 供出可能量 $\times 10\%$

(b) 増加方向への指令値変更に伴い応動している時間

「変更前指令量－供出可能量 $\times 10\%$ 」から「変更後指令量＋供出可能量 $\times 10\%$ 」

(c) 減少方向への指令値変更に伴い応動している時間

「変更前指令量＋供出可能量 $\times 10\%$ 」から「変更後指令量－供出可能量 $\times 10\%$ 」

上式の指令量とは、簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択する場合に、属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値をいう。

また、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、属地エリアの一般送配電事業者から送信された指令値の到達時刻の直前の5分間とする。なお、上記の「指令値変更に伴い応動している時間」が毎分

ゼロ秒（以下、「正分」という）を除く時刻に開始および終了する場合は、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、当該開始時刻の直前の正分から当該終了時刻の直後の正分までとする。

- b 簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合、または専用線オンラインで接続する場合

試験時間において、発電実績が許容範囲内であることを1分ごとに確認し、評価は30分コマ単位に行い、計測点30点のうち90%以上が許容範囲内である場合に第26条（取引対象の Δ kW）に定める要件に適合していると判断する。

なお、発電実績とは、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)ハ(ホ)cで定める簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合の瞬時供出電力、または取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)ハ(ホ)cで定める専用線オンラインで接続する発電リソースの場合の瞬時供出電力から算定した1分ごとの平均電力を指す。

また、実働試験における発電実績の許容範囲は、指令値変更に伴い応動している時間を除く時間と、増加方向への指令値変更に伴い応動している時間、ならびに減少方向への指令値変更に伴い応動している時間のそれぞれについて以下のとおり算定する。

- (a) 指令値変更に伴い応動している時間を除く時間

指令値 $\pm$ 供出可能量 $\times 10\%$

- (b) 増加方向への指令値変更に伴い応動している時間

「変更前指令値－供出可能量 $\times 10\%$ 」から「変更後指令値＋供出可能量 $\times 10\%$ 」

- (c) 減少方向への指令値変更に伴い応動している時間

「変更前指令値＋供出可能量 $\times 10\%$ 」から「変更後指令値－供出可能量 $\times 10\%$ 」

上式の指令値とは、簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合、または専用線オンラインで接続する場合に属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値（発電端により指令を行っている場合は、属地エリアの一般送配電事業者との協議により定めた算出式により、発電端の指令値を送電端に換算した値とする）をいう。

なお、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、以下のとおりとする。

- (a) 専用線オンラインで接続し、余力活用に関する契約を締結し三次調整力①または二次調整力②相当の機能を有する場合で、EDC制御

を行った場合（手動の指令値等でE D Cを模擬する場合を含む）属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから別表 2 に定めるE D C目標時刻までとし、E D C指令周期で送信される指令値が変更されるごとに許容範囲の算定を行うこととする。

ただし、E D C目標時刻がE D C演算周期よりも短いときは、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してからE D C演算周期が経過するまでの時間とすることとし、E D C演算周期において算定される指令値が変更されるごとに許容範囲の算定を行うこととする。また、別表 2 にE D C目標時刻について定めのないときは、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから 5 分間とし、E D C演算周期において算定される指令値が変更されるごとに許容範囲の算定を行い、**第35条（調整の実施の原則）（2）ロに規定される指令を行った場合は、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから 5 分間とし、5 分間隔で送信される指令値が変更されるごとに許容範囲の算定を行うこととする。**

(b) 専用線オンラインで接続し、余力活用に関する契約を締結していない場合、余力活用に関する契約を締結しているが三次調整力①または二次調整力②相当の機能を有さない場合または簡易指令システムで接続する場合

i 専用線オンラインで接続する場合

属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから 5 分間とする。

ii 簡易指令システムで接続する場合

属地エリアの一般送配電事業者から送信された指令値の到達時刻の直前の 5 分間とする。

また、上記(a) (b)の「指令値変更に伴い応動している時間」が正分を除く時刻に開始および終了する場合は、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、当該開始時刻の直前の正分から当該終了時刻の直後の正分までとする。

(ハ) 余力活用に関する契約を締結していない場合、または余力活用に関する契約を締結しているが三次調整力①または二次調整力②相当の機能を有さない場合、(ロ)に定める許容範囲の算定における指令量または指令値について、以下のとおり扱う。

a 簡易指令システムで接続し出力変化量指令を選択するときは、試験時間の開始時刻から開始 5 分後までの指令量はゼロとする。簡易指令システムで接続し出力調整指令（数値指令）を選択するときは、試験時間の

開始時刻から開始5分後までの指令値は発電計画電力とする。

b 専用線オンラインで接続するときは、試験時間内の初回の指令値に対する変更前指令値は発電計画電力とする。

(二) 指令値変更に伴い応動している時間に新たに指令値の変更が行われた場合は、変更前の指令値に対し算定した上限値および下限値を(ロ)に定める時間保持するものとし、複数の指令値変更に伴い応動している時間が重なる場合は、最も大きい上限値から最も小さい下限値の間を許容範囲とする。

(2) 各リスト・パターンを用いる場合

イ 実働試験は各リスト・パターンごと、商品区分ごとに以下の手順で行う。

(イ) 取引会員は、試験候補日時を選定し、属地エリアの一般送配電事業者へ通知する。

なお、原則として、試験候補日は1日選定し、試験時間(30分間を4コマ)は試験候補日に対して、入札を予定している時間帯を4つ選定する。

ただし、予定している二次調整力②の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象とする場合、原則として、試験候補日は3日選定し、各々の日に対して試験候補日における試験時間(3時間)は第29条(ΔkWの入札単位)のいずれかの中から、入札を予定している時間帯を1つ選定する。

また、取引会員が同一の試験候補日において、複数の時間帯で試験を希望する場合は、その限りではない。

(ロ) 属地エリアの一般送配電事業者は、エリアの系統状況等を勘案し、選定された試験候補日時で実働試験が可能であれば、試験日時を決定する。

なお、試験候補日時で試験が実施できない場合は、取引会員と協議のうえ、試験日時を再設定する。

(ハ) 属地エリアの一般送配電事業者は、第23条(性能データに関わる提出資料)の(4)および(5)を確認するため、以下の4つの試験を行う。

a 指令量を供出可能量としたときの応動時間および継続時間を確認する試験

b 指令量を繰り返し変化させたときの応動を確認する試験

c 指令量を供出可能量の一部としたときの応動時間および継続時間を確認する試験

d 指令量がゼロの場合の応動を確認する試験

ただし、予定している二次調整力②の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象とする場合、上記a、bおよびdの試験

(ニ) 取引会員は、事前予測型を選択している場合、設定した試験開始時刻の60分前までに、所定の様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ1分発電計画電力または1分基準値電力(事前予測型)を提出する。

簡易指令システムで接続し、直前計測型を選択している場合、試験開始時刻の5分前から、1分ごとの需要実績を、次の30分コマの終了時刻までに簡易指令システムを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。

なお、専用線オンラインで接続し直前計測型を選択している場合、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの実績データを、当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。

- (ホ) 属地エリアの一般送配電事業者は、到達時刻の5分前までに指令を行う。

ただし、対象の時刻に対して5分前までに指令がない場合は、対象の時刻の直前の時間に対する指令値に従った運転を継続する。

- (ハ) 取引会員は、事前予測型を選択している場合、実働試験対象時間における試験対象の各リスト・パターンの、1分基準値電力（事前予測型）、1分発電計画電力、1分ごとの実績データを所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者へ提出する。また試験時間において、1分ごとの応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者へ提出する。

直前計測型を選択している場合、試験開始時刻5分前から、試験開始時刻までの1分ごとの実績データおよび試験時間における1分基準値電力（直前計測型）、1分ごとの実績データと応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者へ提出する。

なお、実働試験対象時間において、リソース単位での1分発電計画電力、1分基準値電力（事前予測型）または1分基準値電力（直前計測型）、実績データおよび応動実績（リソース単位に配分した指令値を含む）を提出する場合、各リスト・パターンごとの試験を省略することができる。

また、実働試験の評価に用いる1分ごとの実績データおよび応動実績は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)ハ(ホ)に準じて計量器等にて取引会員が取得する。

- ロ 実働試験結果の評価は属地エリアの一般送配電事業者にて以下の手順で行う。

- (イ) 実働試験対象時間において、イ(ハ)により提出された1分ごとの1分発電計画電力、1分基準値電力（事前予測型）または1分基準値電力（直前計測型）、実績データおよび応動実績を用いて評価する。

- (ロ) 実働試験対象時間において、応動実績が許容範囲内であることを1分ごとに確認する。なお、評価は30分コマ単位に行い、計測点30点のうち90%以上が許容範囲内である場合に第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める要件に適合していると判断する。

なお、実働試験における応動実績の許容範囲は、指令値変更に伴い応動

している時間を除く時間と、増加方向への指令値変更に伴い応動している時間、ならびに減少方向への指令値変更に伴い応動している時間のそれぞれについて以下のとおり算定する。

- a 指令値変更に伴い応動している時間を除く時間
指令量±供出可能量×10%
- b 増加方向への指令値変更に伴い応動している時間
「変更前指令量－供出可能量×10%」から「変更後指令量＋供出可能量×10%」
- c 減少方向への指令値変更に伴い応動している時間
「変更前指令量＋供出可能量×10%」から「変更後指令量－供出可能量×10%」

上式の指令量とは、属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値をいう。また、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、以下のとおりとする。

- a 専用線オンラインで接続する場合
属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから5分間とする。
- b 簡易指令システムで接続する場合
属地エリアの一般送配電事業者から送信された指令値の到達時刻の直前の5分間とする。

なお、上記a、bの「指令値変更に伴い応動している時間」が正分を除く時刻に開始および終了する場合は、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、当該開始時刻の直前の正分から当該終了時刻の直後の正分までとする。

(ハ) 余力活用に関する契約を締結していない場合、(ロ)に定める許容範囲の算定における指令量について、以下のとおり扱う。

- a 簡易指令システムで接続するときは、試験時間の開始時刻から開始5分後までの指令量はゼロとする。
- b 専用線オンラインで接続するときは、試験時間内の初回の指令値に対する変更前指令量はゼロとする。

(ニ) 指令値変更に伴い応動している時間に新たに指令値の変更が行われた場合は、変更前の指令値に対し算定した上限値および下限値を(ロ)に定める時間保持するものとし、複数の指令値変更に伴い応動している時間が重なる場合は、最も大きい上限値から最も小さい下限値の間を許容範囲とする。

第4章 取引の実施

(取引)

第25条 本市場で行われる取引は、第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める $\Delta k W$ を対象として、第31条（入札方法等）により実施する。

(取引対象の $\Delta k W$)

第26条 本市場において取引される $\Delta k W$ は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) $\Delta k W$ の区分

取引会員が供給する電力量を増加させること、または取引会員が制御する電力消費量を減少させることによる調整であること。

(2) 指令・制御

取引会員のリソースは、属地エリアの一般送配電事業者とオンライン（簡易指令システムを含む）で接続され、属地エリアの一般送配電事業者からの指令にもとづく制御が可能であること。

なお、属地エリアの一般送配電事業者からの指令の間隔は数秒から数分とする。ただし、余力活用に関する契約を締結していない単独発電機または各リスト・パターンへ専用線オンラインを用いて指令を行う場合、および簡易指令システムで接続する場合は、5分とする。

(3) 監視の通信方法および間隔

属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員のリソースの応動等について、オンライン（簡易指令システムを含む）で監視できること。

なお、属地エリアの一般送配電事業者による監視の間隔は1秒から5秒程度とする。

ただし、簡易指令システムで接続する場合は、1分とする。

(4) 応動時間

属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから、取引会員のリソースが供出可能量まで出力を変化するために要する時間は、5分以内とする。

(5) 継続時間

取引会員のリソースは、30分間以上供出可能量または指令量を継続して出力し続けることが可能であること。

ただし、2026年3月31日までを実需給とする取引にあっては、取引会員のリソースは、第29条（ $\Delta k W$ の入札単位）に定める商品ブロックの時間中、供出可能量または指令量を継続して出力し続けることが可能であること。

なお、2026年3月31日までの実需給を対象とする場合、30分以上継続して出

力した後、技術的な理由等（蓄電池等における容量の制約等による理由は除く）により休止時間が必要となるリソースの場合で、属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、あらかじめ定めた時間休止できるものとする。

ただし、その場合、休止時間が経過した後は、供出可能量または指令量を30分以上継続して出力し続けることが可能であること。

また、充放電が可能なリソースの場合は、商品ブロックの時間中、需要調達計画の範囲を超えた充電はできないものとする。

(6) 並列要否

単独発電機の場合、取引会員のリソースが並列していること。ただし、第21条（性能確認）において、第22条（確認項目）(6)で停止状態から(4)の応動時間以内に供出可能量まで到達できることを確認している場合は、取引会員のリソースの並・解列を任意とする。

(7) 入札量上限

第22条（確認項目）(4)で確認した取引会員の単独発電機または各リスト・パターンの供出可能量を上限とする。

(8) 最低入札量

1,000キロワットを最低入札量とする。

（取引の実施方法）

第27条 本市場における取引では、取引会員と一般送配電事業者が市場運営者の定めるところにより、原則として取引実施日の次の土曜日からその次の金曜日の第29条（ Δ kWの入札単位）に定める3時間に調整を行うことができる Δ kWの売買を行い、当該期間における調整電力量の受け渡しおよび対価の授受が行われなければならない。

2 対象となる Δ kWならびに実需給時点の調整電力量の受け渡し、対価の授受およびその他取引の実施に関する事項については、属地エリアの一般送配電事業者との間で締結する「需給調整市場に関する契約」にもとづき行う。

（実施日）

第28条 本市場における取引は、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）に規定する営業日において、第30条（入札受付時間）に定める入札受付時間に入札を行い、第32条（約定）に定める日に約定処理を実施する。

2 市場運営者が必要であると認めた場合は、第1項の規定にかかわらず、取引の実施日を変更することがある。

3 第2項の場合、市場運営者は予め変更の内容を取引会員に通知する。

(ΔkWの入札単位)

第29条 本市場における取引は、取引実施日の次の土曜日からその次の金曜日を日ごとに次の3時間単位に区切り、各3時間単位のΔkWについて行うものとし、この3時間単位のΔkWを商品ブロックとする。

- (1) 0時00分から3時00分まで
- (2) 3時00分から6時00分まで
- (3) 6時00分から9時00分まで
- (4) 9時00分から12時00分まで
- (5) 12時00分から15時00分まで
- (6) 15時00分から18時00分まで
- (7) 18時00分から21時00分まで
- (8) 21時00分から24時00分まで

(入札受付時間)

第30条 本市場における入札受付時間は、実需給日に対応する前週月曜日の14時から前週火曜日の14時までとする。

- 2 入札内容の取消または変更は、第1項に定める入札受付時間内に限り可能とする。
- 3 市場運営者は、やむを得ない場合は、第1項の入札受付時間を延長することができる。この場合、市場運営者は速やかに変更後の入札受付時間を取引会員に通知する。
- 4 市場運営者は、やむを得ない場合は、取引を臨時に停止または休止することができる。
- 5 市場運営者は、実需給日に対応する前週月曜日の14時に、調達対象日の商品ブロックごとに、各エリアの一般送配電事業者が調達を希望するΔkWおよびその合計量（以下、「必要量」という）を公開する。
- 6 市場運営者は、当面の間、実需給日に対応する2週間前までに、週間市場商品の商品区分ごとにΔkW約定単価の上限価格（以下、「上限価格」という）を公開する。

第5章 入札

(入札方法等)

第31条 取引会員は、第30条（入札受付時間）に定める入札受付時間内に、供出を希望する実需給日の商品ブロックごとに、あらかじめ需給調整市場システムに登録している単独発電機または各リスト・パターンを選択し、その電源等コード（取引会員で設定する電源等データを一意に識別するコード）、パターン番号（各リスト・パターンを用いる場合に限る）、約定希望 Δ kW、約定可能な最低 Δ kW（以下、「最小約定希望量」という）および30分あたりの単価を需給調整市場システムに登録する。

なお、30分あたりの単価は以下のとおりとする。

(1) 入札単価

当面の間、取引会員は、取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第1項各号のいずれかまたは複数に該当する場合を除き、30分あたりの入札単価を市場運営者が商品区分ごとに公開する上限価格以下で需給調整市場システムに登録する。

また、入札単価の単位は、円/キロワットとし、銭単位まで登録する。

(2) 持ち下げ単価分および起動費単価分

取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第1項各号のいずれかまたは複数に該当する場合、持ち下げ単価分および起動費単価分を需給調整市場システムに登録する。

- 2 取引会員は、同一単独発電機および同一各リスト・パターンにおいて異なる入札単価で分割して入札することも可能とする。
- 3 取引会員は、単独発電機または各リスト・パターンの入札量上限を超える約定希望 Δ kW、最小約定希望量を登録してはならない。
- 4 取引会員は、同一の時間帯において、同一の系統コードに属する複数の各リスト・パターンを用いることはできない。
- 5 取引会員は、同一の時間帯において、同一の単独発電機または同一の各リスト・パターンを用いて、週間市場商品のうち、複数の商品区分に同時に入札することはできない。ただし、第2項にもとづき複合商品に分割して入札する場合に、やむを得ず複数の商品区分に同時に入札するときはこの限りではない。
- 6 事業税相当額に収入割相当額を含む取引会員の場合、第1項により登録する Δ kWの入札単価は、あらかじめ需給調整市場システムへ登録した収入割に相当する率から算出される収入割相当額分を控除したものとする。

第6章 約定処理

(約定)

第32条 本市場における取引は、マルチプライスオークションとし、全国一市場で、商品ブロックごとに、三次調整力①、二次調整力②、二次調整力①および一次調整力の合成値をもとに算出する必要量（以下、「三次①から一次の複合必要量」という）、二次調整力②、二次調整力①および一次調整力の合成値をもとに算出する必要量（以下、「二次②から一次の複合必要量」という）、および二次調整力①および一次調整力の合成値をもとに算出する必要量（以下、「二次①から一次の複合必要量」という）。また、三次①から一次の複合必要量、二次②から一次の複合必要量および二次①から一次の複合必要量をあわせて「複合必要量」という）ならびに各商品の必要量とともに充足するまで、調達費用が最小となるように以下のとおり約定する。

また、 Δ kW約定量は、最小約定希望量から約定希望 Δ kWまでの間で確定する。

- (1) Δ kWの入札単価の安いものから約定
- (2) Δ kWの入札単価が同値の場合、経由する連系線が少ないものから約定
- (3) 経由する連系線数が同値の場合、系統上優先されるエリアに連系しているものから約定
- 2 複合必要量または必要量を充足する約定予定の Δ kWにおいて、最小約定希望量の制約がある場合に行う経済性を考慮した調達、連系線の運用容量制約、一次調整力のオフライン枠の落札量上限制約または約定処理における計算収束状況等により、第1項のとおり約定しないことがある。
- 3 市場運営者は、原則として実需給日に対応する前週火曜日の15時までに第1項の約定処理を実施する。
- 4 連系線の混雑等により連系線に制約が発生した場合は、分断後の当該エリアごとに第1項の約定処理を実施する。
- 5 当面の間、一次調整力（複合商品入札内数に一次調整力を含む場合を含む）は、以下の範囲ごとに広域調達する。
 - (1) 北海道電力ネットワーク株式会社の属地エリア
 - (2) 東北電力ネットワーク株式会社および東京電力パワーグリッド株式会社の属地エリア
 - (3) 中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社および九州電力送配電株式会社の属地エリア
- 6 当面の間、二次調整力①（複合商品入札内数に二次調整力①を含む場合を含む）は、属地エリアごとに調達し、連系線を経由した調達は行わない。
- 7 当面の間、取引会員は、上限価格を超える Δ kW約定単価で約定した場合は、

取引規程（需給調整市場）第44条（**返還情報の登録**）第1項各号のいずれかまたは複数の該当する場合を除き、上限価格を超える $\Delta k W$ 約定単価で約定した価格から上限価格を差し引いた額を属地エリアの一般送配電事業者に返還するものとする。

なお、複合商品に入札した場合、取引規程別冊（複合約定）第33条（約定の通知）第1項にもとづく約定結果の通知が単一商品の場合においても、複合商品における上限価格を適用する。

（約定の通知）

第33条 市場運営者は、第32条（約定）にもとづく約定結果を、約定処理後速やかに需給調整市場システムを通じて約定した当該取引会員および属地エリアの一般送配電事業者へ週間市場商品約定単位で通知する。

ただし、約定のない週間市場商品約定単位での通知はしない。

また、同一の単独発電機または各リスト・パターンが、同一の提供期間において、取引規程（需給調整市場）第2条（定義）(78)イ、ロ、ハまたはニのいずれか1つのみの種類の週間市場商品約定単位が通知された場合は、当該約定分は複合商品ではなく単一商品に約定したものとみなし、それ以外の場合は複合商品に約定したものとみなす。

2 第1項にもとづき通知する内容は次の各号の事項とする。

- (1) 約定した単独発電機または各リスト・パターン
- (2) $\Delta k W$ 約定量、 $\Delta k W$ 約定単価
- (3) 商品ブロック
- (4) 商品区分
- (5) **持ち下げ単価分および起動費単価分**

3 第1項の通知をもって、取引が成立したものとし、取引会員は、提供期間において、 $\Delta k W$ 約定量の供出が可能な状態に維持することおよび $\Delta k W$ 約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従うことの義務を負う。

（計画等の提出）

第34条 第33条（約定の通知）で約定の通知を受領した取引会員は、約定の結果を反映した計画等を以下のとおり提出する。

- (1) 単独発電機で約定した場合、約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択した場合は、1分発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。登録後に1分発電計画電力計画を変更する場合は、各30分コマの実需給の開始時刻の1時間前までに需給調整市

場システムに再登録する（商品ブロックの開始時刻の1時間前までに1分発電計画電力計画の登録が間に合わなかった場合は、再登録はできないものとする）。

ただし、再登録をする1分発電計画電力計画に含まれる30分コマのうち、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の30分コマの1分発電計画電力は、すでに登録されている1分発電計画電力計画の当該30分コマの1分発電計画電力から変更することはできないものとする。

また、発電販売計画における発電上限は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(1)ホに規定するものとする。

なお、発電販売計画、発電上限および1分発電計画電力計画は第39条（アセスメント）に用いる。

(2) 需要家リスト・パターンで約定した場合は以下のとおりとする。

イ 事前予測型を選択しているとき

取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した事前予測型基準値計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。

ロ 直前計測型を選択しているとき

(イ) 簡易指令システムで接続する場合、取引会員は、約定した需要家リスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの1分ごとの需要実績を、簡易指令システムを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。専用線オンラインで接続する場合、取引会員は、約定した需要家リスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を、専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。

(ロ) 約定した需要家リスト・パターンの1分基準値電力（直前計測型）は、約定した需要家リスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの(イ)の1分ごとまたは属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績の平均値とする。

ただし、当該送信周期ごとにおける(イ)の需要実績の一部が送信されなかった場合は、当該送信されなかった部分を除いて送信された(イ)の需要実績の平均値を1分基準値電力（直前計測型）とみなす。

なお、簡易指令システムで接続する場合は、(イ)の1分ごとの需要実績が次の30分コマの終了時刻までに送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに所定の様式等による通知が行われた場合には、送信されたものとする。

また、専用線オンラインで接続する場合は、(イ)の属地エリアの一般送配

電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が当該時間の終了時刻から 1 秒から 5 秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたものとする。

上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第 3 条（休業日・営業日および営業時間）第 3 項に定める平日とする。

- (ハ) 同一の需要家リスト・パターンが連続して週間市場商品に約定している場合は、最初の商品ブロックの 1 分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または 1 秒基準値電力（直前計測型）を、当該連続して約定している商品ブロックのすべてに適用するものとする。なお、最初の商品ブロックが一次調整力かつ監視方法がオフラインの場合、取引会員は、当該商品ブロックの開始時刻の 5 分前から開始時刻までの、1 秒ごとの需要実績を、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに所定の様式により通知する。
- (ニ) 小売電気事業者ごとの内訳を記載した直前計測型基準値内訳実績を、商品ブロックの属する月の翌月 10 日までに需給調整市場システムに登録する。
- (ホ) 小売電気事業者ごとの基準値は、1 分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または 1 秒基準値電力（直前計測型）を 2 で除した値を、当該 30 分コマの直前計測型基準値内訳実績の小売電気事業者ごとの基準値相当の需要実績を直前計測型基準値内訳実績の合計値で除した比率で按分した値（以下、「修正後基準値」という）とする。小売電気事業者ごとの修正後基準値の合計値が 1 分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または 1 秒基準値電力（直前計測型）を 2 で除した値と一致しない場合は、直前計測型基準値内訳実績のうち最初に記載された小売電気事業者の基準値は 1 分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または 1 秒基準値電力（直前計測型）を 2 で除した値から、当該小売電気事業者以外の修正後基準値の合計値を差し引いた値とする。

なお、基準値計画、1 分基準値電力計画（事前予測型）、1 分基準値電力計画（直前計測型）、属地周期基準値電力計画（直前計測型）および 1 秒基準値電力計画（直前計測型）は第 39 条（アセスメント）に用いる。

また、約定したパターン番号と基準値計画、事前予測型基準値計画（1 分）または直前計測型基準値内訳実績に記載されたパターン番号が異なる場合は、基準値計画、事前予測型基準値計画（1 分）および直前計測型基準値内訳実績が提出されなかったものとする。

(3) 発電機リスト・パターンで約定した場合、約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、1分発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。登録後に1分発電計画電力計画を変更する場合は、各30分コマの実需給の開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録する（商品ブロックの開始時刻の1時間前までに1分発電計画電力計画の登録が間に合わなかった場合は、再登録はできないものとする）。ただし、再登録をする1分発電計画電力計画に含まれる30分コマのうち、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の30分コマの1分発電計画電力は、すでに登録されている1分発電計画電力計画の当該30分コマの1分発電計画電力から変更することはできないものとする。

また、発電販売計画における発電上限は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(1)ホに規定するものとし、発電販売計画、発電上限および1分発電計画電力計画は第39条（アセスメント）に用いる。

なお、約定したパターン番号と1分発電計画電力計画に記載されたパターン番号が異なる場合は、1分発電計画電力計画が提出されなかったものとする。

(4) ネガポジリスト・パターンで約定した場合は以下のとおりとする。

イ 発電リソースを用いる場合

約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、1分発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。登録後に1分発電計画電力計画を変更する場合は、各30分コマの実需給の開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録する（商品ブロックの開始時刻の1時間前までに1分発電計画電力計画の登録が間に合わなかった場合は、再登録はできないものとする）。ただし、再登録をする1分発電計画電力計画に含まれる30分コマのうち、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の30分コマの1分発電計画電力は、すでに登録されている1分発電計画電力計画の当該30分コマの1分発電計画電力から変更することはできないものとする。

ロ 需要リソースを用いる場合

(イ) 事前予測型を選択しているとき

取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した事前予測型基準値計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。

(ロ) 直前計測型を選択しているとき

a 簡易指令システムで接続する場合、取引会員は、約定したネガポジリ

スト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの1分ごとの需要実績を、簡易指令システムを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。専用線オンラインで接続する場合、取引会員は、約定したネガポジリスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を、専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。

- b 約定したネガポジリスト・パターンの1分基準値電力（直前計測型）は、約定したネガポジリスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までのaの1分ごとまたは属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績の平均値とする。ただし、aの需要実績が一部でも送信されなかった場合は、aのうち送信に成功した需要実績の平均値を1分基準値電力（直前計測型）とみなす。

なお、簡易指令システムで接続する場合は、aの1分ごとの需要実績が次の30分コマの終了時刻までに送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに所定の様式等による通知が行われた場合には、送信されたものとする。

また、専用線オンラインで接続する場合は、aの属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたものとする。

上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。

- c 同一のネガポジリスト・パターンが連続して週間市場商品に約定している場合は、最初の商品ブロックの1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を、当該連続して約定している商品ブロックのすべてに適用するものとする。なお、最初の商品ブロックが一次調整力かつ監視方法がオフラインの場合、取引会員は、当該商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、1秒ごとの需要実績を、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに所定の様式により通知する。
- d 小売電気事業者ごとの内訳を記載した直前計測型基準値内訳実績を、商品ブロックの属する月の翌月10日までに需給調整市場システムに登録する。

- e 小売電気事業者ごとの基準値は、修正後基準値とする。小売電気事業者ごとの修正後基準値の合計値が1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を2で除した値と一致しない場合は、直前計測型基準値内訳実績のうち最初に記載された小売電気事業者の基準値は1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を2で除した値から、当該小売電気事業者以外の修正後基準値の合計値を差し引いた値とする。

なお、発電販売計画における発電上限は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(1)ホに規定するものとし、発電販売計画、発電上限、1分発電計画電力計画、基準値計画、1分基準値電力計画（事前予測型）、1分基準値電力計画（直前計測型）、属地周期基準値電力計画（直前計測型）および1秒基準値電力計画（直前計測型）は第39条（アセスメント）に用いる。

また、約定したパターン番号と1分発電計画電力計画、基準値計画、事前予測型基準値計画（1分）または直前計測型基準値内訳実績に記載されたパターン番号が異なる場合は、1分発電計画電力計画、基準値計画、事前予測型基準値計画（1分）および直前計測型基準値内訳実績が提出されなかったものとする。

- 2 余力活用に関する契約を締結している場合で、同一の時間帯における約定したパターン番号、第1項にもとづき提出された計画等のパターン番号、および余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号の全部または一部が異なるとき（同一の時間帯において余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号が提出されない場合および余力の運用規程における第24条（各種計画提出）第4項の定め反する場合も含む）の第1項にもとづき提出された計画等のパターン番号および余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号は以下のとおり取り扱う。

(1) 需要家リスト・パターン

基準値計画のパターン番号を用いる。

ただし、約定したパターン番号と基準値計画または事前予測型基準値計画（1分）に記載されたパターン番号が異なる場合は、基準値計画および事前予測型基準値計画（1分）が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。

(2) 発電機リスト・パターン

1 分発電計画電力計画のパターン番号を用いる。

ただし、約定したパターン番号と 1 分発電計画電力計画に記載されたパターン番号が異なる場合は、1 分発電計画電力計画が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第 1 項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。

(3) ネガポジリスト・パターン

イ 発電リソースを用いる場合

1 分発電計画電力計画のパターン番号を用いる。

ロ 需要リソースを用いる場合

基準値計画のパターン番号を用いる。

ハ 発電リソースおよび需要リソースを用いる場合

基準値計画のパターン番号を用いる。

ただし、約定したパターン番号と 1 分発電計画電力計画、基準値計画または事前予測型基準値計画（1分）に記載されたパターン番号が異なる場合は、1 分発電計画電力計画、基準値計画および事前予測型基準値計画（1分）が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第 1 項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。

- 3 余力活用に関する契約において二次調整力②に相当する機能以外で契約を締結している場合、または余力活用に関する契約を締結していない場合で同一リソースが同一提供期間に他の商品区分に約定しているときは、取引規程別冊（複合約定）第34条（計画等の提出）のとおりとする。

第7章 調整の実施

（調整の実施の原則）

第35条 ΔkW約定量にもとづく調整の実施は、属地エリアの一般送配電事業者からの指令により行われるものとし、指令方法は次のとおりとする。

なお、同一の系統コードの単独発電機または各リスト・パターンにおいて、同一提供期間に異なる商品区分で約定している場合の当該提供期間における各商品の指令は別表3のとおり。

(1) 簡易指令システムで指令を行う場合

イ 到達時刻の5分前までに指令を行うこととし、到達時刻から終了時刻（同一の系統コードのリソースにおいて、同一日、同一商品区分で連続して約定した場合は、最終商品ブロックの終了時刻）までの指令とする。また、約定した最初の商品ブロックの指令は、商品ブロック開始後5分を到達時刻とし

た指令を行う。

なお、同一の系統コードのリソースにおいて連続して約定し、後続の商品ブロックが二次調整力②の場合、当該後続の約定した最初の商品ブロックの指令は、商品ブロック開始時刻を到達時刻とした指令を行う。指令の間隔は5分とする。

- ロ 指令値を変更する場合は、到達時刻の5分前までに指令を行う。この場合、到達時刻から提供期間の終了時刻（同一の系統コードのリソースにおいて、同一日、同一商品区分で連続して約定した場合は、最終商品ブロックの終了時刻）までの指令とする。
 - ハ 対象の時刻に対して5分前までに指令がない場合は、対象の時刻の直前の時間に対する指令値に従った運転を継続する。ただし、提供期間の最初の30分コマの開始時刻から5分後を到達時刻とする指令が行われなかった場合は、発電販売計画（簡易指令システムで接続し、出力調整指令〔数値指令〕を選択するときに限る）、1分発電計画電力計画、1分基準値電力計画（事前予測型）、または1分基準値電力計画（直前計測型）にもとづいた運転を継続する（この場合、指令量はゼロとみなす）。
 - ニ 提供期間の終了時刻（同一の系統コードのリソースにおいて、同一日、同一商品区分で連続して約定した場合は、最終商品ブロックの終了時刻）においては、提供期間の終了時刻まで指令しているため、あらためて復帰指令は行わない。
 - ホ 二次調整力②に約定したリソースについて、事前取引会員と属地エリアの一般送配電事業者が協議により継続時間および休止時間を定めている場合、属地エリアの一般送配電事業者は、当該リソースが指令にもとづき事前審査で確認した継続時間の応動をした後、一定の休止時間を設ける。

なお、休止時間の開始に当たっては、属地エリアの一般送配電事業者から以下の指令を行う。また、休止時間終了時刻は、休止時間開始時刻から第26条（取引対象の ΔkW ）(5)であらかじめ定めた休止時間を加えた時刻とし、休止時間終了時刻（以降を含む）を到達時刻とする指令を属地エリアの一般送配電事業者は行うことができるものとする。

 - (イ) 出力変化量指令を選択するリソースの場合
指令量をゼロとして休止時間の開始時刻を到達時刻とする指令を行う。
 - (ロ) 出力調整指令（数値指令）を選択するリソースの場合
指令値を発電計画電力として休止時間の開始時刻を到達時刻とする指令を行う。
- (2) 専用線オンラインで指令を行う場合
- イ 余力活用に関する契約を締結している単独発電機の場合

別表2に定める属地エリアの一般送配電事業者のEDC指令周期ごとの指令、またはロに規定される指令を行う。EDC・LFC信号を一括して送信する場合は、EDC・LFCそれぞれの演算結果を合算した指令とする(LFCを除外している時間を除く)。

ただし、手動で指令値を送信する場合は、EDC指令周期によらず、需給調整市場システムへデータ登録されたEDC変化速度で指令値まで到達する時間またはEDC目標時刻のいずれか長いほう、またはロに規定される指令を行う場合は5分間を到達時刻とする指令を行うこととする。

なお、指令を出力増減指令(接点信号)により行う場合、属地エリアの一般送配電事業者が指令を作成するための目標値として用いた数値を第24条(実働試験の実施方法)および第39条(アセスメント)に定める指令値として扱うこととし、第24条(実働試験の実施方法)(1)ロ(㍑)および第39条(アセスメント)(3)に定める評価により第26条(取引対象の ΔkW)に定める要件の不適合が判明したときは、取引会員の求めに応じ、事後的に属地エリアの一般送配電事業者から取引会員に対し所定の様式により、不適合となった30分コマの目標値を開示することとする。また、別表2に定めるEDC目標時刻がEDC演算周期よりも短い指令を行う場合で、第24条(実働試験の実施方法)(1)ロ(㍑)および第39条(アセスメント)(3)に定める評価により第26条(取引対象の ΔkW)に定める要件の不適合が判明したときは、取引会員の求めに応じ、事後的に属地エリアの一般送配電事業者から取引会員に対し、所定の様式により、不適合となった30分コマのEDC演算周期において算定された指令値を開示することとする。

ロ 余力活用に関する契約を締結していない単独発電機の場合、または各リスト・パターンを用いる場合

属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから5分後を到達時刻とする指令を行う。指令の間隔は5分とする。

二次調整力②に約定したリソースについて、事前取引会員と属地エリアの一般送配電事業者が協議により継続時間および休止時間を定めている場合、属地エリアの一般送配電事業者は、当該リソースが指令にもとづき事前審査で確認した継続時間の応動をした後、一定の休止時間を設ける。

なお、休止時間の開始に当たっては、属地エリアの一般送配電事業者から以下の指令を行う。また、休止時間終了時刻は、休止時間開始時刻から第26条(取引対象の ΔkW)(5)であらかじめ定めた休止時間を加えた時刻とし、休止時間終了時刻(以降を含む)を到達時刻とする指令を属地エリアの一般送配電事業者は行うことができるものとする。

(イ) 出力変化量指令を選択するリソースの場合

指令量をゼロとして休止時間の開始時刻を到達時刻とする指令を行う。

(ロ) 出力調整指令（数値指令）を選択するリソースの場合

指令値を発電計画電力として休止時間の開始時刻を到達時刻とする指令を行う。

2 第1項の調整の実施にもとづく実需給時点での調整電力量の受け渡しは、属地エリアの一般送配電事業者との間で定める受電地点にて行う。

3 本市場にて約定したリソースおよび余力活用に関する契約を締結しているリソースに対する調整の実施は全国大で行うこととし、上げ調整指令はV1単価の安いものから順に行い、下げ調整指令はV2単価の高い順に行う。

ただし、連系線の運用容量制約および系統制約が生じる場合等はその限りではない。

なお、二次調整力①の商品区分に相当する機能に対する調整の実施は、属地エリアごとに行うこととし、上げ調整指令および下げ調整指令は、系統周波数を一定に保つよう、属地エリアごとの一括指令または出力変化速度など属地エリアごとの優先順位による指令を行う。

4 余力活用に関する契約を締結しているリソースが本市場にて約定した場合、そのリソースの余力の範囲で一体的に指令を行う。

（約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え）

第36条 取引会員が、約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替えを希望する場合、当該取引会員は、提供期間の開始時刻の1時間前までに差替え後の単独発電機または各リスト・パターンの情報を需給調整市場システムに再登録し、再登録後直ちに、第34条（計画等の提出）に準じて再登録後の計画等を提出または登録する。この場合、差替え後の単独発電機および各リスト・パターンを複数とすることは可能とする。

また、以下の各号のいずれかに該当する場合は、各号に定める方法による差替えを行うことができない。

(1) 単独発電機を用いた差替えを行う場合

イ 同一の時間帯に本市場において約定している単独発電機のと看、当該単独発電機の ΔkW 約定量（同一提供期間において複数約定している場合は、当該単独発電機の ΔkW 約定量の合計値とする）および複合 ΔkW 約定量（同一提供期間において複数約定している場合は、当該単独発電機の複合 ΔkW 約定量の合計値とする）を入札量上限から差し引いた量を超えて、当該単独発電機を用いた差替えを行うこと。

ただし、複合約定対象商品の ΔkW 約定量は差し引かない。

なお、入札期間中および約定処理中の単独発電機に係る差替えは、当該単

独発電機が約定しているものとみなして扱う。

(2) 各リスト・パターンを用いた差替えを行う場合

イ 異なる商品区分のみに供出可能な各リスト・パターンを用いること。

ロ 同一の時間帯において、同一の系統コードに属する複数の各リスト・パターンを用いること。

ハ 同一の時間帯に本市場において約定している各リスト・パターンを用いるとき、当該各リスト・パターンの $\Delta k W$ 約定量（同一提供期間において複数約定している場合は、当該各リスト・パターンの $\Delta k W$ 約定量の合計値とする）および複合 $\Delta k W$ 約定量（同一提供期間において複数約定している場合は、当該各リスト・パターンの複合 $\Delta k W$ 約定量の合計値とする）を入札量上限から差し引いた量を超えて、当該各リスト・パターンを用いた差替えを行うこと。

ただし、複合約定対象商品の $\Delta k W$ 約定量は差し引かない。

ニ 異なる商品区分に約定した各リスト・パターンの差替えを希望する場合で、差替え後の各リスト・パターンとして、差替え前の各リスト・パターンと同一時間帯の異なる商品に約定している各リスト・パターンを用いること。

なお、入札期間中および約定処理中の各リスト・パターンに係る差替えは、当該各リスト・パターンが約定しているものとみなして扱う。

なお、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンは、第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める要件に適合し、当該取引会員が属地エリアの一般送配電事業者と「需給調整市場に関する契約」を締結しているものに限る。

また、複数の単独発電機または各リスト・パターンに差替える場合は、第39条（アセスメント）および取引規程（需給調整市場）第40条（ペナルティ）における算定上、第39条（アセスメント）および取引規程（需給調整市場）第40条（ペナルティ）の $\Delta k W$ 約定量は、差替え前の単独発電機または各リスト・パターンの $\Delta k W$ 約定量を差替え後のそれぞれの単独発電機または各リスト・パターンへ配分した値とし、それぞれの単独発電機または各リスト・パターンごとに評価を行う。

2 第1項により差替えを希望する場合は、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンは、連系線の運用容量に影響を与えないよう、差替え前の単独発電機または各リスト・パターンと同一の属地エリアから選定する。

3 第1項により差替えた場合、取引会員は、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンの $\Delta k W$ 約定単価を、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンに応じた $\Delta k W$ 約定単価（関係規程類において望ましいとされる値）となるよう変更すること。

ただし、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンの $\Delta k W$ 約定単価が

差替え前の Δ kW約定単価を上回る場合は、差替え前の Δ kW約定単価以下の値とすること。

また、取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第1項各号のいずれかまたは複数に該当する場合、持ち下げ単価分および起動費単価分を登録すること。

- 4 第1項の規定にかかわらず、取引規程別冊（三次調整力②）第30条（入札受付時間）に定める三次調整力②の入札受付時間および取引規程別冊（三次調整力②）第32条（約定）に定める約定処理の実施中においては、提供期間が実需給前日となる二次調整力②の差替えを行うことはできない。

（単独発電機または各リスト・パターンにおけるトラブル対応）

第37条 約定した単独発電機または各リスト・パターンが、 Δ kW約定量を供出できなくなった場合、取引会員は、提供期間の開始時刻の1時間前までの間に以下のとおり対応する。

- (1) 取引会員は、 Δ kW約定量を供出できなくなった単独発電機または各リスト・パターンについて、第36条（約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え）に準じて代替する単独発電機（複数の単独発電機による代替も可能とする）または各リスト・パターンの再登録を行う。
- (2) 取引会員は、(1)の再登録ができない場合または再登録した単独発電機または各リスト・パターンが Δ kW約定量を供出できない場合は、直ちに需給調整市場システムに代替不可の内容を登録（以下、「代替不可申請」という）するとともに、その旨を属地エリアの一般送配電事業者へ電話等を用いて連絡する。

ただし、第3項の地内系統混雑の通知により Δ kW約定量を供出できなくなった場合、属地エリアの一般送配電事業者への連絡は不要とする。

- (3) (2)の連絡を受けた属地エリアの一般送配電事業者は、他の取引会員または他の一般送配電事業者へ代替可能な単独発電機または各リスト・パターンの供出を依頼する。

- 2 取引会員は、 Δ kW約定量を供出できなくなった単独発電機または各リスト・パターンについて、供出できなくなった理由を所定の様式にて速やかに属地エリアの一般送配電事業者へ提出する。

ただし、第3項の地内系統混雑の通知により Δ kW約定量を供出できなくなった場合、属地エリアの一般送配電事業者への提出は不要とする。

- 3 属地エリアの一般送配電事業者は、地内系統混雑により Δ kW約定量を供出できなくなった約定結果について取引会員に通知し、第36条（約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え）に準じて単独発電機の差替えもしくは代替

不可申請を求める。

- 4 取引会員が代替不可申請を行った場合、第39条（アセスメント）および取引規程（需給調整市場）第40条（ペナルティ）における算定上、第39条（アセスメント）および取引規程（需給調整市場）第40条（ペナルティ）の $\Delta k W$ 約定量は、 $\Delta k W$ 約定量から代替不可申請に応じた量を減じた値とする。

（ $\Delta k W$ の供出協力）

第38条 取引会員は、次の各号のいずれかに該当する場合で、属地エリアの一般送配電事業者から商品ブロックの開始時刻の1時間前までにおいて、 $\Delta k W$ の供出を要請されたときは、可能な範囲で協力する。

- (1) 第37条（単独発電機または各リスト・パターンにおけるトラブル対応）第1項(3)の規定により、属地エリアの一般送配電事業者から代替となる単独発電機または各リスト・パターンの供出依頼を受けた場合
 - (2) 需給調整市場システムの障害等に伴い、需給調整市場システムによる約定処理ができない場合
 - (3) 連系線のトラブル等により、約定結果を踏まえた調整が行えない場合
 - (4) $\Delta k W$ 約定量が必要量に満たなかった場合
- 2 第1項により $\Delta k W$ の供出協力に応じた取引会員は、第34条（計画等の提出）により、代替の結果を反映した計画等を提出する。また、取引会員は、必要に応じて、取引規程（需給調整市場）第18条（調整電力量料金に適用する単価の登録）の規定により、調整電力量料金に適用する単価を登録する。
- 3 第1項により $\Delta k W$ の供出協力に応じた単独発電機または各リスト・パターンは、第32条（約定）により約定したものとして扱う。

なお、 $\Delta k W$ の供出協力に応じた単独発電機または各リスト・パターンにおける $\Delta k W$ 約定単価は、当該提供期間における約定結果をもとに属地エリアの一般送配電事業者との協議により決定した単価とし、V1単価およびV2単価は、取引規程（需給調整市場）第18条（調整電力量料金に適用する単価の登録）の規定により登録された単価とする。

第8章 アセスメント

（アセスメント）

第39条 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員が、提供期間において、 $\Delta k W$ 約定量の供出が可能な状態に維持していることおよび $\Delta k W$ 約定量の範囲内で属

地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを確認するため、次のとおり提供期間の30分コマごとにアセスメント（以下、「アセスメント」という）を実施する。

- (1) 提供期間におけるリソースの供出可能量が $\Delta k W$ 約定量を下回っていないことを評価する（以下、「アセスメントⅠ」という）ものとし、アセスメントⅠにおける供出可能量は、次の式により算定された値とする。

ただし、同一リソースが同一提供期間において複数約定している場合は、 $\Delta k W$ 約定単価が安い順にアセスメントⅠをそれぞれ実施するものとする。

また、同一リソースが同一提供期間において三次調整力②または週間市場商品に約定している場合は、三次調整力②および週間市場商品とあわせてアセスメントⅠを実施するものとする。

なお、取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第2項各号のいずれかまたは複数に該当する場合を除き、週間市場商品の $\Delta k W$ 約定単価が上限価格を超えている場合にアセスメントⅠに用いる $\Delta k W$ 約定単価は、約定した週間市場商品の上限価格とする。

ただし、取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第2項各号のいずれかまたは複数に該当する場合を除き、複合商品に入札した場合、取引規程別冊（複合約定）第33条（約定の通知）第1項にもとづく約定結果の通知が単一商品の場合においても、複合商品における上限価格を適用する。

イ 同一リソースが同一提供期間において複数約定していない場合

- (イ) 単独発電機の場合

発電上限電力－発電計画電力

- (ロ) 発電機リスト・パターンの場合

合計発電上限電力－合計発電計画電力

- (ハ) 需要家リスト・パターンの場合

合計基準値電力－合計需要抑制計画電力

- (ニ) ネガポジリスト・パターンの場合

(合計発電上限電力－合計発電計画電力) + (合計基準値電力－合計需要抑制計画電力)

ロ 同一リソースが同一提供期間において複数約定している場合

- (イ) 単独発電機の場合

発電上限電力－発電計画電力－控除 $\Delta k W$ 約定量

- (ロ) 発電機リスト・パターンの場合

合計発電上限電力－合計発電計画電力－控除 $\Delta k W$ 約定量

- (ハ) 需要家リスト・パターンの場合

合計基準値電力－合計需要抑制計画電力－控除 $\Delta k W$ 約定量

(二) ネガポジリスト・パターンの場合

(合計発電上限電力－合計発電計画電力) + (合計基準値電力－合計需要抑制計画電力)－控除 $\Delta k W$ 約定量

上式の控除 $\Delta k W$ 約定量とは、当該リソースにおいて評価対象の約定分の $\Delta k W$ 約定単価より $\Delta k W$ 約定単価が安い約定分、および評価対象の約定分と $\Delta k W$ 約定単価が同一かつ既に評価を行った約定分の $\Delta k W$ 約定量(複合商品の場合は、複合 $\Delta k W$ 約定量)の合計値とする。

- (2) 属地エリアの一般送配電事業者が、提出された発電販売計画における発電上限において出力制約等が適切に反映されておらず不適当と認めた場合、アセスメントⅠにおける発電上限電力または合計発電上限電力は、属地エリアの一般送配電事業者が出力制約等を適切に反映した発電上限電力または合計発電上限電力とする。また、以下のいずれかに該当する場合は、アセスメントⅠにおける供出可能量はゼロとして扱う。

イ 需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターン(需要リソースを用いる場合に限る)の場合で、直前計測型を選択しているときであって、以下のいずれかに該当する場合

- (イ) 簡易指令システムで接続する場合で、約定した商品ブロックの開始時刻(同一の需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンが連続して週間市場商品に約定している場合は、最初の商品ブロックの開始時刻とする)の5分前からの1分ごとの需要実績が計測点5点のうち1点も送信されなかったとき、または専用線オンラインで接続する場合で、約定した商品ブロックの開始前5分間(同一の需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンが連続して週間市場商品に約定している場合は、最初の商品ブロックの開始前5分間とする)における属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が1点も送信されなかったとき。

なお、簡易指令システムで接続する場合は、上記の需要実績が次の30分コマの終了時刻までに送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに所定の様式等による通知が行われた場合には、送信されたものとする。

また、専用線オンラインで接続する場合は、上記の需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたものとする。

上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程(需給調整市場)第3条(休業日・営業日および営業時間)第3項に定め

る平日とする。

(ロ) 直前計測型基準値内訳実績が未提出のとき

ロ イ以外の場合であって、以下に該当する場合

第34条（計画等の提出）で求められる需給調整市場システムに登録する計画が未提出のとき、または第34条（計画等の提出）で求められる計画が電力広域的運営推進機関の定める「ビジネスプロトコル標準規格」に準拠しないとき

(3) 提供期間において、 $\Delta k W$ 約定量の範囲内で、属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを評価する（以下、「アセスメントⅡ」という）ものとする。

アセスメントⅡは、ロで算定する供出電力（1分）がイで算定する許容範囲内であることを1分ごとに確認することとし、各30分コマにおいて、計測点30点のうち90%以上が許容範囲内である場合に指令に従い調整したと判定する。

なお、同一リソースが同一提供期間において三次調整力②に約定している場合は、三次調整力②の約定量を加えた約定量に対しても上記アセスメントⅡを実施するものとする。

また、簡易指令システムで接続する場合は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）に定める瞬時供出電力が次の30分コマの終了時刻までに送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに所定の様式等による通知が行われなかったことにより、ロに定める供出電力（1分）が算定できなかったときは、当該供出電力（1分）について許容範囲を逸脱したものとして扱う。専用線オンラインで接続する場合は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）に定める瞬時供出電力が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われなかったことにより、ロに定める供出電力（1分）が算定できなかったときは、当該供出電力（1分）について許容範囲を逸脱したものとして扱う。

上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。

イ 許容範囲の算定

(イ) アセスメントⅡにおける1分単位で定める評価の許容範囲は、指令値変更に伴い応動している時間を除く時間と、増加方向への指令値変更に伴い応動している時間、ならびに減少方向への指令値変更に伴い応動している時間のそれぞれについて以下のとおり算定する。

a 単独発電機の場合

(a) 簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択するリソースの場合

i 指令値変更に伴い応動している時間を除く時間

指令量±当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 10\%$

なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結している場合に、 ΔkW 約定量の範囲を上回るまたは下回る指令（以下、「余力への指令」という）を行ったときは、以下のとおり扱う。

(i) 指令量が ΔkW 約定量の範囲を上回るとき

当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 90\%$ 以上

(ii) 指令量が ΔkW 約定量の範囲を下回るとき

当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 10\%$ 以下

ii 増加方向への指令値変更に伴い応動している時間

「変更前指令量－当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 10\%$ 」から「変更後指令量＋当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 10\%$ 」

なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。

(i) 変更後指令量が ΔkW 約定量の範囲を上回るとき

「変更前指令量－当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 10\%$ 」または「当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 90\%$ 」のいずれか小さい方以上

(ii) 変更前指令量が ΔkW 約定量の範囲を下回るとき

「変更後指令量＋当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 10\%$ 」または「当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 10\%$ 」のいずれか大きい方以下

(iii) 変更前指令量が ΔkW 約定量の範囲を下回り、かつ変更後指令量が ΔkW 約定量の範囲を上回るとき

許容範囲の制限は設けない。

iii 減少方向への指令値変更に伴い応動している時間

「変更前指令量＋当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 10\%$ 」から「変更後指令量－当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 10\%$ 」

なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。

(i) 変更前指令量が ΔkW 約定量の範囲を上回るとき

「変更後指令量－当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 10\%$ 」または「当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 90\%$ 」のいずれか小さい方以上

(ii) 変更後指令量が ΔkW 約定量の範囲を下回るとき

「変更前指令量＋当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 10\%$ 」または

「当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」のいずれか大きい方以下
(iii) 変更前指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回り、かつ変更後指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき

許容範囲の制限は設けない。

上式の指令量とは、簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択する場合に、属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値をいう。

また、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、属地エリアの一般送配電事業者から送信された指令値の到達時刻の直前の5分間とする。

なお、上記の「指令値変更に伴い応動している時間」が正分を除く時刻に開始および終了する場合は、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、当該開始時刻の直前の正分から当該終了時刻の直後の正分までとする。

ただし、到達時刻の5分前より以前に属地エリアの一般送配電事業者が指令値の変更または取消を行った場合、変更前または取消前の指令は許容範囲の算定に用いないものとする。

(b) 簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合、または専用線オンラインで接続するリソースの場合

i 指令値変更に伴い応動している時間を除く時間

指令値 $\pm$ 当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$

なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。

(i) 指令値が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るとき

「当該30分コマの発電計画電力 $+$ 当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 90\%$ 」以上

(ii) 指令値が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき

「当該30分コマの発電計画電力 $+$ 当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」以下

ii 増加方向への指令値変更に伴い応動している時間

「変更前指令値 $-$ 当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」から「変更後指令値 $+$ 当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」

なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。

(i) 変更後指令値が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るとき

「変更前指令値 $-$ 当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」または

「当該30分コマの発電計画電力+当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 90\%$ 」のいずれか小さい方以上

(ii) 変更前指令値が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき

「変更後指令値+当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」または
「当該30分コマの発電計画電力+当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」のいずれか大きい方以下

(iii) 変更前指令値が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回り、かつ変更後指令値が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るとき

許容範囲の制限は設けない。

iii 減少方向への指令値変更に伴い応動している時間

「変更前指令値+当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」から「変更後指令値-当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」

なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。

(i) 変更前指令値が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るとき

「変更後指令値-当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」または
「当該30分コマの発電計画電力+当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 90\%$ 」のいずれか小さい方以上

(ii) 変更後指令値が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき

「変更前指令値+当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」または
「当該30分コマの発電計画電力+当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」のいずれか大きい方以下

(iii) 変更前指令値が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回り、かつ変更後指令値が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき

許容範囲の制限は設けない。

上式の指令値とは、簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合、または専用線オンラインで接続する場合に、属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値（発電端により指令を行っている場合は、属地エリアの一般送配電事業者との協議により定めた算出式により、発電端の指令値を送電端に換算した値とする）をいう。

なお、EDC制御を行った場合（**手動の指令値等でEDCを模擬する場合を含む**）、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、以下のとおりとする。

i 専用線オンラインで接続し、余力活用に関する契約を締結している場合

(i) EDC制御を行った場合

属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから別表2に定めるEDC目標時刻までとし、EDC指令周期で送信される指令値が変更されるごとに許容範囲の算定を行うこととする。ただし、EDC目標時刻がEDC演算周期よりも短いときは、「指令値変更に伴い応動している時間」は属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してからEDC演算周期が経過するまでの時間とすることとし、EDC演算周期において算定される指令値が変更されるごとに許容範囲の算定を行うこととする。

また、別表2にEDC目標時刻について定めのないとき、**または第35条（調整の実施の原則）(2)ロに規定される指令を行ったときは**、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから5分間とし、指令値が変更されるごとに許容範囲の算定を行うこととする。

(ii) 手動で指令値を送信する場合

需給調整市場システムへデータ登録されたEDC変化速度で応動したときに送信された指令値に到達するまでの時間または(i)で算定されるEDC制御を行った場合の「指令値変更に伴い応動している時間」**または第35条（調整の実施の原則）(2)ロに規定される指令を行った場合の5分間**のいずれか長いほうを「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う。

ii 専用線オンラインで接続し、余力活用に関する契約を締結していない場合、または簡易指令システムで接続する場合

(i) 専用線オンラインで接続する場合

属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから5分間とする。

(ii) 簡易指令システムで接続する場合

属地エリアの一般送配電事業者から送信された指令値の到達時刻の直前の5分間とする。

また、上記i, iiの「指令値変更に伴い応動している時間」が正分を除く時刻に開始および終了する場合は、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、当該開始時刻の直前の正分から当該終了時刻の直後の正分までとする。

b 各リスト・パターンを用いる場合

(a) 指令量変更に伴い応動している時間を除く時間

指令量±当該30分コマの Δ kW約定量×10%

なお、当該各リスト・パターンが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。

i 指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るとき

当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 90\%$ 以上

ii 指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき

当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 以下

(b) 増加方向への指令量変更に伴い応動している時間

「変更前指令量－当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」から「変更後指令量＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」

なお、当該各リスト・パターンが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。

i 変更後指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るとき

「変更前指令量－当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」または「当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 90\%$ 」のいずれか小さい方以上

ii 変更前指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき

「変更後指令量＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」または「当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」のいずれか大きい方以下

iii 変更前指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回り、かつ変更後指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るとき

許容範囲の制限は設けない。

(c) 減少方向への指令量変更に伴い応動している時間

「変更前指令量＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」から「変更後指令量－当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」

なお、当該各リスト・パターンが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。

i 変更前指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るとき

「変更後指令量－当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」または「当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 90\%$ 」のいずれか小さい方以上

ii 変更後指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき

「変更前指令量＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」または「当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」のいずれか大きい方以下

iii 変更前指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回り、かつ変更後指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき

許容範囲の制限は設けない。

上式の指令量とは、簡易指令システムにて属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値をいう。

また、「指令量変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、以下のとおりとする。

i 専用線オンラインで接続する場合

属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから5分間とする。

ii 簡易指令システムで接続する場合

属地エリアの一般送配電事業者から送信された指令値の到達時刻の直前の5分間とする。

なお、上記 i, ii の「指令量変更に伴い応動している時間」が正分を除く時刻に開始および終了する場合は、「指令量変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、当該開始時刻の直前の正分から当該終了時刻の直後の正分までとする。

ただし、到達時刻の5分前より以前に属地エリアの一般送配電事業者が指令値の変更または取消を行った場合、変更前または取消前の指令は許容範囲の算定に用いないものとする。

- (v) (i)に規定する ΔkW 約定量は、同一リソースが同一提供期間において、三次調整力②または二次調整力②に複数約定している場合、当該リソースの三次調整力②および二次調整力②の ΔkW 約定量の合計値とする。

ただし、同一リソースが同一提供期間に三次調整力②および二次調整力②以外の商品に約定している場合を除く。

- (vi) 余力活用に関する契約を締結していない場合、(i)に定める許容範囲の算定における指令量または指令値について、約定した商品ブロックの前の提供期間において、三次調整力②、三次調整力①または、二次調整力②が約定している場合を除き、以下のとおり扱う。

a 単独発電機の場合

(a) 簡易指令システムで接続し出力変化量指令を選択するときは、約定した商品ブロックの開始時刻から開始5分後までの指令量はゼロとする。

(b) 簡易指令システムで接続し出力調整指令（数値指令）を選択するときは、約定した商品ブロックの開始時刻から開始5分後までの指令値は発電計画電力とする。

(c) 専用線オンラインで接続するときは、約定した商品ブロックの初回の指令値に対する変更前指令値は発電計画電力とする。

b 各リスト・パターンを用いる場合

(a) 簡易指令システムで接続するときは、約定した商品ブロックの開始時刻から開始5分後までの指令量はゼロとする。

- (b) 専用線オンラインで接続するときは、約定した商品ブロックの初回の指令値に対する変更前指令量はゼロとする。
- (二) 同一の系統コードのリソースが、簡易指令システムで接続または専用線オンラインで接続（各リスト・パターン、余力活用に関する契約を締結していない単独発電機）する場合、二次調整力②に約定している30分コマの前の30分コマにおいて、三次調整力①または三次調整力②に約定しているときは、二次調整力②の30分コマの開始時刻を到達時刻とする指令値変更について、変更前指令値と変更後指令値の差が二次調整力②の約定量を超えている場合に限り、以下のとおり扱う。
- a 前の30分コマで三次調整力②に約定している場合
「指令値変更に伴い応動している時間」は60分間としたうえで、二次調整力②に約定している30分コマの許容範囲を算定する。
- b aの場合以外で前の30分コマで三次調整力①に約定している場合
「指令値変更に伴い応動している時間」は15分間としたうえで、二次調整力②に約定している30分コマの許容範囲を算定する。
- (ホ) 同一の系統コードのリソースが、簡易指令システムで接続または専用線オンラインで接続（各リスト・パターンまたは余力活用に関する契約を締結していない単独発電機）する場合、三次調整力①または三次調整力②に約定している30分コマの前の30分コマにおいて、二次調整力②に約定しているときは、三次調整力①または三次調整力②の30分コマの開始時刻を到達時刻とする指令値変更について、以下のとおり扱う。
- a 三次調整力②に約定している30分コマ（同一の30分コマで三次調整力①または二次調整力②に約定している場合を除く）の前の30分コマにおいて、二次調整力②に約定している場合
「指令値変更に伴い応動している時間」は60分間としたうえで、二次調整力②に約定している30分コマの許容範囲を算定する。
- b 三次調整力①に約定している30分コマ（同一の30分コマで二次調整力②に約定している場合を除く）の前の30分コマにおいて、二次調整力②に約定している場合
「指令値変更に伴い応動している時間」は15分間としたうえで、二次調整力②に約定している30分コマの許容範囲を算定する。
- (ハ) 複数の「指令値変更に伴い応動している時間」が重複し、いずれの指令値も Δ kW約定量の範囲内の場合、それぞれの変更前の指令値を(イ)に定める時間保持するものとし、1分単位の許容範囲は、1分単位の指令値の最大値および最小値を用いて以下のとおり算定する。なお、単独発電機の場合で、簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択するリソースのと

き、および、各リスト・パターンの場合は、指令値を指令量と読み替えるものとする。

「指令値の最小値－当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」から「指令値の最大値＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」の間

- (ト) 約定したリソースが余力活用に関する契約を締結している場合で、複数の「指令値変更に伴い応動している時間」が重複し、いずれかの指令値が余力への指令を含む場合、それぞれの変更前の指令値を(イ)に定める時間保持するものとし、1分単位の許容範囲は、 $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回る指令値が存在するときは1分単位の指令値の最小値を用い、 $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回る指令値が存在するときは1分単位の最大値を用いて以下のとおり算定する。ただし、 $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回る指令値および $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回る指令値のいずれも存在する場合に限り、1分単位の許容範囲の制限は設けない。

a 単独発電機の場合

- (a) 簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択するリソースの場合

i $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回る指令量が存在するとき

(i) 指令量の最小値が $\Delta k W$ 約定量の範囲内の場合

「指令量の最小値－当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」以上

(ii) 指令量の最小値が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回る場合

「当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 90\%$ 」以上

ii $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回る指令量が存在するとき

(i) 指令量の最大値が $\Delta k W$ 約定量の範囲内の場合

「指令量の最大値＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」以下

(ii) 指令量の最大値が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回る場合

「当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」以下

- (b) 簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合、または専用線オンラインで接続するリソースの場合

i $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回る指令値が存在するとき

(i) 指令値の最小値が $\Delta k W$ 約定量の範囲内の場合

「指令値の最小値－当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」以上

(ii) 指令値の最小値が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回る場合

「当該30分コマの発電計画電力＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 90\%$ 」以上

ii $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回る指令値が存在するとき

(i) 指令値の最大値が $\Delta k W$ 約定量の範囲内の場合

「指令値の最大値+当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」以下
(ii) 指令値の最大値が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回る場合

「当該30分コマの発電計画電力+当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」以下

b 各リスト・パターンを用いる場合

(a) $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回る指令量が存在するとき

i 指令量の最小値が $\Delta k W$ 約定量の範囲内の場合

「指令量の最小値-当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」以上

ii 指令量の最小値が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回る場合

「当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 90\%$ 」以上

(b) $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回る指令量が存在するとき

i 指令量の最大値が $\Delta k W$ 約定量の範囲内の場合

「指令量の最大値+当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」以下

ii 指令量の最大値が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回る場合

「当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」以下

(f) 同一リソースが余力活用に関する契約を締結していない場合で、二次調整力②に約定している提供期間の前の提供期間において、二次調整力①に約定しているときは、二次調整力②の提供期間の開始時刻における指令値変更について、当該リソースの二次調整力②が出力調整指令(数値指令)を選択し、属地エリアの一般送配電事業者と協議した二次調整力①の指令が出力変化量指令または出力増減指令(接点信号)の場合は変更前指令値を出力調整指令(数値指令)および出力増減指令(接点信号)に換算する。

(g) 同一の系統コードのリソースが、簡易指令システムで接続または専用線オンラインで接続(各リスト・パターンまたは余力活用に関する契約を締結していない単独発電機)し、二次調整力②に約定している30分コマの前の30分コマ(以下、「1コマ前の30分コマ」という)において三次調整力②に約定せず、さらに前の30分コマにおいて三次調整力②に約定している場合、(i)から(ニ)、(ハ)および(f)で算定される許容範囲の上限値について、以下のとおり変更する。

ただし、(i)から(ニ)、(ハ)および(f)で算定される許容範囲の上限値が当該変更により減少する場合は、許容範囲を変更しない。

なお、単独発電機の場合で、簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択するリソースのとき、および、各リスト・パターンの場合は、指令値を指令量と読み替えるものとする。

a 1コマ前の30分コマにおいて、二次調整力②に約定している場合

二次調整力②に約定している30分コマの開始時刻から25分間、許容範

囲の上限値を「(イ)から(ニ), (ハ)および(チ) で算定された 1 コマ前の30分コマの許容範囲のうち, 同コマの終了直前の上限値」に変更する。

b a 以外の場合で, 1 コマ前の30分コマにおいて, 三次調整力①に約定しているとき

二次調整力②に約定している30分コマの開始時刻から15分間, 許容範囲の上限値を「取引規程別冊(三次調整力①) 第39条(アセスメント)

(3)イ(イ)から(ニ), (ハ)および(チ)で算定された 1 コマ前の30分コマの許容範囲のうち, 同コマの終了直前の上限値」に変更する。

c a および b 以外の場合

二次調整力②に約定している30分コマの開始時刻から30分間, 許容範囲の上限値を「三次調整力②に約定している30分コマにおける最終の指令値+二次調整力②に約定している30分コマの ΔkW 約定量 $\times 10\%$ 」に変更する。

(ヌ) 同一の系統コードのリソースが, 簡易指令システムで接続または専用線オンラインで接続(各リスト・パターン, 余力活用に関する契約を締結していない単独発電機)する場合, 二次調整力②に約定している30分コマの次の30分コマにおいて, 三次調整力②に約定せず, さらに次の30分コマにおいて, 三次調整力②に約定しているときは, 三次調整力②の30分コマの開始時刻を到達時刻とする指令値変更について, 「指令値変更に伴い応動している時間」は60分としたうえで, 二次調整力②に約定している30分コマの許容範囲を算定する。(ただし, 三次調整力②に約定している30分コマにおいて, 二次調整力②または三次調整力①に約定している場合は, この限りではない)

ロ 供出電力(1分)の算定

属地エリアの一般送配電事業者は, 取引規程(需給調整市場)第13条(リソース等が満たすべき要件)の規定にもとづき受信した瞬時供出電力から, 供出電力(1分)を次のとおり算定する。

(イ) 専用線オンラインで接続する場合

受信した瞬時供出電力から算出した1分ごとの平均電力

(ロ) 簡易指令システムで接続する場合

受信した瞬時供出電力

(4) 以下に該当する30分コマについては, アセスメントⅡの対象外とする。

イ 余力活用に関する契約を締結していない場合で, 第26条(取引対象の ΔkW)に定める ΔkW の要件を超えて指令を行った時間を含むとき

ロ 余力活用に関する契約を締結している場合で, 第26条(取引対象の ΔkW)第1項(2)に定める指令以外の方法で指令を行った時間を含むとき

- ハ 余力活用に関する契約において、二次調整力①に相当する機能で契約を締結していない場合で、LFCを使用した時間を含むとき
 - ニ 第35条（調整の実施の原則）（1）ホおよび（2）ロに定める休止時間において以下の指令を行った時間を含むとき
 - （イ）出力変化量指令を選択するリソースの場合
 - ゼロ以外の指令量を指令したとき（休止時間終了時刻を到達時刻とする指令は含まない）
 - （ロ）出力調整指令（数値指令）を選択するリソースの場合
 - 発電計画電力以外の指令値を指令したとき（休止時間終了時刻を到達時刻とする指令は含まない）
- （5）（3）ロに定める供出電力（1分）を30分コマごとに平均した値が、欠測等により託送供給の用に供する計量器により計量された電力量を2倍して電力に換算した値と一定の閾値を超えるかい離があった場合は、取引会員と属地エリアの一般送配電事業者において協議を行うこととし、かい離の原因が取引会員が用いる計量器と託送供給の用に供する計量器の計測誤差または取引会員が用いる計量器と託送供給の用に供する計量器の異常等にもとづくものと属地エリアの一般送配電事業者が認めるときに限り、取引会員に対し、アセスメントⅡに用いる実績の代用データの提出を求め、あらためて供出電力（1分）を定める。
- また、属地エリアの一般送配電事業者が認めないと判断した場合は、アセスメントⅡの不適合等の処置を実施する。
- なお、当該取引における取引規程（需給調整市場）第46条（決済の対象）に定める約定料金およびペナルティ料金に係る支払期日は、取引規程（需給調整市場）第51条（料金等の授受）にかかわらず、協議が完了した翌月の末日（当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日）とする。
- （6）同一リソースが同一提供期間において、以下に該当する場合は、（2）から（5）の定めにかかわらず、取引規程別冊（複合約定）第39条（アセスメント）に定めるアセスメントⅡを実施するものとし、その結果を約定している全ての商品に適用するものとする。
- イ 三次調整力①、二次調整力①、一次調整力または、複合商品のいずれか、または複数に同時に約定している場合
 - ロ 余力活用に関する契約において、三次調整力②に相当する機能、三次調整力①に相当する機能、二次調整力①に相当する機能、一次調整力に相当する機能のいずれか、または複数の機能で契約を締結している場合

取引規程別冊（二次調整力①）

取引規程別冊（二次調整力①）は、取引規程（需給調整市場）にもとづき、二次調整力①の取引に関する事前審査（第3章）、取引の実施（第4章）、入札（第5章）、約定処理（第6章）、調整の実施（第7章）およびアセスメント（第8章）について定めるものである。

なお、章数および条数は、取引規程（需給調整市場）の章数および条数にそれぞれ対応する。

目 次

第3章 事前審査

第21条	(性能確認)	168
第22条	(確認項目)	169
第23条	(性能データに関わる提出資料)	171
第24条	(実働試験の実施方法)	173

第4章 取引の実施

第25条	(取引)	181
第26条	(取引対象の $\Delta k W$)	181
第27条	(取引の実施方法)	182
第28条	(実施日)	183
第29条	($\Delta k W$ の入札単位)	183
第30条	(入札受付時間)	183

第5章 入札

第31条	(入札方法等)	184
------	---------	-----

第6章 約定処理

第32条	(約定)	185
第33条	(約定の通知)	186
第34条	(計画等の提出)	187

第7章 調整の実施

第35条	(調整の実施の原則)	192
第36条	(約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え)	193
第37条	(単独発電機または各リスト・パターンにおけるトラブル対応)	195
第38条	($\Delta k W$ の供出協力)	196

第8章 アセスメント

第39条	(アセスメント)	197
------	----------	-----

第3章 事前審査

(性能確認)

第21条 取引会員は取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）の登録時に希望する商品の性能確認の申請を行い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録された単独発電機または各リスト・パターンに含まれるリソースが第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める当該商品の要件に適合していることを確認する（以下、「性能確認」という）。

2 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録された性能確認に必要となるデータ（以下、「性能データ」という）にもとづき、原則として3ヶ月以内に性能確認を実施する。

3 取引会員は、当該申請にあたり、第23条（性能データに関わる提出資料）に定める性能データを需給調整市場システムへ登録する。

なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについては、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送等にて属地エリアの一般送配電事業者に提出する。

また、第23条（性能データに関わる提出資料）に定める性能データのうち稼働実績データ等については、当事者以外が作成したもので現状の機能を反映した最新のものとする。

ただし、実証事業等に活用したデータについて、属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合には、当事者が作成したもので可能とする。

4 第22条（確認項目）(4), (5), (7)について、試験成績書もしくは稼働実績データ等の提出が困難な場合または試験成績書もしくは稼働実績データ等では第22条（確認項目）に定める確認ができなかった場合は性能確認として実働試験を実施する。

なお、実働試験に係る費用は、取引会員が負担する。

5 性能確認は、単独発電機の場合は原則としてユニットごとに実施する。また、各リスト・パターンを用いる場合は、原則として各リスト・パターンごとに実施する。

6 属地エリアの一般送配電事業者が現地調査の実施や詳細データの提出を求めた場合、取引会員はその求めに応じるものとする。

7 属地エリアの一般送配電事業者は、単独発電機または各リスト・パターンが第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める要件に適合するか否かの合否判定を、取引会員に通知する。適合していると判断された場合は、属地エリアの一般送配電事業者は取引会員と「需給調整市場に関する契約」の締結に向けた協議を開始する。

また、適合しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該単独発電機または各リスト・パターンを用いて当該商品の取引をすることはできない。

- 8 性能確認による適合判定後に、性能データを変更する場合、取引会員は性能データを需給調整市場システムに再登録後、性能確認の申請を行い、原則として性能確認を受けるものとする。

なお、リソースのスイッチングやトラブルに伴い各リスト・パターンに変更が生じた場合で、属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略することがある。

また、需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンのリソースの変更がなく、基準値の設定方法のみを変更する場合、変更後の基準値の設定方法で既に性能確認による適合判定を受けていて、属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略することができる。

- 9 性能確認により、第26条（取引対象の Δ kW）に定める要件に適合していると判断された後、実働試験の実施時期による供出可能量の補正が必要な場合、取引会員は、属地エリアの一般送配電事業者へその旨を申し出たうえで、リソースの需要実績など補正量を証明できるデータを需給調整市場システムに登録後、属地エリアの一般送配電事業者が適当と認める場合は、供出可能量の補正を行う。
- 10 出力増減指令（接点信号）により応動を求める属地エリアにおいては、取引会員と属地エリアの一般送配電事業者の間で、目標値として用いる数値を協議のうえ定める。

（確認項目）

第22条 第21条（性能確認）の確認項目は以下のとおりとする。

(1) 指令・指令間隔

第26条（取引対象の Δ kW）に規定するオンライン指令（簡易指令システムを除く）による調整が可能であること。なお、属地エリアの一般送配電事業者が出力増減指令（接点信号）による指令を行う場合、目標値として用いる数値を協議のうえ、調整が可能であること。

(2) 監視・監視間隔

第26条（取引対象の Δ kW）に規定する監視間隔でデータの収集・提出が可能であること。

(3) 通信回線

取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）に定めるセキュリティ要件を遵守していること。

(4) 応動時間・供出可能量

イ 第26条（取引対象の Δ kW）に規定する応動時間以内に供出可能量まで到達できること。なお、LFC制御を行った場合（手動の指令値等でLFCを模擬する場合を含む）は、別表2に定めるLFC演算周期において算定される指令値に対して、需給調整市場システムヘデータ登録されたLFC変化速度で算定される時刻までに到達すること。

ロ 提供期間中は繰り返し指令に応じること。

ハ 供出可能量のうち、一部の量が発動可能であること。

ニ 指令量をゼロとする指令が行われた場合は、発電計画、属地周期発電計画、電力計画、属地周期基準値電力計画（事前予測型）、属地周期基準値電力計画（直前計測型）にもとづいた応動をしていること。

なお、第23条（性能データに関わる提出資料）にもとづいて確認を行う場合は、発電計画電力、合計発電計画電力またはベースラインにもとづいた応動をしていること。

(5) 継続時間

第26条（取引対象の Δ kW）に規定する継続時間以上、供出可能量の出力を継続的に発動可能であること。

(6) 各リスト・パターン

イ 需要家リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターン

取引会員間の需要リソースに重複がないことおよび需要リソースが複数の小売電気事業者に所属していないこと。

ただし、供出電力（属地周期）が明確に区別・区分可能なことを属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合は、この限りではない。

また、需要リソースが需要抑制量調整供給契約を締結している場合、当該需要リソースが所属する需要抑制バランシンググループに、当該各リスト・パターンに属さない需要者を含まないこと。

なお、異なる系統コードに属する各リスト・パターンの間で需要リソースに重複がないこと。

ロ 発電機リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターン

取引会員間の発電リソースに重複がないこと。

また、異なる系統コードに属する発電機リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターンの間で発電リソースに重複がないこと。

(7) 遅れ時間

取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)イ(ト)

a (a)に規定する時間以内に応動開始すること。

(性能データに関わる提出資料)

第23条 第21条(性能確認)の確認のために取引会員が提出する性能データに関わる提出資料は以下のとおりとする。

(1) 指令・指令間隔

属地エリアの一般送配電事業者からオンライン指令に応じることが可能であることが確認できるもの。

なお、属地エリアの一般送配電事業者が出力増減指令(接点信号)による指令を行う場合、協議により定めた目標値の指令に応じることが可能であることが確認できるもの。

ただし、電源Ⅱ周波数調整力契約または余力活用に関する契約を締結し二次調整力①相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。

(2) 監視・監視間隔

属地エリアの一般送配電事業者がオンラインで監視できること、監視間隔および発電実績として収集保存されたデータが確認できるもの。ただし、電源Ⅱ周波数調整力契約または余力活用に関する契約を締結し二次調整力①相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。

(3) 通信回線

「電力制御システムセキュリティガイドライン」および「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン」に準拠していることが確認できるもの。

ただし、電源Ⅱ周波数調整力契約または余力活用に関する契約を締結し二次調整力①相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。

(4) 応動時間・供出可能量

以下のイまたはロ

イ 単独発電機においては、定格出力、最低出力、出力変化速度が確認できるもの。

ただし、電源Ⅱ周波数調整力契約または余力活用に関する契約を締結し二次調整力①相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。

ロ 単独発電機の場合は出力変化曲線、各リスト・パターンの場合は実証事業等の実績データ(データ取得日、時間、出力が記載されたもの)であって、以下の内容が確認できる稼働データ。ただし、出力変化曲線や実績データのサンプリング周期は属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期以内とし、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの全計測点を

30分コマ単位で評価して、以下の応動に対して90%以上が第24条（実働試験の実施方法）に定める許容範囲内で応動していることが確認できるもの。

- (イ) 登録した供出可能量を出力するまでの時間が5分以内であること。また、供出可能量および、遅れ時間から設定される中間線を上回る応動が可能であること。
- (ロ) 第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）(2)で定める指令間隔ごとの指令に追従できること。
- (ハ) 指令量をゼロとする指令が行われた場合は発電計画電力、合計発電計画電力またはベースラインにもとづいた運転を30分以上行うこととする。

ただし、予定している二次調整力①の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象とする場合、指令量をゼロとする指令が行われた場合は発電計画電力、合計発電計画電力またはベースラインにもとづいた運転を3時間行うこととする。

- (ニ) 供出可能量の30%から70%の範囲内の任意の出力で、**応動時間を含め**少なくとも1コマ（30分）の出力継続が確認できること。

なお、イまたはロにおける最低出力が、取引規程（需給調整市場）第18条（調整電力量料金に適用する単価の登録）第8項の最低出力として用いることが不適当な場合、代替する値を証明できる資料

(5) 継続時間

以下のイまたはロ

- イ 単独発電機においては、定格出力の継続時間が確認できるもの。

ただし、電源Ⅱ周波数調整力契約または余力活用に関する契約を締結し二次調整力①相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。

その他、市場運営者が他の資料に拠ることを認めた場合は、当該提出資料をもってこれに代えることができる。

- ロ 単独発電機の場合は出力変化曲線、各リスト・パターンの場合は実証事業等の実績データ（データ取得日、時間、出力が記載されたもの）であって、以下の内容が確認できる稼働データ。

その他、市場運営者が他の稼働データに拠ることを認めた場合は、当該稼働データをもってこれに代えることができる。

ただし、出力変化曲線や実績データはサンプリング周期を属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期以内として、30分コマ単位の内90%以上が第24条（実働試験の実施方法）に定める許容範囲内で応動していることが確認できるもの。

- (イ) 単独発電機の場合は、定格出力で30分以上の運転を継続していること。

ただし、2026年3月31日までの実需給を対象とする場合を除き、(4)の応動時間・供出可能量も合わせて確認できる稼働データを提供する場合は、応動時間を含めた30分間継続を確認する。

その他、市場運営者が他の内容に拠ることを認めた場合は、当該内容をもってこれに代えることができる。

(ロ) 各リスト・パターンの場合は、登録された供出可能量で30分以上の応動を継続していること。

(6) 各リスト・パターン

発電機リスト・パターン、需要家リスト・パターン、およびネガポジリスト・パターン

(7) 遅れ時間

取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)イ(ト) a (a)に規定する時間以内に応動開始することが確認できるもの。

2 第1項(4)および(5)において、稼働データを活用する場合は、所定の様式に以下の項目について属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの値（キロワット）を記入したものを提出する。

(1) 単独発電機の場合は、発電計画電力、発電実績、応動実績

(2) 各リスト・パターンの場合は、発電計画電力、合計発電計画電力またはベースライン、実績データおよび応動実績

（実働試験の実施方法）

第24条 実働試験の実施方法は以下のとおりとする。

(1) 単独発電機の場合

イ 実働試験は原則としてユニットごと、商品区分ごとに以下の手順で行う。

なお、GFまたはEDC機能を有する場合は、原則として当該機能をロックした状態で試験を行う。

(イ) 取引会員は、試験候補日時を選定し、属地エリアの一般送配電事業者へ通知する。

なお、原則として、試験候補日は1日選定し、試験時間(30分間を4コマ)は試験候補日に対して、入札を予定している30分コマを4つ選定する。

ただし、予定している二次調整力①の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象とする場合、原則として、試験候補日は3日選定し、試験時間(3時間)は各々の日に対して第29条(ΔkWの入札単位)のいずれかの中から、入札を予定している時間帯を1つ選定する。

また、取引会員が同一の試験候補日において、複数の時間帯で試験を希望する場合は、その限りではない。

(ロ) 属地エリアの一般送配電事業者は、エリアの系統状況等を勘案し、選定された試験候補日時で実働試験が可能であれば、試験日時を決定する。

なお、試験候補日時で試験が実施できない場合は、取引会員と協議のうえ、試験日時を再設定する。

(ハ) 属地エリアの一般送配電事業者は、第23条（性能データに関わる提出資料）第1項(4)、(5)、および(7)を確認するため、以下の4つの試験を行う。

a 指令量を供出可能量としたとき、または指令値を発電上限電力としたときの応動時間、継続時間および遅れ時間を確認する試験

b 指令量または指令値を繰り返し変化させたときの応動を確認する試験

c 指令量を供出可能量の一部としたとき、または指令値を発電上限電力の一部としたときの応動時間、継続時間および遅れ時間を確認する試験

d 指令量がゼロの場合の応動を確認する試験

ただし、予定している二次調整力①の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象とする場合、上記a、bおよびdの試験

(ニ) 属地エリアの一般送配電事業者は、試験日において原則として別表2で定めるLFC制御周期ごとに指令を行う。

指令がない場合は、原則として対象の時刻の直前の時間に対する指令値に従った運転を継続する。

上記応動を求めない場合、属地エリアの一般送配電事業者は詳細については取引会員と調整する。

(ホ) 取引会員は、実働試験対象時間において、属地周期発電計画電力を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出する。

また、試験時間において、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの発電実績および応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出する。

なお、実働試験の評価に用いる属地周期発電計画電力は、電力広域的運営推進機関に提出された発電計画にもとづくものとする。

また、実働試験の評価に用いる属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの発電機の発電実績および応動実績は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)ハ(ホ)に準じて計量器等にて取引会員が取得する。

ロ 実働試験結果の評価は属地エリアの一般送配電事業者にて以下の手順で行う。

(イ) 試験時間において、イ(ホ)により提出された属地周期発電計画電力、発電実績および応動実績を用いて評価する。

(ロ) 実働試験結果の評価における確認事項および判断方法は以下のとおりとする。

試験時間において、発電実績が許容範囲内であることを属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとに確認し、評価は30分コマ単位に行い、計測点のうち90%以上が許容範囲内である場合に第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める要件に適合していると判断する。

なお、応動実績とは、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)ハ(ホ) c で定める瞬時供出電力を指す。

また、実働試験における応動実績の許容範囲は、指令値変更に伴い応動している時間を除く時間、変更前指令値から増加する変更指令があった場合、変更前指令値から減少する変更指令があった場合のそれぞれについて以下のとおり算定する（算定された許容範囲の時間が重複する場合は、それぞれ算定された属地周期ごとの許容範囲のうち、上限値の最大値および下限値の最小値を用いるものとする）。

なお、許容範囲の算定に用いる「応動時間」は5分とする。また、「遅れ時間」は120秒（新設発電機の場合は30秒）とし、「上り伝送遅延時間」は取引会員と属地エリアの一般送配電事業者の間に協議のうえ定めた値とする。

a 出力変化量指令および出力増減指令（接点信号）のリソースの場合

(a) 指令量変更に伴い応動している時間を除く時間

下限値「 $\text{指令量} - \text{供出可能量} \times 10\%$ 」から上限値「 $\text{指令量} + \text{供出可能量} \times 10\%$ 」

(b) 変更前指令量から増加する変更指令があった場合

i 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間が経過するまで

下限値「 $\text{変更前指令量} - \text{供出可能量} \times 10\%$ 」から上限値「 $\text{変更後指令量} + \text{供出可能量} \times 10\%$ 」

ii 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間の経過以降、応動時間および上り伝送遅延時間が経過するまで

下限値「 $\text{変更前指令量} + \text{供出可能量} / (\text{応動時間} - \text{遅れ時間}) \times (\text{変更後指令からの経過時間} - \text{遅れ時間} - \text{上り伝送遅延時間}) - \text{供出可能量} \times 10\%$ 」または「 $\text{変更後指令量} - \text{供出可能量} \times 10\%$ 」のいずれか小さい方から上限値「 $\text{変更後指令量} + \text{供出可能量} \times 10\%$ 」

ただし、変更後指令が送信されてから応動時間および上り伝送遅延時間が経過するまでに次の指令があった場合、上記算定式の「変更後指令量 - 供出可能量 $\times 10\%$ 」の許容範囲は変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間の経過以降、次の変更指令が送信

されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間が経過するまでとする。
(c) 変更前指令量から減少する変更指令があった場合

i 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間が経過するまで

上限値「変更前指令量＋供出可能量×10%」から下限値「変更後指令量－供出可能量×10%」

ii 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間の経過以降、応動時間および上り伝送遅延時間が経過するまで

上限値「変更前指令量－供出可能量／（応動時間－遅れ時間）×（変更後指令からの経過時間－遅れ時間－上り伝送遅延時間）＋供出可能量×10%」または「変更後指令量＋供出可能量×10%」のいずれか大きい方から下限値「変更後指令量－供出可能量×10%」

ただし、変更後指令が送信されてから応動時間および上り伝送遅延時間が経過するまでに次の指令があった場合、上記算定式の「変更後指令値＋供出可能量×10%」の許容範囲は変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間の経過以降、次の変更指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間が経過するまでとする。

上式の指令量とは、属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値（発電端により指令を行っている場合は、属地エリアの一般送配電事業者との協議により定めた算出式により、発電端の指令値を送電端に換算した値とする）をいう。

また、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから5分間とする。

また、指令の送信方法は以下のとおりとする。

LFC制御を行った場合（手動の指令値等でLFCを模擬する場合を含む）は、別表2に定めるLFC演算周期において算定される指令値に対して、需給調整市場システムへデータ登録されたLFC変化速度で指令値まで到達することとし、LFC演算周期において算定される指令値が変更されるごとに許容範囲の算定を行うこととする。

b 出力調整指令（数値指令）のリソースの場合

(a) 指令値変更に伴い応動している時間を除く時間

下限値「指令値－供出可能量×10%」から上限値「指令値＋供出可能量×10%」

(b) 変更前指令値から増加する変更指令があった場合

i 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間が経過するまで

下限値「変更前指令値－供出可能量×10%」から上限値「変更後指令値＋供出可能量×10%」

- ii 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間の経過以降、応動時間および上り伝送遅延時間が経過するまで

下限値「変更前指令量＋供出可能量／（応動時間－遅れ時間）×（変更後指令からの経過時間－遅れ時間－上り伝送遅延時間）－供出可能量×10%」または「変更後指令値－供出可能量×10%」のいずれか小さい方から上限値「変更後指令値＋供出可能量×10%」

ただし、変更後指令が送信されてから応動時間および上り伝送遅延時間が経過するまでに次の指令があった場合、上記算定式の「変更後指令値－供出可能量×10%」の許容範囲は変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間の経過以降、次の変更指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間が経過するまでとする。

- c 変更前指令値から減少する変更指令があった場合

- i 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間が経過するまで

上限値「変更前指令値＋供出可能量×10%」から下限値「変更後指令値－供出可能量×10%」

- ii 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間の経過以降、応動時間および上り伝送遅延時間が経過するまで

上限値「変更前指令値－供出可能量／（応動時間－遅れ時間）×（変更後指令からの経過時間－遅れ時間－上り伝送遅延時間）＋供出可能量×10%」または「変更後指令値＋供出可能量×10%」のいずれか大きい方から下限値「変更後指令値－供出可能量×10%」

ただし、変更後指令が送信されてから応動時間および上り伝送遅延時間が経過するまでに次の指令があった場合、上記算定式の「変更後指令値＋供出可能量×10%」の許容範囲は変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間の経過以降、次の変更指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間が経過するまでとする。

上式の指令値とは、属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値（発電端により指令を行っている場合は、属地エリアの一般送配電事業者との協議により定めた算出式により、発電端の指令値を送電端に換算した値とする）をいう。

なお、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから5分間とする。

また、指令の送信方法は以下のとおりとする。

LFC制御を行った場合(手動の指令値等でLFCを模擬する場合を含む)は、別表2に定めるLFC演算周期において算定される指令値に対して、需給調整市場システムへデータ登録されたLFC変化速度で指令値まで到達することとし、LFC演算周期において算定される指令値が変更されるごとに許容範囲の算定を行うこととする。

(ハ) (ロ)に定める許容範囲の算定における指令量について、試験時間内の初回の指令値に対する変更前指令量はゼロとする。

(2) 各リスト・パターンを用いる場合

イ 実働試験は各リスト・パターンごと、商品区分ごとに以下の手順で行う。

(イ) 取引会員は、試験候補日時を選定し、属地エリアの一般送配電事業者へ通知する。

なお、原則として、試験候補日は1日選定し、試験時間(30分間を4コマ)は試験候補日に、入札を予定している30分コマを4つ選定する。

ただし、予定している二次調整力①の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象とする場合、原則として、試験候補日は3日選定し、各々の日に対して試験候補日における試験時間(3時間)は第29条(ΔkWの入札単位)のいずれかの中から、入札を予定している時間帯を1つ選定する。

また、取引会員が同一の試験候補日において、複数の時間帯で試験を希望する場合は、その限りではない。

(ロ) 属地エリアの一般送配電事業者は、エリアの系統状況等を勘案し、選定された試験候補日時で実働試験が可能であれば、試験日時を決定する。

なお、試験候補日時で試験が実施できない場合は、取引会員と協議のうえ、試験日時を再設定する。

(ハ) 属地エリアの一般送配電事業者は、第23条(性能データに関わる提出資料)第1項(4)、(5)、および(7)を確認するため、以下の3つの試験を行う。

a 指令量を供出可能量としたときの応動時間、継続時間および遅れ時間を確認する試験

b 指令量を繰り返し変化させたときの応動を確認する試験

c 指令量を供出可能量の一部としたときの応動時間、継続時間および遅れ時間を確認する試験

d 指令量がゼロの場合の応動を確認する試験

ただし、予定している二次調整力①の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象とする場合、上記a、bおよびdの試験

(ニ) 取引会員は、事前予測型を選択している場合、設定した試験開始時刻の60分前までに、所定の様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ属地周期基準電力(事前予測型)、属地周期発電計画電力を提出する。

直前計測型を選択している場合で、専用線オンラインで接続する場合、
属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を、当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に専用線オンラインを通じて
属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。

- (ホ) 属地エリアの一般送配電事業者は、原則として別表2で定めるLFC制御周期ごとに指令を行う。

指令がない場合は、原則として対象の時刻の直前の時間に対する指令値に従った運転を継続する。

上記応動を求めない場合、属地エリアの一般送配電事業者は詳細については取引会員と調整する。

- (ハ) 取引会員は、事前予測型を選択している場合、実働試験対象時間における試験対象の各リスト・パターンの、属地周期基準値電力（事前予測型）、属地周期発電計画電力と属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの実績データを所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出する。

また試験時間において、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出する。

直前計測型を選択している場合、試験開始時刻5分前から、試験開始時刻までの属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績および試験時間における属地周期基準値電力（直前計測型）と、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績と応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出する。

なお、実働試験対象時間において、リソース単位での属地周期基準値電力（事前予測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）、属地周期発電計画電力、実績データおよび応動実績（リソース単位に配分した指令値を含む）を提出する場合、各リスト・パターンごとの試験を省略することができる。

また、実働試験の評価に用いる属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの実績データおよび応動実績は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)ハ(ホ)に準じて計量器等にて取引会員が取得する。

- ロ 実働試験結果の評価は属地エリアの一般送配電事業者にて以下の手順で行う。

- (イ) 実働試験対象時間において、イ(ハ)により提出された属地周期基準値電力（事前予測型）または属地周期基準値電力（直前計測型）、属地周期発電計画電力、実績データおよび応動実績を用いて評価する。

- (ロ) 実働試験対象時間において、応動実績が許容範囲内であることを属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとに確認する。なお、評価は30分コマ単位に行い、計測点のうち90%以上が許容範囲内である場合に第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める要件に適合していると判断する。

なお、応動実績とは、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)ハ(ホ) c で定める瞬時供出電力を指す。

また、実働試験における応動実績の許容範囲は、指令値変更に伴い応動している時間を除く時間、変更前指令値から増加する変更指令があった場合、変更前指令値から減少する変更指令があった場合のそれぞれについて以下のとおり算定する（算定された許容範囲の時間が重複する場合は、それぞれ算定された属地周期ごとの許容範囲のうち、上限値の最大値および下限値の最小値を用いるものとする）。

なお、許容範囲の算定に用いる「応動時間」は5分とする。また、「遅れ時間」は120秒（新設発電機の場合は30秒）とし、「上り伝送遅延時間」は取引会員と属地エリアの一般送配電事業者の間で協議のうえ定めた値とする。

a 指令量変更に伴い応動している時間を除く時間

下限値「 $\text{指令量} - \text{供出可能量} \times 10\%$ 」から上限値「 $\text{指令量} + \text{供出可能量} \times 10\%$ 」

b 変更前指令量から増加する変更指令があった場合

- (a) 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間が経過するまで

下限値「 $\text{変更前指令量} - \text{供出可能量} \times 10\%$ 」から上限値「 $\text{変更後指令量} + \text{供出可能量} \times 10\%$ 」

- (b) 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間の経過以降、応動時間および上り伝送遅延時間が経過するまで

下限値「 $\text{変更前指令量} + \text{供出可能量} / (\text{応動時間} - \text{遅れ時間}) \times (\text{変更後指令からの経過時間} - \text{遅れ時間} - \text{上り伝送遅延時間}) - \text{供出可能量} \times 10\%$ 」または「 $\text{変更後指令量} - \text{供出可能量} \times 10\%$ 」のいずれか小さい方から上限値「 $\text{変更後指令量} + \text{供出可能量} \times 10\%$ 」

ただし、変更後指令が送信されてから応動時間および上り伝送遅延時間が経過するまでに次の指令があった場合、上記算定式の「変更後指令量 - 供出可能量 $\times 10\%$ 」の許容範囲は変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間の経過以降、次の変更指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間が経過するまでとする。

c 変更前指令量から減少する変更指令があった場合

- (a) 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間が

経過するまで

上限値「変更前指令量＋供出可能量×10%」から下限値「変更後指令量－供出可能量×10%」

- (b) 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間の経過以降、応動時間および上り伝送遅延時間が経過するまで

上限値「変更前指令量－供出可能量／（応動時間－遅れ時間）×（変更後指令からの経過時間－遅れ時間－上り伝送遅延時間）＋供出可能量×10%」または「変更後指令量＋供出可能量×10%」のいずれか大きい方から下限値「変更後指令量－供出可能量×10%」

ただし、変更後指令が送信されてから応動時間および上り伝送遅延時間が経過するまでに次の指令があった場合、上記算定式の「変更後指令量＋供出可能量×10%」の許容範囲は変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間の経過以降、次の変更指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間が経過するまでとする。

上式の指令量とは、属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値をいう。

なお、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから5分間とする。

また、指令の送信方法は以下のとおりとする。

LFC制御を行った場合（手動の指令値等でLFCを模擬する場合を含む）は、別表2に定めるLFC演算周期において算定される指令値に対して、需給調整市場システムヘデータ登録されたLFC変化速度で指令値まで到達することとし、LFC演算周期において算定される指令値が変更されるごとに許容範囲の算定を行うこととする。

- (ハ) (ロ)に定める許容範囲の算定における指令量について、試験時間内の初回の指令値に対する変更前指令量はゼロとする。

第4章 取引の実施

（取引）

第25条 本市場で行われる取引は、第26条（取引対象のΔkW）に定めるΔkWを対象として、第31条（入札方法等）により実施する。

（取引対象のΔkW）

第26条 本市場において取引されるΔkWは、次の各号に掲げる要件を満たすものと

する。

(1) $\Delta k W$ の区分

取引会員が供給する電力量を増加させること、または取引会員が制御する電力消費量を減少させることによる調整であること。

(2) 指令・制御

取引会員のリソースは、属地エリアの一般送配電事業者とオンライン（簡易指令システムを除く）で接続され、属地エリアの一般送配電事業者からの指令にもとづく制御が可能であること。

なお、属地エリアの一般送配電事業者からの指令の間隔は0.5秒から数十秒とする。

(3) 監視の通信方法および間隔

属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員のリソースの応動等について、オンライン（簡易指令システムを除く）で監視できること。

なお、属地エリアの一般送配電事業者による監視の間隔は1秒から5秒程度とする。

(4) 応動時間

属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから、取引会員のリソースが供出可能量まで出力を変化するために要する時間は、5分以内とする。また、供出可能量または指令量および遅れ時間から設定される中間線を上回る応動が可能であること。

(5) 継続時間

取引会員のリソースは、第29条（ $\Delta k W$ の入札単位）に定める商品ブロックにおいて、供出可能量または指令量を30分以上継続して出力し続けることが可能であること。

(6) 並列要否

単独発電機の場合、取引会員のリソースが並列していること。

(7) 入札量上限

第22条（確認項目）(4)で確認した取引会員の単独発電機または各リスト・パターンの供出可能量を上限とする。

(8) 最低入札量

1,000キロワットを最低入札量とする。

（取引の実施方法）

第27条 本市場における取引では、取引会員と一般送配電事業者が市場運営者の定めるところにより、原則として取引実施日の次の土曜日からその次の金曜日の第29条（ $\Delta k W$ の入札単位）に定める3時間に調整を行うことができる $\Delta k W$ の売

買を行い、当該期間における調整電力量の受け渡しおよび対価の授受が行われなければならない。

- 2 対象となる $\Delta k W$ ならびに実需給時点の調整電力量の受け渡し、対価の授受およびその他取引の実施に関する事項については、属地エリアの一般送配電事業者との間で締結する「需給調整市場に関する契約」にもとづき行う。

(実施日)

第28条 本市場における取引は、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）に規定する営業日において、第30条（入札受付時間）に定める入札受付時間に入札を行い、第32条（約定）に定める日に約定処理を実施する。

- 2 市場運営者が必要であると認めた場合は、第1項の規定にかかわらず、取引の実施日を変更することがある。
- 3 第2項の場合、市場運営者は予め変更の内容を取引会員に通知する。

($\Delta k W$ の入札単位)

第29条 本市場における取引は、取引実施日の次の土曜日からその次の金曜日を日ごとに次の3時間単位に区切り、各3時間単位の $\Delta k W$ について行うものとし、この3時間単位の $\Delta k W$ を商品ブロックとする。

- (1) 0時00分から3時00分まで
- (2) 3時00分から6時00分まで
- (3) 6時00分から9時00分まで
- (4) 9時00分から12時00分まで
- (5) 12時00分から15時00分まで
- (6) 15時00分から18時00分まで
- (7) 18時00分から21時00分まで
- (8) 21時00分から24時00分まで

(入札受付時間)

第30条 本市場における入札受付時間は、実需給日に対応する前週月曜日の14時から前週火曜日の14時までとする。

- 2 入札内容の取消または変更は、第1項に定める入札受付時間内に限り可能とする。
- 3 市場運営者は、やむを得ない場合は、第1項の入札受付時間を延長することができる。この場合、市場運営者は速やかに変更後の入札受付時間を取引会員に通知する。
- 4 市場運営者は、やむを得ない場合は、取引を臨時に停止または休止することが

できる。

- 5 市場運営者は、実需給日に対応する前週月曜日の14時に、調達対象日の商品ブロックごとに、各エリアの一般送配電事業者が調達を希望する Δ kWおよびその合計量（以下、「必要量」という）を公開する。
- 6 市場運営者は、当面の間、実需給日に対応する2週間前までに、週間市場商品の商品区分ごとに Δ kW約定単価の上限価格（以下、「上限価格」という）を公開する。

第5章 入札

（入札方法等）

第31条 取引会員は、第30条（入札受付時間）に定める入札受付時間内に、供出を希望する実需給日の商品ブロックごとに、あらかじめ需給調整市場システムに登録している単独発電機または各リスト・パターンを選択し、その電源等コード（取引会員で設定する電源等データを一意に識別するコード）、パターン番号（各リスト・パターンを用いる場合に限る）、約定希望 Δ kW、約定可能な最低 Δ kW（以下、「最小約定希望量」という）および30分あたりの単価を需給調整市場システムに登録する。

なお、30分あたりの単価は以下のとおりとする。

（1）入札単価

当面の間、取引会員は、取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第1項各号のいずれかまたは複数に該当する場合を除き、30分あたりの入札単価を市場運営者が商品区分ごとに公開する上限価格以下で需給調整市場システムに登録する。

また、入札単価の単位は、円/キロワットとし、銭単位まで登録する。

（2）持ち下げ単価分および起動費単価分

取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第1項各号のいずれかまたは複数に該当する場合、持ち下げ単価分および起動費単価分を需給調整市場システムに登録する。

- 2 取引会員は、同一単独発電機および同一各リスト・パターンにおいて異なる入札単価で分割して入札することも可能とする。
- 3 取引会員は、単独発電機または各リスト・パターンの入札量上限を超える約定希望 Δ kW、最小約定希望量を登録してはならない。
- 4 取引会員は、同一の時間帯において、同一の系統コードに属する複数の各リスト・パターンを用いることはできない。

- 5 取引会員は、同一の時間帯において、同一の単独発電機または同一の各リスト・パターンを用いて、週間市場商品のうち、複数の商品区分に同時に入札することはできない。ただし、第2項にもとづき複合商品に分割して入札する場合に、やむを得ず複数の商品区分に同時に入札するときはこの限りではない。
- 6 事業税相当額に収入割相当額を含む取引会員の場合、第1項により登録する Δ k Wの入札単価は、あらかじめ需給調整市場システムへ登録した収入割に相当する率から算出される収入割相当額分を控除したものとする。

第6章 約定処理

(約定)

第32条 本市場における取引は、マルチプライスオークションとし、全国一市場で、商品ブロックごとに、三次調整力①、二次調整力②、二次調整力①および一次調整力の合成値をもとに算出する必要量（以下、「三次①から一次の複合必要量」という）、二次調整力②、二次調整力①および一次調整力の合成値をもとに算出する必要量（以下、「二次②から一次の複合必要量」という）、および二次調整力①および一次調整力の合成値をもとに算出する必要量（以下、「二次①から一次の複合必要量」という）。

また、三次①から一次の複合必要量、二次②から一次の複合必要量および二次①から一次の複合必要量をあわせて「複合必要量」という）ならびに各商品の必要量とともに充足するまで、調達費用が最小となるように以下のとおり約定する。

また、 Δ k W約定量は、最小約定希望量から約定希望 Δ k Wまでの間で確定する。

- (1) Δ k Wの入札単価の安いものから約定
 - (2) Δ k Wの入札単価が同値の場合、経由する連系線が少ないものから約定
 - (3) 経由する連系線数が同値の場合、系統上優先されるエリアに連系しているものから約定
- 2 複合必要量または必要量を充足する約定予定の Δ k Wにおいて、最小約定希望量の制約がある場合に行う経済性を考慮した調達、連系線の運用容量制約、一次調整力のオフライン枠の落札量上限制約または約定処理における計算収束状況等により、第1項のとおり約定しないことがある。
 - 3 市場運営者は、原則として実需給日に対応する前週火曜日の15時までに第1項の約定処理を実施する。
 - 4 連系線の混雑等により連系線に制約が発生した場合は、分断後の当該エリアご

とに第1項の約定処理を実施する。

- 5 当面の間、一次調整力（複合商品入札内数に一次調整力を含む場合を含む）は、以下の範囲ごとに広域調達する。
 - (1) 北海道電力ネットワーク株式会社の属地エリア
 - (2) 東北電力ネットワーク株式会社および東京電力パワーグリッド株式会社の属地エリア
 - (3) 中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社および九州電力送配電株式会社の属地エリア
- 6 当面の間、二次調整力①（複合商品入札内数に二次調整力①を含む場合を含む）は、属地エリアごとに調達し、連系線を経由した調達は行わない。
- 7 当面の間、取引会員は、上限価格を超える $\Delta k W$ 約定単価で約定した場合は、取引規程（需給調整市場）第44条（**返還情報の登録**）第1項各号のいずれかまたは複数の該当する場合を除き、上限価格を超える $\Delta k W$ 約定単価で約定した価格から上限価格を差し引いた額を属地エリアの一般送配電事業者に返還するものとする。

なお、複合商品に入札した場合、取引規程別冊（複合約定）第33条（約定の通知）第1項にもとづく約定結果の通知が単一商品の場合においても、複合商品における上限価格を適用する。

（約定の通知）

第33条 市場運営者は、第32条（約定）にもとづく約定結果を、約定処理後速やかに需給調整市場システムを通じて約定した当該取引会員および属地エリアの一般送配電事業者へ週間市場商品約定単位で通知する。

ただし、約定のない週間市場商品約定単位での通知はしない。

また、同一の単独発電機または各リスト・パターンが、同一の提供期間において、取引規程（需給調整市場）第2条（定義）(78)イ、ロ、ハまたはニのいずれか1つのみの種類の週間市場商品約定単位が通知された場合は、当該約定分は複合商品ではなく単一商品に約定したものとみなし、それ以外の場合は複合商品に約定したものとみなす。

- 2 第1項にもとづく通知する内容は次の各号の事項とする。
 - (1) 約定した単独発電機または各リスト・パターン
 - (2) $\Delta k W$ 約定量、 $\Delta k W$ 約定単価
 - (3) 商品ブロック
 - (4) 商品区分
 - (5) **持ち下げ単価分および起動費単価分**

- 3 第1項の通知をもって、取引が成立したものとし、取引会員は、提供期間において、 $\Delta k W$ 約定量の供出が可能な状態に維持することおよび $\Delta k W$ 約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従うことの義務を負う。

(計画等の提出)

第34条 第33条（約定の通知）で約定の通知を受領した取引会員は、約定の結果を反映した計画等を以下のとおり提出する。

- (1) 単独発電機で約定した場合、約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、出力変化量指令 **または出力増減指令（接点信号）** の場合は、1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。登録後に1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画を変更する場合は、各30分コマの実需給の開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録する（商品ブロックの開始時刻の1時間前までに1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画の登録が間に合わなかった場合は、再登録はできないものとする）。

ただし、再登録をする1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画に含まれる30分コマのうち、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の30分コマの1分発電計画電力または属地周期発電計画電力計画は、すでに登録されている1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画の当該30分コマの1分発電計画電力または属地周期発電計画電力計画から変更することはできないものとする。

また、発電販売計画における発電上限は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(1)ホに規定するものとする。

なお、発電販売計画、発電上限、1分発電計画電力計画および属地周期発電計画電力計画は第39条（アセスメント）に用いる。

- (2) 需要家リスト・パターンで約定した場合は以下のとおりとする。

イ 事前予測型を選択しているとき

取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した事前予測型基準値計画（1分）または基準値計画および属地周期基準値電力計画（事前予測型）を記載した事前予測型基準値計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。

ロ 直前計測型を選択しているとき

- (イ) 取引会員は、約定した需要家リスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、属地エリアの一般送配電事業者と調整した

送信周期ごとの需要実績を、専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。

- (ロ) 約定した需要家リスト・パターンの属地周期基準値電力（直前計測型）は、約定した需要リソースの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの(イ)の属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績の平均値とする。

ただし、当該送信周期ごとにおける(イ)の需要実績の一部が送信されなかった場合は、当該送信されなかった部分を除いて送信された(イ)の需要実績の平均値を属地周期基準値電力（直前計測型）とみなす。

なお、(イ)の属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたものとする。

上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。

- (ハ) 同一の需要家リスト・パターンが連続して週間市場商品に約定している場合は、最初の商品ブロックの1分基準値電力（直前計測型）または属地周期基準値電力（直前計測型）を、当該連続して約定している商品ブロックのすべてに適用するものとする。
- (ニ) 小売電気事業者ごとの内訳を記載した直前計測型基準値内訳実績を、商品ブロックの属する月の翌月10日までに需給調整市場システムに登録する。
- (ホ) 小売電気事業者ごとの基準値は、1分基準値電力（直前計測型）または属地周期基準値電力（直前計測型）を2で除した値を、当該30分コマの直前計測型基準値内訳実績の小売電気事業者ごとの基準値相当の需要実績を直前計測型基準値内訳実績の合計値で除した比率で按分した値（以下、「修正後基準値」という）とする。小売電気事業者ごとの修正後基準値の合計値が1分基準値電力（直前計測型）または属地周期基準値電力（直前計測型）を2で除した値と一致しない場合は、直前計測型基準値内訳実績のうち最初に記載された小売電気事業者の基準値は1分基準値電力（直前計測型）または属地周期基準値電力（直前計測型）を2で除した値から、当該小売電気事業者以外の修正後基準値の合計値を差し引いた値とする。

なお、基準値計画、1分基準値電力計画（事前予測型）、属地周期基準値電力計画（事前予測型）、属地周期基準値電力計画（直前計測型）および1分基準値電力計画（直前計測型）は第39条（アセスメント）に用いる。

また、約定したパターン番号と基準値計画、事前予測型基準値計画（1分）、

事前予測型基準値計画（属地周期）または直前計測型基準値内訳実績に記載されたパターン番号が異なる場合は、基準値計画、事前予測型基準値計画（1分）、事前予測型基準値計画（属地周期）および直前計測型基準値内訳実績が提出されなかったものとする。

- (3) 発電機リスト・パターンで約定した場合、約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。登録後に1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画を変更する場合は、各30分コマの実需給の開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録する（商品ブロックの開始時刻の1時間前までに1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画の登録が間に合わなかった場合は、再登録はできないものとする）。

ただし、再登録をする1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画に含まれる30分コマのうち、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の30分コマの1分発電計画電力または属地周期発電計画電力は、すでに登録されている1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画の当該30分コマの1分発電計画電力または属地周期発電計画電力から変更することはできないものとする。

なお、発電販売計画における発電上限は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(1)ホに規定するものとし、発電販売計画、発電上限、1分発電計画電力計画および属地周期発電計画電力計画は第39条（アセスメント）に用いる。

また、約定したパターン番号と1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画に記載されたパターン番号が異なる場合は、1分発電計画電力計画および属地周期発電計画電力計画が提出されなかったものとする。

- (4) ネガポジリスト・パターンで約定した場合は以下のとおりとする。

イ 発電リソースの場合

約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。登録後に1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画を変更する場合は、各30分コマの実需給の開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録する（商品ブロックの開始時刻の1時間前までに1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画の登録が間に合わなかった場合は、再登録はできないものとする）。ただし、再登録をする1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画に含まれる30分コマのうち、開始時刻が再登録を

する時刻から1時間未満の30分コマの1分発電計画電力または属地周期発電計画電力は、すでに登録されている1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画の当該30分コマの1分発電計画電力または属地周期発電計画電力から変更することはできないものとする。

ロ 需要リソースの場合

(イ) 事前予測型を選択しているとき

取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した事前予測型基準値計画（1分）または基準値計画および属地周期基準値電力計画（事前予測型）を記載した事前予測型基準値計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。

(ロ) 直前計測型を選択しているとき

a 取引会員は、約定したネガポジリスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を、専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。

b 約定したネガポジリスト・パターンの属地周期基準値電力（直前計測型）は、約定したネガポジリスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までのaの属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績の平均値とする。ただし、**当該送信周期ごとにおけるaの需要実績の一部**が送信されなかった場合は、**当該送信されなかった部分を除いて**送信されたaの需要実績の平均値を属地周期基準値電力（直前計測型）とみなす。

なお、aの属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたものとする。

上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。

c 同一のネガポジリスト・パターンが連続して週間市場商品に約定している場合は、最初の商品ブロックの1分基準値電力（直前計測型）または属地周期基準値電力（直前計測型）を、当該連続して約定している商品ブロックのすべてに適用するものとする。

d 小売電気事業者ごとの内訳を記載した直前計測型基準値内訳実績を、商品ブロックの属する月の翌月10日までに需給調整市場システムに登

録する。

- e 小売電気事業者ごとの基準値は、修正後基準値とする。小売電気事業者ごとの修正後基準値の合計値が1分基準値電力（直前計測型）または属地周期基準値電力（直前計測型）を2で除した値と一致しない場合は、直前計測型基準値内訳実績のうち最初に記載された小売電気事業者の基準値は1分基準値電力（直前計測型）または属地周期基準値電力（直前計測型）を2で除した値から、当該小売電気事業者以外の修正後基準値の合計値を差し引いた値とする。

なお、発電販売計画における発電上限は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(1)ホに規定するものとし、発電販売計画、発電上限、1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画、基準値計画、1分基準値電力計画（事前予測型）、属地周期基準値電力計画（事前予測型）、1分基準値電力計画（直前計測型）および属地周期基準値電力計画（直前計測型）は第39条（アセスメント）に用いる。

また、約定したパターン番号と属地周期発電計画電力計画、1分発電計画電力計画、基準値計画、事前予測型基準値計画（1分）、事前予測型基準値計画（属地周期）または直前計測型基準値内訳実績に記載されたパターン番号が異なる場合は、1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画、基準値計画、事前予測型基準値計画（1分）、事前予測型基準値計画（属地周期）および直前計測型基準値内訳実績が提出されなかったものとする。

- 2 余力活用に関する契約を締結している場合で、同一の時間帯における約定したパターン番号、第1項にもとづき提出された計画等のパターン番号、および余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号の全部または一部が異なるとき（同一の時間帯において余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号が提出されない場合および余力の運用規程における第24条（各種計画提出）第4項の定め反する場合も含む）の第1項にもとづき提出された計画等および余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号は以下のとおり取り扱う。

(1) 需要家リスト・パターン

基準値計画のパターン番号を用いる。

ただし、約定したパターン番号と基準値計画または事前予測型基準値計画（1分）、事前予測型基準値計画（属地周期）に記載されたパターン番号が異なる場合は、基準値計画、事前予測型基準値計画（1分）および事前予測型基準値計画（属地周期）が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。

(2) 発電機リスト・パターン

1 分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画のパターン番号を用いる。

ただし、約定したパターン番号と 1 分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画に記載されたパターン番号が異なる場合は、1 分発電計画電力計画および属地周期発電計画電力計画が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。

(3) ネガポジリスト・パターン

イ 発電リソースを用いる場合

1 分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画のパターン番号を用いる。

ロ 需要リソースを用いる場合

基準値計画のパターン番号を用いる。

ハ 発電リソースおよび需要リソースを用いる場合

基準値計画のパターン番号を用いる。

ただし、約定したパターン番号と 1 分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画、基準値計画、事前予測型基準値計画（1分）**または**事前予測型基準値計画（属地周期）に記載されたパターン番号が異なる場合は、1 分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画、基準値計画、事前予測型基準値計画（1分）**および**事前予測型基準値計画（属地周期）が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。

- 3 余力活用に関する契約において二次調整力①に相当する機能以外で契約を締結している場合、**または余力活用に関する契約を締結していない場合で同一リソースが同一提供期間に他の商品区分に約定しているときは**、取引規程別冊（複合約定）第34条（計画等の提出）のとおりとする。

第7章 調整の実施

（調整の実施の原則）

第35条 ΔkW約定量にもとづく調整の実施は、属地エリアの一般送配電事業者からの指令により行われるものとし、指令方法は次のとおりとする。

なお、同一の系統コードの単独発電機または各リスト・パターンにおいて、同一提供期間に異なる商品区分で約定している場合の当該提供期間における各商

品の指令は別表3のとおり。

別表2に定める属地エリアの一般送配電事業者のLFC制御周期ごとに、指令を行う。EDC・LFC信号を一括して送信する場合は、EDC・LFCそれぞれの演算結果を合算した指令とする（EDCを除外している時間を除く）。

ただし、手動で指令値を送信する場合は、LFC制御周期によらず、需給調整市場システムへデータ登録されたLFC変化速度で指令値まで到達する時間を到達時刻とする指令を行うこととする。なお、指令を出力増減指令（接点信号）により行う場合、取引会員は属地エリアの一般送配電事業者と第21条（性能確認）第10項で確認した目標値を元に第24条（実働試験の実施方法）および第39条（アセスメント）における指令値を定めることとし、第24条（実働試験の実施方法）(1)ロ(㍑)および第39条（アセスメント）(3)に定める評価により第26条（取引対象の ΔkW ）に定める要件の不適合が判明したときは、取引会員の求めに応じ、事後的に属地エリアの一般送配電事業者から取引会員に対し所定の様式により、不適合となった30分コマの指令値を開示することとする。

2 第1項の調整の実施にもとづく実需給時点での調整電力量の受け渡しは、属地エリアの一般送配電事業者との間で定める受電地点にて行う。

3 本市場にて約定したリソースおよび余力活用に関する契約を締結しているリソースに対する調整の実施は全国大で行うこととし、上げ調整指令はV1単価の安いものから順に行い、下げ調整指令はV2単価の高い順に行う。

ただし、連系統線の運用容量制約および系統制約が生じる場合等はその限りではない。

なお、二次調整力①の商品区分に相当する調整の実施は、属地エリアごとに行うこととし、上げ調整指令および下げ調整指令は、系統周波数を一定に保つよう、属地エリアごとの一括指令または出力変化速度など属地エリアごとの優先順位による指令を行う。

4 余力活用に関する契約を締結しているリソースが本市場にて約定した場合、そのリソースの余力の範囲で一体的に指令を行う。

（約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え）

第36条 取引会員が、約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替えを希望する場合、当該取引会員は、提供期間の開始時刻の1時間前までに差替え後の単独発電機または各リスト・パターンの情報を需給調整市場システムに再登録し、再登録後直ちに、第34条（計画等の提出）に準じて再登録後の計画等を提出または登録する。この場合、差替え後の単独発電機および各リスト・パターンを複数とすることは可能とする。

また、以下の各号のいずれかに該当する場合は、各号に定める方法による差替

えを行うことができない。

(1) 単独発電機を用いた差替えを行う場合

同一の時間帯に本市場において約定している単独発電機の時、当該単独発電機の $\Delta k W$ 約定量（同一提供期間において複数約定している場合は、当該単独発電機の $\Delta k W$ 約定量の合計値とする）および複合 $\Delta k W$ 約定量（同一提供期間において複数約定している場合は、当該単独発電機の複合 $\Delta k W$ 約定量の合計値とする）を入札量上限から差し引いた量を超えて、当該単独発電機を用いた差替えを行うこと。

ただし、複合約定対象商品の $\Delta k W$ 約定量は差し引かない。

なお、入札期間中および約定処理中の単独発電機に係る差替えは、当該単独発電機が約定しているものとみなして扱う。

(2) 各リスト・パターンを用いた差替えを行う場合

イ 異なる商品区分のみに供出可能な各リスト・パターンを用いること。

ロ 同一の時間帯において、同一の系統コードに属する複数の各リスト・パターンを用いること。

ハ 同一の時間帯に本市場において各リスト・パターンを用いるとき、当該各リスト・パターンの $\Delta k W$ 約定量（同一提供期間において複数約定している場合は、当該各リスト・パターンの $\Delta k W$ 約定量の合計値とする）および複合 $\Delta k W$ 約定量（同一提供期間において複数約定している場合は、当該各リスト・パターンの複合 $\Delta k W$ 約定量の合計値とする）を入札量上限から差し引いた量を超えて、当該各リスト・パターンを用いた差替えを行うこと。

ただし、複合約定対象商品の $\Delta k W$ 約定量は差し引かない。

ニ 異なる商品区分に約定した各リスト・パターンの差替えを希望する場合で、差替え後の各リスト・パターンとして、差替え前の各リスト・パターンと同一時間帯の異なる商品に約定している各リスト・パターンを用いること。

なお、入札期間中および約定処理中の各リスト・パターンに係る差替えは、当該各リスト・パターンが約定しているものとみなして扱う。

なお、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンは、第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める要件に適合し、当該取引会員が属地エリアの一般送配電事業者と「需給調整市場に関する契約」を締結しているものに限る。

また、複数の単独発電機または各リスト・パターンに差替える場合は、第39条（アセスメント）および取引規程（需給調整市場）第40条（ペナルティ）における算定上、第39条（アセスメント）および取引規程（需給調整市場）第40条（ペナルティ）の $\Delta k W$ 約定量は、差替え前の単独発電機または各リスト・パターンの $\Delta k W$ 約定量を差替え後のそれぞれの単独発電機または各リスト・パターンへ配分した値とし、それぞれの単独発電機または各リスト・パターンごとに評価を

行う。

- 2 第1項により差替えを希望する場合は、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンは、連系線の運用容量に影響を与えないよう、差替え前の単独発電機または各リスト・パターンと同一の属地エリアから選定する。
- 3 第1項により差替えた場合、取引会員は、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンの $\Delta k W$ 約定単価を、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンに応じた $\Delta k W$ 約定単価（関係規程類において望ましいとされる値）となるよう変更すること。

ただし、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンの $\Delta k W$ 約定単価が差替え前の $\Delta k W$ 約定単価を上回る場合は、差替え前の $\Delta k W$ 約定単価以下の値とすること。

また、取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第1項各号のいずれかまたは複数に該当する場合、持ち下げ単価分および起動費単価分を登録すること。

- 4 第1項の規定にかかわらず、取引規程別冊（三次調整力②）第30条（入札受付時間）に定める三次調整力②の入札受付時間および取引規程別冊（三次調整力②）第32条（約定）に定める約定処理の実施中においては、提供期間が実需給前日となる二次調整力①の差替えを行うことはできない。

（単独発電機または各リスト・パターンにおけるトラブル対応）

第37条 約定した単独発電機または各リスト・パターンが、 $\Delta k W$ 約定量を供出できなくなった場合、取引会員は、提供期間の開始時刻の1時間前までの間に以下のとおり対応する。

- (1) 取引会員は、 $\Delta k W$ 約定量を供出できなくなった単独発電機または各リスト・パターンについて、第36条（約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え）に準じて代替する単独発電機（複数の単独発電機による代替も可能とする）または各リスト・パターンの再登録を行う。
- (2) 取引会員は、(1)の再登録ができない場合または再登録した単独発電機または各リスト・パターンが $\Delta k W$ 約定量を供出できない場合は、直ちに需給調整市場システムに代替不可の内容を登録（以下、「代替不可申請」という）するとともに、その旨を属地エリアの一般送配電事業者へ電話等を用いて連絡する。
- (3) (2)の連絡を受けた属地エリアの一般送配電事業者は、他の取引会員または他の一般送配電事業者へ代替可能な単独発電機または各リスト・パターンの供出を依頼する。

ただし、第3項の地内系統混雑の通知により $\Delta k W$ 約定量を供出できなく

なった場合、属地エリアの一般送配電事業者への連絡は不要とする。

- 2 取引会員は、 $\Delta k W$ 約定量を供出できなくなった単独発電機または各リスト・パターンについて、供出できなくなった理由を所定の様式にて速やかに属地エリアの一般送配電事業者へ提出する。

ただし、第3項の地内系統混雑の通知により $\Delta k W$ 約定量を供出できなくなった場合、属地エリアの一般送配電事業者への提出は不要とする。

- 3 属地エリアの一般送配電事業者は、地内系統混雑により $\Delta k W$ 約定量を供出できなくなった約定結果について取引会員に通知し、第36条（約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え）に準じて単独発電機の差替えもしくは代替不可申請を求める。
- 4 取引会員が代替不可申請を行った場合、第39条（アセスメント）および取引規程（需給調整市場）第40条（ペナルティ）における算定上、第39条（アセスメント）および取引規程（需給調整市場）第40条（ペナルティ）の $\Delta k W$ 約定量は、 $\Delta k W$ 約定量から代替不可申請に応じた量を減じた値とする。

（ $\Delta k W$ の供出協力）

第38条 取引会員は、次の各号のいずれかに該当する場合で、属地エリアの一般送配電事業者から商品ブロックの開始時刻の1時間前までにおいて、 $\Delta k W$ の供出を要請されたときは、可能な範囲で協力する。

- (1) 第37条（単独発電機または各リスト・パターンにおけるトラブル対応）第1項(3)の規定により、属地エリアの一般送配電事業者から代替となる単独発電機または各リスト・パターンの供出依頼を受けた場合
 - (2) 需給調整市場システムの障害等に伴い、需給調整市場システムによる約定処理ができない場合
 - (3) 連系線のトラブル等により、約定結果を踏まえた調整が行えない場合
 - (4) $\Delta k W$ 約定量が必要量に満たなかった場合
- 2 第1項により $\Delta k W$ の供出協力に応じた取引会員は、第34条（計画等の提出）により、代替の結果を反映した計画等を提出する。また、取引会員は、必要に応じて、取引規程（需給調整市場）第18条（調整電力量料金に適用する単価の登録）の規定により、調整電力量料金に適用する単価を登録する。
 - 3 第1項により $\Delta k W$ の供出協力に応じた単独発電機または各リスト・パターンは、第32条（約定）により約定したものとして扱う。

なお、 $\Delta k W$ の供出協力に応じた単独発電機または各リスト・パターンにおける $\Delta k W$ 約定単価は、当該提供期間における約定結果をもとに属地エリアの一般送配電事業者との協議により決定した単価とし、V1単価およびV2単価は、取引規程（需給調整市場）第18条（調整電力量料金に適用する単価の登録）の規定

により登録された単価とする。

第8章 アセスメント

(アセスメント)

第39条 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員が、提供期間において、 Δ kW約定量の供出が可能な状態に維持していることおよび Δ kW約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを確認するため、次のとおり提供期間の30分コマごとにアセスメント（以下、「アセスメント」という）を実施する。

- (1) 提供期間におけるリソースの供出可能量が Δ kW約定量を下回っていないことを評価する（以下、「アセスメントⅠ」という）ものとし、アセスメントⅠにおける供出可能量は、次の式により算定された値とする。

ただし、同一リソースが同一提供期間において複数約定している場合は、 Δ kW約定単価が安い順にアセスメントⅠをそれぞれ実施するものとする。

また、同一リソースが同一提供期間において三次調整力②または週間市場商品に約定している場合は、三次調整力②および週間市場商品とあわせてアセスメントⅠを実施するものとする。

なお、取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第2項各号のいずれかまたは複数に該当する場合を除き、週間市場商品の Δ kW約定単価が上限価格を超えている場合にアセスメントⅠに用いる Δ kW約定単価は、約定した週間市場商品の上限価格とする。

ただし、取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第2項各号のいずれかまたは複数に該当する場合を除き、複合商品に入札した場合、取引規程別冊（複合約定）第33条（約定の通知）第1項にもとづく約定結果の通知が単一商品の場合においても、複合商品における上限価格を適用する。

イ 同一リソースが同一提供期間において複数約定していない場合

- (イ) 単独発電機の場合

発電上限電力－発電計画電力

- (ロ) 発電機リスト・パターンの場合

合計発電上限電力－合計発電計画電力

- (ハ) 需要家リスト・パターンの場合

合計基準値電力－合計需要抑制計画電力

- (ニ) ネガポジリスト・パターンの場合

(合計発電上限電力－合計発電計画電力) + (合計基準値電力－合計需

要抑制計画電力)

ロ 同一リソースが同一提供期間において複数約定している場合

(イ) 単独発電機の場合

発電上限電力－発電計画電力－控除 Δ kW 約定量

(ロ) 発電機リスト・パターンの場合

合計発電上限電力－合計発電計画電力－控除 Δ kW 約定量

(ハ) 需要家リスト・パターンの場合

合計基準値電力－合計需要抑制計画電力－控除 Δ kW 約定量

(ニ) ネガポジリスト・パターンの場合

(合計発電上限電力－合計発電計画電力) + (合計基準値電力－合計需要抑制計画電力)－控除 Δ kW 約定量

上式の控除 Δ kW 約定量とは、当該リソースにおいて評価対象の約定分の Δ kW 約定単価より Δ kW 約定単価が安い約定分、および評価対象の約定分と Δ kW 約定単価が同一かつ既に評価を行った約定分の Δ kW 約定量(複合商品の場合は、複合 Δ kW 約定量)の合計値とする。

(2) 属地エリアの一般送配電事業者が、提出された発電販売計画における発電上限において出力制約等が適切に反映されておらず不相当と認めた場合、アセスメント I における発電上限電力または合計発電上限電力は、属地エリアの一般送配電事業者が出力制約等を適切に反映した発電上限電力または合計発電上限電力とする。

また、以下のいずれかに該当する場合は、アセスメント I における供出可能量はゼロとして扱う。

イ 需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターン(需要リソースを用いる場合に限る)の場合で、直前計測型を選択しているときであって、以下のいずれかに該当する場合

(イ) 約定した商品ブロックの開始前 5 分間(同一の需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンが連続して週間市場商品に約定している場合は、最初の商品ブロックの開始前 5 分間とする)における属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が 1 点も送信されなかったとき。

なお、上記の需要実績が当該時間の終了時刻から 1 秒から 5 秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたものとする。

上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程(需給調整市場)第 3 条(休業日・営業日および営業時間)第 3 項に定める平日とする。

(ロ) 直前計測型基準値内訳実績が未提出のとき

ロ イ以外の場合であって、以下に該当する場合

第34条（計画等の提出）で求められる需給調整市場システムに登録する計画が未提出のとき、または第34条（計画等の提出）で求められる計画が電力広域的運営推進機関の定める「ビジネスプロトコル標準規格」に準拠しないとき

(3) 提供期間において、 $\Delta k W$ 約定量の範囲内で、属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを評価する（以下、「アセスメントⅡ」という）ものとする。

アセスメントⅡは、ロで算定する供出電力（属地周期）がイで算定する許容範囲内であることを属地エリアの一般送配電事業者の送信周期ごとに確認することとし、各30分コマにおいて、計測点のうち90%以上が許容範囲内である場合に指令に従い調整したと判定する。

また、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）に定める瞬時供出電力が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われなかったことにより、ロに定める供出電力（属地周期）が算定できなかったときは、当該供出電力（属地周期）について許容範囲を逸脱したものとして扱う。

上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。

イ 許容範囲の算定

(イ) アセスメントⅡにおける許容範囲は、指令値変更に伴い応動している時間を除く時間、変更前指令値から増加する変更指令があった場合、変更前指令値から減少する変更指令があった場合のそれぞれについて以下のとおり算定する（算定された許容範囲の時間が重複する場合は、それぞれ算定された属地周期ごとの許容範囲のうち、上限値の最大値および下限値の最小値を用いるものとする）。

なお、以下の「応動時間」は5分とする。また、「遅れ時間」は、120秒（新設発電機の場合は30秒）とし、「上り伝送遅延時間」は、取引会員と属地エリアの一般送配電事業者の間で協議のうえ、定めた値とする。

a 単独発電機の場合

(a) 出力変化量指令および出力増減指令（接点信号）のリソースの場合

i 指令量変更に伴い応動している時間を除く時間

下限値「指令量－当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」から上限値

「指令量＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」

なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結している場合に、 $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るまたは下回る指令（以下、「余力への指令」という）を行ったときは、以下のとおり扱う。

(i) 指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るとき

下限値「当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 90\%$ 」以上

(ii) 指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき

上限値「当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」以下

ii 変更前指令量から増加する変更指令があった場合

(i) 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間が経過するまで

下限値「変更前指令量－当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」
から上限値「変更後指令量＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」

なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。

(i-イ) 変更後指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るとき

下限値「変更前指令量－当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」または「当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 90\%$ 」のいずれか小さい方以上

(i-ロ) 変更前指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき

上限値「変更後指令量＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」または「当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」のいずれか大きい方以下

(i-ハ) 変更前指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回り、かつ変更後指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るとき

許容範囲の制限は設けない。

(ii) 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間の経過以降、応動時間および上り伝送遅延時間が経過するまで

なお、余力への指令を行った場合は、変更後指令が送信されてから遅れ時間の経過以降、需給調整市場システムへデータ登録されたLFC変化速度で応動したときに送信された指令値に到達するまでの時間、または応動時間のいずれか長い方および上り伝送遅延時間が経過するまでとする。

下限値「変更前指令量＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量／（応動時間－遅れ時間） $\times$ （変更後指令からの経過時間－遅れ時間－上

り伝送遅延時間)－当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 10\%$ 」または「変更後指令量－当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 10\%$ 」のいずれか小さい方から上限値「変更後指令量＋当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 10\%$ 」

ただし、変更後指令が送信されてから応動時間および上り伝送遅延時間が経過するまでに次の指令があった場合、上記算定式の「変更後指令量－当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 10\%$ 」の許容範囲は変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間の経過以降、次の変更指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間が経過するまでとする。

なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。

(ii-イ) 変更後指令量が ΔkW 約定量の範囲を上回るとき

下限値「変更前指令量＋当該30分コマの ΔkW 約定量／(応動時間－遅れ時間) $\times$ (変更後指令からの経過時間－遅れ時間－上り伝送遅延時間)－当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 10\%$ 」または「当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 90\%$ 」のいずれか小さい方以上

(ii-ロ) 変更前指令量が ΔkW 約定量の範囲を下回るとき

上限値「変更後指令量＋当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 10\%$ 」または「当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 10\%$ 」のいずれか大きい方以下

(ii-ハ) 変更前指令量が ΔkW 約定量の範囲を下回り、かつ変更後指令量が ΔkW 約定量の範囲を上回るとき

許容範囲の制限は設けない。

iii 変更前指令量から減少する変更指令があった場合

(i) 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間が経過するまで

上限値「変更前指令量＋当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 10\%$ 」から下限値「変更後指令量－当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 10\%$ 」

なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。

(i-イ) 変更前指令量が ΔkW 約定量の範囲を上回るとき

下限値「変更後指令量－当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 10\%$ 」または「当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 90\%$ 」のいずれか小さい方以上

(i-ロ) 変更後指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき

上限値「変更前指令量＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量×10%」または「当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量×10%」のいずれか大きい方以下

(i-ハ) 変更前指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回り、かつ変更後指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき

許容範囲の制限は設けない。

(ii) 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間の経過以降、応動時間および上り伝送遅延時間が経過するまで

なお、余力への指令を行った場合は、変更後指令が送信されてから遅れ時間の経過以降、需給調整市場システムへデータ登録された L F C 変化速度で応動したときに 送信された指令値に到達するまでの時間、または応動時間のいずれか長い方および上り伝送遅延時間が経過するまでとする。

上限値「変更前指令量－当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量／（応動時間－遅れ時間）×（変更後指令からの経過時間－遅れ時間－上り伝送遅延時間）＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量×10%」または「変更後指令量＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量×10%」のいずれか大きい方から下限値「変更後指令量－当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量×10%」

ただし、変更後指令が送信されてから応動時間および上り伝送遅延時間が経過するまでに次の指令があった場合、上記算定式の「変更後指令量＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量×10%」の許容範囲は変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間の経過以降、次の変更指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間が経過するまでとする。

なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。

(ii-イ) 変更前指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るとき

下限値「変更後指令量－当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量×10%」または「当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量×90%」のいずれか小さい方以上

(ii-ロ) 変更後指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき

上限値「変更前指令量－当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量／（応動時間－遅れ時間）×（変更後指令からの経過時間－遅

れ時間－上り伝送遅延時間)＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」または「当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」のいずれか大きい方以下

- (ii-ハ) 変更前指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回り、かつ変更後指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき
許容範囲の制限は設けない。

上式の指令量とは、属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値をいう。

また、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから5分間とする。

なお、余力への指令を行った場合の「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、変更後指令が送信されてから遅れ時間の経過以降、需給調整市場システムへデータ登録されたLFC変化速度で応動したときに送信された指令値に到達するまでの時間、または応動時間のいずれか長い方とする。

(b) 出力調整指令(数値指令)のリソースの場合

i 指令値変更に伴い応動している時間を除く時間

下限値「指令値－当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」から上限値「指令値＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」

なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。

(i) 指令値が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るとき

下限値「当該30分コマの発電計画電力＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 90\%$ 」以上

(ii) 指令値が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき

上限値「当該30分コマの発電計画電力＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」以下

ii 変更前指令値から増加する変更指令があった場合

(i) 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間が経過するまで

下限値「変更前指令値－当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」から上限値「変更後指令値＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」

なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。

(i-イ) 変更後指令値が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るとき

下限値「変更前指令値－当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times$

10%」または「当該30分コマの発電計画電力+当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 90\%$ 」のいずれか小さい方以上

(i-ロ) 変更前指令値が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき

上限値「変更後指令値+当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」または「当該30分コマの発電計画電力+当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」のいずれか大きい方以下

(i-ハ) 変更前指令値が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回り、かつ変更後指令値が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るとき

許容範囲の制限は設けない。

(ii) 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間の経過以降、応動時間および上り伝送遅延時間が経過するまで

なお、余力への指令を行った場合は、変更後指令が送信されてから遅れ時間の経過以降、需給調整市場システムへデータ登録されたLFC変化速度で応動したときに送信された指令値に到達するまでの時間、または応動時間のいずれか長い方および上り伝送遅延時間が経過するまでとする。

下限値「変更前指令値+当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\div$ （応動時間-遅れ時間） $\times$ （変更後指令からの経過時間-遅れ時間-上り伝送遅延時間）-当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」または「変更後指令値-当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」のいずれか小さい方から上限値「変更後指令値+当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」

ただし、変更後指令が送信されてから応動時間および上り伝送遅延時間が経過するまでに次の指令があった場合、上記算定式の「変更後指令値-当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」の許容範囲は変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間の経過以降、次の変更指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間が経過するまでとする。

なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。

(ii-イ) 変更後指令値が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るとき

下限値「変更前指令値+当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\div$ （応動時間-遅れ時間） $\times$ （変更後指令からの経過時間-遅れ時間-上り伝送遅延時間）-当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」または「当該30分コマの発電計画電力+当該30分

コマの ΔkW 約定量 $\times 90\%$ 」のいずれか小さい方以上

(ii-ロ) 変更前指令値が ΔkW 約定量の範囲を下回るとき

上限値「変更後指令値+当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 10\%$ 」または「当該30分コマの発電計画電力+当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 10\%$ 」のいずれか大きい方以下

(ii-ハ) 変更前指令値が ΔkW 約定量の範囲を下回り、かつ変更後指令値が ΔkW 約定量の範囲を上回るとき

許容範囲の制限は設けない。

iii 変更前指令値から減少する変更指令があった場合

(i) 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間が経過するまで

上限値「変更前指令値+当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 10\%$ 」から下限値「変更後指令値-当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 10\%$ 」

なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。

(i-イ) 変更前指令値が ΔkW 約定量の範囲を上回るとき

下限値「変更後指令値-当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 10\%$ 」または「当該30分コマの発電計画電力+当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 90\%$ 」のいずれか小さい方以上

(i-ロ) 変更後指令値が ΔkW 約定量の範囲を下回るとき

上限値「変更前指令値+当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 10\%$ 」または「当該30分コマの発電計画電力+当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 10\%$ 」のいずれか大きい方以下

(i-ハ) 変更前指令値が ΔkW 約定量の範囲を上回り、かつ変更後指令値が ΔkW 約定量の範囲を下回るとき

許容範囲の制限は設けない。

(ii) 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間の経過以降、応動時間および上り伝送遅延時間が経過するまで

なお、余力への指令を行った場合は、変更後指令が送信されてから遅れ時間の経過以降、需給調整市場システムへデータ登録されたLFC変化速度で応動したときに送信された指令値に到達するまでの時間、または応動時間のいずれか長い方および上り伝送遅延時間が経過するまでとする。

上限値「変更前指令値-当該30分コマの ΔkW 約定量 $\div$ （応動時間-遅れ時間） $\times$ （変更後指令からの経過時間-遅れ時間-上

り伝送遅延時間) + 当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」または「変更後指令値+当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」のいずれか大きい方から下限値「変更後指令値-当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」

ただし、変更後指令が送信されてから応動時間および上り伝送遅延時間が経過するまでに次の指令があった場合、上記算定式の「変更後指令値+当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」の許容範囲は変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間の経過以降、次の変更指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間が経過するまでとする。

なお、当該リソースが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。

(ii-イ) 変更前指令値が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るとき

下限値「変更後指令値-当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」または「当該30分コマの発電計画電力+当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 90\%$ 」のいずれか小さい方以上

(ii-ロ) 変更後指令値が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき

上限値「変更前指令値-当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\div$ (応動時間-遅れ時間) $\times$ (変更後指令からの経過時間-遅れ時間-上り伝送遅延時間) + 当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」または「当該30分コマの発電計画電力+当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」のいずれか大きい方以下

(ii-ハ) 変更前指令値が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回り、かつ変更後指令値が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき

許容範囲の制限は設けない。

また、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから5分間とする。

なお、余力への指令を行った場合の「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、変更後指令が送信されてから遅れ時間の経過以降、需給調整市場システムへデータ登録されたLFC変化速度で応動したときに送信された指令値に到達するまでの時間、または応動時間のいずれか長い方とする。

b 各リスト・パターンを用いる場合

(a) 指令量変更に伴い応動している時間を除く時間

下限値「指令量-当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」から上限値「指令量+当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」

なお、当該各リスト・パターンが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。

- i 指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るとき
下限値「当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 90\%$ 」以上
 - ii 指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき
上限値「当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」以下
- (b) 変更前指令量から増加する変更指令があった場合
- i 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間が経過するまで

下限値「変更前指令量－当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」から
上限値「変更後指令量＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」

なお、当該各リスト・パターンが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。

- (i) 変更後指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るとき
下限値「変更前指令量－当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」
または「当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 90\%$ 」のいずれか小さい方以上
- (ii) 変更前指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき
上限値「変更後指令量＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」
または「当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」のいずれか大きい方以下
- (iii) 変更前指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回り、かつ変更後指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るとき
許容範囲の制限は設けない。

- ii 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間の経過以降、応動時間および上り伝送遅延時間が経過するまで

なお、余力への指令を行った場合は、変更後指令が送信されてから遅れ時間の経過以降、需給調整市場システムへデータ登録されたLFC変化速度で応動したときに送信された指令値に到達するまでの時間、または応動時間のいずれか長い方および上り伝送遅延時間が経過するまでとする。

下限値「変更前指令量＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\div$ （応動時間－遅れ時間） $\times$ （変更後指令からの経過時間－遅れ時間－上り伝送遅延時間）－当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」または「変更後指令量－当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」のいずれか小さい方から上限値「変更後指令量＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」

ただし、変更後指令が送信されてから応動時間および上り伝送遅延時間が経過するまでに次の指令があった場合、上記算定式の「変更後指令量－当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」の許容範囲は変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間の経過以降、次の変更指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間が経過するまでとする。

なお、当該各リスト・パターンが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。

(i) 変更後指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るとき

下限値「変更前指令量＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\div$ （応動時間－遅れ時間） $\times$ （変更後指令からの経過時間－遅れ時間－上り伝送遅延時間）－当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」または「当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 90\%$ 」のいずれか小さい方以上

(ii) 変更前指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき

上限値「変更後指令量＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」または「当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」のいずれか大きい方以下

(iii) 変更前指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回り、かつ変更後指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るとき

許容範囲の制限は設けない。

(c) 変更前指令量から減少する変更指令があった場合

i 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間が経過するまで

上限値「変更前指令量＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」から

下限値「変更後指令量－当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」

なお、当該各リスト・パターンが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。

(i) 変更前指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るとき

下限値「変更後指令量－当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」または「当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 90\%$ 」のいずれか小さい方以上

(ii) 変更後指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき

上限値「変更前指令量＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」または「当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」のいずれか大きい方以下

(iii) 変更前指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回り、かつ変更後指令

量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき

許容範囲の制限は設けない。

- ii 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間の経過以降、応動時間および上り伝送遅延時間が経過するまで

なお、余力への指令を行った場合は、変更後指令が送信されてから遅れ時間の経過以降、需給調整市場システムへデータ登録されたLFC変化速度で応動したときに送信された指令値に到達するまでの時間、または応動時間のいずれか長い方および上り伝送遅延時間が経過するまでとする。

上限値「変更前指令量－当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量／（応動時間－遅れ時間）×（変更後指令からの経過時間－遅れ時間－上り伝送遅延時間）＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量×10%」または「変更後指令量＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量×10%」のいずれか大きい方から下限値「変更後指令量－当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量×10%」

ただし、変更後指令が送信されてから応動時間および上り伝送遅延時間が経過するまでに次の指令があった場合、上記算定式の「変更後指令量＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量×10%」の許容範囲は変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間の経過以降、次の変更指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間が経過するまでとする。

なお、当該各リスト・パターンが余力活用に関する契約を締結している場合に、余力への指令を行ったときは、以下のとおり扱う。

- (i) 変更前指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るとき

下限値「変更後指令量－当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量×10%」
または「当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量×90%」のいずれか小さい方以上

- (ii) 変更後指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき

上限値「変更前指令量－当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量／（応動時間－遅れ時間）×（変更後指令からの経過時間－遅れ時間－上り伝送遅延時間）＋当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量×10%」または「当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量×10%」のいずれか大きい方以下

- (iii) 変更前指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回り、かつ変更後指令量が $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき

許容範囲の制限は設けない。

上式の指令量とは、属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値をいう。

また、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから5分間とする。

なお、余力への指令を行った場合の「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、変更後指令が送信されてから遅れ時間の経過以降、需給調整市場システムへデータ登録されたLFC変化速度で応動したときに送信された指令値に到達するまでの時間、または応動時間のいずれか長い方とする。

(ロ) (イ)に規定する ΔkW 約定量は、同一リソースが同一提供期間において、二次調整力①に複数約定している場合、当該リソースの二次調整力①の ΔkW 約定量の合計値とする。

(ハ) (イ)に定める許容範囲の算定における指令量または指令値について、以下のとおり扱う。

a 単独発電機の場合

(a) 出力変化量指令および出力増減指令(接点信号)のときは、二次調整力①の初回の指令が送信されるまでの指令量はゼロとする。また、二次調整力①の指令が送信されなかったときは、原則として指令量ゼロの指令が送信されたものとする。

(b) 出力調整指令(数値指令)のときは、二次調整力①の初回の指令が送信されるまでの指令値は発電計画電力とする。

b 各リスト・パターンを用いる場合

二次調整力①の初回の指令が送信されるまでの指令量はゼロとする。

(ニ) 同一リソースが余力活用に関する契約を締結していない場合で、二次調整力①に約定している30分コマ(同一の30分コマで三次調整力②、三次調整力①または二次調整力②に約定している場合を除く)の前の30分コマにおいて、三次調整力②に約定しているとき(同一の30分コマで三次調整力①または二次調整力②に約定している場合を除く)は、二次調整力①の30分コマの開始時刻における指令値変更について、変更前指令値が二次調整力①の約定量を超えている場合に限り、「指令値変更に伴い応動している時間」は60分間として、許容範囲は取引規程別冊(三次調整力②)第39条(アセスメント)(2)イの許容範囲として算出する。

ただし、当該リソースの三次調整力②が出力調整指令(数値指令)を選択し、属地エリアの一般送配電事業者と協議した二次調整力①の指令が出力変化量指令または出力増減指令(接点信号)の場合は変更前指令値を出力変化量指令および出力増減指令(接点信号)に換算する。

(ホ) 同一リソースが余力活用に関する契約を締結していない場合で、二次調整力①に約定している30分コマ(同一の30分コマで三次調整力②、三次調

整力①または二次調整力②に約定している場合を除く）の前の30分コマにおいて、三次調整力①に約定しているとき（同一の30分コマで二次調整力②に約定している場合を除く）は、二次調整力①の30分コマの開始時刻における指令値変更について、変更前指令値が二次調整力①の約定量を超えている場合に限り、「指令値変更に伴い応動している時間」は15分間として、許容範囲は取引規程別冊（三次調整力①）第39条（アセスメント）(3)イの許容範囲として算出する。

ただし、当該リソースの三次調整力①が出力調整指令（数値指令）を選択し、属地エリアの一般送配電事業者と協議した二次調整力①の指令が出力変化量指令または出力増減指令（接点信号）の場合は変更前指令値を出力変化量指令および出力増減指令（接点信号）に換算する。

- (ハ) 同一リソースが余力活用に関する契約を締結していない場合で、二次調整力①に約定している30分コマ（同一の30分コマで三次調整力②、三次調整力①または二次調整力②に約定している場合を除く）の前の30分コマにおいて、二次調整力②に約定しているときは、二次調整力①の30分コマの開始時刻における指令値変更について、変更前指令値が二次調整力①の約定量を超えている場合に限り、許容範囲は取引規程別冊（二次調整力②）第39条（アセスメント）(3)イの許容範囲として算出する。

ただし、当該リソースの二次調整力②が出力調整指令（数値指令）を選択し、属地エリアの一般送配電事業者と協議した二次調整力①の指令が出力変化量指令または出力増減指令（接点信号）の場合は変更前指令値を出力変化量指令および出力増減指令（接点信号）に換算する。

- (ト) 同一リソースが余力活用に関する契約を締結していない場合で、二次調整力①に約定している30分コマ（同一の30分コマで三次調整力②、三次調整力①または二次調整力②に約定している場合を除く）の後の30分コマにおいて、三次調整力②に約定しているときは、三次調整力②の30分コマの開始時刻前の60分間は、(3)イに定める許容範囲に取引規程別冊（三次調整力②）第39条（アセスメント）(2)イの許容範囲を組み合わせる。

- (フ) 同一リソースが余力活用に関する契約を締結していない場合で、二次調整力①に約定している30分コマの前の30分コマ（以下、「1コマ前の30分コマ」という）において三次調整力②に約定せず、さらに前の30分コマにおいて三次調整力②に約定している場合、(イ)から(ハ)で算定される許容範囲の上限値について、以下のとおり変更する。

ただし、(イ)から(ハ)で算定される許容範囲の上限値が当該変更により減少する場合は、許容範囲を変更しない。

また、許容範囲の上限値が出力調整指令（数値指令）による場合で、属地

エリアの一般送配電事業者と協議した二次調整力①の指令が出力変化量指令または出力増減指令（接点信号）の場合は、許容範囲の上限値を出力変化量指令および出力増減指令（接点信号）による上限値に換算する。

なお、出力変化量指令および出力増減指令（接点信号）の場合、指令値を指令量と読み替えるものとする。

a 1 コマ前の30分コマにおいて、二次調整力②に約定している場合

二次調整力①に約定している30分コマの開始時刻から25分間、許容範囲の上限値を「取引規程別冊（二次調整力②）第39条（アセスメント）(3)イ(i)から(h)，(h)および(f)で算定された1コマ前の30分コマの許容範囲のうち、同コマの終了直前の上限値」に変更する。

b a 以外の場合で、1 コマ前の30分コマにおいて、三次調整力①に約定しているとき

二次調整力①に約定している30分コマの開始時刻から15分間、許容範囲の上限値を「取引規程別冊（三次調整力①）第39条（アセスメント）(3)イ(i)から(h)，(h)および(f)で算定された1コマ前の30分コマの許容範囲のうち、同コマの終了直前の上限値」に変更する。

c a および b 以外の場合

二次調整力①に約定している30分コマの開始時刻から30分間、許容範囲の上限値を「三次調整力②に約定している30分コマにおける最終の指令値＋当該30分コマの ΔkW 約定量 $\times 10\%$ 」に変更する。

(j) 同一リソースが余力活用に関する契約を締結していない場合で、二次調整力①に約定している30分コマの次の30分コマにおいて、三次調整力②に約定しておらず、さらに次の30分コマにおいて、三次調整力②に約定しているときは、三次調整力②の30分コマの開始時刻を到達時刻とする指令値変更について、「指令値変更に伴い応動している時間」は、(3)イに定める許容範囲に取引規程別冊（三次調整力②）第39条（アセスメント）(2)イの許容範囲を組み合わせる。（ただし、三次調整力②に約定している30分コマで二次調整力②または三次調整力①に約定している場合は、この限りではない）

なお、三次調整力②による許容範囲が出力調整指令（数値指令）による場合で、属地エリアの一般送配電事業者と協議した二次調整力①の指令が出力変化量指令または出力増減指令（接点信号）のときは、許容範囲を出力変化量指令および出力増減指令（接点信号）に換算する。

ロ 供出電力（属地周期）の算定

属地エリアの一般送配電事業者は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）の規定にもとづき受信した瞬時供出電力から、

供出電力（属地周期）を次のとおり算定する。

- (イ) 単独発電機で出力変化量指令および出力増減指令（接点信号）の場合
 - a 補正計測電力を瞬時供出電力として受信しているとき
受信した瞬時供出電力から属地周期発電計画電力を差し引いた値
 - b 補正計測電力から属地周期発電計画電力を差し引いた値を瞬時供出電力として受信しているとき
受信した瞬時供出電力
- (ロ) 単独発電機で出力調整指令（数値指令）の場合
受信した瞬時供出電力
- (ハ) 各リスト・パターンの場合
受信した瞬時供出電力

- (4) 余力活用に関する契約を締結していない場合で、第26条（取引対象の Δ kW）に定める Δ kWの要件を超えて指令を行った時間を含む30分コマについては、アセスメントⅡの対象外とする。
- (5) 余力活用に関する契約を締結している場合で、第26条（取引対象の Δ kW）第1項(2)に定める指令以外の方法で指令を行った時間を含む30分コマについては、アセスメントⅡの対象外とする。
- (6) (3)ロに定める供出電力（属地周期）を30分コマごとに平均した値が、欠測等により託送供給の用に供する計量器により計量された電力量を2倍して電力に換算した値と一定の閾値を超えるかい離があった場合は、取引会員と属地エリアの一般送配電事業者において協議を行うこととし、かい離の原因が取引会員が用いる計量器と託送供給の用に供する計量器の計測誤差または取引会員が用いる計量器と託送供給の用に供する計量器の異常等にもとづくものと属地エリアの一般送配電事業者が認めるときに限り、取引会員に対し、アセスメントⅡに用いる実績の代用データの提出を求め、あらためて供出電力（属地周期）を定める。

また、属地エリアの一般送配電事業者が認めないと判断した場合は、アセスメントⅡの不適合等の処置を実施する。

なお、当該取引における取引規程（需給調整市場）第46条（決済の対象）に定める約定料金およびペナルティ料金に係る支払期日は、取引規程（需給調整市場）第51条（料金等の授受）にかかわらず、協議が完了した翌月の末日（当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日）とする。

- (7) 同一リソースが同一提供期間において、以下に該当する場合は、(2)から(6)の定めにかかわらず取引規程別冊（複合約定）第39条（アセスメント）に定めるアセスメントⅡを実施するものとし、その結果を約定している全ての商品に適用するものとする。

- イ 三次調整力②，三次調整力①，二次調整力②，一次調整力または複合商品のいずれか，または複数に同時に約定している場合
- ロ 余力活用に関する契約において，三次調整力②に相当する機能，三次調整力①に相当する機能，二次調整力②に相当する機能，一次調整力に相当する機能のいずれか，または複数の機能で契約を締結している場合

取引規程別冊（一次調整力）

取引規程別冊（一次調整力）は、取引規程（需給調整市場）にもとづき、一次調整力の取引に関する事前審査（第3章）、取引の実施（第4章）、入札（第5章）、約定処理（第6章）、調整の実施（第7章）およびアセスメント（第8章）について定めるものである。

なお、章数および条数は、取引規程（需給調整市場）の章数および条数にそれぞれ対応する。

目 次

第3章 事前審査

第21条	(性能確認)	215
第22条	(確認項目)	216
第23条	(性能データに関わる提出資料)	218
第24条	(実働試験の実施方法)	221

第4章 取引の実施

第25条	(取引)	228
第26条	(取引対象の Δ kW)	228
第27条	(取引の実施方法)	229
第28条	(実施日)	229
第29条	(Δ kWの入札単位)	229
第30条	(入札受付時間)	229

第5章 入札

第31条	(入札方法等)	230
------	---------	-----

第6章 約定処理

第32条	(約定)	231
第33条	(約定の通知)	232
第34条	(計画等の提出)	233

第7章 調整の実施

第35条	(調整の実施の原則)	243
第36条	(約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え)	243
第37条	(単独発電機または各リスト・パターンにおけるトラブル対応)	245
第38条	(Δ kWの供出協力)	246

第8章 アセスメント

第39条	(アセスメント)	247
------	----------	-----

第3章 事前審査

(性能確認)

第21条 取引会員は取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）の登録時に希望する商品の性能確認の申請を行い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録された単独発電機または各リスト・パターンに含まれるリソースが第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める当該商品の要件に適合していることを確認する（以下、「性能確認」という）。

2 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録された性能確認に必要なデータ（以下、「性能データ」という）にもとづき、原則として3ヶ月以内に性能確認を実施する。

3 取引会員は、当該申請にあたり、第23条（性能データに関わる提出資料）に定める性能データを需給調整市場システムへ登録する。

なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについては、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送等にて属地エリアの一般送配電事業者に提出する。

また、第23条（性能データに関わる提出資料）に定める性能データのうち稼働実績データ等については、当事者以外が作成したもので現状の機能を反映した最新のものとする。

ただし、実証事業等に活用したデータについて、属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合には、当事者が作成したもので可能とする。

4 第22条（確認項目）(4), (5), (7)から(11)について、試験成績書もしくは稼働実績データ等の提出が困難な場合または試験成績書もしくは稼働実績データ等では第22条（確認項目）に定める確認ができなかった場合は性能確認として実働試験を実施する。

なお、実働試験に係る費用は、取引会員が負担する。

5 性能確認は、単独発電機の場合は原則としてユニットごとに実施する。

また、各リスト・パターンを用いる場合は、原則として各リスト・パターンごとに実施する。

6 属地エリアの一般送配電事業者が現地調査の実施や詳細データの提出を求めた場合、取引会員はその求めに応じるものとする。

7 属地エリアの一般送配電事業者は、単独発電機または各リスト・パターンが第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める要件に適合するか否かの合否判定を、取引会員に通知する。適合していると判断された場合は、属地エリアの一般送配電事業者は取引会員と「需給調整市場に関する契約」の締結に向けた協議を開始する。

また、適合しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該単独発電機または各リスト・パターンを用いて当該商品の取引をすることはできない。

- 8 性能確認による適合判定後に、性能データを変更する場合、取引会員は性能データを需給調整市場システムに再登録後、性能確認の申請を行い、原則として性能確認を受けるものとする。

なお、リソースのスイッチングやトラブルに伴い各リスト・パターンに変更が生じた場合で、属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略することがある。

また、需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンのリソースの変更がなく、基準値の設定方法のみを変更する場合、変更後の基準値の設定方法で既に性能確認による適合判定を受けていて、属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略することができる。

- 9 性能確認により、第26条（取引対象の Δ kW）に定める要件に適合していると判断された後、実働試験の実施時期による供出可能量の補正が必要な場合、取引会員は、属地エリアの一般送配電事業者へその旨を申し出たうえで、リソースの需要実績など補正量を証明できるデータを需給調整市場システムに登録後、属地エリアの一般送配電事業者が適当と認める場合は、供出可能量の補正を行う。

（確認項目）

第22条 第21条（性能確認）の確認項目は以下のとおりとする。

(1) 制御・制御間隔

第26条（取引対象の Δ kW）に規定する自端制御による調整が可能であること。

(2) 監視・監視間隔

第26条（取引対象の Δ kW）に規定する監視間隔でデータの収集・提出が可能であること。

(3) 通信回線

専用線オンラインで接続する場合、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）に定めるセキュリティ要件を遵守していること。

(4) 応動時間・供出可能量

イ 第26条（取引対象の Δ kW）に規定する応動時間以内に供出可能量まで到達できること。

なお、発電リソースにおいて、定格出力を超えて応動可能な場合、定格出力を超えて応動可能となる範囲をGF幅（定格出力外）として確認する。

ロ 提供期間中は調定率にもとづいて繰り返し応動可能なこと。

ハ 周波数偏差を検知していない場合に以下のとおり応動すること。

(イ) 専用線オンラインで接続する場合

周波数偏差を検知していない場合は、発電計画、属地周期発電計画電力計画、属地周期基準値電力計画（事前予測型）、属地周期基準値電力計画（直前計測型）、属地周期基準値電力計画（逐次計測型）にもとづいた応動をしていること。

(ロ) 監視方法がオフラインの場合

周波数偏差を検知していない場合は、発電計画、1秒発電計画電力計画、1秒基準値電力計画（事前予測型）、1秒基準値電力計画（直前計測型）、1秒基準値電力計画（逐次計測型）にもとづいた応動をしていること。

なお、第23条（性能データに関わる提出資料）にもとづいて確認を行う場合は、発電計画電力、合計発電計画電力またはベースラインにもとづいた応動をしていること。

(5) 継続時間

第26条（取引対象の Δ kW）に規定する継続時間以上、供出可能量の出力を継続的に発動可能であること。ただし、監視方法がオフラインの場合は、この限りではない。

(6) 各リスト・パターン

イ 需要家リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターン

取引会員間の需要リソースに重複がないことおよび需要リソースが複数の小売電気事業者に所属していないこと。

ただし、専用線オンラインで接続する場合は供出電力（属地周期）が、監視方法がオフラインの場合は供出電力（1秒）が明確に区別・区分可能なことを属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合は、この限りではない。

また、需要リソースが需要抑制量調整供給契約を締結している場合、当該需要リソースが所属する需要抑制バランシンググループに、当該各リスト・パターンに属さない需要者を含まないこと。

なお、異なる系統コードに属する各リスト・パターンの間で需要リソースに重複がないこと。

また、監視方法がオフラインで自家発が含まれるとき（ネガポジリスト・パターンについては、需要リソースを用いる場合に限る）はすべての自家発において、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）第1項(2)イ(リ)に規定する電源種別および燃料・発電方式等のいずれかに該当すること。

ロ 発電機リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターン

取引会員間の発電リソースに重複がないこと。

また、異なる系統コードに属する発電機リスト・パターンおよびネガポジリスト・パターンの間で発電リソースに重複がないこと。

(7) 遅れ時間

取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)イ(ト) a (b)に規定する時間以内に応動開始すること。

(8) 周波数計測（計測間隔）

取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)イ(ト) bに規定する間隔で周波数計測データの収集が可能であること。

(9) 周波数計測（計測誤差）

取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)イ(ト) cに規定する計測誤差以内で周波数計測データの収集が可能であること。

(10) 不感帯

取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)イ(ト) dに規定する範囲外の周波数偏差を検知した場合には、応動すること。

(11) 調定率

取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)イ(ト) eに規定する調定率にもとづき応動をしていること。

なお、周波数変動補償機能が具備されている場合には、当該機能の具備をもって、調定率にもとづく応動に関する要件を満たしていることとみなす。

（性能データに関わる提出資料）

第23条 第21条（性能確認）の確認のために取引会員が提出する性能データに関わる提出資料は以下のとおりとする。

(1) 制御・制御間隔

周波数偏差に応じて自端制御による調整が可能であることが確認できるもの。

ただし、電源Ⅱ周波数調整力契約または余力活用に関する契約を締結し一次調整力相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。

(2) 監視・監視間隔

取引会員が収集する発電実績の監視間隔および発電実績として収集保存されたデータが確認できるもの。ただし、電源Ⅱ周波数調整力契約または余力活用に関する契約を締結し一次調整力相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。

(3) 通信回線

専用線オンラインで接続する場合、「電力制御システムセキュリティガイド

ライン」および「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン」に準拠していることが確認できるもの。

ただし、電源Ⅱ周波数調整力契約または余力活用に関する契約を締結し一次調整力相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。

(4) 応動時間・供出可能量

以下のイまたはロ

イ 単独発電機においては、定格出力、最低出力、出力変化速度、G F 幅が確認できるもの。

なお、発電リソースにおいて、定格出力を超えて応動可能な場合、G F 幅（定格出力外）が確認できるもの。

ただし、電源Ⅱ周波数調整力契約または余力活用に関する契約を締結し一次調整力相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。

ロ 以下の(イ)または(ロ)の稼働実績データ

(イ) 専用線オンラインで接続する場合

単独発電機の場合は出力変化曲線、各リスト・パターンの場合は実証事業等の実績データ（データ取得日、時間、出力が記載されたもの）であって、登録した供出可能量まで応動時間以内に到達することが確認できるもの。

(ロ) 監視方法がオフラインの場合

実証事業等の実績データ（データ取得日、時間、出力が記載されたもの）であって、登録した供出可能量まで応動時間以内に到達することが確認できるもの。

なお、イまたはロにおける最低出力が、取引規程（需給調整市場）第18条（調整電力量料金に適用する単価の登録）第8項の最低出力として用いることが不適当な場合、代替する値を証明できる資料

(5) 継続時間

以下のイまたはロ。ただし、監視方法がオフラインの場合は提出を要しない。

イ 単独発電機においては、定格出力の継続時間が確認できるもの。

ただし、電源Ⅱ周波数調整力契約または余力活用に関する契約を締結し一次調整力相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。

その他、市場運営者が他の資料に拠ることを認めた場合は、当該提出資料

をもってこれに代えることができる。

- ロ 単独発電機の場合は出力変化曲線，各リスト・パターンの場合は実証事業等の実績データ（データ取得日，時間，出力が記載されたもの）であって，以下の内容が確認できる稼働データ。

その他，市場運営者が他の稼働データに拠ることを認めた場合は，当該稼働データをもってこれに代えることができる。

ただし，出力変化曲線や実績データはサンプリング周期を属地エリアの一般送配電事業者と調整した値（監視方法がオフラインの場合は，1秒以内とする）として，30分コマ単位の内すべての計測点が第24条（実働試験の実施方法）第1項(1)ロ(㍑)b，(2)ロ(イ)bまたは(2)ロ(㍑)bに定める許容範囲内で応動していることが確認できるもの。

- (イ) 単独発電機の場合は，定格出力以上で5分以上の運転を継続していること。

その他，市場運営者が他の内容に拠ることを認めた場合は，当該内容をもってこれに代えることができる。

- (㍑) 各リスト・パターンの場合は，登録された供出可能量で5分以上の応動を継続していること。

(6) 各リスト・パターン

発電機リスト・パターン，需要家リスト・パターン，およびネガポジリスト・パターン

なお，需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターン（需要リソースを用いる場合に限る）を用いてオフライン枠へ参入を希望し，自家発が含まれる場合，すべての自家発における電源種別および燃料・発電方式等が取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）第1項(2)イ(リ)に規定する電源種別および燃料・発電方式等のいずれかに該当することが確認できるもの。

(7) 遅れ時間

取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)イ(ト)a(b)に規定する時間以内に応動開始することが確認できるもの。

(8) 周波数計測（計測間隔）

取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)イ(ト)bに規定する間隔で周波数計測データの収集が可能であること。

(9) 周波数計測（計測誤差）

取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)イ(ト)cに規定する時間以内に応動開始することが確認できるもの。

(10) 不感帯

不感帯がある場合は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)イ(ト)dに規定する範囲内の不感帯であることを確認できるもの。

(11)調定率

取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)イ(ト)eに規定する調定率にもとづき応動することが確認できるもの。周波数変動補償機能が具備されている場合には、当該機能の具備が確認できるもの。

ただし電源Ⅱ周波数調整力契約または余力活用に関する契約を締結し一次調整力相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。

- 2 第1項(4)および(5)において、稼働データを活用する場合は、所定の様式に以下の項目について、専用線オンラインで接続する場合は属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの値（キロワット）、監視方法がオフラインの場合は1秒ごとの値（キロワット）を記入したものを提出する。

- (1) 単独発電機の場合は、発電計画電力、発電実績、応動実績
- (2) 各リスト・パターンの場合は、発電計画電力、合計発電計画電力またはベースライン、実績データおよび応動実績

（実働試験の実施方法）

第24条 実働試験の実施方法は以下のとおりとする。

(1) 単独発電機の場合

イ 実働試験は原則としてユニットごと、商品区分ごとに以下の手順で行う。

なお、EDCまたはLFC機能を有する場合は、原則として当該機能をロックした状態で試験を行う。

- (イ) 取引会員は、試験候補日時を選定し、属地エリアの一般送配電事業者へ通知する。

なお、原則として、試験候補日は1日選定し、試験時間（30分間を2コマ）は試験候補日に対して、入札を予定している30分コマを2つ選定する。

ただし、予定している一次調整力の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象とする場合、原則として、試験候補日は2日選定し、試験時間（3時間）は各々の日に対して第29条（ΔkWの入札単位）のいずれかの中から、入札を予定している時間帯を1つ選定する。

また、取引会員が同一の試験候補日において、複数の時間帯で試験を希望する場合は、その限りではない。

- (ロ) 属地エリアの一般送配電事業者は、エリアの系統状況等を勘案し、選定された試験候補日時で実働試験が可能であれば、試験日時を決定する。

なお、試験候補日時で試験が実施できない場合は、取引会員と協議のうえ、試験日時を再設定する。

(ハ) 属地エリアの一般送配電事業者は、第23条（性能データに関わる提出資料）第1項(4)、(5)、(7)、(10)および(11)を確認するため、以下の2つの試験を行う。

a 周波数偏差を模擬した信号に対して調定率にもとづく目標値を供出可能量としたときの応動時間、継続時間および遅れ時間を確認する試験

b 周波数偏差を模擬した信号を繰り返し変化させたときの、不感帯の範囲外について調定率にもとづく応動をしていることを確認する試験

(ニ) 取引会員は、実働試験対象時間において、属地周期発電計画電力を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出する。

また、試験時間において、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの発電実績および応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出する。

なお、実働試験の評価に用いる属地周期発電計画電力は、電力広域的運営推進機関に提出された発電計画にもとづくものとする。

また、実働試験の評価に用いる属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの発電機の発電実績および応動実績は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)ハ(ホ)に準じて計量器等にて取引会員が取得する。

ロ 実働試験結果の評価は属地エリアの一般送配電事業者にて以下の手順で行う。

(イ) 試験時間において、イ(ニ)により提出された属地周期発電計画電力、発電実績および応動実績を用いて評価する。

(ロ) 実働試験結果の評価における確認事項および判断方法は以下のとおりとする。

試験時間において、周波数偏差を模擬した信号に対し、調定率にもとづく調整を実施していることを確認し、平常時を模擬した試験および異常時を模擬した試験の各々で評価を行うこととする。

各々の試験に対し、応動実績が許容範囲内であることを属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとに確認する。

なお、評価は30分コマ単位に行い、平常時を模擬した試験においては計測点のうち90%以上、異常時を模擬した試験においてはすべての計測点が許容範囲内である場合に第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める要件に適合していると判断する。

また、不感帯が設定されている場合、設定した不感帯の範囲内の模擬信

号については、評価の対象外とする。

なお、本規程において異常時とは属地エリアの一般送配電事業者が電源脱落等発生を検知した時刻（ただし、属地エリアの一般送配電事業者が電源脱落等発生を検知した時刻において基準周波数を上回っている場合は、電源脱落等発生後最初に基準周波数以下となった時刻とする）を起点に周波数低下が継続している期間とする。

実働試験における応動実績の許容範囲は、以下のとおり算定する。

a 平常時を模擬した試験

繰り返し変化される模擬信号に対し、模擬信号入力後から10秒後以降の応動実績について、以下の許容範囲内であることを30分コマ単位に評価する。

調定率から算出される理論値±供出可能量×10%

b 異常時を模擬した試験

周波数偏差が1.0ヘルツを上回る模擬信号に対し、模擬信号入力後から10秒後以降の応動実績について、以下の許容範囲以上で5分以上継続していることを評価する。

「供出可能量－供出可能量×10%」以上

なお、応動実績とは、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)ハ(ホ) c で定める瞬時供出電力を指し、平常時を模擬した試験においては、遅れ時間（2秒）および取引会員と属地エリアの一般送配電事業者の間で協議のうえ定めた上り伝送遅延時間の補正を行ったうえで評価し、異常時を模擬した試験においては、取引会員と属地エリアの一般送配電事業者の間で協議のうえ定めた上り伝送遅延時間の補正を行ったうえで評価することとする。

(2) 各リスト・パターンを用いる場合

イ 実働試験は各リスト・パターンごと、商品区分ごとに以下の手順で行う。

(イ) 取引会員は、試験候補日時を選定し、属地エリアの一般送配電事業者へ通知する。

なお、原則として、試験候補日は1日選定し、試験時間(30分間を2コマ)は試験候補日に対して、入札を予定している30分コマを2つ選定する。

ただし、予定している一次調整力の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象とする場合、原則として、試験候補日は2日選定し、各々の日に対して試験候補日における試験時間（3時間）は第29条（ΔkWの入札単位）のいずれかの中から、入札を予定している時間帯を1つ選定する。

また、取引会員が同一の試験候補日において、複数の時間帯で試験を希望する場合は、その限りではない。

(ロ) 属地エリアの一般送配電事業者は、エリアの系統状況等を勘案し、選定された試験候補日時で実働試験が可能であれば、試験日時を決定する。

なお、試験候補日時で試験が実施できない場合は、取引会員と協議のうえ、試験日時を再設定する。

(ハ) 属地エリアの一般送配電事業者は、第23条（性能データに関わる提出資料）第1項(4)、(5)、(7)、(10)および(11)を確認するため、以下の2つの試験を行う。

a 周波数偏差を模擬した信号に対して調定率にもとづく目標値を供出可能量としたときの応動時間、継続時間および遅れ時間を確認する試験。ただし、監視方法がオフラインの場合は応動時間および遅れ時間を確認する試験。

b 周波数偏差を模擬した信号を繰り返し変化させたときの、不感帯の範囲外について調定率にもとづく応動をしていることを確認する試験

(ニ) 取引会員は、事前予測型を選択している場合で、専用線オンラインで接続するときは、実働試験対象時間において、設定した試験開始時刻の60分前までに、所定の様式にて属地エリアの一般送配電事業者に属地周期基準値電力（事前予測型）、属地周期発電計画電力を提出する。

監視方法がオフラインのときは、実働試験対象時間において、設定した試験開始時刻の60分前までに、所定の様式にて属地エリアの一般送配電事業者に1秒基準値電力（事前予測型）、1秒発電計画電力を提出する。

直前計測型または逐次計測型を選択している場合で、専用線オンラインで接続するときは、試験開始時刻の5分前から、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を、当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。

監視方法がオフラインのときは、試験開始時刻の5分前から、1秒ごとの需要実績を試験日の翌営業日以内に所定の様式で属地エリアの一般送配電事業者に提出する。

(ホ) 取引会員は、選択した基準値の設定方法に応じて、以下のとおり所定の様式を提出する。

a 事前予測型を選択している場合

専用線オンラインで接続するときは、実働試験対象時間における試験対象の各リスト・パターンの、属地周期基準値電力（事前予測型）、属地周期発電計画電力と属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの実績データを所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出する。

また、試験時間において、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出する。

監視方法がオフラインのときは、実働試験対象時間における試験対象の各リスト・パターンの、1秒基準値電力(事前予測型)、1秒発電計画電力、および、1秒ごとの実績データを所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出する。

また、試験時間において、1秒ごとの応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出する。

b 直前計測型を選択している場合

専用線オンラインで接続するときは、試験開始時刻5分前から、試験開始時刻までの属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績および試験時間における属地周期基準値電力(直前計測型)と、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績と応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出する。

監視方法がオフラインのときは、試験開始時刻5分前から、試験開始時刻までの1秒ごとの需要実績および試験時間における1秒基準値電力(直前計測型)と、1秒ごとの需要実績と応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出する。

c 逐次計測型を選択している場合

専用線オンラインで接続するときは、試験開始時刻5分前から、試験開始時刻までの属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績および試験時間における属地周期基準値電力(逐次計測型)と、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績と応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出する。

監視方法がオフラインのときは、試験開始時刻5分前から、試験開始時刻までの1秒ごとの需要実績および試験時間における1秒基準値電力(逐次計測型)と、1秒ごとの需要実績と応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出する。

なお、実働試験対象時間において、リソース単位での属地周期基準値電力(事前予測型)、属地周期基準値電力(直前計測型)、属地周期基準値電力(逐次計測型)、1秒基準値電力(事前予測型)、1秒基準値電力(直前計測型)、1秒基準値電力(逐次計測型)、属地周期発電計画電力、1秒発電計画電力、実績データおよび応動実績を提出する場合、各リスト・パターンごとの試験を省略することができる。

また、実働試験の評価に用いる属地エリアの一般送配電事業者と調整し

た送信周期ごと、または1秒ごとの需要実績および応動実績は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)ハ(ホ)に準じて計量器等にて取引会員が取得する。

ロ 実働試験結果の評価は属地エリアの一般送配電事業者にて以下の手順で行う。

(イ) 専用線オンラインで接続する場合

実働試験対象時間において、イ(ホ)により提出された属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの属地周期基準値電力（事前予測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または属地周期基準値電力（逐次計測型）、需要実績および応動実績を用いて評価する。

実働試験対象時間において、周波数偏差を模擬した信号に対し、調定率にもとづく調整を実施していることを確認し、平常時を模擬した試験および異常時を模擬した試験の各々で評価を行うこととする。

各々の試験に対し、応動実績が許容範囲内であることを属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとに確認する。

なお、評価は30分コマ単位に行い、平常時を模擬した試験においては計測点のうち90%以上、異常時を模擬した試験においてはすべての計測点が許容範囲内である場合に第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める要件に適合していると判断する。

また、不感帯が設定されている場合、設定した不感帯の範囲内の模擬信号については、評価の対象外とする。

実働試験における応動実績の許容範囲は、以下のとおり算定する。

a 平常時を模擬した試験

繰り返し変化する模擬信号に対し、模擬信号入力後から10秒後以降の応動実績について、以下の許容範囲内であることを30分コマ単位に評価する。

調定率から算出される理論値 $\pm$ 供出可能量 $\times 10\%$

b 異常時を模擬した試験

周波数偏差が1.0ヘルツを上回る模擬信号に対し、模擬信号入力後から10秒後以降の応動実績について、以下の許容範囲以上で5分以上継続していることを評価する。

「供出可能量 $-$ 供出可能量 $\times 10\%$ 」以上

なお、応動実績とは、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)ハ(ホ) c で定める瞬時供出電力を指し、平常時を模擬した試験においては、遅れ時間（2秒）および取引会員と属地エリアの一般送配電事業者の間で協議のうえ定めた上り伝送遅延時間の補正を行ったう

えで評価し、異常時を模擬した試験においては、取引会員と属地エリアの一般送配電事業者の間で協議のうえ定めた上り伝送遅延時間の補正を行ったうえで評価することとする。

(ロ) 監視方法がオフラインの場合

実働試験対象時間において、イ(ホ)により提出された1秒周期ごとの1秒基準値電力（事前予測型）、1秒基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（逐次計測型）、需要実績および応動実績を用いて評価する。

試験時間において、周波数偏差を模擬した信号に対し、調定率にもとづく調整を実施していることを確認し、平常時を模擬した試験および異常時を模擬した試験の各々で評価を行うこととする。

各々の試験に対し、応動実績が許容範囲内であることを属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとに確認する。なお、評価は30分コマ単位に行い、計測点のうち90%以上が許容範囲内である場合に第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める要件に適合していると判断する。

また、不感帯が設定されている場合、設定した不感帯の範囲内の模擬信号については、評価の対象外とする。

実働試験における応動実績の許容範囲は、以下のとおり算定する。

a 平常時を模擬した試験

繰り返し変化される模擬信号に対し、模擬信号入力後から30秒以内の応動実績について、以下の許容範囲内であることを30分コマ単位に評価する。

調定率から算出される理論値 $\pm$ 供出可能量 $\times 10\%$

b 異常時を模擬した試験

周波数偏差が0.2ヘルツを上回る（なお、属地エリアが北海道電力ネットワーク株式会社の場合、0.2ヘルツではなく0.3ヘルツを上回る）模擬信号に対し、模擬信号入力後から30秒以内の応動実績について、以下の許容範囲以上となること（ただし、予定している取引開始が2025年3月31日までの実需給を対象とする場合は、模擬信号入力後から10秒後以降の応動実績について、以下の許容範囲以上となることを5分以上継続していること）を評価する。

「供出可能量 $-$ 供出可能量 $\times 10\%$ 」以上

なお、応動実績とは、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)ハ(ホ) c で定める瞬時供出電力を指し、平常時を模擬した試験においては、遅れ時間（2秒）の補正を行ったうえで評価することとする。

第4章 取引の実施

(取引)

第25条 本市場で行われる取引は、第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める $\Delta k W$ を対象として、第31条（入札方法等）により実施する。

(取引対象の $\Delta k W$)

第26条 本市場において取引される $\Delta k W$ は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) $\Delta k W$ の区分

取引会員が供給する電力量を増加させること、または取引会員が制御する電力消費量を減少させることによる調整であること。

(2) 指令・制御

取引会員のリソースは、周波数偏差を自端で検知したうえで、制御が可能であること。

(3) 監視の通信方法および間隔

属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員のリソースの応動等について、オンライン（簡易指令システムを除く）で監視できること、または取引会員が事後に実績を提供することで監視できること。

なお、属地エリアの一般送配電事業者による監視の間隔は1秒から数秒程度とする。

(4) 応動時間

専用線オンラインで接続する場合は10秒以内とし、監視方法がオフラインの場合は、30秒以内とする。

(5) 継続時間

取引会員のリソースは、第29条（ $\Delta k W$ の入札単位）に定める商品ブロックにおいて、電源脱落等が発生し、周波数が基準周波数から0.2ヘルツ（北海道電力ネットワーク株式会社の属地エリアにおいては0.3ヘルツ）を差し引いた値を継続して下回る場合に、供出可能量を5分以上継続して出力し続けることが可能であること。ただし、監視方法がオフラインの場合は、この限りではない。

(6) 並列要否

単独発電機の場合、取引会員のリソースが並列していること。

(7) 入札量上限

第22条（確認項目）(4)で確認した取引会員の単独発電機または各リスト・パターンの供出可能量を上限とする。

(8) 最低入札量

1,000キロワットを最低入札量とする。

(取引の実施方法)

第27条 本市場における取引では、取引会員と一般送配電事業者が市場運営者の定めるところにより、原則として取引実施日の次の土曜日からその次の金曜日の第29条(ΔkWの入札単位)に定める3時間に調整を行うことができるΔkWの売買を行い、当該期間における調整力の受け渡しおよび対価の授受が行われなければならない。

- 2 対象となるΔkWならびに実需給時点の調整力の受け渡し、対価の授受およびその他取引の実施に関する事項については、属地エリアの一般送配電事業者との間で締結する「需給調整市場に関する契約」にもとづき行う。

(実施日)

第28条 本市場における取引は、取引規程(需給調整市場)第3条(休業日・営業日および営業時間)に規定する営業日において、第30条(入札受付時間)に定める入札受付時間に入札を行い、第32条(約定)に定める日に約定処理を実施する。

- 2 市場運営者が必要であると認めた場合は、第1項の規定にかかわらず、取引の実施日を変更することがある。
- 3 第2項の場合、市場運営者は予め変更の内容を取引会員に通知する。

(ΔkWの入札単位)

第29条 本市場における取引は、取引実施日の次の土曜日からその次の金曜日を日ごとに次の3時間単位に区切り、各3時間単位のΔkWについて行うものとし、この3時間単位のΔkWを商品ブロックとする。

- (1) 0時00分から3時00分まで
- (2) 3時00分から6時00分まで
- (3) 6時00分から9時00分まで
- (4) 9時00分から12時00分まで
- (5) 12時00分から15時00分まで
- (6) 15時00分から18時00分まで
- (7) 18時00分から21時00分まで
- (8) 21時00分から24時00分まで

(入札受付時間)

第30条 本市場における入札受付時間は、実需給日に対応する前週月曜日の14時から

前週火曜日の14時までとする。

- 2 入札内容の取消または変更は、第1項に定める入札受付時間内に限り可能とする。
- 3 市場運営者は、やむを得ない場合は、第1項の入札受付時間を延長することができる。この場合、市場運営者は速やかに変更後の入札受付時間を取引会員に通知する。
- 4 市場運営者は、やむを得ない場合は、取引を臨時に停止または休止することができる。
- 5 市場運営者は、実需給日に対応する前週月曜日の14時に、調達対象日の商品ブロックごとに、各エリアの一般送配電事業者が調達を希望する $\Delta k W$ およびその合計量（以下、「必要量」という）を公開する。
- 6 市場運営者は、当面の間、実需給日に対応する2週間前までに、週間市場商品の商品区分ごとに $\Delta k W$ 約定単価の上限価格（以下、「上限価格」という）を公開する。

第5章 入札

（入札方法等）

第31条 取引会員は、第30条（入札受付時間）に定める入札受付時間内に、供出を希望する実需給日の商品ブロックごとに、あらかじめ需給調整市場システムに登録している単独発電機または各リスト・パターンを選択し、その電源等コード（取引会員で設定する電源等データを一意に識別するコード）、パターン番号（各リスト・パターンを用いる場合に限る）、約定希望 $\Delta k W$ 、約定可能な最低 $\Delta k W$ （以下、「最小約定希望量」という）および30分あたりの単価を需給調整市場システムに登録する。

なお、30分あたりの単価は以下のとおりとする。

（1）入札単価

当面の間、取引会員は、取引規程（需給調整市場）第44条（**返還情報の登録**）**第1項各号**のいずれかまたは複数に該当する場合を除き、30分あたりの**入札**単価を市場運営者が商品区分ごとに公開する上限価格以下で需給調整市場システムに登録する。

また、**入札**単価の単位は、円/キロワットとし、銭単位まで登録する。

（2）持ち下げ単価分および起動費単価分

取引規程（需給調整市場）第44条（**返還情報の登録**）**第1項各号**のいずれかまたは複数に該当する場合、持ち下げ単価分および起動費単価分を需給調整市

場システムに登録する。

- 2 取引会員は、同一単独発電機および同一各リスト・パターンにおいて異なる入札単価で分割して入札することも可能とする。
- 3 取引会員は、単独発電機または各リスト・パターンの入札量上限を超える約定希望 Δ kW、最小約定希望量を登録してはならない。
- 4 取引会員は、同一の時間帯において、同一の系統コードに属する複数の各リスト・パターンを用いることはできない。
- 5 取引会員は、同一の時間帯において、同一の単独発電機または同一の各リスト・パターンを用いて、週間市場商品のうち、複数の商品区分に同時に入札することはできない。

ただし、第2項にもとづき複合商品に分割して入札する場合に、やむを得ず複数の商品区分に同時に入札するときはこの限りではない。

- 6 事業税相当額に収入割相当額を含む取引会員の場合、第1項により登録する Δ kWの入札単価は、あらかじめ需給調整市場システムへ登録した収入割に相当する率から算出される収入割相当額分を控除したものとする。

第6章 約定処理

(約定)

第32条 本市場における取引は、マルチプライスオークションとし、全国一市場で、商品ブロックごとに、三次調整力①、二次調整力②、二次調整力①および一次調整力の合成値をもとに算出する必要量（以下、「三次①から一次の複合必要量」という）、二次調整力②、二次調整力①および一次調整力の合成値をもとに算出する必要量（以下、「二次②から一次の複合必要量」という）、および二次調整力①および一次調整力の合成値をもとに算出する必要量（以下、「二次①から一次の複合必要量」という）。

また、三次①から一次の複合必要量、二次②から一次の複合必要量および二次①から一次の複合必要量をあわせて「複合必要量」という）ならびに各商品の必要量とともに充足するまで、調達費用が最小となるように以下のとおり約定する。

また、 Δ kW約定量は、最小約定希望量から約定希望 Δ kWまでの間で確定する。

- (1) Δ kWの入札単価の安いものから約定
- (2) Δ kWの入札単価が同値の場合、経由する連系線が少ないものから約定
- (3) 経由する連系線数が同値の場合、系統上優先されるエリアに連系しているも

のから約定

- 2 複合必要量または必要量を充足する約定予定の $\Delta k W$ において、最小約定希望量の制約がある場合に行う経済性を考慮した調達、連系線の運用容量制約、一次調整力のオフライン枠の落札量上限制約または約定処理における計算収束状況等により、第1項のとおり約定しないことがある。
- 3 市場運営者は、原則として実需給日に対応する前週火曜日の15時までに第1項の約定処理を実施する。
- 4 連系線の混雑等により連系線に制約が発生した場合は、分断後の当該エリアごとに第1項の約定処理を実施する。
- 5 当面の間、一次調整力（複合商品入札内数に一次調整力を含む場合を含む）は、以下の範囲ごとに広域調達する。
 - (1) 北海道電力ネットワーク株式会社の属地エリア
 - (2) 東北電力ネットワーク株式会社および東京電力パワーグリッド株式会社の属地エリア
 - (3) 中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社および九州電力送配電株式会社の属地エリア
- 6 当面の間、二次調整力①（複合商品入札内数に二次調整力①を含む場合を含む）は、属地エリアごとに調達し、連系線を経由した調達は行わない。
- 7 当面の間、取引会員は、上限価格を超える $\Delta k W$ 約定単価で約定した場合は、取引規程（需給調整市場）第44条（**返還情報の登録**）第1項各号のいずれかまたは複数の該当する場合を除き、上限価格を超える $\Delta k W$ 約定単価で約定した価格から上限価格を差し引いた額を属地エリアの一般送配電事業者に返還するものとする。

なお、複合商品に入札した場合、取引規程別冊（複合約定）第33条（約定の通知）第1項にもとづく約定結果の通知が単一商品の場合においても、複合商品における上限価格を適用する。

（約定の通知）

第33条 市場運営者は、第32条（約定）にもとづく約定結果を、約定処理後速やかに需給調整市場システムを通じて約定した当該取引会員および属地エリアの一般送配電事業者へ週間市場商品約定単位で通知する。

ただし、約定のない週間市場商品約定単位での通知はしない。

また、同一の単独発電機または各リスト・パターンが、同一の提供期間において、取引規程（需給調整市場）第2条（定義）(78)イ、ロ、ハまたはニのいずれか1つのみの種類の週間市場商品約定単位が通知された場合は、当該約定分は

複合商品ではなく単一商品に約定したものとみなし、それ以外の場合は複合商品に約定したものとみなす。

2 第1項にもとづき通知する内容は次の各号の事項とする。

- (1) 約定した単独発電機または各リスト・パターン
- (2) Δ kW約定量, Δ kW約定単価
- (3) 商品ブロック
- (4) 商品区分
- (5) 持ち下げ単価分および起動費単価分

3 第1項の通知をもって、取引が成立したものとし、取引会員は、提供期間において、 Δ kW約定量の供出が可能な状態に維持することおよび Δ kW約定量の範囲内で調整力を供出する義務を負う。

(計画等の提出)

第34条 第33条(約定の通知)で約定の通知を受領した取引会員は、約定の結果を反映した計画等を以下のとおり提出する。

- (1) 単独発電機で約定した場合、約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。登録後に1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画を変更する場合は、各30分コマの実需給の開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録する(商品ブロックの開始時刻の1時間前までに1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画の登録が間に合わなかった場合は、再登録はできないものとする)。

ただし、再登録をする1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画に含まれる30分コマのうち、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の30分コマの1分発電計画電力または属地周期発電計画電力計画は、すでに登録されている1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画の当該30分コマの1分発電計画電力または属地周期発電計画電力計画から変更することはできないものとする。

また、発電販売計画における発電上限は、取引規程(需給調整市場)第13条(リソース等が満たすべき要件)(1)ホに規定するものとする。

なお、発電販売計画、発電上限、1分発電計画電力計画および属地周期発電計画電力計画は第39条(アセスメント)に用いる。

- (2) 需要家リスト・パターンで約定した場合は以下のとおりとする。

イ 事前予測型を選択しているとき

- (イ) 専用線オンラインで接続するとき

取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した事前予測型基準値計画（1分）または基準値計画および属地周期基準値電力計画（事前予測型）を記載した事前予測型基準値計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。

(ロ) 監視方法がオフラインのとき

取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した事前予測型基準値計画（1分）または基準値計画および1秒基準値電力計画（事前予測型）を記載した事前予測型基準値計画（1秒）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。

ロ 直前計測型を選択しているとき

(イ) 専用線オンラインで接続する場合、取引会員は、約定した需要家リスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を、専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。

(ロ) 約定した需要家リスト・パターンの属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）は、以下のとおりとする。

a 専用線オンラインで接続するとき

約定した需要リソースの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの(イ)の属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績の平均値とする。

ただし、当該送信周期ごとにおける(イ)の需要実績の一部が送信されなかった場合は、当該送信されなかった部分を除いて送信された(イ)の需要実績の平均値を属地周期基準値電力（直前計測型）とみなす。

なお、(イ)の属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたものとする。

上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。

b 監視方法がオフラインのとき

約定した需要リソースの商品ブロックごとの直前計測型基準値内訳実績の合計基準値を1秒基準値電力（直前計測型）とみなす。

(ハ) 同一の需要家リスト・パターンが連続して週間市場商品に約定している場合は、最初の商品ブロックの1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基

準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を、当該連続して約定している商品ブロックのすべてに適用するものとする。

(ニ) 直前計測型基準値内訳実績は以下のとおりとする。

a 同一の需要家リスト・パターンが同一の提供期間に一次調整力以外の商品区分で約定している場合

小売電気事業者ごとの内訳を記載した直前計測型基準値内訳実績を、商品ブロックの属する月の翌月10日までに需給調整市場システムに登録する。

b 監視方法がオフラインで、aに該当しない場合

直前計測型基準値内訳実績を商品ブロックの属する月の翌月10日までに需給調整市場システムに登録する。

なお、合計基準値は約定した需要リソースの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの1秒ごとの需要実績の平均値とする。また、小売電気事業者ごとの内訳は提出不要とする。

(ホ) 同一の需要家リスト・パターンが同一の提供期間に一次調整力以外の商品区分で約定している場合、小売電気事業者ごとの基準値は、1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を2で除した値を、当該30分コマの直前計測型基準値内訳実績の小売電気事業者ごとの基準値相当の需要実績を直前計測型基準値内訳実績の合計値で除した比率で按分した値（以下、「修正後基準値」という）とする。小売電気事業者ごとの修正後基準値の合計値が1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を2で除した値と一致しない場合は、直前計測型基準値内訳実績のうち最初に記載された小売電気事業者の基準値は1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を2で除した値から、当該小売電気事業者以外の修正後基準値の合計値を差し引いた値とする。

ハ 逐次計測型を選択しているとき

(イ) 専用線オンラインで接続する場合、取引会員は、約定した需要家リスト・パターンの商品ブロックを5分ごとに区切った場合の、当該5分ごとの区切りの開始時刻の直前5分間の、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を、専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。

(ロ) 約定した需要家リスト・パターンの属地周期基準値電力（逐次計測型）または1秒基準値電力（逐次計測型）は、以下のとおりとする。

a 専用線オンラインで接続するとき

属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの(i)の需要実績の5分間の平均値とする。なお、5分間の平均値に用いる需要実績は、約定した需要リソースの商品ブロックを5分ごとに区切った場合の、当該5分ごとの区切りの開始時刻の直前5分間とする。

ただし、当該送信周期ごとにおける(i)の需要実績の一部が送信されなかった場合は、当該送信されなかった部分を除いて送信された(i)の需要実績の平均値を属地周期基準値電力（逐次計測型）とみなす。

なお、(i)の属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたものとする。

上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。

b 監視方法がオフラインのとき

約定した需要リソースの商品ブロックごとの直前計測型基準値内訳実績の合計基準値を1秒基準値電力（逐次計測型）とみなす。

(ハ) 監視方法がオフラインの場合、直前計測型基準値内訳実績を商品ブロックの属する月の翌月10日までに需給調整市場システムに登録する。

なお、合計基準値は約定した需要リソースの商品ブロックを5分ごとに区切った場合の、当該5分ごとの区切りの開始時刻の直前5分間の1秒ごとの需要実績の平均値の30分ごとの平均値（6点の平均値）とする。また、小売電気事業者ごとの内訳は提出不要とする。

なお、基準値計画、1分基準値電力計画（事前予測型）、属地周期基準値電力計画（事前予測型）、1秒基準値電力計画（事前予測型）、1分基準値電力計画（直前計測型）、属地周期基準値電力計画（直前計測型）、1秒基準値電力計画（直前計測型）、1秒基準値電力計画（逐次計測型）および属地周期基準値電力計画（逐次計測型）は第39条（アセスメント）に用いる。ただし、逐次計測型を選択している場合で、専用線オンラインで接続するときには、ハ(ロ) a によって得た値の30分ごとの平均値（6点の平均値）を1秒基準値電力計画（逐次計測型）および属地周期基準値電力計画（逐次計測型）として、第39条（アセスメント）(1)に用いる。

また、約定したパターン番号と基準値計画、事前予測型基準値計画（1分）、事前予測型基準値計画（属地周期）、事前予測型基準値計画（1秒）または直前計測型基準値内訳実績に記載されたパターン番号が異なる場合は、基準値計画、事前予測型基準値計画（1分）、事前予測型基準値計画（属地周期）、事前

予測型基準値計画（1秒）および直前計測型基準値内訳実績が提出されなかったものとする。

- (3) 発電機リスト・パターンで約定した場合、約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、専用線オンラインで接続する場合は1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画を、監視方法がオフラインの場合は1分発電計画電力計画または1秒発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。登録後に1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画または1秒発電計画電力計画を変更する場合は、各30分コマの実需給の開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録する（商品ブロックの開始時刻の1時間前までに1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画または1秒発電計画電力計画の登録が間に合わなかった場合は、再登録はできないものとする）。

ただし、再登録をする1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画または1秒発電計画電力計画に含まれる30分コマのうち、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の30分コマの1分発電計画電力、属地周期発電計画電力または1秒発電計画電力は、すでに登録されている1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画または1秒発電計画電力計画の当該30分コマの1分発電計画電力、属地周期発電計画電力または1秒発電計画電力から変更することはできないものとする。

なお、発電販売計画における発電上限は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(1)ホに規定するものとし、発電販売計画、発電上限、1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画および1秒発電計画電力計画は第39条（アセスメント）に用いる。

また、約定したパターン番号と1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画または1秒発電計画電力計画に記載されたパターン番号が異なる場合は、1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画および1秒発電計画電力計画が提出されなかったものとする。

- (4) ネガポジリスト・パターンで約定した場合は以下のとおりとする。

イ 発電リソースの場合

約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、専用線オンラインで接続する場合は1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画を、監視方法がオフラインの場合は1分発電計画電力計画または1秒発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。登録後に1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画または1秒発電計画電力計画を変更する場合は、各30分

コマの実需給の開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録する（商品ブロックの開始時刻の1時間前までに1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画または1秒発電計画電力計画の登録が間に合わなかった場合は、再登録はできないものとする）。

ただし、再登録をする1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画または1秒発電計画電力計画に含まれる30分コマのうち、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の30分コマの1分発電計画電力、属地周期発電計画電力または1秒発電計画電力は、すでに登録されている1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画または1秒発電計画電力計画の当該30分コマの1分発電計画電力、属地周期発電計画電力または1秒発電計画電力から変更することはできないものとする。

ロ 需要リソースの場合

(イ) 事前予測型を選択しているとき

a 専用線オンラインで接続するとき

取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した事前予測型基準値計画（1分）または基準値計画および属地周期基準値電力計画（事前予測型）を記載した事前予測型基準値計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。

b 監視方法がオフラインのとき

取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した事前予測型基準値計画（1分）または基準値計画および1秒基準値電力計画（事前予測型）を記載した事前予測型基準値計画（1秒）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。

(ロ) 直前計測型を選択しているとき

a 取引会員は、約定したネガポジリスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を、専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。

b 約定したネガポジリスト・パターンの属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）は、以下のとおりとする。

(a) 専用線オンラインで接続するとき

約定したネガポジリスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までのaの属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績の平均値とする。

ただし、**当該送信周期ごとにおける** aの**需要実績の一部**が送信され

なかった場合は、当該送信されなかった部分を除いて送信された a の需要実績の平均値を属地周期基準値電力（直前計測型）とみなす。

なお、a の属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が当該時間の終了時刻から 1 秒から 5 秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたものとする。

上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第 3 条（休業日・営業日および営業時間）第 3 項に定める平日とする。

(b) 監視方法がオフラインの場合

約定した需要リソースの商品ブロックごとの直前計測型基準値内訳実績の合計基準値を 1 秒基準値電力（直前計測型）とみなす。

- c 同一のネガポジリスト・パターンが連続して週間市場商品に約定している場合は、最初の商品ブロックの 1 分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または 1 秒基準値電力（直前計測型）を、当該連続して約定している商品ブロックのすべてに適用するものとする。

- d 直前計測型基準値内訳実績は以下のとおりする。

(a) 同一のネガポジリスト・パターンが同一の提供期間に一次調整力以外の商品区分で約定している場合

小売電気事業者ごとの内訳を記載した直前計測型基準値内訳実績を、商品ブロックの属する月の翌月 10 日までに需給調整市場システムに登録する。

(b) 監視方法がオフラインで、(a)に該当しない場合

直前計測型基準値内訳実績を商品ブロックの属する月の翌月 10 日までに需給調整市場システムに登録する。

なお、合計基準値は約定した需要リソースの商品ブロックの開始時刻の 5 分前から開始時刻までの 1 秒ごとの需要実績の平均値とする。

また、全ての小売電気事業者ごとの内訳は提出不要とする。

- e 同一のネガポジリスト・パターンが同一の提供期間に一次調整力以外の商品区分で約定している場合、小売電気事業者ごとの基準値は、修正後基準値とする。小売電気事業者ごとの修正後基準値の合計値が 1 分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または 1 秒基準値電力（直前計測型）を 2 で除した値と一致しない場合は、直前計測型基準値内訳実績のうち最初に記載された小売電気事業者の基準値は 1 分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）ま

たは1秒基準値電力（直前計測型）を2で除した値から，当該小売電気事業者以外の修正後基準値の合計値を差し引いた値とする。

(ハ) 逐次計測型を選択しているとき

a 取引会員は，約定したネガポジリスト・パターンの商品ブロックを5分ごとに区切った場合の，当該5分ごとの区切りの開始時刻の直前5分間の，属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を，専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。

b 約定したネガポジリスト・パターンの属地周期基準値電力（逐次計測型）または1秒基準値電力（逐次計測型）は，以下のとおりとする。

(a) 専用線オンラインで接続するとき

約定したネガポジリスト・パターンの商品ブロックの属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとのaの需要実績の5分間の平均値とする。なお，5分間の平均値に用いる需要実績は，商品ブロックを5分ごとに区切った場合の，当該5分ごとの区切りの開始時刻の直前5分間とする。

ただし，当該5分ごとの区切りの開始時刻の直前5分間におけるaの需要実績の一部が送信されなかった場合は，当該送信されなかった部分を除いて送信されたaの需要実績の平均値を属地周期基準値電力（逐次計測型）とみなす。

なお，aの属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で，属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われた場合には，送信されたものとする。

上記の営業日は，属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし，取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。

(b) 監視方法がオフラインの場合

約定した需要リソースの商品ブロックごとの直前計測型基準値内訳実績の合計基準値を1秒基準値電力（逐次計測型）とみなす。

c 監視方法がオフラインの場合，直前計測型基準値内訳実績を商品ブロックの属する月の翌月10日までに需給調整市場システムに登録する。

なお，合計基準値は約定した需要リソースの商品ブロックを5分ごとに区切った場合の，当該5分ごとの区切りの開始時刻の直前5分間の1秒ごとの需要実績の平均値の30分ごとの平均値（6点の平均値）とする。また，小売電気事業者ごとの内訳は提出不要とする。

なお、発電販売計画における発電上限は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(1)ホに規定するものとし、発電販売計画、発電上限、1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画、1秒発電計画電力計画、基準値計画、1分基準値電力計画（事前予測型）、属地周期基準値電力計画（事前予測型）、1秒基準値電力計画（事前予測型）、1分基準値電力計画（直前計測型）、属地周期基準値電力計画（直前計測型）、1秒基準値電力計画（直前計測型）、**属地周期基準値電力計画（逐次計測型）および1秒基準値電力計画（逐次計測型）**は第39条（アセスメント）に用いる。**ただし、逐次計測型を選択している場合で、専用線オンラインで接続するときには、ロ(ハ) b(a)によって得た値の30分ごとの平均値（6点の平均値）を1秒基準値電力計画（逐次計測型）および属地周期基準値電力計画（逐次計測型）として、第39条（アセスメント）(1)に用いる。**

また、約定したパターン番号と1秒発電計画電力計画、1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画、基準値計画、事前予測型基準値計画（1分）、事前予測型基準値計画（属地周期）、事前予測型基準値計画（1秒）または直前計測型基準値内訳実績に記載されたパターン番号が異なる場合は、1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画、1秒発電計画電力計画、基準値計画、事前予測型基準値計画（1分）、事前予測型基準値計画（属地周期）、事前予測型基準値計画（1秒）および直前計測型基準値内訳実績が提出されなかったものとする。

- 2 余力活用に関する契約を締結している場合で、同一の時間帯における約定したパターン番号、第1項にもとづき提出された計画等のパターン番号、および余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号の全部または一部が異なるとき（同一の時間帯において余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号が提出されない場合および余力の運用規程における第24条（各種計画提出）第4項の定め反する場合も含む）の第1項にもとづき提出された計画等および余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号は以下のとおり取り扱う。

- (1) 需要家リスト・パターン

基準値計画のパターン番号を用いる。

ただし、約定したパターン番号と基準値計画、事前予測型基準値計画（1分）、事前予測型基準値計画（属地周期）**または**事前予測型基準値計画（1秒）に記載されたパターン番号が異なる場合は、基準値計画、事前予測型基準値計画（1分）、事前予測型基準値計画（属地周期）**および**事前予測型基準値計画（1秒）が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。

(2) 発電機リスト・パターン

イ 専用線オンラインで接続する場合

1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画のパターン番号を用いる。

ロ 監視方法がオフラインの場合

1分発電計画電力計画または1秒発電計画電力計画のパターン番号を用いる。

ただし、約定したパターン番号と1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画、1秒発電計画電力計画に記載されたパターン番号が異なる場合は、1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画、1秒発電計画電力計画が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。

(3) ネガポジリスト・パターン

イ 発電リソースを用いる場合

(イ) 専用線オンラインで接続する場合

1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画のパターン番号を用いる。

(ロ) 監視方法がオフラインの場合

1分発電計画電力計画または1秒発電計画電力計画のパターン番号を用いる。

ロ 需要リソースを用いる場合

基準値計画のパターン番号を用いる。

ハ 発電リソースおよび需要リソースを用いる場合

基準値計画のパターン番号を用いる。

ただし、約定したパターン番号と1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画、1秒発電計画電力計画、基準値計画、事前予測型基準値計画（1分）、事前予測型基準値計画（属地周期）または事前予測型基準値計画（1秒）に記載されたパターン番号が異なる場合は、1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画、1秒発電計画電力計画、基準値計画、事前予測型基準値計画（1分）、事前予測型基準値計画（属地周期）および事前予測型基準値計画（1秒）が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。

- 3 余力活用に関する契約において一次調整力に相当する機能以外で契約を締結している場合、または余力活用に関する契約を締結していない場合で同一リソースが同一提供期間に他の商品区分に約定しているときは、取引規程別冊（複合約定）第34条（計画等の提出）のとおりとする。

第7章 調整の実施

(調整の実施の原則)

第35条 $\Delta k W$ 約定量にもとづく調整の実施は、属地エリアの周波数偏差を検知し、リソースの調定率にもとづき調整を行うこととし、属地エリアの一般送配電事業者からの指令は行わない。

なお、同一の系統コードの単独発電機または各リスト・パターンにおいて、同一提供期間に異なる商品区分で約定している場合の当該提供期間における各商品の指令は別表3のとおり。

2 第24条（実働試験の実施方法）(1)ロ(㍑)および第39条（アセスメント）(3)に定める評価により第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める要件の不適合が判明したときは、取引会員の求めに応じ、事後的に属地エリアの一般送配電事業者から取引会員に対し所定の様式により、不適合となった30分コマの周波数実績等を開示することとする。

3 本市場にて約定したリソースおよび余力活用に関する契約を締結しているリソースに対する調整の実施は全国大で行うこととし、上げ調整指令はV1単価の安いものから順に行い、下げ調整指令はV2単価の高い順に行う（一次調整力に相当する機能のリソースを除く）。

ただし、連系線の運用容量制約および系統制約が生じる場合等はその限りではない。

なお、二次調整力①の商品区分に相当する機能に対する調整の実施は、属地エリアごとに行うこととし、上げ調整指令および下げ調整指令は、系統周波数を一定に保つよう、属地エリアごとの一括指令または出力変化速度など属地エリアごとの優先順位による指令を行う。

4 余力活用に関する契約を締結しているリソースが本市場にて約定した場合、そのリソースの余力の範囲で一体的に指令を行い、この場合においても属地エリアの周波数偏差を検知し、リソースの調定率にもとづき調整を行うこととする。

(約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え)

第36条 取引会員が、約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替えを希望する場合、当該取引会員は、提供期間の開始時刻の1時間前までに差替え後の単独発電機または各リスト・パターンの情報を需給調整市場システムに再登録し、再登録後直ちに、第34条（計画等の提出）に準じて再登録後の計画等を提出または登録する。この場合、差替え後の単独発電機および各リスト・パターンを複数と

することは可能とする。

また、以下の各号のいずれかに該当する場合は、各号に定める方法による差替えを行うことができない。

(1) 単独発電機を用いた差替えを行う場合

イ 同一の時間帯に本市場において約定している単独発電機の時、当該単独発電機の $\Delta k W$ 約定量（同一提供期間において複数約定している場合は、当該単独発電機の $\Delta k W$ 約定量の合計値とする）および複合 $\Delta k W$ 約定量（同一提供期間において複数約定している場合は、当該単独発電機の複合 $\Delta k W$ 約定量の合計値とする）を入札量上限から差し引いた量を超えて、当該単独発電機を用いた差替えを行うこと。

ただし、複合約定対象商品の $\Delta k W$ 約定量は差し引かない。

なお、入札期間中および約定処理中の単独発電機に係る差替えは、当該単独発電機が約定しているものとみなして扱う。

ロ 監視方法がオンラインの場合、差替え先として、監視方法がオフラインのリソースを用いた差替えを行うこと。

(2) 各リスト・パターンを用いた差替えを行う場合

イ 異なる商品区分のみに供出可能な各リスト・パターンを用いること。

ロ 同一の時間帯において、同一の系統コードに属する複数の各リスト・パターンを用いること。

ハ 同一の時間帯に本市場において各リスト・パターンを用いるとき、当該各リスト・パターンの $\Delta k W$ 約定量（同一提供期間において複数約定している場合は、当該各リスト・パターンの $\Delta k W$ 約定量の合計値とする）および複合 $\Delta k W$ 約定量（同一提供期間において複数約定している場合は、当該各リスト・パターンの複合 $\Delta k W$ 約定量の合計値とする）を入札量上限から差し引いた量を超えて、当該各リスト・パターンを用いた差替えを行うこと。

ただし、複合約定対象商品の $\Delta k W$ 約定量は差し引かない。

ニ 異なる商品区分に約定した各リスト・パターンの差替えを希望する場合で、差替え後の各リスト・パターンとして、差替え前の各リスト・パターンと同一時間帯の異なる商品に約定している各リスト・パターンを用いること。

なお、入札期間中および約定処理中の各リスト・パターンに係る差替えは、当該各リスト・パターンが約定しているものとみなして扱う。

ホ 監視方法がオンラインの場合、差替え先として、監視方法がオフラインのリソースを用いた差替えを行うこと。

なお、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンは、第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める要件に適合し、当該取引会員が属地エリアの一般送配電事業者と「需給調整市場に関する契約」を締結しているものに限る。

また、複数の単独発電機または各リスト・パターンに差替える場合は、第39条（アセスメント）および取引規程（需給調整市場）第40条（ペナルティ）における算定上、第39条（アセスメント）および取引規程（需給調整市場）第40条（ペナルティ）の $\Delta k W$ 約定量は、差替え前の単独発電機または各リスト・パターンの $\Delta k W$ 約定量を差替え後のそれぞれの単独発電機または各リスト・パターンへ配分した値とし、それぞれの単独発電機または各リスト・パターンごとに評価を行う。

- 2 第1項により差替えを希望する場合は、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンは、連系線の運用容量に影響を与えないよう、差替え前の単独発電機または各リスト・パターンと同一の属地エリアから選定する。
- 3 第1項により差替えた場合、取引会員は、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンの $\Delta k W$ 約定単価を、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンに応じた $\Delta k W$ 約定単価（関係規程類において望ましいとされる値）となるよう変更すること。

ただし、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンの $\Delta k W$ 約定単価が差替え前の $\Delta k W$ 約定単価を上回る場合は、差替え前の $\Delta k W$ 約定単価以下の値とすること。

また、取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第1項各号のいずれかまたは複数に該当する場合、持ち下げ単価分および起動費単価分を登録すること。

- 4 第1項の規定にかかわらず、取引規程別冊（三次調整力②）第30条（入札受付時間）に定める三次調整力②の入札受付時間および取引規程別冊（三次調整力②）第32条（約定）に定める約定処理の実施中においては、提供期間が実需給前日となる一次調整力の差替えを行うことはできない。

（単独発電機または各リスト・パターンにおけるトラブル対応）

第37条 約定した単独発電機または各リスト・パターンが、 $\Delta k W$ 約定量を供出できなくなった場合、取引会員は、提供期間の開始時刻の1時間前までの間に以下のとおり対応する。

- (1) 取引会員は、 $\Delta k W$ 約定量を供出できなくなった単独発電機または各リスト・パターンについて、第36条（約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え）に準じて代替する単独発電機（複数の単独発電機による代替も可能とする）または各リスト・パターンの再登録を行う。
- (2) 取引会員は、(1)の再登録ができない場合または再登録した単独発電機または各リスト・パターンが $\Delta k W$ 約定量を供出できない場合は、直ちに需給調整市場システムに代替不可の内容を登録（以下、「代替不可申請」という）する

とともに、その旨を属地エリアの一般送配電事業者へ電話等を用いて連絡する。

- (3) (2)の連絡を受けた属地エリアの一般送配電事業者は、他の取引会員または他の一般送配電事業者へ代替可能な単独発電機または各リスト・パターンの供出を依頼する。

ただし、第3項の地内系統混雑の通知により $\Delta k W$ 約定量を供出できなくなった場合、属地エリアの一般送配電事業者への連絡は不要とする。

- 2 取引会員は、 $\Delta k W$ 約定量を供出できなくなった単独発電機または各リスト・パターンについて、供出できなくなった理由を所定の様式にて速やかに属地エリアの一般送配電事業者に提出する。

ただし、第3項の地内系統混雑の通知により $\Delta k W$ 約定量を供出できなくなった場合、属地エリアの一般送配電事業者への提出は不要とする。

- 3 属地エリアの一般送配電事業者は、地内系統混雑により $\Delta k W$ 約定量を供出できなくなった約定結果について取引会員に通知し、第36条（約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え）に準じて単独発電機の差替えもしくは代替不可申請を求める。

- 4 取引会員が代替不可申請を行った場合、第39条（アセスメント）および取引規程（需給調整市場）第40条（ペナルティ）における算定上、第39条（アセスメント）および取引規程（需給調整市場）第40条（ペナルティ）の $\Delta k W$ 約定量は、 $\Delta k W$ 約定量から代替不可申請に応じた量を減じた値とする。

（ $\Delta k W$ の供出協力）

第38条 取引会員は、次の各号のいずれかに該当する場合で、属地エリアの一般送配電事業者から商品ブロックの開始時刻の1時間前までにおいて、 $\Delta k W$ の供出を要請されたときは、可能な範囲で協力する。

- (1) 第37条（単独発電機または各リスト・パターンにおけるトラブル対応）第1項(3)の規定により、属地エリアの一般送配電事業者から代替となる単独発電機または各リスト・パターンの供出依頼を受けた場合
- (2) 需給調整市場システムの障害等に伴い、需給調整市場システムによる約定処理ができない場合
- (3) 連系線のトラブル等により、約定結果を踏まえた調整が行えない場合
- (4) $\Delta k W$ 約定量が必要量に満たなかった場合

- 2 第1項により $\Delta k W$ の供出協力に応じた取引会員は、第34条（計画等の提出）により、代替の結果を反映した計画等を提出する。また、取引会員は、必要に応じて、取引規程（需給調整市場）第18条（調整電力量料金に適用する単価の登録）の規定により、調整電力量料金に適用する単価を登録する。

- 3 第1項により $\Delta k W$ の供出協力に応じた単独発電機または各リスト・パターンは、第32条（約定）により約定したものとして扱う。

なお、 $\Delta k W$ の供出協力に応じた単独発電機または各リスト・パターンにおける $\Delta k W$ 約定単価は、当該提供期間における約定結果をもとに属地エリアの一般送配電事業者との協議により決定した単価とし、複数の商品区分に約定している場合のV1単価およびV2単価は、取引規程（需給調整市場）第18条（調整電力量料金に適用する単価の登録）の規定により登録された単価とする。

第8章 アセスメント

（アセスメント）

第39条 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員が、提供期間において、 $\Delta k W$ 約定量の供出が可能な状態に維持していることおよび属地エリアの周波数偏差を検知し、リソースの調定率にもとづき実際に調整していることを確認するため、次のとおり提供期間の30分コマごとにアセスメント（以下、「アセスメント」という）を実施する。

- (1) 提供期間におけるリソースの供出可能量が $\Delta k W$ 約定量を下回っていないことを評価する（以下、「アセスメントⅠ」という）ものとし、アセスメントⅠにおける供出可能量は、次の式により算定された値とする。

ただし、同一リソースが同一提供期間において複数約定している場合は、 $\Delta k W$ 約定単価が安い順にアセスメントⅠをそれぞれ実施するものとする。また、同一リソースが同一提供期間において三次調整力②または週間市場商品に約定している場合は、三次調整力②および週間市場商品とあわせてアセスメントⅠを実施するものとする。

なお、取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第2項各号のいずれかまたは複数に該当する場合を除き、週間市場商品の $\Delta k W$ 約定単価が上限価格を超えている場合にアセスメントⅠに用いる $\Delta k W$ 約定単価は、約定した週間市場商品の上限価格とする。

ただし、取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第2項各号のいずれかまたは複数に該当する場合を除き、複合商品に入札した場合、取引規程別冊（複合約定）第33条（約定の通知）第1項にもとづく約定結果の通知が単一商品の場合においても、複合商品における上限価格を適用する。

また、発電上限電力に出力制約等がある場合は以下の算定式におけるGF幅（定格出力外）を加算しないものとする。

イ 同一リソースが同一提供期間において複数約定していない場合

(イ) 単独発電機の場合

発電上限電力－発電計画電力＋G F 幅（定格出力外）

(ロ) 発電機リスト・パターンの場合

合計発電上限電力－合計発電計画電力＋G F 幅（定格出力外）

(ハ) 需要家リスト・パターンの場合

合計基準値電力－合計需要抑制計画電力

(ニ) ネガポジリスト・パターンの場合

（合計発電上限電力－合計発電計画電力）＋（合計基準値電力－合計需要抑制計画電力）＋G F 幅（定格出力外）

ロ 同一リソースが同一提供期間において複数約定している場合

(イ) 単独発電機の場合

発電上限電力－発電計画電力＋G F 幅（定格出力外）－控除 $\Delta k W$ 約定量

(ロ) 発電機リスト・パターンの場合

合計発電上限電力－合計発電計画電力＋G F 幅（定格出力外）－控除 $\Delta k W$ 約定量

(ハ) 需要家リスト・パターンの場合

合計基準値電力－合計需要抑制計画電力－控除 $\Delta k W$ 約定量

(ニ) ネガポジリスト・パターンの場合

（合計発電上限電力－合計発電計画電力）＋（合計基準値電力－合計需要抑制計画電力）＋G F 幅（定格出力外）－控除 $\Delta k W$ 約定量

上式の控除 $\Delta k W$ 約定量とは、当該リソースにおいて評価対象の約定分の $\Delta k W$ 約定単価より $\Delta k W$ 約定単価が安い約定分、および評価対象の約定分と $\Delta k W$ 約定単価が同一かつ既に評価を行った約定分の $\Delta k W$ 約定量（複合商品の場合は、複合 $\Delta k W$ 約定量）の合計値とする。

(2) 属地エリアの一般送配電事業者が、提出された発電販売計画における発電上限において出力制約等が適切に反映されておらず不適当と認めた場合、アセスメント I における発電上限電力または合計発電上限電力は、属地エリアの一般送配電事業者が出力制約等を適切に反映した発電上限電力または合計発電上限電力とする。

また、以下のいずれかに該当する場合は、アセスメント I における供出可能量はゼロとして扱う。

イ 需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターン（需要リソースを用いる場合に限る）の場合で、直前計測型を選択しているときであって、以下のいずれかに該当する場合

(イ) 約定した商品ブロックの開始前 5 分間（同一の需要家リスト・パターンま

たはネガポジリスト・パターンが連続して週間市場商品に約定している場合は、最初の商品ブロックの開始前5分間とする）における属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が1点も送信されなかったとき（監視方法がオフラインの場合を除く）。

なお、専用線オンラインで接続する場合、上記の需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたものとする。

上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。

(ロ) 直前計測型基準値内訳実績が未提出のとき

ロ 需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターン（需要リソースを用いる場合に限る）の場合で、逐次計測型を選択しているときであって、以下のいずれかに該当する場合

(イ) 約定した商品ブロックを5分ごとに区切り、当該5分ごとの区切りの開始時刻の直前5分間における属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が1点も送信されなかったとき（監視方法がオフラインの場合を除く）。

なお、専用線オンラインで接続する場合、上記の需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたものとする。

上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。

(ロ) 直前計測型基準値内訳実績が未提出のとき

ハ イおよびロ以外の場合であって、以下に該当する場合

第34条（計画等の提出）で求められる需給調整市場システムに登録する計画が未提出のとき、または第34条（計画等の提出）で求められる計画が電力広域的運営推進機関の定める「ビジネスプロトコル標準規格」に準拠しないとき

(3) 提供期間において、属地エリアの周波数偏差を検知し、リソースの調定率にもとづき実際に調整を実施していることを評価する（以下、「アセスメントⅡ」という）ものとする。また、平常時および異常時の各々で評価を行うこととする。ただし、監視方法がオフラインの場合、ロに定めるアセスメントⅡは行わ

ないものとする。

イ 平常時におけるアセスメントⅡ

属地エリアの一般送配電事業者が任意の時間帯を選定し、ハで算定する当該時間帯の供出電力（属地周期）または供出電力（1秒）を用いて、30分コマごとに近似線を作成する。その近似線の傾きが当該リソースの調定率の傾きと同方向である場合に調整したと判定する。

また、専用線オンラインで接続する場合、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）に定める瞬時供出電力が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われなかったことにより、ハに定める供出電力（属地周期）が算定できなかったときは、当該供出電力（属地周期）について許容範囲を逸脱したものとして扱う。

上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。

ロ 異常時におけるアセスメントⅡ

ハで算定する供出電力（属地周期）が、（イ）で算定する許容範囲内であることを30分コマごとに、属地エリアの一般送配電事業者の送信周期ごとに確認することとする。また、評価は属地エリアの一般送配電事業者が電源脱落等の発生を検知した時刻（ただし、属地エリアの一般送配電事業者が電源脱落等の発生を検知した時刻において基準周波数以上の場合は、電源脱落等発生後、最初に基準周波数を下回った時刻とする）を起点に10秒後（ただし、周波数が基準周波数から0.2ヘルツ（北海道電力ネットワーク株式会社の属地エリアにおいては0.3ヘルツ）を差し引いた値を最初に下回った時刻の方が遅い場合は当該時刻）の出力値変化量が周波数偏差にもとづく理論値（理論値が $\Delta k W$ 約定量より大きい場合は、 $\Delta k W$ 約定量とする）に到達していること、および周波数低下の継続中は、最低5分以上継続して出力していることを確認し、計測点の内、1点でも許容範囲外である場合は、当該計測点を含む30分コマを調整できなかったと判定する。

なお、上記の「周波数低下の継続中」とは、周波数が基準周波数から0.2ヘルツ（北海道電力ネットワーク株式会社の属地エリアにおいては0.3ヘルツ）を差し引いた値を継続して下回る場合とする。

（イ）許容範囲の算定

アセスメントⅡにおける許容範囲は、属地エリアの一般送配電事業者が電源脱落等の発生を検知した時刻（ただし、属地エリアの一般送配電事業者が電源脱落等の発生を検知した時刻において基準周波数以上の場合は、

電源脱落等発生後、最初に基準周波数を下回った時刻とする)を起点に10秒後(ただし、周波数が基準周波数から0.2ヘルツ(北海道電力ネットワーク株式会社の属地エリアにおいては0.3ヘルツ)を差し引いた値を最初に下回った時刻の方が遅い場合は当該時刻)から周波数低下が継続している期間(5分を上限とする)において、以下のとおり算定する。

「属地エリアの一般送配電事業者が電源脱落等の発生を検知した時刻(ただし、属地エリアの一般送配電事業者が電源脱落等の発生を検知した時刻において基準周波数以上の場合は、電源脱落等発生後、最初に基準周波数を下回った時刻とする)を起点に10秒後(ただし、周波数が基準周波数から0.2ヘルツ(北海道電力ネットワーク株式会社の属地エリアにおいては0.3ヘルツ)を差し引いた値を最初に下回った時刻の方が遅い場合は当該時刻)の周波数偏差にもとづく理論値(理論値が当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量より大きい場合には、当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量とする)－当該30分コマの $\Delta k W$ 約定量 $\times 10\%$ 」以上

- (ロ) (イ)に規定する $\Delta k W$ 約定量は、同一リソースが同一提供期間において、一次調整力に複数約定している場合、当該リソースの一次調整力の $\Delta k W$ 約定量の合計値とする。

ハ 供出電力(属地周期)または供出電力(1秒)の算定

属地エリアの一般送配電事業者は、取引規程(需給調整市場)第13条(リソース等が満たすべき要件)の規定にもとづき受信または、提出された瞬時供出電力から供出電力(属地周期)または供出電力(1秒)を次のとおり算定する。

- (イ) 専用線オンラインで接続する場合、供出電力(属地周期)を次のとおり算定する。

なお、供出電力(属地周期)の算定において、平常時のアセスメントⅡにおいては、遅れ時間(2秒)および取引会員と属地一般送配電事業者の間で協議のうえ定める上り伝送遅延時間の補正を行い、異常時のアセスメントⅡにおいては取引会員と属地一般送配電事業者の間で協議のうえ定める上り伝送遅延時間の補正を行うものとする。

a 単独発電機の場合

- (a) 補正計測電力を瞬時供出電力として受信しているとき

受信した瞬時供出電力から属地周期発電計画電力を差し引いた値

- (b) 補正計測電力から属地周期発電計画電力を差し引いた値を瞬時供出電力として受信しているとき

受信した瞬時供出電力

b 各リスト・パターンの場合

受信した瞬時供出電力

(ロ) 監視方法がオフラインの場合、供出電力（1秒）は提出された瞬時供出電力とする。

なお、供出電力（1秒）の算定において、平常時のアセスメントⅡにおいては、属地エリアの遅れ時間（2秒）の補正を行うものとする。

(4) (3)イに定める平常時のアセスメントⅡにおいて、下げ調整の応動が原因となり、アセスメント不適合となる場合、(3)ハに定める供出電力（属地周期）または供出電力（1秒）のうち、下げ調整による応動をしている点を除き、再度アセスメントⅡを実施するものとする。

(5) 以下に該当する30分コマについては、アセスメントⅡの対象外とする。

イ 余力活用に関する契約を締結していない場合で、第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める $\Delta k W$ の要件を超えて指令を行った時間を含むとき

ロ 余力活用に関する契約を締結している場合で、第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）第1項(2)に定める指令以外の方法で指令を行った時間を含むとき

ハ 余力活用に関する契約において、三次調整力②に相当する機能、三次調整力①に相当する機能、二次調整力②に相当する機能のいずれか、または複数の機能で契約を締結していない場合で、EDCを使用した時間を含むとき

ニ 余力活用に関する契約において、二次調整力①に相当する機能で契約を締結していない場合で、LFCを使用した時間を含むとき

(6) (3)ハに定める供出電力（属地周期）または供出電力（1秒）を30分コマごとに平均した値が、欠測等により託送供給の用に供する計量器により計量された電力量を2倍して電力に換算した値と一定の閾値を超えるかい離があった場合は、取引会員と属地エリアの一般送配電事業者において協議を行うこととし、かい離の原因が取引会員が用いる計量器と託送供給の用に供する計量器の計測誤差または取引会員が用いる計量器と託送供給の用に供する計量器の異常等にもとづくものと属地エリアの一般送配電事業者が認めるときに限り、取引会員に対し、アセスメントⅡに用いる実績の代用データの提出を求め、あらためて供出電力（属地周期）または供出電力（1秒）を定める。

また、属地エリアの一般送配電事業者が認めないと判断した場合は、アセスメントⅡの不適合等の処置を実施する。

なお、当該取引における取引規程（需給調整市場）第46条（決済の対象）に定める約定料金およびペナルティ料金に係る支払期日は、取引規程（需給調整市場）第51条（料金等の授受）にかかわらず、協議が完了した翌月の末日（当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日）とする。

(7) 属地エリアの一般送配電事業者は必要に応じて、監視方法がオフラインを選択しているリソースの応動実績値を取引会員へ事前の通知なしに直接確認す

ることができる。応動実績値の確認を求められた取引会員は、その求めに遅滞なく応じなければならない。上記確認の結果、アセスメントⅡに提出された応動実績値に改ざん等の不正行為があると属地エリアの一般送配電事業者が判断した場合、アセスメントⅡの不適合等の処置の実施および取引規程（需給調整市場）第41条（アセスメント要件不適合時の対応）第3項の処分を行う。

なお、当該取引における取引規程（需給調整市場）第46条（決済の対象）に定める約定料金およびペナルティ料金に係る支払期日は、取引規程（需給調整市場）第51条（料金等の授受）にかかわらず、協議が完了した翌月の末日（当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日）とする。

- (8) 同一リソースが同一提供期間において、以下に該当する場合は、(2)から(7)の定めにかかわらず、取引規程別冊（複合約定）第39条（アセスメント）に定めるアセスメントⅡを実施するものとし、その結果を約定している全ての商品に適用するものとする。

イ 三次調整力②、三次調整力①、二次調整力②、二次調整力①または複合商品のいずれか、または複数に同時に約定している場合

ロ 余力活用に関する契約において、三次調整力②に相当する機能、三次調整力①に相当する機能、二次調整力②に相当する機能、二次調整力①に相当する機能のいずれか、または複数の機能で契約を締結している場合

取引規程別冊（複合約定）

取引規程別冊（複合約定）は、取引規程（需給調整市場）にもとづき、複合商品の取引に関する事前審査（第3章）、取引の実施（第4章）、入札（第5章）、約定処理（第6章）、調整の実施（第7章）およびアセスメント（第8章）について定めるものである。

なお、章数および条数は、取引規程（需給調整市場）の章数および条数にそれぞれ対応する。

目 次

第3章 事前審査

第ただし、約定したパターン番号（性能確認）	254
第22条（確認項目）	255
第23条（性能データに関わる提出資料）	255
第24条（実働試験の実施方法）	256

第4章 取引の実施

第25条（取引）	260
第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）	260
第27条（取引の実施方法）	260
第28条（実施日）	261
第29条（ $\Delta k W$ の入札単位）	261
第30条（入札受付時間）	261

第5章 入札

第31条（入札方法等）	262
-------------	-----

第6章 約定処理

第32条（約定）	263
第33条（約定の通知）	264
第34条（計画等の提出）	265

第7章 調整の実施

第35条（調整の実施の原則）	266
第36条（約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え）	266
第37条（単独発電機または各リスト・パターンにおけるトラブル対応）	268
第38条（ $\Delta k W$ の供出協力）	269

第8章 アセスメント

第39条（アセスメント）	270
--------------	-----

第3章 事前審査

(性能確認)

第21条 取引会員は取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）の登録時に複合約定を希望する場合は、複合約定に係る性能確認の申請を行い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録された単独発電機または各リスト・パターンに含まれるリソースが第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める当該商品の要件に適合していることを確認する（以下、「性能確認」という）。

2 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録された性能確認に必要となるデータ（以下、「性能データ」という）にもとづき、原則として3ヶ月以内に性能確認を実施する。

3 取引会員は、当該申請にあたり、第23条（性能データに関わる提出資料）に定める性能データを需給調整市場システムへ登録する。

なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについては、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送等にて属地エリアの一般送配電事業者に提出する。

また、第23条（性能データに関わる提出資料）に定める性能データのうち稼働実績データ等については、当事者以外が作成したもので現状の機能を反映した最新のものとする。

ただし、実証事業等に活用したデータについて、属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合には、当事者が作成したもので可能とする。

4 第22条（確認項目）(1)、(2)について、試験成績書もしくは稼働実績データ等の提出が困難な場合または試験成績書もしくは稼働実績データ等では第22条（確認項目）に定める確認ができなかった場合は性能確認として実働試験を実施する。

なお、実働試験に係る費用は、取引会員が負担する。

5 性能確認は、単独発電機の場合は原則としてユニットごとに実施する。

また、各リスト・パターンを用いる場合は、原則として各リスト・パターンごとに実施する。

6 属地エリアの一般送配電事業者が現地調査の実施や詳細データの提出を求めた場合、取引会員はその求めに応じるものとする。

7 属地エリアの一般送配電事業者は、単独発電機または各リスト・パターンが第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める要件に適合するか否かの合否判定を、取引会員に通知する。適合していると判断された場合は、属地エリアの一般送配電事業者は取引会員と「需給調整市場に関する契約」の締結に向けた協議を開始する。

また、適合しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該単

独発電機または各リスト・パターンを用いて複合商品による取引をすることはできない。

- 8 性能確認による適合判定後に、性能データを変更する場合、取引会員は性能データを需給調整市場システムに再登録後、性能確認の申請を行い、原則として性能確認を受けるものとする。

なお、リソースのスイッチングやトラブルに伴い各リスト・パターンに変更が生じた場合で、属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略することがある。

また、需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンのリソースの変更がなく、基準値の設定方法のみを変更する場合、変更後の基準値の設定方法で既に性能確認による適合判定を受けていて、属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略することができる。

(確認項目)

第22条 第21条（性能確認）の確認項目は以下のとおりとする。

- (1) 複合約定を希望する商品に係る各商品の要件

- イ 複合約定を希望する商品に一次調整力を含む場合、取引規程別冊（一次調整力）第22条（確認項目）のとおりとする。
- ロ 複合約定を希望する商品に二次調整力①を含む場合、取引規程別冊（二次調整力①）第22条（確認項目）のとおりとする。
- ハ 複合約定を希望する商品に二次調整力②を含む場合、取引規程別冊（二次調整力②）第22条（確認項目）のとおりとする。
- ニ 複合約定を希望する商品に三次調整力①を含む場合、取引規程別冊（三次調整力①）第22条（確認項目）のとおりとする。

- (2) 複合約定を希望する商品に係る合成した指令信号への追従

- イ 第26条（取引対象の Δ kW）に規定する応動時間以内に応札予定の複合商品に係る合成した指令に追従すること。
- ロ 提供期間中は繰り返し指令に応じること。
- ハ 供出可能量のうち、一部の量が発動可能であること。

なお、(1)の確認により、(2)の確認を代替できる場合もあり、確認項目の詳細は属地エリアの一般送配電事業者が調整できるものとする。

(性能データに関わる提出資料)

第23条 第21条（性能確認）の確認のために取引会員が提出する性能データに関わる提出資料は以下のとおりとする。

- (1) 複合約定を希望する商品に係る各商品の要件に関する資料

- イ 複合約定を希望する商品に一次調整力を含む場合、取引規程別冊（一次調整力）第23条（性能データに関わる提出資料）のとおりとする。
 - ロ 複合約定を希望する商品に二次調整力①を含む場合、取引規程別冊（二次調整力①）第23条（性能データに関わる提出資料）のとおりとする。
 - ハ 複合約定を希望する商品に二次調整力②を含む場合、取引規程別冊（二次調整力②）第23条（性能データに関わる提出資料）のとおりとする。
 - ニ 複合約定を希望する商品に三次調整力①を含む場合、取引規程別冊（三次調整力①）第23条（性能データに関わる提出資料）のとおりとする。
- (2) 複合商品に係る合成した指令信号への追従に関する資料
- 以下のイまたはロ
- イ 単独発電機においては、定格出力、最低出力、出力変化速度が確認できるもの。

ただし、電源Ⅱ周波数調整力契約または余力活用に関する契約を締結し複合約定を希望するすべての商品相当の機能を有する場合はその契約書の写しをもってこれに代えることができる。
 - ロ 単独発電機の場合は出力変化曲線、各リスト・パターンの場合は実証事業等の抑制実績（データ取得日、時間、出力が記載されたもの）であって、第1項(1)に定める稼働データ。

ただし、出力変化曲線や実績データのサンプリング周期は、応札予定の複合商品に係る各商品のうち、最短のサンプリング周期となる商品と同一の周期ごとの全計測点を30分コマ単位で評価して、第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）(2)で定める指令間隔ごとの指令に追従できる確認に対して90%以上が第24条（実働試験の実施方法）に定める許容範囲内で応動していることが確認できるもの。
- 2 第1項(2)において、稼働データを活用する場合は、所定の様式に以下の項目について応札予定の複合商品に係る各商品のうち最短のサンプリング周期ごとの値（キロワット）を記入したものを提出する。
- (1) 単独発電機の場合は、発電計画電力、発電実績、応動実績
 - (2) 各リスト・パターンの場合は、発電計画電力、合計発電計画電力またはベースライン、実績データおよび応動実績

（実働試験の実施方法）

第24条 実働試験は、複合約定を希望する各商品の実働試験および複合商品の合成した指令信号への追従に関する実働試験を以下のとおり実施する。

- (1) 複合約定を希望する各商品の実働試験
 - イ 複合約定を希望する商品に一次調整力を含む場合、取引規程別冊（一次調

整力) 第24条(実働試験の実施方法)のとおりとする。

ロ 複合約定を希望する商品に二次調整力①を含む場合、取引規程別冊(二次調整力①)第24条(実働試験の実施方法)のとおりとする。

ハ 複合約定を希望する商品に二次調整力②を含む場合、取引規程別冊(二次調整力②)第24条(実働試験の実施方法)のとおりとする。

ニ 複合約定を希望する商品に三次調整力①を含む場合、取引規程別冊(三次調整力①)第24条(実働試験の実施方法)のとおりとする。

(2) 複合商品の合成した指令信号への追従に関する実働試験

イ 単独発電機の場合

(イ) 実働試験は原則としてユニットごとに以下の手順で行う。

ただし、複合約定を希望する商品に一次調整力を含まずG F機能を有する場合、二次調整力①を含まずL F C機能を有する場合、または三次調整力①および二次調整力②を含まずE D C機能を有する場合は、原則として当該機能をロックした状態で試験を行う。

なお、試験日時の選定方法は、複合約定を希望する商品に応じて取引規程別冊(三次調整力②)第24条(実働試験の実施方法)、取引規程別冊(三次調整力①)第24条(実働試験の実施方法)、取引規程別冊(二次調整力②)第24条(実働試験の実施方法)、取引規程別冊(二次調整力①)第24条(実働試験の実施方法)、取引規程別冊(一次調整力)第24条(実働試験の実施方法)に準ずる。

また、実働試験の評価に用いる計画および実績データの提出については、複合約定を希望する商品のうち、最短のサンプリング周期の発電計画電力、および複合約定を希望する商品のうち最短のサンプリング周期ごとの発電実績および応動実績を当該商品の取引規程別冊第24条(実働試験の実施方法)に準じて提出する。

a 属地エリアの一般送配電事業者は、第23条(性能データに関わる提出資料)第1項(2)を確認するため、複合約定を希望する商品に係る合成した指令信号を繰り返し変化させたときの応動を確認する試験を行う。

b 属地エリアの一般送配電事業者は、指令時刻等を取引会員と調整する。

(ロ) 実働試験結果の評価は属地エリアの一般送配電事業者にて以下の手順で行う。

a 試験時間において、(2)イ(イ)により提出された複合約定を希望する商品のうち最短のサンプリング周期の発電計画電力、複合約定を希望する商品のうち最短のサンプリング周期ごとの発電実績および応動実績を用いて評価する。

b 実働試験結果の評価における確認事項および判断方法は以下のとお

りとする。

試験時間において、実績データが許容範囲内であることを複合約定を希望する商品のうち最短のサンプリング周期ごとに確認し、評価は30分コマ単位に行い、計測点のうち90%以上が許容範囲内である場合に第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める要件に適合していると判断する。

また、実働試験における実績データの許容範囲は、以下の(a)から(e)の許容範囲を組み合わせて算定する。

(a) 複合約定を希望する商品に三次調整力①および二次調整力②を含む場合、三次調整力①および二次調整力②の許容範囲は、取引規程別冊（二次調整力②）第24条（実働試験の実施方法）に定める許容範囲とする。

なお、この場合の許容範囲の算定に用いる供出可能量は、三次調整力①の供出可能量と二次調整力②の供出可能量を比較し、大きい方の供出可能量を用いる。

(b) 複合約定を希望する商品に三次調整力①を含み、二次調整力②を含まない場合の三次調整力①の許容範囲は、取引規程別冊（三次調整力①）第24条（実働試験の実施方法）の許容範囲とする。

(c) 複合約定を希望する商品に二次調整力②を含み、三次調整力①を含まない場合の二次調整力②の許容範囲は、取引規程別冊（二次調整力②）第24条（実働試験の実施方法）の許容範囲とする。

(d) 複合約定を希望する商品に二次調整力①を含む場合の二次調整力①の許容範囲は、取引規程別冊（二次調整力①）第24条（実働試験の実施方法）の許容範囲とする。

(e) 複合約定を希望する商品に一次調整力を含む場合、複合約定に含まれる一次調整力の供出可能量を許容範囲とする。

ロ 各リスト・パターンを用いる場合

(イ) 実働試験は各リスト・パターンごとに以下の手順で行う。

なお、試験日時の選定方法は取引規程別冊（三次調整力①）第24条（実働試験の実施方法）、取引規程別冊（二次調整力②）第24条（実働試験の実施方法）、取引規程別冊（二次調整力①）第24条（実働試験の実施方法）、取引規程別冊（一次調整力）第24条（実働試験の実施方法）に準ずる。

また、実働試験の評価に用いる計画および実績データの提出については、複合約定を希望する商品のうち、最短のサンプリング周期の計画および複合約定を希望する商品のうち最短のサンプリング周期ごとの実績データを当該商品の取引規程別冊第24条（実働試験の実施方法）に準じて提出する。

a 属地エリアの一般送配電事業者は、第23条（性能データに関わる提出

資料) 第1項(2)を確認するため、複合約定を希望する商品に係る合成した指令信号を繰り返し変化させたときの応動を確認する試験を行う

b 属地エリアの一般送配電事業者は、指令時刻等を取引会員と調整する。

(Ⅱ) 実働試験結果の評価は属地エリアの一般送配電事業者にて以下の手順で行う。

a 実働試験対象時間において、(2)ロ(イ)により提出された複合約定を希望する商品のうち最短のサンプリング周期の計画および複合約定を希望する商品のうち最短のサンプリング周期ごとの実績データを用いて評価する。

b 実働試験対象時間において、応動実績が許容範囲内であることを複合約定を希望する商品のうち最短のサンプリング周期ごとに確認する。なお、評価は30分コマ単位に行い、計測点のうち90%以上が許容範囲内である場合に第26条(取引対象の $\Delta k W$)に定める要件に適合していると判断する。

また、実働試験における実績データの許容範囲は、以下の(a)から(e)の許容範囲を組み合わせて算定する。

(a) 複合約定を希望する商品に三次調整力①および二次調整力②を含む場合、三次調整力①および二次調整力②の許容範囲は、取引規程別冊(二次調整力②)第24条(実働試験の実施方法)に定める許容範囲とする。

なお、この場合の許容範囲の算定に用いる供出可能量は、三次調整力①の供出可能量と二次調整力②の供出可能量を比較し、大きい方の供出可能量を用いる。

(b) 複合約定を希望する商品に三次調整力①を含み、二次調整力②を含まない場合の三次調整力①の許容範囲は、取引規程別冊(三次調整力①)第24条(実働試験の実施方法)の許容範囲とする。

(c) 複合約定を希望する商品に二次調整力②を含み、三次調整力①を含まない場合の二次調整力②の許容範囲は、取引規程別冊(二次調整力②)第24条(実働試験の実施方法)の許容範囲とする。

(d) 複合約定を希望する商品に二次調整力①を含む場合の二次調整力①の許容範囲は、取引規程別冊(二次調整力①)第24条(実働試験の実施方法)の許容範囲とする。

(e) 複合約定を希望する商品に一次調整力を含む場合、複合約定に含まれる一次調整力の供出可能量を許容範囲とする。

第4章 取引の実施

(取引)

第25条 本市場で行われる取引は、第26条（取引対象の ΔkW ）に定める ΔkW を対象として、第31条（入札方法等）により実施する。

(取引対象の ΔkW)

第26条 本市場において取引される ΔkW は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) ΔkW の区分

取引会員が供給する電力量を増加させること、または取引会員が制御する電力消費量を減少させることによる調整であること。

(2) 指令・制御

取引会員のリソースの複合約定対象商品について、すべての商品の指令・制御に関する要件を満たすこと。

(3) 監視の通信方法および間隔

取引会員のリソースの複合約定対象商品について、すべての商品の監視の通信方法および間隔に関する要件を満たすこと。

(4) 応動時間

取引会員のリソースの複合約定対象商品について、すべての商品の応動時間に関する要件を満たすこと。

(5) 継続時間

取引会員のリソースの複合約定対象商品について、すべての商品の継続時間に関する要件を満たすこと。

(6) 並列要否

取引会員のリソースの複合約定対象商品について、すべての商品の並列要否に関する要件を満たすこと。

(7) 入札量上限

取引会員のリソースの複合約定対象商品について、すべての商品の入札量上限に関する要件を満たすこと。

(8) 最低入札量

1,000キロワットを最低入札量とする。

(取引の実施方法)

第27条 本市場における取引では、取引会員と一般送配電事業者が市場運営者の定め

るところにより、原則として取引実施日の次の土曜日からその次の金曜日の第29条(ΔkWの入札単位)に定める3時間に調整を行うことができるΔkWの売買を行い、当該期間における調整電力量の受け渡しおよび対価の授受が行われなければならない。

- 2 対象となるΔkWならびに実需給時点の調整電力量の受け渡し、対価の授受およびその他取引の実施に関する事項については、属地エリアの一般送配電事業者との間で締結する「需給調整市場に関する契約」にもとづき行う。

(実施日)

第28条 本市場における取引は、取引規程(需給調整市場)第3条(休業日・営業日および営業時間)に規定する営業日において、第30条(入札受付時間)に定める入札受付時間に入札を行い、第32条(約定)に定める日に約定処理を実施する。

- 2 市場運営者が必要であると認めた場合は、第1項の規定にかかわらず、取引の実施日を変更することがある。
- 3 第2項の場合、市場運営者は予め変更の内容を取引会員に通知する。

(ΔkWの入札単位)

第29条 本市場における取引は、取引実施日の次の土曜日からその次の金曜日を日ごとに次の3時間単位に区切り、各3時間単位のΔkWについて行うものとし、この3時間単位のΔkWを商品ブロックとする。

- (1) 0時00分から3時00分まで
- (2) 3時00分から6時00分まで
- (3) 6時00分から9時00分まで
- (4) 9時00分から12時00分まで
- (5) 12時00分から15時00分まで
- (6) 15時00分から18時00分まで
- (7) 18時00分から21時00分まで
- (8) 21時00分から24時00分まで

(入札受付時間)

第30条 本市場における入札受付時間は、実需給日に対応する前週月曜日の14時から前週火曜日の14時までとする。

- 2 入札内容の取消または変更は、第1項に定める入札受付時間内に限り可能とする。
- 3 市場運営者は、やむを得ない場合は、第1項の入札受付時間を延長することができる。この場合、市場運営者は速やかに変更後の入札受付時間を取引会員に通

知する。

- 4 市場運営者は、やむを得ない場合は、取引を臨時に停止または休止することができる。
- 5 市場運営者は、実需給日に対応する前週月曜日の14時に、調達対象日の商品ブロックごとに、各エリアの一般送配電事業者が調達を希望する Δ kWおよびその合計量（以下、「必要量」という）を公開する。
- 6 市場運営者は、当面の間、実需給日に対応する2週間前までに、週間市場商品の商品区分ごとに Δ kW約定単価の上限価格（以下、「上限価格」という）を公開する。

第5章 入札

（入札方法等）

第31条 取引会員は、第30条（入札受付時間）に定める入札受付時間内に、供出を希望する実需給日の商品ブロックごとに、あらかじめ需給調整市場システムに登録している単独発電機または各リスト・パターンを選択し、その電源等コード（取引会員で設定する電源等データを一意に識別するコード）、パターン番号（各リスト・パターンを用いる場合に限り）、単一商品ごとの約定希望 Δ kW、複合 Δ kW約定量として約定可能な最低 Δ kW（以下、「最小約定希望量」という）および30分あたりの単価を需給調整市場システムに登録する。

なお、30分あたりの単価は以下のとおりとする。

（1）入札単価

当面の間、取引会員は、取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第1項各号のいずれかまたは複数に該当する場合を除き、30分あたりの入札単価を市場運営者が商品区分ごとに公開する上限価格以下で需給調整市場システムに登録する。

また、入札単価の単位は、円/キロワットとし、銭単位まで登録する。

（2）持ち下げ単価分および起動費単価分

取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第1項各号のいずれかまたは複数に該当する場合、持ち下げ単価分および起動費単価分を需給調整市場システムに登録する。

- 2 取引会員は、同一単独発電機および同一各リスト・パターンにおいて異なる入札単価で分割して入札することも可能とする。
- 3 取引会員は、単独発電機または各リスト・パターンの入札量上限を超える約定希望 Δ kWを登録してはならない。また、単一商品の約定希望 Δ kWのうち最大

の約定希望 Δ kWを超える最小約定希望量を登録してはならない。

- 4 取引会員は、同一の時間帯において、同一の系統コードに属する複数の各リスト・パターンを用いることはできない。
- 5 取引会員は、複合商品に入札する場合、原則として、当該単独発電機および各リスト・パターンにおける複合入札対象商品のうち入札時点における供出可能量が最も大きな商品を入札し、他の商品はそれぞれを内数として全量入札するものとする。
- 6 取引会員は、同一の時間帯において、同一の単独発電機または同一の各リスト・パターンを用いて、週間市場商品のうち、複数の商品区分に同時に入札することはできない。

ただし、第2項にもとづき複合商品に分割して入札する場合に、やむを得ず複数の商品区分に同時に入札するときはこの限りではない。

- 7 事業税相当額に収入割相当額を含む取引会員の場合、第1項により登録する Δ kWの入札単価は、あらかじめ需給調整市場システムへ登録した収入割に相当する率から算出される収入割相当額分を控除したものとする。

第6章 約定処理

(約定)

第32条 本市場における取引は、マルチプライスオークションとし、全国一市場で、商品ブロックごとに、三次調整力①、二次調整力②、二次調整力①および一次調整力の合成値をもとに算出する必要量（以下、「三次①から一次の複合必要量」という）、二次調整力②、二次調整力①および一次調整力の合成値をもとに算出する必要量（以下、「二次②から一次の複合必要量」という）、および二次調整力①および一次調整力の合成値をもとに算出する必要量（以下、「二次①から一次の複合必要量」という）。

また、三次①から一次の複合必要量、二次②から一次の複合必要量および二次①から一次の複合必要量をあわせて「複合必要量」という）ならびに各商品の必要量とともに充足するまで、調達費用が最小となるように以下のとおり約定する。

また、複合 Δ kW約定量は、最小約定希望量から単一商品の約定希望 Δ kWのうち最大の約定希望 Δ kWまでの間で確定する。

- (1) Δ kWの入札単価の安いものから約定
- (2) Δ kWの入札単価が同値の場合、経由する連系線が少ないものから約定
- (3) 経由する連系線数が同値の場合、系統上優先されるエリアに連系しているも

のから約定

- 2 複合必要量または必要量を充足する約定予定の Δ kWにおいて、最小約定希望量の制約がある場合に行う経済性を考慮した調達、連系線の運用容量制約、一次調整力のオフライン枠の落札量上限制約または約定処理における計算収束状況等により、第1項のとおり約定しないことがある。
- 3 市場運営者は、原則として実需給日に対応する前週火曜日の15時までに第1項の約定処理を実施する。
- 4 連系線の混雑等により連系線に制約が発生した場合は、分断後の当該エリアごとに第1項の約定処理を実施する。
- 5 当面の間、一次調整力（複合商品入札内数に一次調整力を含む場合を含む）は、以下の範囲ごとに広域調達する。
 - (1) 北海道電力ネットワーク株式会社の属地エリア
 - (2) 東北電力ネットワーク株式会社および東京電力パワーグリッド株式会社の属地エリア
 - (3) 中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社および九州電力送配電株式会社の属地エリア
- 6 当面の間、二次調整力①（複合商品入札内数に二次調整力①を含む場合を含む）は、属地エリアごとに調達し、連系線を経由した調達は行わない。
- 7 当面の間、取引会員は、上限価格を超える Δ kW約定単価で約定した場合は、取引規程（需給調整市場）第44条（**返還情報の登録**）第1項各号のいずれかまたは複数の該当する場合を除き、上限価格を超える Δ kW約定単価で約定した価格から上限価格を差し引いた額を属地エリアの一般送配電事業者に返還するものとする。

なお、複合商品に入札した場合、取引規程別冊（複合約定）第33条（約定の通知）第1項にもとづく約定結果の通知が単一商品の場合においても、複合商品における上限価格を適用する。

（約定の通知）

第33条 市場運営者は、第32条（約定）にもとづく約定結果を、約定処理後速やかに需給調整市場システムを通じて約定した当該取引会員および属地エリアの一般送配電事業者へ週間市場商品約定単位で通知する。

ただし、約定のない週間市場商品約定単位での通知はしない。

また、同一の単独発電機または各リスト・パターンが、同一の提供期間において、取引規程（需給調整市場）第2条（定義）(78)イ、ロ、ハまたはニのいずれか1つのみの種類の週間市場商品約定単位が通知された場合は、当該約定分は

複合商品ではなく単一商品に約定したものとみなし、それ以外の場合は複合商品に約定したものとみなす。

2 第1項にもとづき通知する内容は次の各号の事項とする。

- (1) 約定した単独発電機または各リスト・パターン
- (2) 複合 Δ kW約定量、 Δ kW約定単価ならびに複合約定対象商品ごとの Δ kW約定量および無効 Δ kW約定量

なお、無効 Δ kW約定量とは、週間市場商品約定単位での約定結果のうち、必要量に紐づかなかった入札量のことをいう。

(3) 商品ブロック

(4) 商品区分

(5) 持ち下げ単価分および起動費単価分

3 第1項の通知をもって、取引が成立したものとし、取引会員は、提供期間において、 Δ kW約定量の供出が可能な状態に維持することおよび Δ kW約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従うことの義務を負う。

(計画等の提出)

第34条 第33条(約定の通知)で約定の通知を受領した取引会員は、約定の結果を反映した計画等を以下のとおり提出する。

- (1) 同一リソースが同一提供期間において複合約定対象商品に一次調整力を含む場合(一次調整力と一次調整力以外の商品区分で約定している場合を含む)または余力活用に関する契約において、一次調整力に相当する機能で契約を締結している場合

取引規程別冊(一次調整力)第34条(計画等の提出)第1項および第2項のとおりとする。

ただし、単独発電機の場合で、出力調整指令(数値指令)のときは、取引規程別冊(一次調整力)第34条第1項(1)にかかわらず、属地周期発電計画電力計画および1分発電計画電力計画を提出する必要はないものとする。

- (2) (1)以外の場合で、同一リソースが同一提供期間において複合約定対象商品に二次調整力①を含む場合(二次調整力①と二次調整力①以外の商品区分で約定している場合を含む)または余力活用に関する契約において、二次調整力①に相当する機能で契約を締結している場合

取引規程別冊(二次調整力①)第34条(計画等の提出)第1項および第2項のとおりとする。

ただし、単独発電機の場合で、出力調整指令(数値指令)のときは、取引規程別冊(二次調整力①)第34条第1項(1)にかかわらず、属地周期発電計画電力計画および1分発電計画電力計画を提出する必要はないものとする。

(3) (1)および(2)以外の場合

取引規程別冊（二次調整力②）第34条（計画等の提出）第1項および第2項のとおりとする。

第7章 調整の実施

（調整の実施の原則）

第35条 ΔkW 約定量にもとづく調整の実施は、属地エリアの一般送配電事業者からの指令により行われるものとし、指令方法は別表3のとおりとする。

（約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え）

第36条 取引会員が、約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替えを希望する場合、当該取引会員は、提供期間の開始時刻の1時間前までに差替え後の単独発電機または各リスト・パターンの情報を需給調整市場システムに再登録し、再登録後直ちに、第34条（計画等の提出）に準じて再登録後の計画等を提出または登録する。この場合、差替え後の単独発電機および各リスト・パターンを複数とすることは可能とする。

なお、取引会員は、同一種類の週間市場商品約定単位ごとに差替えを行うこととし、差替え後の複合約定対象商品ごとの ΔkW 約定量および複合 ΔkW 約定量は、それぞれ差替え前の複合約定対象商品ごとの ΔkW 約定量および複合 ΔkW 約定量と同一の値とする。

また、以下の各号のいずれかに該当する場合は、各号に定める方法による差替えを行うことができない。

(1) 単独発電機を用いた差替えを行う場合

イ 同一の時間帯に本市場において約定している単独発電機のと看、当該単独発電機の ΔkW 約定量（同一提供期間において複数約定している場合は、当該単独発電機の ΔkW 約定量の合計値とする）および複合 ΔkW 約定量（同一提供期間において複数約定している場合は、当該単独発電機の複合 ΔkW 約定量の合計値とする）を入札量上限から差し引いた量を超えて、当該単独発電機を用いた差替えを行うこと。

ただし、複合約定対象商品の ΔkW 約定量は差し引かない。

なお、入札期間中および約定処理中の単独発電機に係る差替えは、当該単独発電機が約定しているものとみなして扱う。

ロ 監視方法がオンラインの場合、差替え先として、監視方法がオフラインのリソースを用いた差替えを行うこと。

ハ 差替え先リソースの差替え後の複合 $\Delta k W$ 約定量の合計値が差替え前リソースの複合 $\Delta k W$ 約定量を超えること。

(2) 各リスト・パターンを用いた差替えを行う場合

イ 異なる商品区分のみに供出可能な各リスト・パターンを用いること。

ロ 同一の時間帯において、同一の系統コードに属する複数の各リスト・パターンを用いること。

ハ 同一の時間帯に本市場において各リスト・パターンを用いるとき、当該各リスト・パターンの各商品ごとの $\Delta k W$ 約定量（同一提供期間において複数約定している場合は、当該各リスト・パターンの $\Delta k W$ 約定量の合計値とする）および複合 $\Delta k W$ 約定量（同一提供期間において複数約定している場合は、当該各リスト・パターンの複合 $\Delta k W$ 約定量の合計値とする）を入札量上限から差し引いた量を超えて、当該各リスト・パターンを用いた差替えを行うこと。

ただし、複合約定対象商品の $\Delta k W$ 約定量は差し引かない。

ニ 異なる商品区分に約定した各リスト・パターンの差替えを希望する場合で、差替え後の各リスト・パターンとして、差替え前の各リスト・パターンと同一時間帯の異なる商品に約定している各リスト・パターンを用いること。

なお、入札期間中および約定処理中の各リスト・パターンに係る差替えは、当該各リスト・パターンが約定しているものとみなして扱う。

ホ 監視方法がオンラインの場合、差替え先として、監視方法がオフラインのリソースを用いた差替えを行うこと。

ヘ 差替え先リソースの差替え後の複合 $\Delta k W$ 約定量の合計値が差替え前リソースの複合 $\Delta k W$ 約定量を超えること。

なお、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンは、第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める要件に適合し、当該取引会員が属地エリアの一般送配電事業者と「需給調整市場に関する契約」を締結しているものに限る。

また、複数の単独発電機または各リスト・パターンに差替える場合は、第39条（アセスメント）および取引規程（需給調整市場）第40条（ペナルティ）における算定上、第39条（アセスメント）および取引規程（需給調整市場）第40条（ペナルティ）の複合 $\Delta k W$ 約定量は、差替え前の単独発電機または各リスト・パターンの複合 $\Delta k W$ 約定量を差替え後のそれぞれの単独発電機または各リスト・パターンへ配分した値とし、それぞれの単独発電機または各リスト・パターンごとに評価を行う。

2 第1項により差替えを希望する場合は、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンは、連系線の運用容量に影響を与えないよう、差替え前の単独発電機または各リスト・パターンと同一の属地エリアから選定する。

- 3 第1項により差替えた場合、取引会員は、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンの $\Delta k W$ 約定単価を、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンに応じた $\Delta k W$ 約定単価（関係規程類において望ましいとされる値）となるよう変更すること。

ただし、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンの $\Delta k W$ 約定単価が差替え前の $\Delta k W$ 約定単価を上回る場合は、差替え前の $\Delta k W$ 約定単価以下の値とすること。

また、取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第1項各号のいずれかまたは複数に該当する場合、持ち下げ単価分および起動費単価分を登録すること。

- 4 第1項の規定にかかわらず、取引規程別冊（三次調整力②）第30条（入札受付時間）に定める三次調整力②の入札受付時間および取引規程別冊（三次調整力②）第32条（約定）に定める約定処理の実施中においては、提供期間が実需給前日となる複合商品の差替えを行うことはできない。

（単独発電機または各リスト・パターンにおけるトラブル対応）

第37条 約定した単独発電機または各リスト・パターンが、複合 $\Delta k W$ 約定量を供出できなくなった場合、または複合約定対象商品の一部の $\Delta k W$ 約定量が供出できなくなった場合、取引会員は、提供期間の開始時刻の1時間前までの間に以下のとおり対応する。

- (1) 取引会員は、複合 $\Delta k W$ 約定量を供出できなくなった単独発電機または各リスト・パターンについて、第36条（約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え）に準じて代替する単独発電機（複数の単独発電機による代替も可能とする）または各リスト・パターンの再登録を行う。
- (2) 取引会員は、(1)の再登録ができない場合または再登録した単独発電機または各リスト・パターンが複合 $\Delta k W$ 約定量を供出できない場合は、直ちに需給調整市場システムに代替不可の内容を登録（以下、「代替不可申請」という）するとともに、その旨を属地エリアの一般送配電事業者へ電話等を用いて連絡する。
- (3) (2)の連絡を受けた属地エリアの一般送配電事業者は、他の取引会員または他の一般送配電事業者へ代替可能な単独発電機または各リスト・パターンの供出を依頼する。

ただし、第3項の地内系統混雑の通知により $\Delta k W$ 約定量を供出できなくなった場合、属地エリアの一般送配電事業者への連絡は不要とする。

- 2 取引会員は、複合 $\Delta k W$ 約定量を供出できなくなった単独発電機または各リスト・パターンについて、供出できなくなった理由を所定の様式にて速やかに属地

エリアの一般送配電事業者に提出する。

ただし、第3項の地内系統混雑の通知により $\Delta k W$ 約定量を供出できなくなった場合、属地エリアの一般送配電事業者への提出は不要とする。

- 3 属地エリアの一般送配電事業者は、地内系統混雑により $\Delta k W$ 約定量を供出できなくなった約定結果について取引会員に通知し、第36条（約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え）に準じて単独発電機の差替えもしくは代替不可申請を求める。
- 4 取引会員が代替不可申請を行った場合、第39条（アセスメント）および取引規程（需給調整市場）第40条（ペナルティ）における算定上、第39条（アセスメント）および取引規程（需給調整市場）第40条（ペナルティ）の複合 $\Delta k W$ 約定量は、複合 $\Delta k W$ 約定量から代替不可申請に応じた量を減じた値とする。

（ $\Delta k W$ の供出協力）

第38条 取引会員は、次の各号のいずれかに該当する場合で、属地エリアの一般送配電事業者から商品ブロックの開始時刻の1時間前までに於いて、 $\Delta k W$ の供出を要請されたときは、可能な範囲で協力する。

- (1) 第37条（単独発電機または各リスト・パターンにおけるトラブル対応）第1項(3)の規定により、属地エリアの一般送配電事業者から代替となる単独発電機または各リスト・パターンの供出依頼を受けた場合
 - (2) 需給調整市場システムの障害等に伴い、需給調整市場システムによる約定処理ができない場合
 - (3) 連系線のトラブル等により、約定結果を踏まえた調整が行えない場合
 - (4) 複合 $\Delta k W$ 約定量が複合必要量に満たなかった場合または $\Delta k W$ 約定量が各商品の必要量に満たなかった場合
- 2 第1項により $\Delta k W$ の供出協力に応じた取引会員は、第34条（計画等の提出）により、代替の結果を反映した計画等を提出する。

また、取引会員は、必要に応じて、取引規程（需給調整市場）第18条（調整電力量料金に適用する単価の登録）の規定により、調整電力量料金に適用する単価を登録する。

- 3 第1項により $\Delta k W$ の供出協力に応じた単独発電機または各リスト・パターンは、第32条（約定）により約定したものとして扱う。

なお、 $\Delta k W$ の供出協力に応じた単独発電機または各リスト・パターンにおける $\Delta k W$ 約定単価は、当該提供期間における約定結果をもとに属地エリアの一般送配電事業者との協議により決定した単価とし、V1単価およびV2単価は、取引規程（需給調整市場）第18条（調整電力量料金に適用する単価の登録）の規定により登録された単価とする。

第8章 アセスメント

(アセスメント)

第39条 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員が、提供期間において、 $\Delta k W$ 約定量の供出が可能な状態に維持していることおよび $\Delta k W$ 約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを確認するため、次のとおり提供期間の30分コマごとにアセスメント（以下、「アセスメント」という）を実施する。

- (1) 提供期間におけるリソースの供出可能量が複合 $\Delta k W$ 約定量を下回っていないことを評価する（以下、「アセスメントⅠ」という）ものとし、アセスメントⅠにおける供出可能量は、次の式により算定された値とする。

ただし、同一リソースが同一提供期間において複数約定している場合は、 $\Delta k W$ 約定単価が安い順にアセスメントⅠをそれぞれ実施するものとする。

また、同一リソースが同一提供期間において三次調整力②または週間市場商品に約定している場合は、三次調整力②および週間市場商品とあわせてアセスメントⅠを実施するものとする。

なお、取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第2項各号のいずれかまたは複数に該当する場合を除き、週間市場商品の $\Delta k W$ 約定単価が上限価格を超えている場合にアセスメントⅠに用いる $\Delta k W$ 約定単価は、約定した週間市場商品の上限価格とする。

ただし、取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第2項各号のいずれかまたは複数に該当する場合を除き、複合商品に入札した場合、取引規程別冊（複合約定）第33条（約定の通知）第1項にもとづく約定結果の通知が単一商品の場合においても、複合商品における上限価格を適用する。

なお、発電リソースを用いる場合で同一リソースにおいて一次調整力の $\Delta k W$ 約定量が、当該約定結果内の二次調整力①の $\Delta k W$ 約定量、二次調整力②の $\Delta k W$ 約定量、または三次調整力①の $\Delta k W$ 約定量のいずれよりも大きい場合、次の式に「G F 幅（定格出力外）」と「二次調整力①の $\Delta k W$ 約定量、二次調整力②の $\Delta k W$ 約定量、または三次調整力①の $\Delta k W$ 約定量の最も大きいものと、当該約定結果内の一次調整力の $\Delta k W$ 約定量の差の合計」のいずれか小さい方を加算し、アセスメントⅠを実施する。

ただし、発電上限電力に出力制約等がある場合はこの限りではない。

イ 同一リソースが同一提供期間において複数約定していない場合

(イ) 単独発電機の場合

発電上限電力－発電計画電力

(ロ) 発電機リスト・パターンの場合

合計発電上限電力－合計発電計画電力

(ハ) 需要家リスト・パターンの場合

合計基準値電力－合計需要抑制計画電力

(ニ) ネガポジリスト・パターンの場合

(合計発電上限電力－合計発電計画電力) + (合計基準値電力－合計需要抑制計画電力)

ロ 同一リソースが同一提供期間において複数約定している場合

(イ) 単独発電機の場合

発電上限電力－発電計画電力－控除ΔkW約定量

(ロ) 発電機リスト・パターンの場合

合計発電上限電力－合計発電計画電力－控除ΔkW約定量

(ハ) 需要家リスト・パターンの場合

合計基準値電力－合計需要抑制計画電力－控除ΔkW約定量

(ニ) ネガポジリスト・パターンの場合

(合計発電上限電力－合計発電計画電力) + (合計基準値電力－合計需要抑制計画電力)－控除ΔkW約定量

上式の控除ΔkW約定量とは、当該リソースにおいて評価対象の約定分のΔkW約定単価よりΔkW約定単価が安い約定分、および評価対象の約定分とΔkW約定単価が同一かつ既に評価を行った約定分のΔkW約定量(複合商品の場合は、複合ΔkW約定量)の合計値とする。

(2) 属地エリアの一般送配電事業者が、提出された発電販売計画における発電上限において出力制約等が適切に反映されておらず不適当と認めた場合、アセスメントⅠにおける発電上限電力または合計発電上限電力は、属地エリアの一般送配電事業者が出力制約等を適切に反映した発電上限電力または合計発電上限電力とする。

また、以下のいずれかに該当する場合は、アセスメントⅠにおける供出可能量はゼロとして扱う。

イ 需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターン(需要リソースを用いる場合に限る)の場合で、直前計測型を選択しているときであって、以下のいずれかに該当する場合

(イ) 約定した商品ブロックの開始前5分間(同一の需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンが連続して週間市場商品に約定している場合は、最初の商品ブロックの開始前5分間とする)における属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が1点も送信されな

かったとき（監視方法がオフラインの場合を除く）。

なお、簡易指令システムで接続する場合は、上記の需要実績が次の30分コマの終了時刻までに送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに所定の様式等による通知が行われた場合には、送信されたものとする。

また、専用線オンラインで接続する場合、上記の需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたものとする。

上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。

(ロ) 直前計測型基準値内訳実績が未提出のとき

ロ イ以外の場合であって、以下に該当する場合

第34条（計画等の提出）で求められる需給調整市場システムに登録する計画が未提出のとき、または第34条（計画等の提出）で求められる計画が電力広域的運営推進機関の定める「ビジネスプロトコル標準規格」に準拠しないとき

(3) 提供期間において、 ΔkW 約定量の範囲内で、属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを評価する（以下、「アセスメントⅡ」という）ものとする。

アセスメントⅡは、ニで算定する供出電力（1分）または供出電力（属地周期）、供出電力（1秒）がハで算定する許容範囲内であることを約定している商品（同一リソースが余力活用に関する契約において、契約を締結している商品相当を含む）の最短のサンプリング周期ごとに確認することとし、評価は、以下のとおりとする。

イ 同一リソースが同一提供期間に三次調整力②、三次調整力①もしくは二次調整力②に相当する機能、二次調整力①に相当する機能または、一次調整力に相当する機能のうち、いずれか2つ以上の機能により応動するリソースの場合は、各30分コマにおいて属地エリアの一般送配電事業者が任意の計測点を選定し、アセスメントⅡを行い（以下、「複数機能アセスメントⅡ」という）、計測点のうち90%以上が許容範囲内である場合に指令に従い調整したと判定する。

ロ 同一リソースが同一提供期間に三次調整力②、三次調整力①または二次調整力②に相当する機能のみで応動するリソースの場合は、各30分コマにおいて計測点のうち90%以上が許容範囲内である場合に指令に従い調整したと判

定する。

ただし、簡易指令システムで接続する場合は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）に定める瞬時供出電力が次の30分コマの終了時刻までに送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに所定の様式等による通知が行われなかったことにより、ニに定める供出電力（1分）が算定できなかったときは、当該供出電力（1分）について許容範囲を逸脱したものとして扱う。

また、専用線オンラインで接続する場合は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）に定める瞬時供出電力が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われなかったことにより、ニに定める供出電力（1分）、または供出電力（属地周期）が算定できなかったときは、当該供出電力（1分）、または当該供出電力（属地周期）について許容範囲を逸脱したものとして扱う。

上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。

ハ 許容範囲の算定

アセスメントⅡにおける許容範囲は、約定している商品それぞれについて、以下の(イ)から(ハ)の許容範囲を組み合わせる算定する。なお、商品ごとの許容範囲の算定における ΔkW 約定量は、同一リソースが同一提供期間に約定している商品ごとの ΔkW 約定量を合計した ΔkW 約定量を用いるものとする。

ただし、同一リソースが同一提供期間に余力活用に関する契約において、約定している商品区分と異なる商品相当の機能で契約を締結しているときは、異なる商品相当を三次調整力②または複合約定対象商品としてみなし、以下の(イ)から(ハ)の許容範囲と組み合わせる算定する。

また、三次調整力②または複合約定対象商品とみなした商品相当の供出可能量（需給調整市場へ参加している場合）または余力活用に関する契約における属地エリアの一般送配電事業者の指令または自端制御による周波数偏差にもとづく発電または需要抑制により供出が可能な送電端における電力（以下、「余力活用供出可能量」という）（需給調整市場へ参加していない場合）を ΔkW 約定量とみなす。

- (イ) 複合約定対象商品に三次調整力①および二次調整力②を含む場合または三次調整力①および二次調整力②が同時に約定しているとき、三次調整力①および二次調整力②の許容範囲は、取引規程別冊（二次調整力②）第39条

(アセスメント) (3)イに定める許容範囲とする。

なお、この場合の許容範囲の算定に用いる $\Delta k W$ 約定量は、週間市場商品約定単位ごとに三次調整力① $\Delta k W$ 約定量と二次調整力② $\Delta k W$ 約定量を比較し、大きい方の $\Delta k W$ 約定量を合計した値を用い、さらに三次調整力②に同時に約定している場合は、三次調整力②の合計した $\Delta k W$ 約定量を加算した値を用いる。

- (ロ) 複合約定対象商品に三次調整力①を含み、二次調整力②を含まない場合または三次調整力①が同時に約定し、二次調整力②に同時に約定していないときの三次調整力①の許容範囲は、取引規程別冊(三次調整力①)第39条(アセスメント) (3)イに定める許容範囲とする。
- (ハ) 複合約定対象商品に二次調整力②を含み、三次調整力①を含まない場合または二次調整力②が同時に約定し、三次調整力①に同時に約定していないときの二次調整力②の許容範囲は、取引規程別冊(二次調整力②)第39条(アセスメント) (3)イに定める許容範囲とする。なお、三次調整力②に同時に約定している場合、許容範囲の算定に用いる $\Delta k W$ 約定量は、三次調整力②および二次調整力②の合計した $\Delta k W$ 約定量を用いる。
- (ニ) 複合約定対象商品に二次調整力①を含む場合または二次調整力①が同時に約定しているときの二次調整力①の許容範囲は、取引規程別冊(二次調整力①)第39条(アセスメント) (3)イに定める許容範囲とする。
- (ホ) 複合約定対象商品に一次調整力を含む場合または一次調整力が同時に約定しているとき、複合約定対象商品に含まれる一次調整力および一次調整力の $\Delta k W$ 約定量の合計を許容範囲とする。

ただし、異常時は一次調整力の許容範囲の上限は定めない。なお、上記の異常時とは属地エリアの一般送配電事業者が電源脱落等発生を検知した時刻(ただし、属地エリアの一般送配電事業者が電源脱落等発生を検知した時刻において基準周波数以上の場合は、電源脱落等発生後最初に基準周波数を下回った時刻とする)を起点に、周波数が基準周波数から0.2ヘルツ(北海道電力ネットワーク株式会社の属地エリアにおいては0.3ヘルツ)を差し引いた値を継続して下回る期間とする。

- (ヘ) (イ)から(ハ)に該当しない場合で、同一リソースが同一提供期間に三次調整力②と同時に約定している場合、三次調整力②の許容範囲は、取引規程別冊(三次調整力②)第39条(アセスメント) (2)イに定める許容範囲とする。

なお、(イ)から(ハ)の許容範囲の算定において、三次調整力②、三次調整力①(複合商品に三次調整力①を含む場合の三次調整力①を含む)および二次調整力②(複合商品に二次調整力②を含む場合の二次調整力②を含む)のい

ずれかまたは複数が約定し、余力活用に関する契約において、約定している商品区分と異なる商品相当の三次調整力②、三次調整力①および二次調整力②のいずれかまたは複数で契約を締結している場合、供出可能量（需給調整市場へ参加している場合）または余力活用供出可能量（需給調整市場へ参加していない場合）からみなした ΔkW 約定量はゼロとする。また、三次調整力②、三次調整力①（複合商品に三次調整力①を含む場合の三次調整力①を含む）および二次調整力②（複合商品に二次調整力②を含む場合の二次調整力②を含む）の全てが約定せず、余力活用に関する契約において、三次調整力②、三次調整力①および二次調整力②のいずれかまたは複数の商品相当で契約を締結している場合、三次調整力②、三次調整力①または二次調整力②の供出可能量（需給調整市場へ参加している場合）または余力活用供出可能量（需給調整市場へ参加していない場合）からみなした ΔkW 約定量のうち、最も大きい ΔkW 約定量を許容範囲の算定に用いる。

また、同一リソースが余力契約に関する契約を締結している場合で同一提供期間において、週間市場商品の ΔkW 約定量および三次調整力②の ΔkW 約定量を合計した範囲（以下、「合計 ΔkW 約定量」という）を上回るまたは下回る指令を行ったときは、以下のとおりとする。

ただし、「約定している商品それぞれについて、本項に記載する(イ)から(ハ)を組み合わせで算定した許容範囲」以外の許容範囲の算定において、余力活用に関する契約を、約定している商品区分と異なる商品相当の機能で締結している場合に供出可能量（需給調整市場へ参加している場合）または余力活用供出可能量（需給調整市場へ参加していない場合）をみなした ΔkW 約定量はゼロとする。

a 出力変化量指令のリソースの場合

(a) 変更前指令量または変更後指令量が合計 ΔkW 約定量の範囲を上回るとき

「約定している商品それぞれについて、本項に記載する(イ)から(ハ)を組み合わせで算定した許容範囲の下限値」または「合計 ΔkW 約定量－（週間市場商品約定単位ごとに三次調整力① ΔkW 約定量と二次調整力② ΔkW 約定量を比較し、 ΔkW 約定量の大きい方の ΔkW 約定量を合計した ΔkW 約定量＋三次調整力②の合計した ΔkW 約定量） $\times 10\%$ －（複合約定対象商品における二次調整力①および二次調整力①の合計した ΔkW 約定量） $\times 10\%$ －（複合約定対象商品における一次調整力および一次調整力の合計した ΔkW 約定量）」のいずれか小さい方以上

(b) 変更前指令量または変更後指令量が合計 ΔkW 約定量の範囲を下

回るとき

「約定している商品それぞれについて、本項に記載する(イ)から(ハ)を組み合わせで算定した許容範囲の上限値」または「(週間市場商品約定単位ごとに三次調整力① $\Delta k W$ 約定量と二次調整力② $\Delta k W$ 約定量を比較し、 $\Delta k W$ 約定量の大きい方の $\Delta k W$ 約定量を合計した $\Delta k W$ 約定量+三次調整力②の合計した $\Delta k W$ 約定量) $\times 10\% +$ (複合約定対象商品における二次調整力①および二次調整力①の合計した $\Delta k W$ 約定量) $\times 10\% +$ (複合約定対象商品における一次調整力および一次調整力の合計した $\Delta k W$ 約定量)」のいずれか大きい方以下

- (c) 変更前指令量が合計 $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回り、かつ変更後指令量が合計 $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るとき、または変更前指令量が合計 $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回り、かつ変更後指令量が合計 $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき
許容範囲の制限は設けない。

b 出力調整指令(数値指令)のリソースの場合

- (a) 変更前指令値または変更後指令値が合計 $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るとき

「約定している商品それぞれについて、本項に記載する(イ)から(ハ)を組み合わせで算定した許容範囲の下限值」または「当該30分コマの発電計画電力+合計 $\Delta k W$ 約定量－(三次調整力① $\Delta k W$ 約定量と二次調整力② $\Delta k W$ 約定量を比較し、 $\Delta k W$ 約定量の大きい方の $\Delta k W$ 約定量を合計した $\Delta k W$ 約定量+三次調整力②の合計した $\Delta k W$ 約定量) $\times 10\% -$ (複合約定対象商品における二次調整力①および二次調整力①の合計した $\Delta k W$ 約定量) $\times 10\% -$ (複合約定対象商品における一次調整力および一次調整力の合計した $\Delta k W$ 約定量)」のいずれか小さい方以上

- (b) 変更前指令値または変更後指令値が合計 $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき

「約定している商品それぞれについて、本項に記載する(イ)から(ハ)を組み合わせで算定した許容範囲の上限値」または「当該30分コマの発電計画電力+ (週間市場商品約定単位ごとに三次調整力① $\Delta k W$ 約定量と二次調整力② $\Delta k W$ 約定量を比較し、 $\Delta k W$ 約定量の大きい方の $\Delta k W$ 約定量を合計した $\Delta k W$ 約定量+三次調整力②の合計した $\Delta k W$ 約定量) $\times 10\% +$ (複合約定対象商品における二次調整力①および二次調整力①の合計した $\Delta k W$ 約定量) $\times 10\% +$ (複合約定対象商品における一次調整力および一次調整力の合計した $\Delta k W$ 約定量)」のい

れか大きい方以下

- (c) 変更前指令値が合計 $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回り、かつ変更後指令値が合計 $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回るとき、または変更前指令値が合計 $\Delta k W$ 約定量の範囲を上回り、かつ変更後指令値が合計 $\Delta k W$ 約定量の範囲を下回るとき
許容範囲の制限は設けない。

ニ 供出電力（属地周期）、供出電力（1秒）または、供出電力（1分）の算定
属地エリアの一般送配電事業者は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）の規定にもとづき受信した瞬時供出電力から、供出電力（属地周期）、供出電力（1秒）または、供出電力（1分）を次のとおり算定する。

なお、同一リソースが同一提供期間に複数の商品に同時に約定している場合は、約定している商品（同一リソースが余力活用に関する契約を締結している商品相当を含む）のうち、最も粒度の細かい瞬時供出電力と同等の粒度の供出電力を算出する。

(イ) 供出電力（属地周期）の算定

a 単独発電機の場合

- (a) 同一リソースが三次調整力①、二次調整力②（複合約定対象商品に三次調整力①および二次調整力②を含む場合を含む）および三次調整力②のいずれか、または複数に同時に約定している場合（余力活用に関する契約において、契約を締結している商品相当を含む）
受信した瞬時供出電力

- (b) 同一リソースが三次調整力①、二次調整力②（複合約定対象商品に三次調整力①および二次調整力②を含む場合を含む）および三次調整力②のいずれか、または複数に同時に約定している場合（余力活用に関する契約において、契約を締結している商品相当を含む）を除く場合

i 出力変化量指令および出力増減指令（接点信号）の場合

- (i) 補正計測電力を瞬時供出電力として受信しているとき

受信した瞬時供出電力から属地周期発電計画電力を差し引いた値

- (ii) 補正計測電力から属地周期発電計画電力を差し引いた値を瞬時供出電力として受信しているとき

受信した瞬時供出電力

ii 出力調整指令（数値指令）の場合

受信した瞬時供出電力

- b 各リスト・パターンの場合
 - 受信した瞬時供出電力
 - (v) 供出電力（1秒）の算定
 - 属地区の一般送配電事業者は、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）の規定にもとづき提出された瞬時供出電力を供出電力（1秒）とする。
 - (h) 供出電力（1分）の算定
 - a 専用線オンラインで接続する場合
 - 受信した瞬時供出電力から算出した1分ごとの平均電力
 - b 簡易指令システムで接続する場合
 - 受信した瞬時供出電力
- (4) 余力活用に関する契約を締結していない場合で、第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める $\Delta k W$ の要件を超えて指令を行った時間を含む30分コマについては、アセスメントⅡの対象外とする。
- (5) 余力活用に関する契約を締結している場合で、第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）第1項(2)に定める指令以外の方法で指令を行った時間を含む30分コマについては、アセスメントⅡの対象外とする。
- (6) (3)ニに定める供出電力（1分）、供出電力（属地区周期）または供出電力（1秒）を30分コマごとに平均した値が、欠測等により託送供給の用に供する計量器により計量された電力量を2倍して電力に換算した値と一定の閾値を超えるかい離があった場合は、取引会員と属地区の一般送配電事業者において協議を行うこととし、かい離の原因が取引会員が用いる計量器と託送供給の用に供する計量器の計測誤差または取引会員が用いる計量器と託送供給の用に供する計量器の異常等にもとづくものと属地区の一般送配電事業者が認めるときに限り、取引会員に対し、アセスメントⅡに用いる実績の代用データの提出を求め、あらためて供出電力（1分）、供出電力（属地区周期）または供出電力（1秒）を定める。
 また、属地区の一般送配電事業者が認めないと判断した場合は、アセスメントⅡの不適合等の処置を実施する。
 なお、当該取引における取引規程（需給調整市場）第46条（決済の対象）に定める約定料金およびペナルティ料金に係る支払期日は、取引規程（需給調整市場）第51条（料金等の授受）にかかわらず、協議が完了した翌月の末日（当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日）とする。
- (7) 複合約定対象商品に一次調整力を含み、かつ、監視方法としてオフラインを選択している場合、属地区の一般送配電事業者は必要に応じて、一次調整力の応動実績値を取引会員へ事前の通知なしに直接確認することができる。

応動実績値の確認を求められた取引会員は、その求めに遅滞なく応じなければならない。上記確認の結果、アセスメントⅡに提出された応動実績値に改ざん等の不正行為があると属地エリアの一般送配電事業者が判断した場合、アセスメントⅡの不適合等の処置の実施および取引規程（需給調整市場）第41条（アセスメント要件不適合時の対応）第3項の処分を行う。

なお、当該取引における取引規程（需給調整市場）第46条（決済の対象）に定める約定料金およびペナルティ料金に係る支払期日は、取引規程（需給調整市場）第51条（料金等の授受）にかかわらず、協議が完了した翌月の末日（当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日）とする。

別表 1 商品区分および入札単位ごとの瞬時供出電力

商品区分 ^{注1}		(1) 三次調整力②の場合		(2) 三次調整力①または二次調整力②の場合（複合約定対象商品に三次調整力①および二次調整力②を含むときを含む）		(3) 二次調整力①の場合（(4)以外の場合で、複合約定対象商品に二次調整力①含むときを含む）	(4) 一次調整力の場合（複合約定対象商品に一次調整力を含むときを含む）	(5) 一次調整力で監視方法がオフラインの場合
		専用線オンラインのとき	簡易指令システムのとき	専用線オンラインのとき	簡易指令システムのとき	専用線オンライン		オフライン
単 独 発 電 機	出力増減指令 （接点信号）	補正計測電力	—	補正計測電力	—	補正計測電力 ^{注2} または、 補正計測電力から属地 周期発電計画電力 ^{注3} を差し引いた値 ^{注2}	補正計測電力 ^{注2} または、 補正計測電力から属地 周期発電計画電力 ^{注3} を差し引いた値 ^{注2}	—
	出力調整指令 （数値指令）	補正計測電力	補正計測電力	補正計測電力	補正計測電力	補正計測電力		
	出力変化量指令	—	補正計測電力 から発電計画 電力を差し引 いた値	—	補正計測電力か ら1分発電計画 電力を差し引 いた値	補正計測電力 ^{注2} または、 補正計測電力から属地 周期発電計画電力 ^{注3} を差し引いた値 ^{注2}		
発電機リスト・パターン		合計補正計測電力から合計発電 計画電力を差し引いた値		合計補正計測電力から1分発電計 画電力を差し引いた値		合計補正計測電力から属地周期発電計画電力 ^{注3} を差し引いた値		合計補正計測電力から1 秒発電計画電力 ^{注5} を差 し引いた値
需 要 家 リ ス ト ・ パ タ ー ン	事前予測型	合計基準値電力から合計補正計 測電力および合計需要抑制計画 電力を差し引いた値		1分基準値電力（事前予測型）か ら合計補正計測電力および合計需 要抑制計画電力を差し引いた値		属地周期基準値電力（事前予測型） ^{注4} から合計 補正計測電力および合計需要抑制計画電力を差 し引いた値		1秒基準値電力（事前予 測型） ^{注6} から合計補正 計測電力および合計需要 抑制計画電力を差し引 いた値
	直前計測型	—		1分基準値電力（直前計測型）か ら合計補正計測電力および合計需 要抑制計画電力を差し引いた値		属地周期基準値電力（直前計測型）から合計補 正計測電力および合計需要抑制計画電力を差 し引いた値		1秒基準値電力（直前計 測型）から合計補正計測 電力および合計需要抑制 計画電力を差し引いた値

	逐次計測型 ^{注7}	—	—	—	属地周期基準値電力 (逐次計測型) から合 計補正計測電力および 合計需要抑制計画電力 を差し引いた値	1 秒基準値電力 (逐次計 測型) から合計補正計測 電力および合計需要抑制 計画電力を差し引いた値
--	---------------------	---	---	---	---	---

ネガボジリスト・パターン ^{注8}	発電リソース		合計補正計測電力から合計発電 計画電力を差し引いた値	合計補正計測電力から 1 分発電計 画電力を差し引いた値	合計補正計測電力から属地周期発電計画電力 ^{注3} を差し引いた値		合計補正計測電力から 1 秒発電計画電力 ^{注5} を差 し引いた値
	需要リソース	事前予測型	合計基準値電力から合計補正計 測電力および合計需要抑制計画 電力を差し引いた値	1 分基準値電力 (事前予測型) か ら合計補正計測電力および合計需 要抑制計画電力を差し引いた値	属地周期基準値電力 (事前予測型) ^{注4} から合計 補正計測電力および合計需要抑制計画電力を差 し引いた値		1 秒基準値電力 (事前予 測型) ^{注6} から合計補正 計測電力および合計需要 抑制計画電力を差し引い た値
		直前計測型	—	1 分基準値電力 (直前計測型) か ら合計補正計測電力および合計需 要抑制計画電力を差し引いた値	属地周期基準値電力 (直前計測型) から合計補 正計測電力および合計需要抑制計画電力を差し 引いた値		1 秒基準値電力 (直前計 測型) から合計補正計測 電力および合計需要抑制 計画電力を差し引いた値
		逐次計測型 ^{注7}	—	—	—	属地周期基準値電力 (逐 次計測型) から合計補正 計測電力および合計需要 抑制計画電力を差し引い た値	1 秒基準値電力 (逐次計 測型) から合計補正計測 電力および合計需要抑制 計画電力を差し引いた値

注1：同一リソースが同一提供期間に複数の商品に同時に約定している場合は、約定している商品（同一リソースが余力活用に関する契約において、契約を締結している商品相当を含む）のうち、最短のサンプリング周期の瞬時供出電力の商品区分の欄を参照する。

注2：瞬時供出電力は、属地エリアの一般送配電事業者と協議のうえ、決定する。

注3：取引会員が属地周期発電計画電力計画を提出せずに1分発電計画電力計画を提出しているときは、1分発電計画電力の線形補間を行い、線形補間後の値を属地周期発電計画電力とみなす。

注4：取引会員が属地周期基準値電力計画（事前予測型）を提出せずに1分基準値電力計画（事前予測型）を提出しているときは、1分基準値電力（事前予測型）の線形補間を行い、線形補間後の値を属地周期基準値電力（事前予測型）とみなす。

注5：取引会員が1秒発電計画電力計画を提出せずに1分発電計画電力計画を提出しているときは、1分発電計画電力の線形補間を行い、線形補間後の値を1秒発電計画電力とみなす。

注6：取引会員が1秒基準値電力計画（事前予測型）を提出せずに1分基準値電力計画（事前予測型）を提出しているときは、1分基準値電力（事前予測型）の線形補間を行い、線形補間後の値を1秒基準値電力（事前予測型）とみなす。

注7：逐次計測型については、商品区分が一次調整力のみのリソースに限る。

注8：ネガボジリスト・パターンに発電リソースおよび需要リソースが含まれる場合は、発電リソースの瞬時供出電力および需要リソースの瞬時供出電力を合計した値を瞬時供出電力とする。

別表２ 専用線オンラインでの指令方法（一般送配電事業者別）

	北海道電力 ネットワーク 株式会社	東北電力 ネットワーク 株式会社	東京電力 パワーグリッド 株式会社	中部電力 パワーグリッド 株式会社	北陸電力 送配電 株式会社	関西電力 送配電 株式会社	中国電力 ネットワーク 株式会社	四国電力 送配電 株式会社	九州電力 送配電 株式会社
ＥＤＣ・ＬＦＣ 信号の 送信方法 ^{注１}	一括 ^{注２}	個別 ^{注３}	個別	一括	一括	個別	一括	一括	一括
ＥＤＣ 制御信号	出力調整指令 (数値指令)	出力調整指令 (数値指令)	出力調整指令 (数値指令)	出力増減指令 (接点信号) ^{注４}	出力調整指令 (数値指令)	出力調整指令 (数値指令)	出力調整指令 (数値指令)	出力調整指令 (数値指令)	出力調整指令 (数値指令)
ＥＤＣ 演算周期	３分	３分	５分	５分	５分	２分３０秒	５分	５分	５分
ＥＤＣ 指令周期	３秒	３分	５分	１０秒	３０秒	２分３０秒	１０秒	２０秒	５秒
ＥＤＣ ^{注５} 目標時刻	－	３分後	５分後	１０分後	５分後	３分後	１０秒後	１分後	５秒後
ＬＦＣ 制御信号	出力調整指令 (数値指令)	出力調整指令 (数値指令)	出力増減指令 (接点信号)	出力増減指令 (接点信号) ^{注４}	出力調整指令 (数値指令)	出力増減指令 (接点信号) ^{注６}	出力調整指令 (数値指令)	出力調整指令 (数値指令)	出力調整指令 (数値指令)
ＬＦＣ 演算周期	３秒	５秒	１秒	５秒	２秒	０.５秒	２秒	２秒	５秒
ＬＦＣ 制御周期	３秒	５秒	１秒	１０秒 ^{注７}	３０秒	０.５秒 ^{注８}	１０秒	２０秒 ^{注９}	５秒

注１：ＥＤＣ・ＬＦＣ信号の送信方法については、経済負荷配分制御にもとづく指令値と負荷周波数制御にもとづく指令値について、合算して各電源等に送信する場合を一括とし、それぞれ個別に各電源等に送信する場合を個別とする。

注２：火力発電所にはＥＤＣのみの指令値も送信。

注３：一部、ＥＤＣ・ＬＦＣ一括で指令している発電所有り。

注４：一部水力発電所に対しては出力調整指令（数値指令）を実施。

注５：上表のＥＤＣ目標時刻を超過する指令を行う場合、需給調整市場システムに登録されたＥＤＣ変化速度で指令値に到達するまでの時間をＥＤＣ目標時刻とする。

注６：１０秒継続または積分量超過にて制御出力。

注７：ＡＲがある閾値以上になると５秒。

注8：ARが一定条件となった場合に制御。

注9：指定により5秒に切り替え。

(用語の定義)

発電等機能に関連する次の用語は、本表および取引規程においてそれぞれ次の意味で使用する。

(1) EDC

経済負荷配分制御。電力系統の安定かつ合理的運用を目的に、各電源等に最も経済的になるよう負荷配分を行う制御をいう。(Economic load Dispatching Controlの略)

(2) LFC

負荷周波数制御。定常時における電力系統の周波数および連系線の電力潮流を規定値に維持するため、地域要求量を検出し、電源等の出力を自動制御することをいう。(Load Frequency Controlの略)

(3) 地域要求量 (AR)

属地エリアの一般送配電事業者の負荷周波数制御に用いる調整力の必要量をいい、周波数偏差と連系線潮流偏差から算出される制御必要量を指す。(Area Requirementの略)。

(4) EDC演算周期

各電源等に経済負荷配分を行う演算周期をいう。

(5) EDC指令周期

経済負荷配分により算定された値を含む指令値を各電源等に送信する間隔をいう。EDC信号とLFC信号を一括して送信する場合は、LFC信号の送信間隔で指令を行うため、EDC演算周期とは一致しない。なお、中部電力パワーグリッド株式会社および四国電力送配電株式会社においては、地域要求量が一定の閾値以上になるとき等、5秒に切り替える場合がある。

(6) EDC目標時刻

経済負荷配分により算定された指令値に、各電源等が出力を変化させることを求める時刻をいい、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信した時刻から起算する。なお、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社においては、EDC演算周期ごとに算定された各電源等の負荷配分量をEDC指令周期に合わせて線形に補間したうえで送信するため、EDC演算周期よりも短い時間となる。また、北海道電力ネットワーク株式会社においては、将来時刻に対するEDC演算を行っていないため、定めのないものとする。

(7) LFC演算周期

ARを検出し、各電源等の出力を自動制御する演算周期をいう。

(8) LFC制御周期

ARにより算定された値を含む指令値を各電源等に送信する間隔を言う。なお、中部電力パワーグリッド株式会社および四国電力送配電株式会社においては、ARの閾値や指定により5秒に切り替える場合がある。また、関西電力送配電株式会社においては、ARが一定条件となった場合に制御を行う。

(9) GF (ガバナフリー) 運転

発電機の回転速度を負荷の変動の如何にかかわらず、一定の回転速度を保つように、動力である蒸気および水量を自動的に調整する装置である調速機(ガバナ)により、系統周波数の変化に追従して出力を増減させる運転をいう。(Governor Freeの略)

別表3 商品区分ごとの指令方法

同一リソースが同一提供期間に異なる商品区分に約定している場合、約定している商品の組み合わせに応じて、各商品の指令方法は以下のとおりとする。

なお、以下の表の「●」は、約定している商品区分を示し、() 内は、約定している当該商品に対して適用される、取引規程別冊 第35条（調整の実施の原則）を示す。

約定している商品 の組み合わせ番号	一次調整力および 複合約定対象商品の一次調整力	二次調整力①および 複合約定対象商品の二次調整力①	二次調整力②および 複合約定対象商品の二次調整力②	三次調整力①および 複合約定対象商品の三次調整力①	三次調整力②
1	●（一次調整力）	●（二次調整力①）			
2	●（一次調整力）		●（二次調整力②）		
3	●（一次調整力）			●（三次調整力①）	
4	●（一次調整力）				●（三次調整力②）
5		●注	●注		
6		●注		●注	
7		●注			●注
8			●（二次調整力②）	●（二次調整力②）	
9			●（二次調整力②）		●（二次調整力②）
10				●（三次調整力①）	●（三次調整力①）
11	●（一次調整力）	●注	●注		
12	●（一次調整力）	●注		●注	
13	●（一次調整力）	●注			●注
14	●（一次調整力）		●（二次調整力②）	●（二次調整力②）	
15	●（一次調整力）		●（二次調整力②）		●（二次調整力②）
16	●（一次調整力）			●（三次調整力①）	●（三次調整力①）
17		●注	●注	●注	
18		●注	●注		●注
19		●注		●注	●注
20			●（二次調整力②）	●（二次調整力②）	●（二次調整力②）
21	●（一次調整力）	●注	●注	●注	
22	●（一次調整力）	●注	●注		●注
23	●（一次調整力）	●注		●注	●注
24	●（一次調整力）		●（二次調整力②）	●（二次調整力②）	●（二次調整力②）
25		●注	●注	●注	●注
26	●（一次調整力）	●注	●注	●注	●注

注：属地エリアの一般送配電事業者と協議した指令方法による。

(改廃履歴)

2020年 1月 9日制定
2020年 4月 1日改定
2020年 8月 1日改定
2020年11月30日改定
2021年 4月 1日改定
2021年10月 1日改定
2022年 4月 1日改定
2023年 4月 1日改定
2023年 5月 1日改定
2023年 8月 1日改定
2023年12月 1日改定
2024年 4月 1日改定
2024年10月 1日改定
2025年 3月14日改定